



かながわけん
神奈川県
福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

かながわけん
神奈川県
とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい
当事者目線の障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～

もと きほんけいかく
に基づく基本計画

ねんど ねんど
2024年度 ～ 2029年度
れいわ ねんど れいわ ねんど
(令和6年度～令和11年度)

ねん がつ
2024年3月

はじめに



かながわけん
神奈川県では、これまで「かながわ障がい者計画」及び「神奈川県
しょうがいきふくしけいかく
障がい福祉計画」という2つの計画を策定し、障害者に関する福祉や
ほけん いりよう こよう きょういく
保健・医療、雇用、教育などの様々な分野の施策を総合的かつ計画的に
すいしん
推進してきました。

こうした 中で、2016（平成28）年7月に県立障害者支援施設
「津久井やまゆり園」において、19名の命が奪われるという大変痛まし
い事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないように、

どうねん がつ けんぎかい
同年10月、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、ともに生きる社会の実現を
めざ けんせい きほんてき りねん
目指す県政の基本的な理念としました。

そして、津久井やまゆり園の再生を進める中で、私自身、障害当事者の皆様との対話を重ね、
当事者の心の声に耳を傾け、お互いの心が輝く「当事者目線の障害福祉」が重要であるとの考
えに至りました。そこで、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して
～」を2022（令和4）年10月に公布し、2023（令和5）年4月に施行しました。

この条例では、当事者目線の障害福祉の推進を図ることで、障害当事者のみならず誰もが喜び
を実感できる地域共生社会を、県民が一体となり、実現することを目指しています。

このたび、条例の理念を具現化するため、当事者目線の障害福祉を推進するために必要な
具体的な施策を盛り込むとともに、「かながわ障がい者計画」及び「神奈川県障がい福祉計画」を
包含し、神奈川県の障害福祉に関する様々な施策を網羅した唯一の新たな計画として、「神奈川県
当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を策定しまし
た。

計画の策定に当たっては、障害当事者の方を含め、多くの皆様から貴重なご意見をお寄せいた
きました。深く感謝申し上げますとともに、策定にご尽力いただきました県議会、神奈川県施策審議会
及び障害当事者部会の委員の皆様にご改めて御礼申し上げます。

今後、この計画に基づき、障害当事者の方々をはじめ、県民の皆様や、障害福祉に係る関係団体、
市町村と協働・連携しながら、障害の種別や程度に関わらず、誰もがその人らしい生活を送ることが
できる、「いのち輝く地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2024（令和6）年3月

かながわけんちじ

くろいわ

ゆうじ

神奈川県知事 黒岩祐治

けいかく よ かた 計画の読み方

ほんけいかく そうろん かくろん しりょう こうせい
本計画は、「総論」・「各論」・「資料」の3つで構成しています。

☛ 総論：1ページから32ページ

けん め ぞ ち い ききょうせいしゃかい じつげん む し さく すいしん
県が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、施策をどのように推進していくのか、
そのかんが かた りねんてき ないよう きさい
考え方や理念的な内容を記載しています。

ち い ききょうせいしゃかい
「地域共生社会」とは

い しゃかい けんしやう
「ともに生きる社会かながわ憲章」とは

かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじやうれい どう
「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」とは 等

⇒ このような県のしょうがいふくしぜんぱん し かた そうろん よ
⇒ このような県の障害福祉全般について知りたい方は、「総論」をお読みください。

☛ 各論：33ページから220ページ

けん おこな かくし さく もくひやう げんじやう かだい とりく ほうこうせい すうち きさい
県が行う各施策の「目標」、「現状と課題」、「取組みの方向性」、「数値目標」を記載し
ています。

じやうれい けんしやう じつげん
条例や憲章をどのように実現させていくのか？

いま なに かだい けん なに と く
今は何が課題で、県は何に取り組んでいるのか？

⇒ このような疑問がある方は、目次を参考に、該当する「各論」をお読みください。

☛ 資料：221ページから

すうちもくひやうち みこみりやうとう いちらん けんしやうおよ じやうれいとう ぜんぶん けいかくさくてい
数値目標値やサービスの見込量等の一覧のほか、憲章及び条例等の全文、計画策定
おも けいか せんもんようご せつめい さんこう けいさい
の主な経過、専門用語の説明などを、参考として掲載しています。

つぎ ないよう べつしりやうとう かくにん といあ
次の内容については、別資料等の確認もしくはお問い合わせください。

▶ 「実際に使えるサービスや制度（しくみ）そのものを知りたい」

⇒ けん せいどあんない らん さっしどう さくせい
⇒ 県の制度案内のウェブサイトをご覧ください。（冊子等でも作成しています）

しょう じしや せいどあんない けん
「障がい児者のための制度案内」（県ウェブサイト）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f4038/index.html>

※ しょうそん せいどあんない かくしやうそん
※ 市町村ごとの制度案内は、各市町村ウェブサイトをご覧ください。



▶ 「県の実施している障害者に関する事業のもっと具体的な内容を知りたい」

⇒ かくろん とりく ほうこうせい きさい たんとうしよぞく しょうがいふくしか
⇒ 各論の「取組みの方向性」に記載されている担当所属か、障害福祉課の
けいかく たんとう と あ じぎやう たんとう
計画の担当にお問い合わせください。事業の担当におつなぎします。

ほうりつとう しょうりやくひょうき 法律等の省略表記について

ほんけいかく い か もんごん しょうりやく きさい
本計画では、以下の文言について、省略し記載しています。

1. 「^{じょうれい}条例」

かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい い しゃかい めぎ
「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」

2. 「^{けんしょう}憲章」

い しゃかい けんしょう
「ともに生きる社会かながわ憲章」

3. 「^{しょうがいしゃけんりじょうやく}障害者権利条約」

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく
「障害者の権利に関する条約」

4. 「^{きほんししん}基本指針」

しょうがいふくし どうおよ しょうがいじつうしよしえんどう えんかつ じつし かくほ きほんてき ししん
「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

5. 「^{しょうがいしやぎやくたいぼうしほう}障害者虐待防止法」

しょうがいしやぎやくたい ぼうし しょうがいしや ようごしや たい しえんどう かん ほうりつ
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

6. 「^{しょうがいしやさべつかいしょうほう}障害者差別解消法」

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

7. 「^{しょうがいしやそうごうしえんほう}障害者総合支援法」

しょうがいしや にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

8. 「^{ほう}バリアフリー法」

こうれいしや しょうがいしやどう いどうどう えんかつか そくしん かん ほうりつ
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

9. 「^{どくしょ ほう}読書バリアフリー法」

し かくしょうがいしやどう どくしょかんきょう せいび すいしん かん ほうりつ
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

10. 「^{しょうがいしやじょうほう}障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション^{しさくすいしんほう}施策推進法」

しょうがいしや じょうほう しゅとくおよ りようなら い しそつう かか しさく すいしん かん ほうりつ
「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

11. 「^{しょうがいしやゆうせんちやうたつすいしんほう}障害者優先調達推進法」

くにとう しょうがいしやしゅうろうしせつどう ぶっぴんどう ちやうたつ すいしんとう かん ほうりつ
「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

12. 「^{しょうがいしやこようそくしんほう}障害者雇用促進法」

しょうがいしや こよう そくしんとう かん ほうりつ
「障害者の雇用の促進等に関する法律」

13. 「^{みこみりよう}サービス見込量」

していしょうがいふくし とう ひつよう りよう み こ
「指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み」

※ かくほうりつ かいせい いちぶ かいせい ほうりつ ほうりつめい かいせい つ きさい
各法律の改正、「一部を改正する法律」は、法律名に「改正」を付けて記載しています。

目次

はじめに

けいかく よ かた ほうりつとう しょうりやくひようき
計画の読み方、法律等の省略表記について

＜総論＞

1.	かながわけん しょうがいふくし めざ けいかくさくてい けいい 神奈川県が障害福祉を目指すもの ～計画策定の経緯～	2
	かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい + 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例	3
	い しゃかい めざ ～ともに生きる社会を目指して～	
2.	かながわけん めざ しゃかい かや ちいききょうせいしゃかい 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～	4
	い しゃかい けんしょう + とともに生きる社会かながわ憲章	5
3.	とうじしゃめせん しょうがいふくし 当事者目線の障害福祉とは	6
	しえんしゃめせん とうじしゃめせん ちが いちれい + 支援者目線と当事者目線の違いの一例	7
	とうじしゃめせん しょうがいふくし じっせん けんりつしせつ しえん + 当事者目線の障害福祉の実践 ～県立施設における支援～	8
	とうじしゃめせん しょうがいふくし もと ちいき すいしん + 当事者目線の障害福祉に基づく地域づくりの推進	10
4.	じょうれい もと きほんけいかく 条例に基づく基本計画とは	12
	けいかく さくてい めざ (1) 計画の策定により目指すもの	12
	さくてい (2) 策定のポイント	13
	けいかく い ち (3) 計画の位置づけ	14
	けいかく きかん (4) 計画の期間	16
	けいかく やくわり (5) 計画の役割	16
	しょうがいしゃせさくしん ぎかい およ しょうがいとうじしゃぶかい やくわり (6) 障害者施策審議会及び障害当事者部会の役割	16
	けいかく しんこうかんり (7) 計画の進行管理	17
5.	かながわけん けんいき くいき かんが かた 神奈川県の圏域・区域の考え方	20
6.	くに こくさいれんごう こくれん どうこう 国と国際連合（国連）の動向	21
	しょうがい かんが かた いがく しゃかい + 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～	22
	ふ ちいききょうせいしゃかい じつげん む + SDGsを踏まえた地域共生社会の実現に向けて	23
7.	かながわけん しょうがいふくし と ま じょうきょう 神奈川県の障害福祉を取り巻く状況	24
	じんこうこうせい (1) 人口構成	24
	しょうがい かか てちょうしょじとう じょうきょう (2) 障害に係る手帳所持等の状況	24
	た しょうがいとう じょうきょう (3) その他、障害等の状況	28
	かくねんど しょうがいしゃしえんしせつとう ひつようにゆうしよていじんそうすう (4) 各年度の障害者支援施設等の必要入所定員総数	30
	けんりつしせつ かた (5) 県立施設のあり方	32

かくろん <各論>	33
1. かくろん よ かた はんれい 各論の読み方（凡例）	34
2. かくろん こうせい 各論の構成	36
3. ぶん やべつし さく ほうこうせい 分野別施策の方向性	37
I すべての人のいのちを大切に<u>する</u>取り組み	39
1. すべての人の権利を守るしくみづくり	39
(1) けんりようご すいしん ぎゃくたい ぼうし 権利擁護の推進、虐待の防止	40
(2) しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別の解消	46
(3) い し けつていし えん すいしん 意思決定支援の推進	50
2. い しゃかい ささ ひと ともに生きる社会を支える人づくり	55
(1) しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい 障害福祉を支える人材の確保・育成	56
(2) ほけん いりよう ささ じんざい かくほ いくせい 保健・医療を支える人材の確保・育成	64
II だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取り組み	69
3. あんしん く ちいき 安心して暮らせる地域づくり	69
(1) そうだんし えんたいせい こうちく 相談支援体制の構築	70
(2) ちいきせいかつい こうしえんとう じゅうじつ 地域生活移行支援等の充実	76
4. ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい 地域生活を支える福祉・医療体制づくり	83
(1) しょうがいふくし とう せいび じゅうじつ しつ こうじょう 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上	84
(2) ちいき しえんたいせい せいび 地域における支援体制の整備	92
(3) ほけん いりようし さく すいしん 保健・医療施策の推進	98
(4) しょうがい こ しえん じゅうじつ 障害のある子どもへの支援の充実	112
(5) しょうがいとうじしゃ かぞくとう しえん じゅうじつ 障害当事者やその家族等への支援の充実	122
(6) しえんしゃ お とりく すいしん 支援者に向けた取り組みの推進	126
III しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ へんけん さべつ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も はいじょ とりく 排除する取り組み	131
5. しゃかいさんか そくしん かんきょう 社会参加を促進するための環境づくり	131
(1) だれ す すいしん 誰もが住みやすいまちづくりの推進	132

(2)	意思疎通支援の充実	138
(3)	情報のアクセシビリティ(利便性)の向上	144
(4)	デジタル等先端技術を活用した支援の充実	152
(5)	防災及び災害発生時の体制整備	156
(6)	犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実	160
6.	雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり	165
(1)	就労支援の充実	166
(2)	障害者雇用の促進	172
IV	地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み	179
7.	ともに生きるための意識づくり	179
(1)	当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発	180
(2)	障害の理解と差別解消の促進	184
(3)	障害者主体の活動の促進	190
8.	ともに育つための教育の振興	195
(1)	教育環境の整備	196
(2)	インクルーシブ教育の推進	202
9.	ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興	207
(1)	文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進	208
(2)	スポーツ活動等の取組みの推進	214
おわりに		218
	今後の課題と展望	218
	計画策定に当たって寄せられた意見の一部	219

しりょう
<資料>

221

1. 数値目標、活動指標	222
(1) 県独自の目標	222
(2) 厚生労働省の基本指針に基づく成果目標	226
(3) 厚生労働省の基本指針に基づく活動指標	228
2. 県の地域生活支援事業の見込量	230
3. 障害福祉サービスの見込量	234
4. 障害保健福祉圏域ごとの目標値	239
(1) 2026年度の成果目標	239
(2) 指定障害福祉サービス等を見込量	240
(3) 指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の見込量	249
5. 神奈川県内における障害者支援施設等の一覧	252
6. 計画策定の主な経過	256
7. 障害福祉に係る法整備等の歴史	260
+ 障害福祉施策に関する主な法律等	260
+ 県における障害福祉施策に関する条例等	264
8. とともに生きる社会かながわ憲章	265
9. 当事者目線の障がい福祉実現宣言	266
10. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例	268
～とともに生きる社会を目指して～ (全文)	
11. 障害者等の支援のマーク	275
12. 用語の説明	280

＜本計画に位置付けている他の計画についての記載＞

1.	難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画 「聴覚障害児支援の中核機能」	116
2.	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 「読書バリアフリーの推進」	149

＜コラム＞

I すべての人のいのちを大切にす取組み

1.	すべての人の権利を守るしくみづくり	
	(1) 障害者の権利擁護と虐待防止	45
	(2) 令和6年4月1日から、事業者も合理的配慮の提供が義務化されます！	49
	(3) 意思決定支援を推進する取組み	53
2.	ともに生きる社会を支える人づくり	
	(1) 障害福祉を支える人材育成・人材確保	63
	(2) 障害者の歯科診療を支える取組み	67

II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3.	安心して暮らせる地域づくり	
	(1) 身近な地域の相談支援体制	75
	(2) 施設と地域をつなげる取組み	82
4.	地域生活を支える福祉・医療体制づくり	
	(1) 障害福祉サービスの紹介	91
	(2) 自立支援協議会とは	97
	(3) 精神障害者が安心して暮らせる地域づくり	109
	高次脳機能障害に関する支援	110
	障害者の心を支える取組み	111
	(4) 医療的ケア児を支える取組み	121
	(5) 家族を支える「ケアラー」への支援	125
	(6) 障害者を支える支援者への支援	129

Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり

-  (1) バリアフリー街づくりについて 137
-  (2) 手話の普及に関する取組み 142
-  電話リレーサービスとは 143
-  (3) 誰もが受け取れる神奈川県のごほう 151
-  (4) メタバースで生きづらさを改善できるか？ 155
-  (5) 誰一人取り残さない防災を目指して 159
-  (6) 障害者の消費者トラブルを防ぐために 164

6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

-  (1) 障害者の工賃向上を目指して～共同受注窓口の紹介～ 171
-  (2) 分身ロボットを活用し、新たな就労の形を発信！ 177

Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. ともに生きるための意識づくり

-  (1) 当事者目線の障害福祉を広げるために 182
-  (2) 差別解消を地域で推進する取組み 189
-  (3) 障害当事者部会の設置 193
-  障害者当事者の経験を生かす取組み 194

8. ともに育つための教育の振興

-  (1) 障害児を支える学校教育の取組み 201
-  (2) ともに育ち、ともに学ぶための取組み 206

9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

-  (1) 文化芸術活動のサポート 212
-  ともいきアートサポート事業 213
-  (2) かながわパラスポーツの推進 217

「障害」の表記について

これまで県では、「障害」という言葉について、害という漢字の否定的なイメージを考慮し、障害者の人権をより尊重するという観点から、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合や、機関・団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で「障がい」と記載してきました。

この計画では、県の行政文書管理規程に基づき策定された「条例」の基本計画としての位置づけのほか、改めて障害当事者や有識者の方々との議論を重ねた結果として、障害という言葉は、「体や心の状態により、不利益が生じている“個人”を指す言葉」ではなく、「社会にある様々な障壁（バリア）そのものを指し示す表現」として整理することとし、この害の字の標記については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害者当事者」に関する表記について

「障害者本人」に当たる言葉として、この計画では主に「障害当事者」という表記をしています。同じ意味を持つ言葉として、「障害者自身」や「障害者本人」などの表現が、国や他の自治体で作成する各種計画等において使用されていますが、この計画が条例に基づく計画であることから、条例にならい、主にこの言葉を用いています。

「障害の有無」に関する表記について

「障害の有無に関わらず、すべての人が…」という表現については、あらゆる人は等しく平等であり、同時に誰でも心身の状態は常に変化するので、社会が生む障壁により、常に制限を受ける可能性があることから、「障害がある、障害がない」と、時点をもって二分する表現（有無）は極力避け、「障害の程度や状態に関わらず…」という表記をしています。

一方で、この計画に記載している障害福祉に係る施策は、県民全体に向けた広域の施策のほか、現時点でも、なんらかの制限を受けている方々に対する個別の施策も含まれていることから、一部で「障害のある方」といった表記をしています。

※参考

専門用語については、巻末の資料「用語の説明」にまとめています。

そうろん 総論

1. 神奈川県かながわけんの障害福祉しょうがいふくしが目指すものめざ ～計画策定けいかくさくていの経緯けいゐ～

本県では、1984(昭和59)年3月に策定した「障害福祉長期行動計画」以降、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障害者に関する施策の基本となる計画を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そうした中、2016(平成28)年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生し、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県では同年10月に、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを「ともに生きる社会」の実現を目指す県政の基本的な理念としました。

この過程において、障害者との対話を重ねながら、利用者に対するより良い支援のあり方を模索していくなかで、これまで県が行ってきた支援は、利用者の安全を優先するという理由で、管理的で支援者目線の支援となってしまうことや、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、まずは当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付きました。

そして、障害者一人ひとりの心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫をしながら支援をすることが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、「当事者目線の障害福祉」であるとの考えに至りました。

そこで、2021(令和3)年11月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓うとともに、2022(令和4)年10月に、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定し、2023(令和5)年4月に施行しました。

県では、障害者を含むすべての県民と障害に携わる事業者、行政等が互いに連携し一体となりながら、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるため、この条例で作成を定めた当計画に基づき、施策の更なる推進に取り組めます。

かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～

県は「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障害福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要であり、県議会の議決を得る条例が最も効果的であると考えました。

そして、2022(令和4)年9月7日『令和4年神奈川県議会第3回定例会』に条例案を提出しました。同年10月14日に県議会本会議において全会一致により可決、成立、同月21日に公布し、2023(令和5)年4月1日に施行としました。

なお、条例の題名は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」ですが、当事者目線の障害福祉を推進し、もって地域共生社会を目指すという条例の趣旨を県民に分かりやすく伝えるため、条例の周知啓発を行う際には、必ず、副題として「ともに生きる社会を目指して」を付すこととしています。



しょうがい きほんりねん たいせつ 条例の基本理念 (大切にすること)

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

けん しょうれい しょうさい
県ウェブサイト (条例の詳細) はこちらから

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/tojisya-jourei/top.html>



※ 「憲章」や「条例」等の全文については、資料の265 ページ以降に掲載しています。

2. 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～

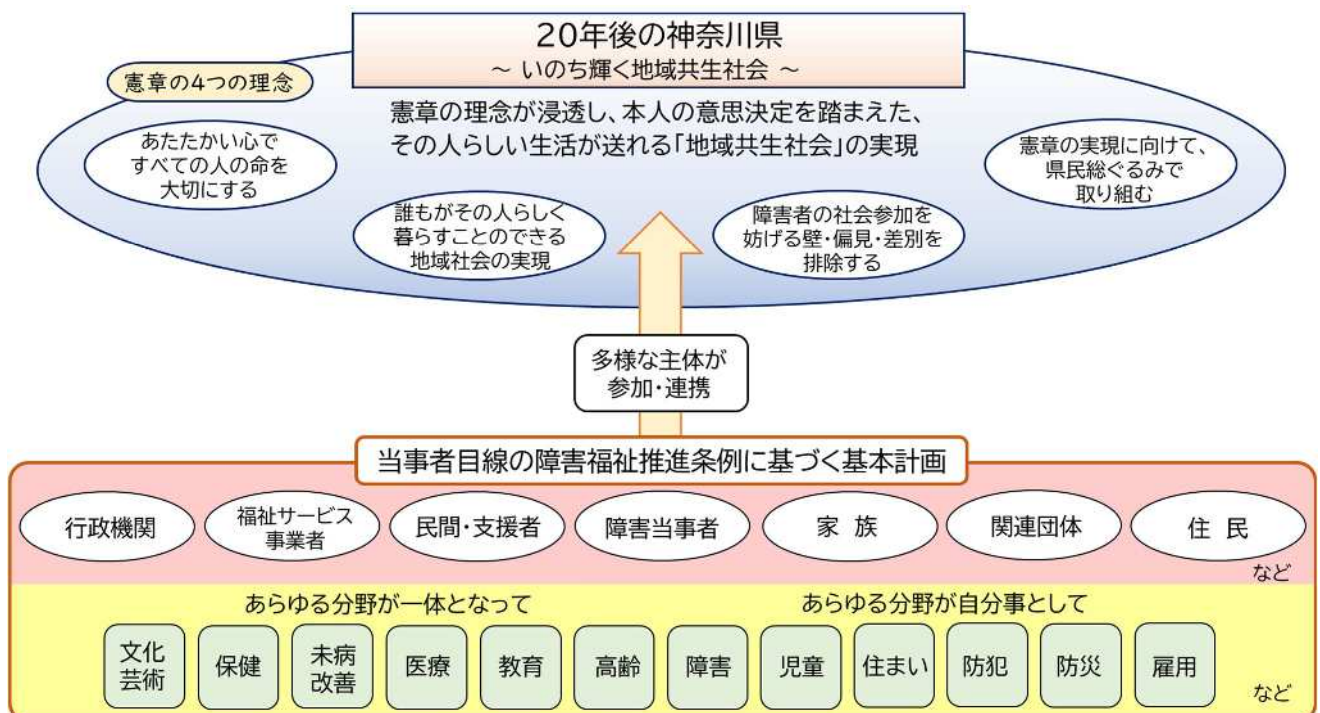
県では「当事者目線の障害福祉」を推進することで行き着く先は、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念が当たり前になるほど浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を送ることができる“いのち輝く地域共生社会”であると考えています。

これは障害者のみならず、地域社会を構成するすべての人々が、障害者の地域生活について理解を深め、県や市町村、県民等が相互に連携をしながら、障害者の差別の解消や権利擁護、障害者の自立や社会参加の支援のための施策等に、当事者の目線に立って取り組んでいくものです。

また、支え支えられる関係を越えたすべての人が受け入れられ、「誰もが、いのちを輝かせて暮らすことのできる社会」であり、憲章の理念の実現を目指すものです。

なお、誰もが自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福の形を追求しながら、自分らしく輝きながら暮らすためには、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を通して、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことが必要です。あわせて、時代と共に変化する行政のあり方・役割を模索していくことも必要とされています。

《 あらゆる分野が一体的に、憲章の理念が浸透した地域共生社会を目指すイメージ図 》



これまでの我が国の社会保障制度は、歴史的に憲法第25条の「生存権保障」に根拠を置いた給付を中心とした制度・施策であり、現代社会が抱える孤立や孤独といった「社会的排除」などに対応しづらい一面を有していましたが、憲法第13条の「幸福追求権」をこれまで以上にしっかりと意識し、誰もが人格的に自律し、主体的に自らの生き方を追求していくことを可能にするための制度や施策へ転換していく必要があるとの考えが広がってきています。

また、これまでの一方向的な支援機関としての行政の役割から転換し、様々な福祉的活動を行っている民間事業者やNPO等の活動主体とも連携をしながら、誰もがその人らしく暮らすことが出来るよう、新たな地域社会のシステムを構築していくことが重要です。

県では、団塊ジュニア世代が高齢者となり、新たな医療・福祉の体制が求められているおよそ20年後（2040年頃）を、「いのち輝く地域共生社会」の実現目標とし、県民一人ひとりがこの目標を自分事として理解し、実現に向けて取り組める神奈川県を目指します。

ともに生きる社会かながわ憲章

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設『津久井やまゆり園』において、19名の命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現を目指し、平成28年10月14日、神奈川県議会とともに定めた憲章です。

《 かながわ憲章の理念 》

- ひとつ わたし 私たちは、あたたかい心をもって、
すべての人のいのちを大切にします
- ひとつ わたし 私たちは、誰もがその人らしく暮らす
ことのできる地域社会を実現します
- ひとつ わたし 私たちは、障がい者の社会への参加を
妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や
差別も排除します
- ひとつ わたし 私たちは、この憲章の実現に向けて、
県民総ぐるみで取り組みます



3. 当事者目線の障害福祉とは

ここでは、県施策の重要な基本理念「当事者目線の障害福祉」について説明します。

当事者目線の支援

県は、2020（令和2）年7月に、附属機関である『神奈川県障害者施策審議会』の部会として、『障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会』を設置し、県立施設の支援内容の検証のほか、利用者目線の支援の考え方について整理しました。利用者目線という言葉は、もともとは入所施設の利用者という趣旨で用いられてきた経緯がありますが、県は将来の施策の広がりを踏まえて、「利用者目線」から「当事者目線」という文言を使用することとしました。

この考えの下、県の障害福祉のあるべき姿を展望し、その実現に向け議論を行うため、2021（令和3）年6月に、『当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会』を設置し、当事者目線の支援を、「障害当事者に直接に関わる支援者が本人に寄り添い、支援者側の目線からではなく本人の目線に立ち、本人の望みや願いについて、意思の表出が難しい重度の障害者にあっては意思決定支援を行い、心の声に耳を傾けて、しっかりと汲み取り、本人の可能性を最大限引き出せるよう、工夫をしながらお互いの心が輝く支援を行うこと」と整理しました。

当事者目線の障害福祉

「当事者目線の支援」は、直接的な支援の関係性について表現した言葉ですが、直接的な支援だけではなく、本人の望みや願いに寄り添い、本人らしい暮らしを実現するための様々な公的サービスや、地域の社会資源との関わりも含むものを「当事者目線の障害福祉」と捉え、2022（令和4）年3月、同委員会にて次のように整理しました。

障害福祉サービス事業者や行政機関など、制度に基づいた支援を行う者のほか、インフォーマル（制度に基づかない）な支援や互助活動に取り組む団体、ボランティア等が障害者を直接に支援する者と連携して、それぞれが主体的に障害者本人の望みや願いに寄り添い、障害当事者の目線に立った施策を展開するとともに、地域の社会資源の整備を進めていくことにより、障害者本人が望むその人らしい暮らしを実現していく取り組み

なお、当条例の第2条第2項では、「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。と、定義しています。

《 支援者目線と当事者目線の違いの一例 》

当事者の目線が不在になる「支援者目線」

か もの ばめん 買い物の場面



《 解説 》

- ▶ 視覚障害の女性が、支援者とともに服を買いに来た場面です。
- ▶ 店員は、支援者に向かって「彼女は何色の服が好きですか？」と尋ね、支援者が「彼女は〇〇色が好きです」と答えています。
- ▶ 店員は、視覚障害の女性に対して、「色は分からないかな？」「何色と聞かれても困るかな？」「嫌な思いをさせてしまうかな？」と悩み、女性ではなく、支援者に聞いてしまいますが、女性は、「色は見えないけど自分で選びたい、自分に聞いてほしい」と思っています。
- ▶ この場面では、当事者の目線が不在といえます。

当事者本人が中心となる「当事者目線」



《 解説 》

- ▶ 店員が視覚障害の女性に向かって「何色の服が好きですか？」と尋ね、女性が「私は〇〇色が好きです」と答えている場面です。
- ▶ ここでは、店員は「まずは本人に聞いてみよう...本人の気持ちが大切」と考え、支援者も、「まずは本人の気持ちが大切。難しそうなら手伝おう。」と見守っています。
- ▶ この場面では、当事者の目線で店員と支援者が女性に対応しています。

《 当事者目線の障害福祉の実践 ～県立施設における支援～ 》

障害者支援施設では、地域生活への移行が一定程度進む一方で、入所者の重度障害者の割合が高く、入所期間が長期化しています。とりわけ、県立施設では、入所者の4割以上の方は、入所期間が20年を超え、また、入所者の生活が施設内で完結するなど、地域との交流が少なくなっている現状があります。

そこで、当計画では、今後の障害者支援施設は住まいの場を提供するだけではなく、本人の意思に応じて地域生活への移行に向けた支援を一層進めるとともに、地域生活の体験を増やすため、地域の事業所や自治体等の地域コミュニティとの連携を求めていくこととしました。

県立施設は、いわゆる「通過型施設」として、地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、様々な経験を通して、本人が望む暮らしを確認しながら、再び地域で暮らしていけるよう、率先して地域生活移行に取り組むこととしています。

(県立施設での実践を支えるための県の取組)

県は、県立施設での実践を推進するため、地域で生活する障害当事者に、全ての県立施設の支援現場を直接見ていただき、気づいた問題点や改善点について、職員と意見交換を行う巡回事業を実施しています。さらに、身体拘束ゼロを目指すために、身体拘束の実施状況を県のホームページに掲載するなど、県立施設における利用者支援の見える化を進めています。

また、人材育成の取組みとしては、当事者目線に立った先駆的な支援や特色ある支援を行っている民間事業所に県立施設の職員を派遣する研修を実施するほか、県立施設の職員を対象に、若手、中堅、管理職といった階層別研修や、福祉・看護・心理職といった、多職種で事例検討を行っています。

(指定管理施設や県直営のさがみ緑風園における取組)

令和5年4月に条例が施行され、県立の指定管理施設は、本人が望む生活を実現するため、前例にとらわれず、当事者目線の支援に取り組んでいます。

具体的には、通過型施設として、園外での日中活動やグループホーム等の体験利用を通じて、地域生活に向けた取組みを進めるとともに、移行後も地域での生活状況を確認し、必要な場合には生活の場を訪問したり、短期入所で受け入れるなど、地域生活が維持できるよう支援していきます。

さらに、県直営の「さがみ緑風園」では、病院や介護保険施設等との役割分担から、入所者のライフステージに合わせた暮らしの場への地域生活移行を進めています。

（県立中井やまゆり園における実践）

虐待を含む複数の不適切な支援が

明らかとなった「中井やまゆり園」では、
2022（令和4）年4月から配置した民間
の支援改善アドバイザーによる指導を受
けながら、リサイクルの仕事として請け負
った手帳の解体作業や、秦野駅前の活動
拠点を起点とした花壇の整備や公園の
清掃など、様々な日中活動を提供してい
ます。あわせて、入所者が民間の生活介護
やグループホーム等を体験し、地域生活が



秦野駅前の活動
拠点「らっかせ
い」を起点に、
周辺の公園
清掃を行って
いる様子。他に
も花壇の手入れ
など、地域に
根差した活動を
行っている。

イメージできるよう支援するとともに、トイレ改修等、生活環境を整備しています。

2023（令和5）年5月には、県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクト
チームにより、改革の指針となる「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」
が提言され、これを受けて、県と園は同年7月に「県立中井やまゆり園当事者目線の支援
アクションプラン ～一人ひとりの人生を支援する～」を策定しました。

園は、「障害当事者が街の中で当たり前で暮らせる地域共生社会を目指す」などのアク
ションプランの基本理念の下、近隣の農家からお借りした農地で野菜を作ったり、ボランティ
アと一緒に地元の果樹園の手伝いをしたり、近隣の企業による地域の清掃活動に参加する
など、園外での取り組みを充実させています。

今後は、地域の様々な企業や団体、地域住民が参加するネットワークづくりを進め、こうし
た方々との交流を深めながら、障害当事者が地域社会で活躍できるしくみを作っていきたい
と考えています。加えて今後は、成果のあった取り組みを、映像等を活用し、他の県立施設や
民間施設にも広め、当事者目線の障害福祉を県全体で実践できるよう取り組んでいきます。

＊ なお、神奈川県ホームページに、詳細を掲載していますので、あわせてご覧ください。

また、「県立施設のあり方」や「県立障害者施設の方向性ビジョン」については、

32ページに記載しています。

「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」 ▶

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/prs/r2268440.html>



「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン

～一人ひとりの人生を支援する～」 ▶

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/prs/r13856475.html>



《 当事者目線の障害福祉に基づく地域づくりの推進 》

当事者目線の障害福祉を实践するに当たっては、前のページで、その取組みの一例を記載しましたが、障害当事者の方々が、自らの希望に基づき地域社会で生活を送れるよう、地域生活への移行に向けた支援の取組みを推進することが必要です。

あわせて、地域共生社会の実現に向けて、地域社会に生きる一人ひとりが、お互いの違いを認め合い、誰もが同じ社会の中で暮らす隣人として、ともに生き、支え合うことと、この意識を地域が一体となって高め、広めていくことが重要です。

このことは、「誰も排除しない、誰も差別されない社会を目指す」という国の基本的な考え方や、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念とも重なるものであり、地域づくりの重要なポイントです。

また、このような考え方の下で地域づくりを推進するためには、地域の課題を、地域住民や障害当事者、関係機関などが一緒になって受け止め、解決に向けて取り組むような体制の整備が必要です。

各市町村、障害保健福祉圏域及び県には、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域の支援体制の整備を進めていく役割を持つ自立支援協議会が設置されています。この自立支援協議会において、それぞれの地域の実態に合った医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが確保される体制整備を進めるとともに、地域社会の様々な資源をつなぎ、それぞれの課題を整理するしくみを構築し、有効に機能させていくことが重要です。

さらには、これまで以上に障害当事者の声があらゆる施策に反映されるよう、施策を審議する場への障害当事者の参画や、主体的な当事者活動を推進することが重要です。障害当事者それぞれが本来持っている力を発揮しながら、主体的に地域とつながり、生活を送れる体制づくりが求められています。

ちいきせいかついうこう 地域生活移行とは

しょうがいしゃしえんしせつとうにゆうしよしゃしせつでせいかつばじたくきやうどうせいかつえんじよ
障害者支援施設等の入所者が施設を出て、生活の場を自宅や共同生活援助
(グループホーム)、福祉ホーム、公営住宅といった一般住宅等へ移ること。

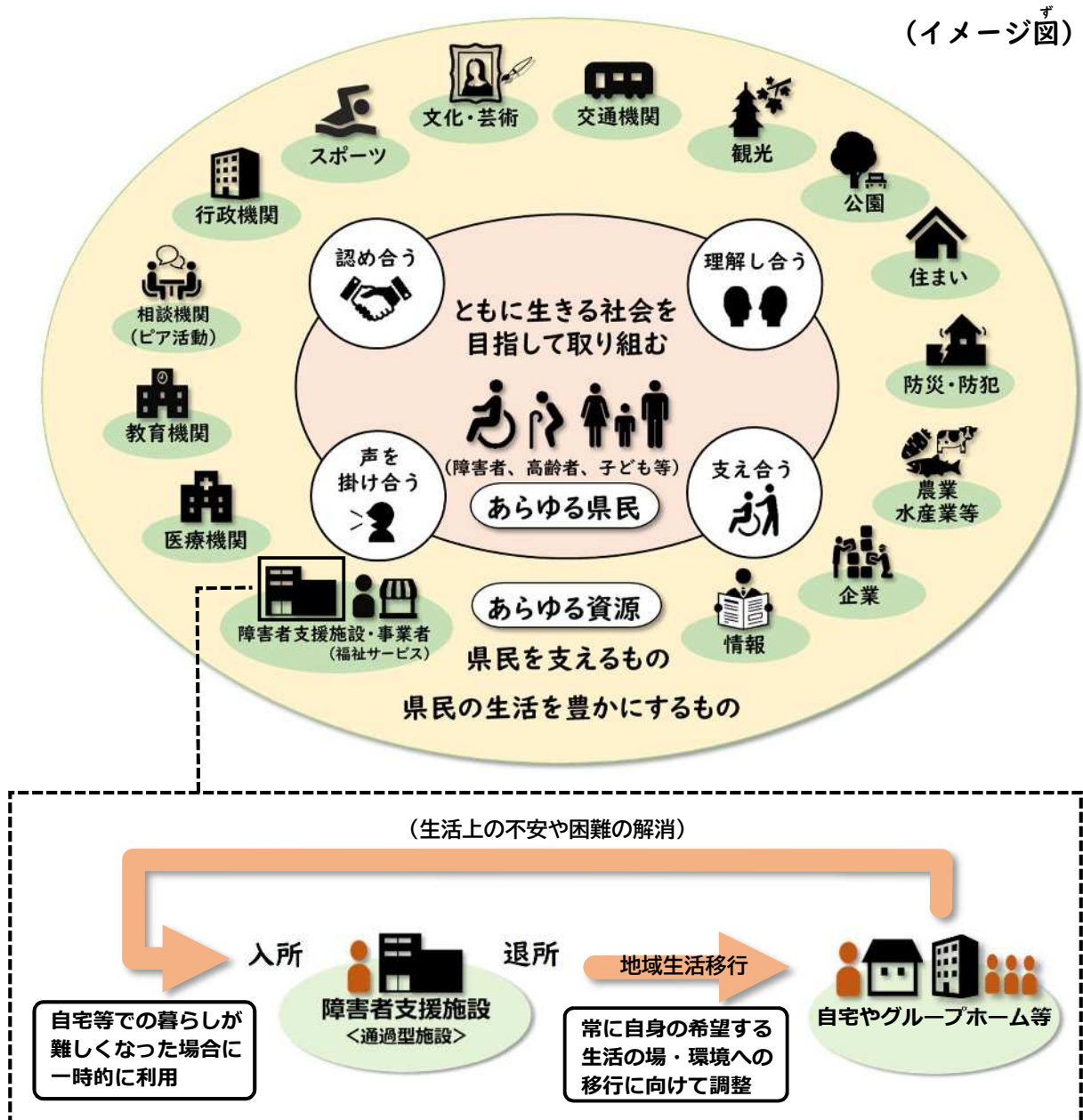
あわせて、居所を移すことだけではなく、日中は地域で活動し、居場所を作るとともに、仲間とのつながりを感じられるなど、社会の一員として、地域の人々と自然なふれあいを持てる暮らしを取り戻していくこと。

けんみんそう ちいききょうせいしゃかい つく 県民総ぐるみで地域共生社会を作る

地域共生社会の実現のためには、福祉や医療、教育などといった県民の生活を支える様々な機関や、安心して暮らせる住まい、みんなが利用できる公園、文化芸術やスポーツ等の余暇活動など、暮らしに必要な環境の整備が推進されることに加え、地域に暮らすあらゆる県民が総ぐるみで、ともに生きる社会を目指して取り組むことが重要です。

県民一人ひとりが、互いに「認め合う」、「理解し合う」、「支え合う」、「声を掛け合う」こと等を意識し、行動につなげるとともに、地域全体でこの意識を高め、広めていくことにより、あらゆる県民が暮らしやすくなった社会が、地域共生社会であると考えます。

(イメージ図)



なお、この地域共生社会では、障害者支援施設を、地域社会を形作る一つの資源として明確に位置づけるとともに、これを利用する人々についても、常に地域社会の中にあるものと整理しています。

4. 条例に基づく基本計画とは

(1) 計画の策定により目指すもの

「障害者基本法」の第1条(目的)では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが掲げられています。

本計画では、この考え方に沿って、

生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、
誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らすことができる
いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を
目指すこと

を基本理念・目標とします。

「一人ひとりの人生を大切にする」ということは、障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるように環境が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想を根底に、自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福を追求しながら「その人らしく暮らす」ことを意味します。

また、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保された地域包括ケアシステムの推進とあわせて、障害者が単にどの障害種別に該当するだけでなく、性別や年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目することが重要です。

あわせて、必要な人に必要な支援が行き届き、誰も取り残されることがないように支援を展開する必要があります。

県では、この計画を障害当事者の参加を通じて、ともに策定することで、こうした取り組みを推進していきます。

同時に、この計画が様々な立場の声を反映しながら、「真の共生」を目指すための歩みのひとつとして、「ともに考え、ともに成長していく計画」となることを目指します。

(2) 策定のポイント

当計画は、以下①～⑧の8つのポイントを押さえ策定しています。

①いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すための計画としています。

②条例の理念の具現化

以下6つの条例の理念を計画に盛り込んでいます。

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも幸せを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

③当事者目線の徹底

福祉分野のみならず、あらゆる分野が一体となり、自分事として、当事者目線に立って考えた施策を基に計画を策定しています。

その際、審議会への参画や、様々な形態で当事者意見を聴取し、反映しています。

④すべての障害とライフステージを意識

身体・知的・精神などの各障害について、格差なく、網羅的に策定しています。

また、子どもから高齢まで、一生涯を通じた施策、取組を記載しています。

⑤一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの人生を大切に、その人らしく暮らせる社会をつくることを目標とした計画としています。

⑥障害者の社会参加の推進

障害者は「支援される対象」としてではなく、「主体的に自ら考え活動できる」しくみを整備するための計画としています。

⑦多様な主体と行政の連携

行政は、「支援機関」としての役割に加え、民間事業者やNPO、障害当事者・家族、地域住民などをつなぐ「新たな地域づくりのプラットフォーム」としての役割を担います。

⑧当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージを盛り込む

県立施設における改革において実践されている具体的な取組を盛り込んだ計画としています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、条例第8条において定めた、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定することとしている基本的な計画であり、次の①～③3つの既存の計画のほか、④～⑥の3つの計画の性格も包含することで、県の障害福祉に関する計画を一本化したものとなっています。

① 障害者計画

- ・ 障害者基本法の第11条第2項に基づく障害者施策の最も基本的な計画
- ・ 内閣府の障害者基本計画を基本として策定
(前計画は2019年度～2023年度の「かながわ障がい者計画」)

② 障害福祉計画、③ 障害児福祉計画

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく障害福祉サービスに関する実施計画
- ・ 厚生労働省の基本指針(市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針)に即して策定
(前計画は、2021年度～2023年度の「第6期神奈川県障がい福祉計画」)

④ 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

- ・ 障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

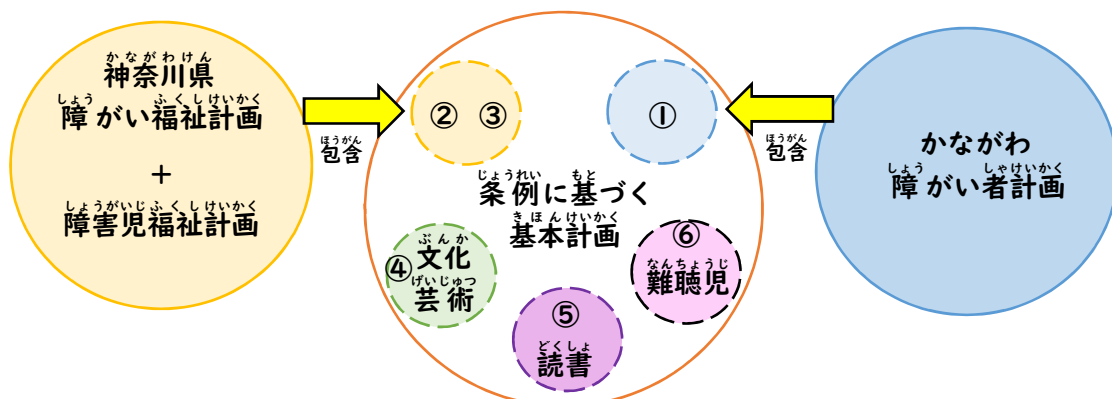
⑤ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

- ・ 読書バリアフリー法の第8条第1項に基づく計画

⑥ 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

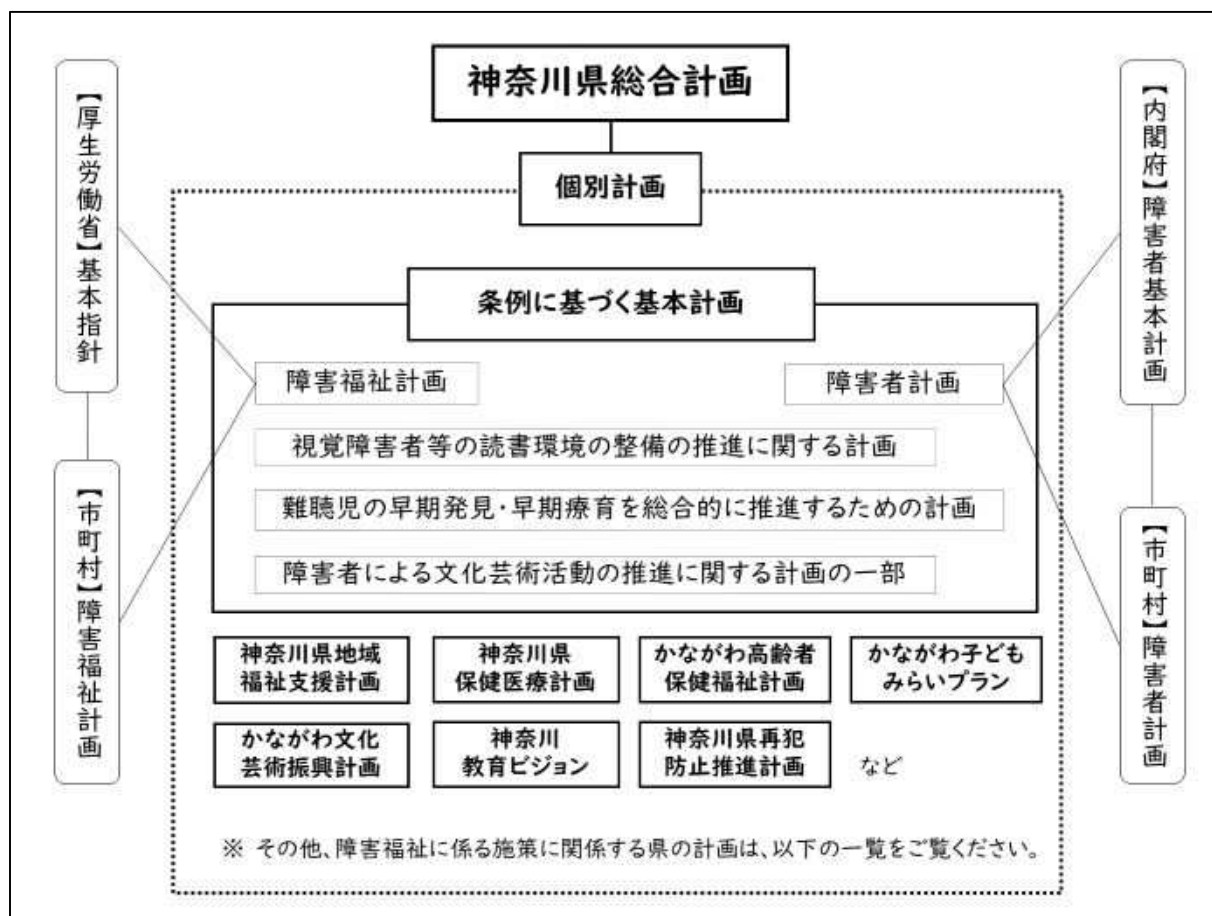
- ・ 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく計画

(関係する計画を一体的に策定し、一本化するイメージ図)



あわせて、本県の総合計画「新かながわグランドデザイン」を補完する個別計画として
も位置付け、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定めている
「神奈川県地域福祉支援計画」や、精神疾患や難病など障害福祉に関係する内容も含
めた総合的な保健医療施策を示す「神奈川県保健医療計画」のほか、障害福祉に関連
する本県の他の計画と連携し、整合性を測りながら策定しています。

【各計画との関係イメージ】



《 障 害 福 祉 に 係 る 施 策 に 関 係 す る 県 の 計 画 》 (順不同)

☐ 神奈川県地域福祉支援計画	☐ 神奈川県保健医療計画
☐ かながわ健康プラン21	☐ かながわ自殺対策計画
☐ かながわ高齢者保健福祉計画	☐ 神奈川県高齢者居住安定確保計画
☐ かながわ子どもみらいプラン	☐ かながわ教育ビジョン
☐ 神奈川県子どもの貧困対策推進計画	☐ 神奈川県再犯防止推進計画
☐ 神奈川県スポーツ推進計画	☐ かながわ文化芸術振興計画

など

(4) 計画の期間

2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。
ただし、3年ごとに改定される厚生労働省の基本指針の内容等を反映させるため、計画期間の中間である令和9年度に、数値目標を中心に見直しを実施します。

		H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
(所管)	(計画)	(見直し)											
内閣府	障害者基本計画	第4次計画					第5次計画					第6次計画	
	障害福祉計画 基本指針	第5期計画 基本指針			第6期計画 基本指針		第7期計画 基本指針			第8期計画 基本指針			
	障害児福祉計画 基本指針	第1期計画 基本指針			第2期計画 基本指針		第3期計画 基本指針			第4期計画 基本指針			
神奈川県	障害者計画	かながわ障がい者計画					神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画						
	障害福祉計画	第5期 神奈川県障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)			第6期 神奈川県障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画)								
	障害児福祉計画												
	条例に基づく 基本計画												

(5) 計画の役割

一般的に計画は、法律や条例により策定することが定められており、施策を計画的に推進する役割や、法律や条例に明記された業務の円滑な実施に資する役割があります。
本計画も、県が障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を計画的に推進していく役割や、市町村の障害福祉計画等の達成に資するための役割などがあります。
そのほか、次のような役割があると考えます。

- ▶ 県が目指す「地域共生社会」の実現に向けた考え方や理念を県民に伝える役割
- ▶ 県が行う各障害者施策の「現状と課題」「取組みの方向性」を県民に伝える役割
- ▶ 計画策定過程や策定後に県民から多くの意見を聞き、現状や課題を再確認し、今後の施策に生かしていく役割

(6) 障害者施策審議会及び障害当事者部会の役割

県では、障害者に関する県の施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の実施状況を監視するとともに、計画の策定・改訂、計画の進行管理等について調査・審議する役割を持つ、『神奈川県障害者施策審議会』を設置しています。

また、この審議会のもと、さまざまな障害当事者の意見を幅広く聞く場として、『神奈川県障害当事者部会』を設置しています。

※ なお、審議の内容や開催時期等については、資料の257ページに記載しています。

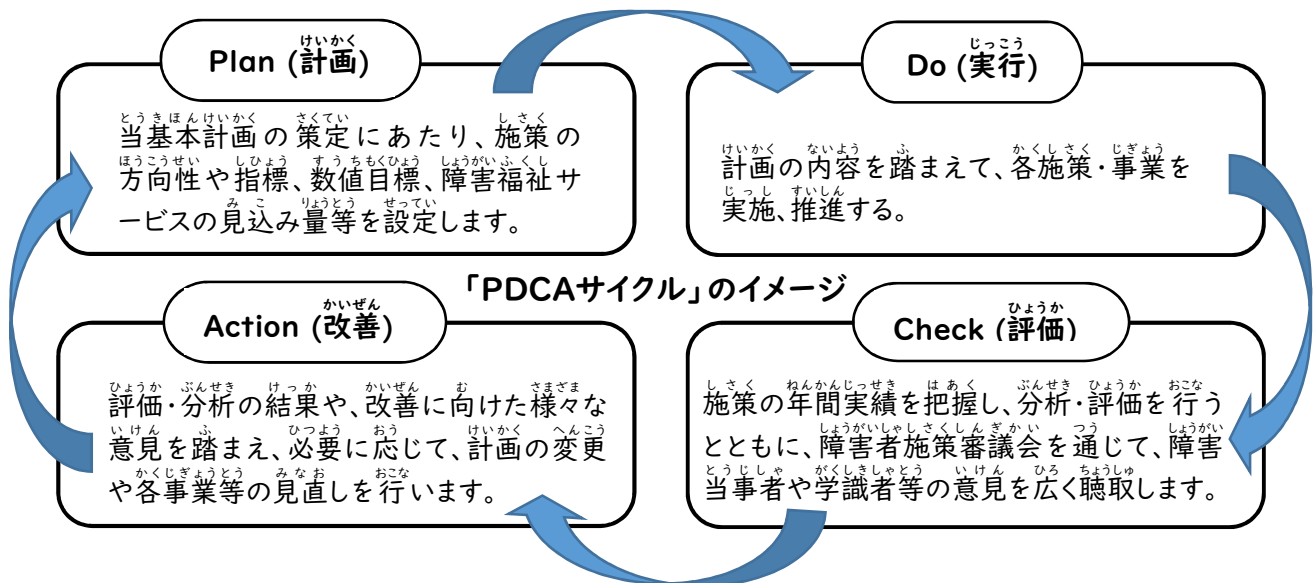
(7) 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルにより、効率的かつ効果的に行われることが重要です。各論にまとめている県が行う各施策や目標値について、年度毎に実績を把握し、分析・評価を行い、神奈川県障害者施策審議会に報告して意見を聴取します。

その上で、必要に応じて計画の変更、事業の見直し等の措置を講じ、計画の着実な進行管理を行います。また、計画策定時には想定し得なかった事態等が生じた場合等にも、柔軟に施策を展開できるよう図ります。

このPDCAサイクルを適切に回しながら、より実効性のある計画となるよう、行政、福祉サービス事業者、支援者、障害当事者、家族など、あらゆる主体が一体となって計画自体を育てていくことが必要であると考えます。

なお、計画は総合的に評価を行います。指標や数値目標等を参考にしつつ、神奈川県障害者施策審議会では内容を絞って審議するなど、評価方法についても検討を行い、適切な進行管理に努めます。



かながわ障がい者計画(2019年度から2023年度)の進行管理について

かながわ障がい者計画(2019年度から2023年度)では、年度毎に県による「一次評価」及び神奈川県障害者施策審議会の意見を反映した「最終評価」の二段階で点検評価を実施し、その結果や意見を踏まえて、各施策・事業を推進してきました。

本計画では、これらの進行管理を踏まえた内容を、各論の「現状と課題」として整理し、「取組みの方向性」につなげています。

「かながわ障がい者計画の点検・評価」 ▶

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/keikaku/shakeikakutennkennhyouka.html>



ともに考え、ともに成長していく計画に向け

みんなで考え、悩み、育てる計画にしていいため、例えば次の内容を新たに試みています。

▶ 「各論」の「各小柱」への意見掲載

直接意見を掲載することで計画を読みやすくする目的のほか、障害当事者、家族、支援者など様々な意見を掲載することで、互いに「認め合う」「理解し合う」ことの意識を高める試みとして、本計画から新たに取り入れています。

▶ 「各論」の「おわりに ～今後の課題と展望～」への意見掲載

検討を続けていく必要がある意見を掲載することで、貴重な意見を埋もれさせないという目的のほか、各施策の分析・評価だけでなく、実際に寄せられた意見も継続して議論し、計画自体を育てていく試みとして、本計画から新たに取り入れています。

このほか、障害当事者が参画する会議体で、計画をどのように実行していくかを継続して議論していくことなどによって、この計画をみんなで育てていきたいと考えています。

【指標】

本計画の達成度を象徴的に表すであり、この数値が目標に近づくにつれて、県が目指す「誰もがいのちを輝かせて暮らすことのできる地域共生社会」の実現に近づいていると考えられます。

県では、県が実施する意識調査「県民ニーズ調査」の「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」の2023年度実績値を約3%上回ることを目指し、本計画の指標として設定します。

また、障害当事者の目線に立った新たな指標が必要であると考え、障害当事者部会等で出された「普段の生活に不自由がないと思える割合」や「生活のしづらさに関する指標」等の指標案について、今後も更に議論を進め、速やかに設定していくこととします。

把握する状況	現状値	目標値
障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合(※)	92.4% (2023年度)	95% (2027年度)
障害当事者の目線に立った新たな指標(検討中)	現時点では 未設定	現時点では 未設定

(※) 新かながわグランドデザインの指標と同一であるため、2027年度までの目標値を設定しています。

すうちもくひょうとう 【数値目標等】

- ▶ 各計画を一体的に策定しているため、数値目標は主に次の5つに分類されます。
- ▶ 各論の各小柱に数値目標として設定し、資料に一覧を掲載しています。

① 県独自の目標 (一覧:222ページ～)

実施した施策の進捗状況や達成状況の度合いを測るための目標値です。本計画は、基本指針で数値目標が定められている障害福祉計画を包含していますが、条例に基づく基本計画であることから、県独自の目標を設定しています。

(例) 処遇改善加算の届出をする施設の割合、憲章の認知度 等

② 厚生労働省の基本指針に基づく成果目標 (一覧:226 ページ～)

基本指針に即して設定する目標です。

(例) 地域生活移行者数、一般就労移行者数 等

③ 厚生労働省の基本指針に基づく活動指標 (一覧:228ページ～)

基本指針に即して設定する指標です。

(例) 地域生活支援拠点数、ペアレントメンターの人数 等

④ 障害福祉サービスの見込量 (一覧:234ページ～)

基本指針に即して、指定障害福祉サービスや指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みを設定しています。市町村障害福祉計画の障害福祉サービス見込量を集計して設定しています。

各障害福祉サービス等の詳細については、一覧とあわせて資料にまとめています。

(例) 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、指定計画相談支援等

⑤ 県の地域生活支援事業の見込量 (一覧:230 ページ～)

基本指針に即して、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、各地域生活支援事業の見込量を設定しています。

地域生活支援事業の詳細については、一覧とあわせて資料にまとめています。

(例) 障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数 等

障害福祉サービスと地域生活支援事業

サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。市町村の地域生活支援事業は各市町村障害福祉計画で確認することができます。

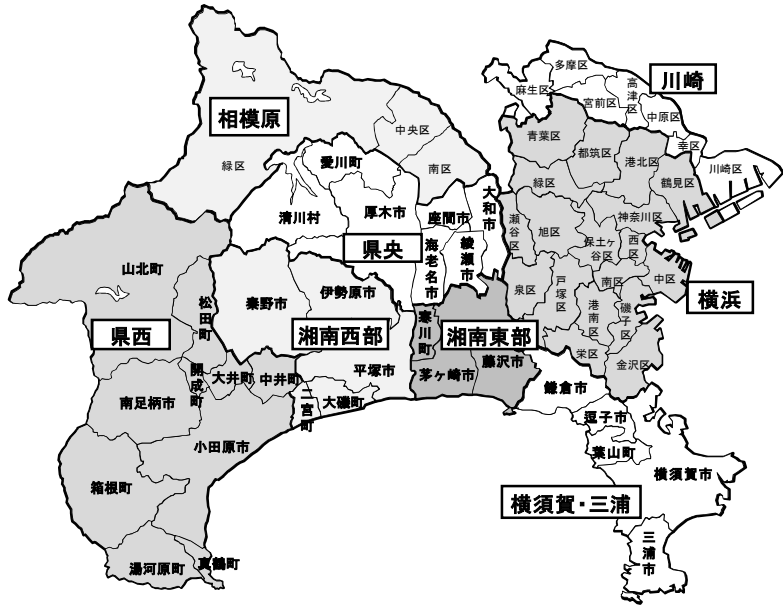
5. 神奈川県 圏域・区域の考え方

国、県及び障害福祉サービス等の実施主体である市町村がそれぞれの役割を分担するだけでなく、障害者の地域生活を支えるため、保健・医療と福祉等の多分野を含め重層的な支援体制を構築することが重要です。

このため、県では、様々な障害福祉に係る取組において、「二次保健医療圏」を基本として県内を8つの区域に分けた「障害保健福祉圏域」を定めると共に、ネットワークを充実させ、圏域レベルでの支援を強化していきます。

なお、児童福祉法に基づく指定障害児入所支援については、実施主体が県、政令市及び児童相談所設置市であることから、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及びそれ以外の県所管域の5つの区域としています。

神奈川県 障害保健福祉圏域 (令和6年4月1日現在)



圏域	市町村
横浜	横浜市
川崎	川崎市
相模原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

6. 国と国際連合（国連）の動向

《国の動向》

障害福祉施策に関する経過として、2005（平成17）年に発達障害者支援法が、2006（平成18）年には障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障害児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な施策の推進が図られました。

また、2006（平成18）年には、国連が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに2013（平成25）年には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法が制定され、2014（平成26）年1月には、障害者権利条約が批准されました。この障害者差別解消法は、2021（令和3）年5月に改正され、これまで努力義務とされていた事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、大きな変化がありました。

この他、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、障害者施策に関係する数多くの法律が制定されています。

《国際連合（国連）の動向 ～障害者権利条約（CRPD）と勧告～》

2006年に国連により採択された「障害者権利条約」は、障害者の権利を実現するために国がすべきことを定めた、障害者の人権や基本的自由を守るための国際的な条約です。この条約を批准した国にはその条約を守ることが求められており、日本もこれに含まれます。日本の法律は、原則として条約の内容に即したものであることが求められていますが、条約が求める水準に十分達しているとはいえない法制度もあり、その改善が課題とされています。

2022年8月、国連におかれた「障害者権利委員会」により、日本の条約の実施状況について審査が実施され、同年9月には、権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました。日本政府に対しては、分離教育の中止や、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止など、いくつかの重要な課題が指摘されました。

「Nothing about us , without us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）」という合言葉の下に策定された権利条約の根幹とも言える理念を、国及び県が一体となってこれを推進していくことが、国際的にも求められています。

《 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～ 》

障害者が社会的に不利になる原因がどこに起因しているかの考え方として、大きく2つの考え方があります。

ひとつめは「医学モデル」という考え方で、「障害は、障害者個人の心身の機能に問題がある」として、障害を個人的な問題として捉える考え方です。

ふたつめは「社会モデル」という考え方で、「障害は、社会（モノ、環境、人的環境等）が生み出す障壁に問題がある」として、障害を社会的な問題として捉える考え方です。

なお、障害者にとって、日常生活を送る上で様々な困りごとや不利益となる社会的な障壁（バリア）は、次の4つに分類されています。

①物理的障壁

道路や建物、住宅、駅などにおいて物理的に生じる障壁

②制度の障壁

教育や就労、地域で自立生活を送る上で、制度上の制約により生じる障壁

③文化・情報の障壁

音声情報や文字情報など、必要な情報が提供されていないことで生じる障壁

④心の障壁

差別や偏見、障害に対する無理解により生じる障壁

県が目指す「地域共生社会」の実現に向けては、まずは、この「社会モデル」の考えを基に、社会的な障壁のない仕組みづくりや意識づくりの推進が重要であると考えています。

【社会モデルで考えるバリアフリーの一例】

車いすを使用している方がいます。

【階段】

段差があると、
車いすでは
進めません。
段差が原因で
障害が生じます。



【スロープ】

段差が解消され、
車いすでも
進めました。
車いすが、障害で
はなくなります。



この事例の車いすの
方は何も変わってはいません。
周囲の環境が変わり
障害が解消されました。



さらに、国連の障害者権利委員会の総括所見では、そもそも障害者を“保護や福祉の対象”という前提で捉えるのではなく、障害の有無や程度・状態に関わらず、一人ひとりを人権の主体として捉える「人権モデル」といった考え方の必要性が指摘されています。

この考え方は、今後の地域共生社会を目指す上で、大変重要な考え方です。

《 S D G s を踏まえた地域共生社会の実現に向けて 》

持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現とする持続的な開発目標 (SDGs) の考え方は、今日、社会経済の発展のための普遍的な考え方として広く知られるようになりました。

SDGsには、障害に関連する目標も設定されており、SDGs先進自治体を掲げる当県においては、ポストSDGsの議論に資する提案を行っていくことも視野に、当事者目線の障害福祉の取組みをSDGsの考えと関連させていくことが重要です。

そのための大事な視点としては、効率性や生産性を優先する既存の価値観を変えていくという視点、例えば、現代アートを席卷する障害者アートのように、「障害が新たなイノベーションを生み出す」という視点です。

多様性が重要視されている今日、こうした視点が、誰も排除しない社会の構築というSDGsの大目標の具体化にもつながっていくものと考えられます。

県では、本計画の推進を通じて、教育・就労・まちづくりなど、施策の推進を図り、共生社会の実現に向け、障害者が自分らしく、安全・安心に暮らせる神奈川県の実現を目指します。

《 S D G s (持続可能な開発目標) Sustainable Development Goals とは 》

2015(平成27)年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標。Sustainable Development Goals の略称(エス・ディー・ジーズ) 17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



7. 神奈川県かながわけんの障害福祉しょうがいふくしを取り巻く状況と ま じょうきょう

(1) 人口構成じんこうこうせい

県内けんないの人口じんこうは、2019(令和元)年1月1日時点で9,181,625人であり、2020(令和2)年には一時期9,237,337人まで増加しましたが、その後は徐々に減少しており、2023(令和5)年1月1日時点には9,227,901人となっています。

今後も減少を続け、2030年には、およそ9,138,000人となる見込みになっています。

【神奈川県かながわけんの人口じんこう】

(単位:人)

	2019年(令和元) 1月1日	2020年(令和2) 1月1日	2023年(令和5) 1月1日(倍数:2019.1.1との比較)	2030年 すいけいち(推計値)(※2)
県内人口 (※1)	9,181,625	9,237,337	9,227,901 0.99倍	9,138,000

※1 県内人口:神奈川県人口統計調査結果「神奈川県かながわけんの人口と世帯」から抜粋

※2 県政策局が実施した2030年1月1日時点の将来人口の推計値(中位推計)

(2) 障害に係る手帳所持等の状況しょうがい にか てちょうしょじとう じょうきょう

2023(令和)5年3月31日現在で、本県における身体障害者手帳交付者数、知的障害児者把握数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数の合計(以下「障害者数」といいます。)は、約45万9千人です。

内訳は2023(令和5)年3月31日現在の数値で、

身体障害者(手帳交付者数):265,527人

知的障害児者(把握数):84,668人

精神障害者(手帳交付者数):107,828人

(※3)

7年前の2015(平成27)年3月31日時点の障害者数の約40万6千人との比較では、およそ5万3千人増えました。

なお、2023(令和5)年1月1日現在の県内人口千人当たりでみると、

身体障害者数が28人、知的障害児者数が9人、精神障害者数が11人となり、複数の手帳を併せ持つ人もいますが、県民の5%が何らかの障害を有していることになります。

しょうがいしゃすう すい
【障害者数の推移】

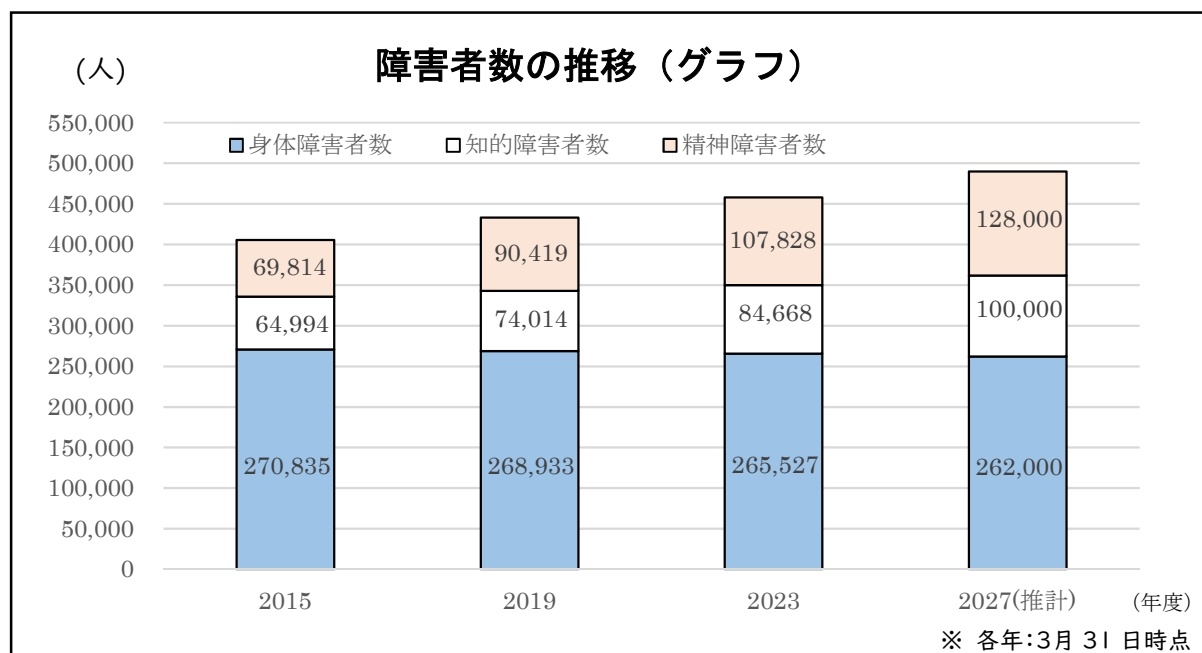
	2015年 (平成27) 3月31日	2019年 (令和元) 3月31日	2023年 (令和5) 3月31日	2027年 (令和9) 3月31日 (推計値)(※4)
身体障害者数 (※3)	270,835人	268,933人	265,527人	約26万2千人
知的障害者数 (※3)	64,994人	74,014人	84,668人	約10万人
精神障害者数 (※3)	69,814人	90,419人	107,828人	約12万8千人
合 計	405,643人	433,366人	458,023人	約49万人

※3 身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数(障害福祉課調べ)

- ・身体障害者数は、県内で発行した身体障害者手帳の交付者数
- ・知的障害者数は、他県で発行された療育手帳等も有効としているため、把握者数
- ・精神障害者数は、県内で発行した精神障害者保健福祉手帳の交付者数

※4 2027年3月31日(推計値)：

2019(令和元)年3月31日から2023(令和5)年3月31日までの4年間の県内人口に占める障害者の比率の伸率から 2027年の障害者の比率を推計し、2027年の県内人口推計値に乗じて算出しています。



しんたいしょうがいしゃてちょうこうふしやすう しょうがいべつ
【身体障害者手帳交付者数（障害別）】

※数値は2023(令和5)年3月31日現在

	ごうけい 合計	しかくしょうがい 視覚障害	ちやうかく・へいこう 聴覚・平行 きのうしょうがい 機能障害	おんせい・げんご 音声・言語・ そしゃく きのうしょうがい 機能障害	したふじゆう 肢体不自由	ないぶしょうがい 内部障害
ごうけい 合計	265,527人	18,002人	25,462人	3,278人	124,117人	94,668人
しゃ 者	260,289人	17,793人	24,751人	3,255人	120,763人	93,727人
じ 児	5,238人	209人	711人	23人	3,354人	941人

※「者」は18歳以上、「児」は18歳未満

しんたいしょうがいしゃてちょうこうふしやすう どうきゅうべつ
【身体障害者手帳交付者数（等級別）】

※数値は2023(令和5)年3月31日現在

	ごうけい 合計	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級	きゅう 4級	きゅう 5級	きゅう 6級
ごうけい 合計	265,527人	95,921人	40,914人	37,559人	62,598人	12,764人	15,771人
しゃ 者	260,289人	93,762人	39,775人	36,625人	62,074人	12,593人	15,460人
じ 児	5,238人	2,159人	1,139人	934人	524人	171人	311人

※「者」は18歳以上、「児」は18歳未満

ちてきしょうがいじしゃはあくすう

【知的障害児者把握数】

※数値は2023(令和5)年3月31日現在

	ごうけい 合計	じゅうど 重度	ちゅうど 中度	けいど 軽度
ごうけい 合計	84,668人	28,141人	18,377人	38,150人
しゃ 者	55,710人	21,798人	14,039人	19,873人
じ 児	28,958人	6,343人	4,338人	18,277人

※「者」は18歳以上、「児」は18歳未満

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうこうふしやすう

【精神障害者保健福祉手帳交付者数】

※数値は2023(令和5)年3月31日現在

	ごうけい 合計	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級
ごうけい 合計	107,828人	10,380人	63,952人	33,496人

なお、上記以外の県が把握する各障害に係る数値については、
県 かながわけんふくしどうけい けいさい
県ウェブサイトの「神奈川県福祉統計」に掲載しています。



《「障害」の定義と、本計画での取り扱い》

国の障害者基本法において「障害者」は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義されています。

本計画が対象とする「障害者」は、障害者基本法の定義と同様としていますが、あわせて「発達障害」や「難病」についても、これらが起因する障害があることを踏まえ、当計画では障害として捉えています。

なお、代表的な3つの障害（身体・知的・精神）における個別の定義は以下のとおりであり、その他の障害（重症心身障害や発達障害、高次脳機能障害等）については、次頁以降、各障害の状況を示したグラフ部分に記載しています。

【定義】

▶ 身体障害（者）

身体障害者福祉法により、「身体上の障害がある18歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けた人」と定義されています。身体上の障害は、「四肢（両手両足）に不自由があったり、視覚や聴覚に制限があったりするなど、身体機能に何らかの障害を有する状態」を指します。

▶ 知的障害（者）

我が国において、「知的障害」に対する定義はいまだに未確立であり、知的障害者福祉法においても、知的障害に対する定義が設けられてはいませんが、一般的には、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の支援を必要とする状態にあるもの」とされています。

▶ 精神障害（者）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

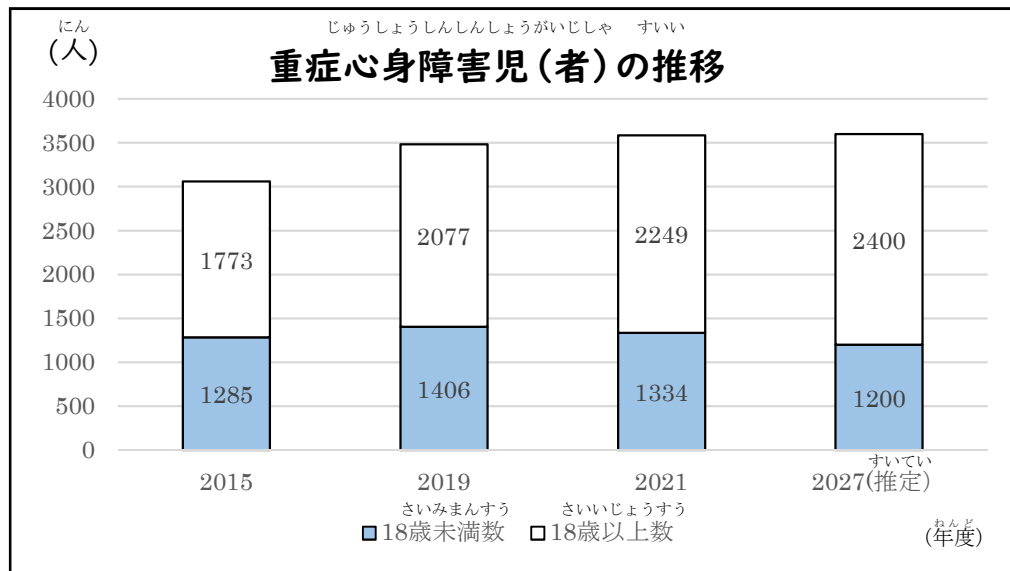
障害は、これまで上記の主な3種類に分類され、それぞれの施策が推進されてきましたが、重複している場合も少なくなく、障害を包括的に捉え、支援を考える必要があります。

(3) その他、障害等の状況

【重症心身障害】

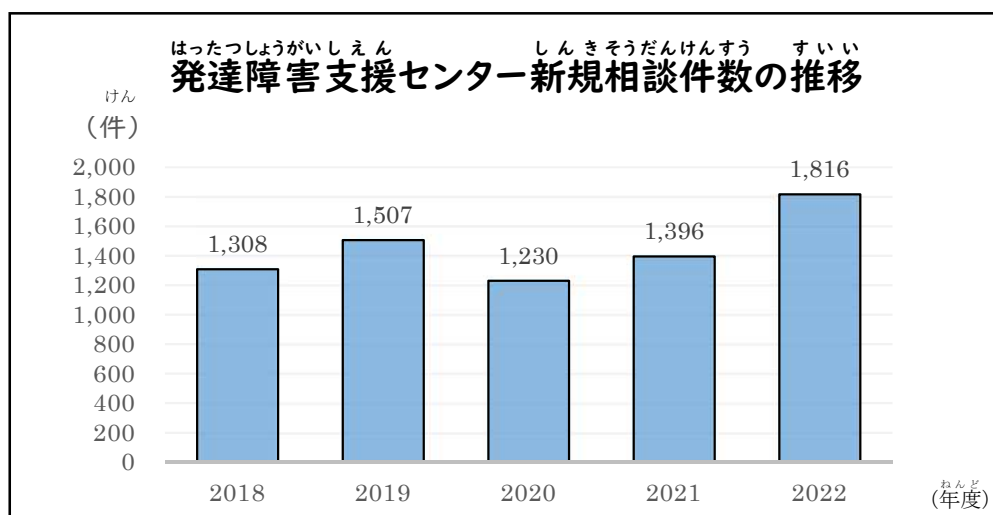
重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児、成人した人を重症心身障害者としています。

なお、これは医学的診断名ではなく、児童福祉法上の定義です。



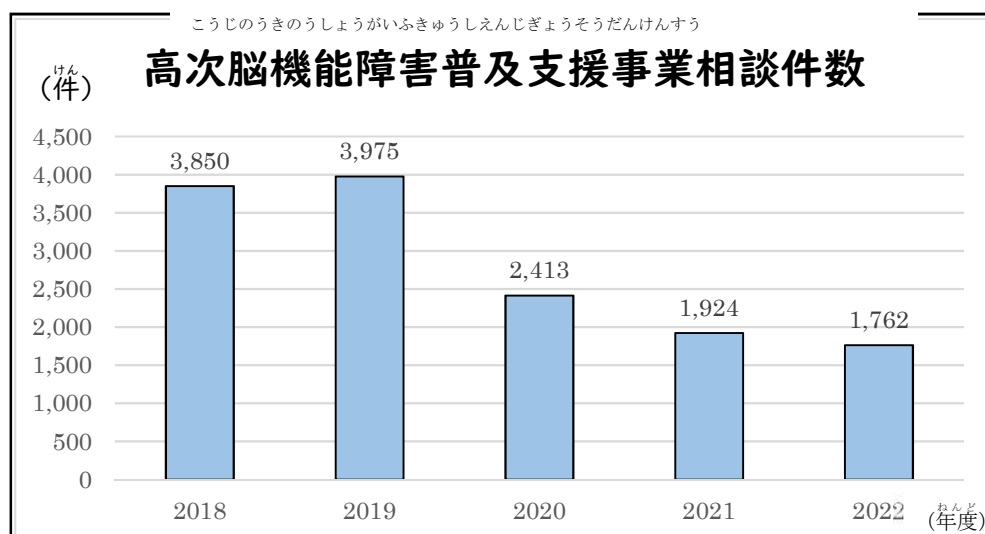
【発達障害】

発達障害者支援法によると、発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。



【高次脳機能障害】

高次脳機能障害は、交通事故や病気などをきっかけとして脳の機能が著しく障害を受けることにより、記憶障害や集中力の低下、遂行機能障害など、さまざまな症状を引き起こしている状態です。生活をする上で欠かせない能力が障害を受けることから、日常生活に多大な障壁を与えることがあります。受傷等による身体的な後遺症が無い場合、外見からはわかりにくく、障害の内容や程度も様々であることから、人数や状態等、実態の把握が難しい障害のひとつです。



【難病等】

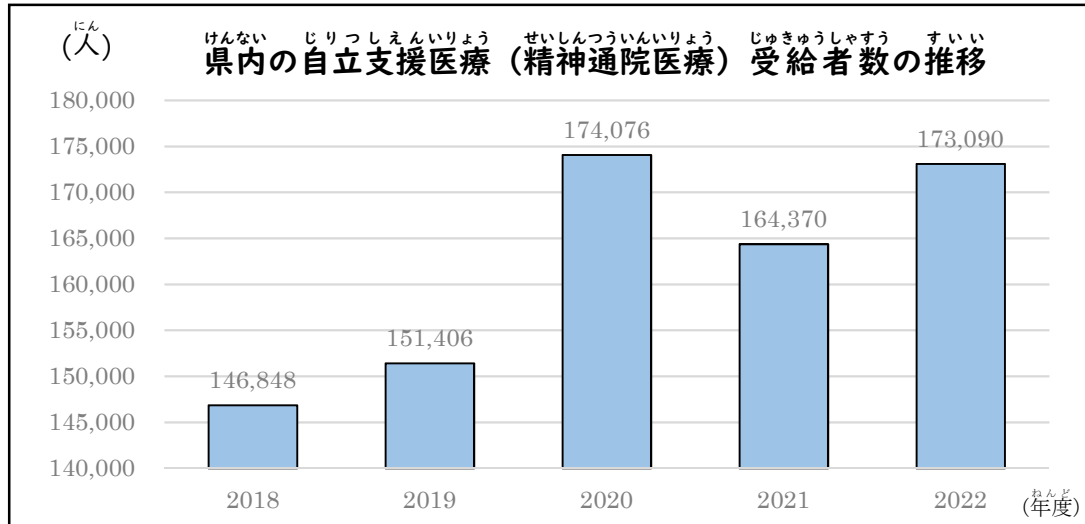
発病の原因が不明であり、未だ治療方法が確立しておらず、長期療養を必要とする、いわゆる「難病」のうち、原因究明や治療方法の解明等を目的として、厚生労働省が定めた338疾患を対象に、医療費の給付を行っています。県内の指定難病患者受給証の所持者は2023年3月末現在で、約23万人となっています。



※ 1人で複数の疾患を持つ受給者は、両疾患で1とカウントしているため、数値≠受給者数

【自立支援医療（精神通院医療）】

自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数については、2018年度が146,848人であったのに対し、2022年度は173,090人であり、17.9%増加しています。



※ 2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者証の申請手続きをせずに受給者証の満了日を1年間延長とした件数も含まれているため、認定件数が一時的に急増しています。

（4）各年度の障害者支援施設等の必要入所定員総数

【障害者支援施設】

2026（令和8）年度までの各年度における県内の障害者支援施設の必要入所定員総数は、2023（令和5）年度末時点の各施設の定員から、主に県立施設の定員減を考慮し、次のとおり設定しますが、後述のとおり県内市町村との議論が継続中であるため、計画期間中に必要入所定員総数を変更する可能性があるものとして整理します。

なお、施設入所支援のサービス見込量については、施設の所在地が県内か県外かを問わず、県内の市町村が支給決定を行う者の数を推計していますが、ここでは、指定権者が障害者総合支援法第38条第1項の規定に基づいて指定する県内の施設の入所定員総数を示しています。また、18歳以上の福祉型障害児入所施設入所者（継続入所者）は、除いて設定しています。

年度	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
必要入所定員総数	4,809人	4,781人	4,781人	4,781人

※ 『県立さがみ緑風園』については、入所の実態を踏まえ、定員を令和6年度に28名削減することを予定しているため、2023年度：4,809人から4,781人に減らし設定しています。

県は、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、入所定員が100人を超える
県立施設では小規模化を図っています。その結果、県全体の入所定員は2013年度に
5,150人でしたが2023年度には4,809人に減少しています。

国の指針では、福祉施設の入所者について、地域生活への移行を進め、施設
入所者数を削減することから、県は障害福祉計画において入所者数の削減
目標を掲げ、その達成に向けて、平成24年に、いわゆる「総量規制」として、施設の新規
指定や入所定員の増には同意しない旨の通知を、県内各市町村に発出しています。

行動障害が激しくなるなど、やむを得ない理由により、地域での生活が困難になり、
一時的に施設を利用しなければならない方がいることから、こうした方々の受け入れ先の
確保について、全県において定員の空きを有効に活用する方策を、政令市や中核市と
ともに検討しています。

なお、国際連合（国連）は、令和4年9月、日本に対し、障害者が地域で暮らす権利を
保障して、施設入所を終わらせるために迅速な措置をとることなどの、脱施設化を勧告し
ています。

【しょうがいじにゆうしょせつとう 障害児入所施設等】

2026年度までの各年度における県内の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
については、継続入所者のうち障害福祉サービス等へ移行する人数や今後の定員の見込
み等を考慮し、次のとおり設定します。

なお、ここでは、指定権者が児童福祉法第24条の9第1項の規定に基づいて指定する
県内の指定障害児入所施設及び厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関の
入所定員総数を示しています。

また、指定医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の定員総数には、
一体的に運営される指定療養介護事業所の定員数を含めています。

ねん 年 度	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
ひつようにゆうしょていいんそうすう 必要入所定員総数	1,614人	1,614人	1,614人	1,614人
ふくしがた うち福祉型	602人	602人	602人	602人
いりょうがたおよ はったつしえんいりょうきかん うち医療型及び発達支援医療機関	1,012人	1,012人	1,012人	1,012人

※ 障害者支援施設等の一覧は資料(252ページ)に掲載しています。

(5) 県立施設のあり方

これまでの県立施設は、「民間施設では対応が難しい障害者の受入」という役割を担ってきましたが、こうした役割を位置付けたことで、結果として、施設の利用者に対して、「地域では生活できない障害者」というレッテルを貼ることになり、地域生活への移行は進まないどころか、施設に利用者が滞留することとなりました。利用者をはじめ、施設、職員は地域から孤立することになり、更には、施設運営の指針となる理念や、障害者支援に当たる職員の人材育成ビジョンもなく、短期間での人事異動の中で、技術や知見が積み上がりませんでした。

また、管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題がある大規模施設において、極めて重度な障害者を支援したため、利用者の安全安心という理由により長時間の居室施設等が行われていました。

県立中井やまゆり園では、こうした問題を改善するため、民間の支援改善アドバイザーの力も借りながら、当事者目線の支援の実践に取り組み、その中で、これまで居室の片隅に無表情でうずくまっていた利用者が、今では他の利用者の車椅子を押し、日中活動に参加して笑顔を見せるなど、良い変化が起きています。

しかし、こうした変化がなぜ起きているのかを、学術的、体系的に説明するまでに至っていません。

重度障害者の地域生活移行は、県立・民間ともに進んでおらず、入所施設が終の棲家となっているという現状があり、条例の目指す当事者目線の障害福祉を実現するためには、県立施設に限らず、全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、どんな障害があっても、その人が望む暮らしを実現できることを示していく必要があります。

そのためには、科学的根拠に基づいた当事者目線の支援を確立し、その先駆的な支援を全ての入所施設等に広めるとともに、成果を生かして人材育成を図ることが必要です。しかし、福祉に関する科学的な研究や人材育成は、採算性が低いため、民間施設で実施することは困難で、現在は現場での経験の積み上げによる支援が中心となっています。

こうした現状と課題を踏まえ、今後の県立施設は当事者目線の支援を確立するための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換し、施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる専門人材を育成する拠点となることにより、県の政策実施機関として、率先して当事者目線の支援のモデルを示していきます。

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」・

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f537189/kenritsu-vision.html>

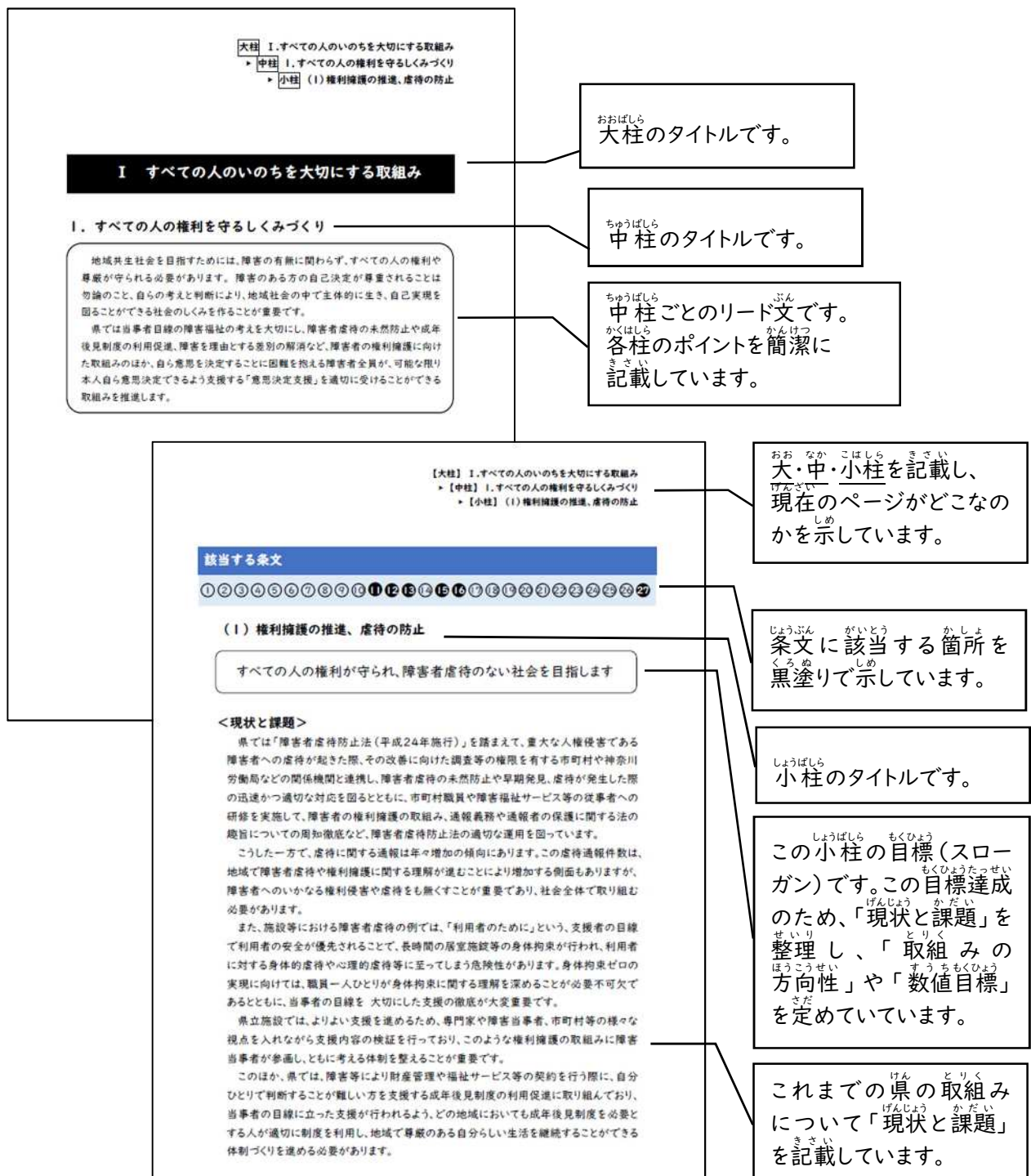


かくろん
各論

1. 各論の読み方（凡例）

各論は、県の様々な取組みの現状や抱える課題とあわせて、今後、県がどのような取組みを、どのような具体的な目標を立て進めていくのかを記載しています。

また、各論は、「目標」、「現状と課題」、「寄せられた意見」、「取組みの方向性」、「数値目標」の5つで構成をしており、ここでは、各論の読み方について、ご説明をします。



「現状と課題」に関係する実績値等を参考として掲載しています。

<取組みの方向性>は項目ごとに、番号+小見出し+担当課+取組内容で構成しています。
番号は、すべて4桁であり、例えば「1101」であれば、中柱番号:1+小柱番号:1+小柱毎の連番:01=1101としています。

【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
* 【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
* 【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

通報・届出・相談件数の推移

区 分	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
看護者による虐待	175件	221件	197件	420件	751件
障害者福祉施設従事者等による虐待	121件	133件	171件	160件	352件
使用者による虐待	73件	72件	72件	39件	53件

注1 虐待防止ともみらい局調べ。
注2 使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受け付けた件数と労働局において虐待等の疑いを見出し県に連絡があった件数を集計

障害者虐待件数、人数の推移

区 分	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度
看護者による虐待	100件 101人	97件 98人	80件 80人	124件 124人	136件 136人
障害者福祉施設従事者等による虐待	25件 25人	32件 42人	44件 55人	40件 53人	77件 127人
使用者による虐待	21件 21人	16件 16人	20件 20人	3件 3人	5件 6人

注1 虐待防止ともみらい局調べ。
注2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

障害者虐待の内容(2022(R4)年度:重複計上)

区 分	看護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	件数	割合 ^(注)	件数	割合 ^(注)	件数	割合 ^(注)
身体的虐待	88件	46.3%	42件	38.5%	1件	12.5%
性的虐待	5件	2.6%	11件	10.1%	0件	0.0%
その他	57件	30.0%	40件	36.7%	1件	12.5%
合計	148件	9.5%	111件	10.1%	1件	12.5%
重複	22件	11.6%	5件	4.6%	5件	62.5%

どもみらい局調べ。(割合:件数/虐待件数)

【大柱】 1.すべての人のいのちを大切にす取組み
* 【中柱】 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
* 【小柱】 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

計画策定にあたって寄せられた意見の一部

- 当事者** 障害があっても人から大切にされたい。
暴言や暴力でいうことを聞かせないでほしい。
- 家族** 施設の障害者虐待を防止するためには、職員だけでなく、その管理者にも、しっかりと虐待の理解を深める取組を進めてほしい。
- 支援者** 障害者権利擁護の研究や、それを具体化していくような部門を、当事者に参画してもらいながら出来ないか。

<取組みの方向性>

1101 障害者虐待防止への取組み (障害福祉課)

障害者虐待防止法について、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による虐待に対する指導権限を持つ神奈川県労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ります。
あわせて、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ること、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

1102 精神科病院における障害者虐待防止への取組み (がん・疾病対策課)

精神保健福祉法の改正に伴い、精神科病院内における精神障害者への虐待が発生した際の通報窓口を県及び政令市に設置します。
また、必要に応じ精神科病院への立入等の適切な対応を行い、精神障害者の権利擁護を図ります。

1103 精神科

精神科病院
長同意による

1107 身体拘束ゼロの実現に向けた取組み (障害サービス課)

県立障害者支援施設における利用者支援の「見える化」を図るため、身体拘束の実施状況を県のホームページに公表しています。
また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取組みを掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指す。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
虐待に関する弁護士による法的な助言件数	5件 (2022年度)	18件 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【障害者虐待防止対策事業:1101】 権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の見計りした人数 (※毎年120人を見込む)	1,130人 (2013~2022年度)	1,610人 (2013~2026年度)
【入所者訪問支援事業:1103】 入所者訪問支援員の訪問回数	—	95回 (2026年度)

計画を策定するにあたって、県に寄せられた障害当事者やその家族、支援者等からの実際の声を掲載しています。
この声を大切に施策を進めていきます。

各取組みを所管する所属名を記載しています。

取組みを推進していく上で、県が把握していく数値です。
これらの数値を目標に置き、目標達成の度合いを評価していきます。
なお、数値には、県が独自に定めるもののほか、国の指針によって定められているもの等があります。
(これらの数値は、「資料」に一覧にして掲載しています)

2. 各論の構成

障害者が自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、自分らしく暮らすためには、乳幼児期から成人・高齢期に至るまで、障害者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実現するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を妨げるあらゆる壁を排除し、障害への理解が県民に浸透していくことが重要です。

一生涯を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に、自分らしく暮らすことができるように、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とし、「ともに生きる社会かながわ憲章」の4つの柱に沿って、以下のとおり9つの施策を位置づけて計画を推進します。

一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします

I すべての人のいのちを大切にする取り組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり
2. とともに生きる社会を支える人づくり

一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します

II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取り組み

3. 安心して暮らせる地域づくり
4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

一 私たちは、障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します

III 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取り組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり
6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

一 私たちは、この憲章（地域共生社会）の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み

7. とともに生きるための意識づくり
8. とともに育つための教育の振興
9. とともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

※ なお、当計画では「憲章の実現」を「地域共生社会の実現」に読み替えています。

※ 9つの分野別施策の内容については、それぞれ次のとおりです。

3. 分野別施策の方向性

I すべての人のいのちを大切にする取り組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり

国連の「障害者の権利に関する条約」に掲げられているとおり、障害者の自己決定が尊重され、障害者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができるよう、障害者虐待の未然防止や障害を理由とする差別の解消、成年後見制度の利用促進等により、障害者の権利擁護を進めます。

2. とともに生きる社会を支える人づくり

「ひとりひとりの人生を大切に」という基本理念の下、ともに生きる社会の実現に向け、個々の障害特性等に配慮し、障害当事者の目線に立った支援ができる福祉、保健、医療分野の人材の確保と育成などに取り組めます。

II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取り組み

3. 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本人の意思決定を基本とするため、意思決定支援の取り組みを進めるとともに、多様な地域生活の場を選択できる社会資源を整備するなど、地域生活への移行に向けた支援に取り組めます。

あわせて、相談支援体制の構築を図ります。

4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障害者の受入れが可能なグループホーム等の整備を図ります。

また、医療的ケア児等に対する支援体制や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり

障害者権利条約では、「障害」は、主に障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁によって作られているという捉え方をしています。
社会的障壁の排除を進め、障害者に配慮したまちづくりや、障害特性に応じた意思疎通支援、防災・防犯対策等の推進、行政機関等における配慮を充実させることにより、ハード、ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、障害者が社会参加しやすい環境をともに作り出すことを目指します。

6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

働くことは自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばすことや生きがいにつながります。障害者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援の充実に取り組みます。

Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. ともに生きるための意識づくり

障害及び障害者に対する県民の理解を促進し、障害を理由とする差別が解消され、障害の程度や状態に関わらず、誰もがともに暮らす「地域共生社会の実現」という憲章の理念が当たり前に普及するよう、県民総ぐるみで意識づくりに向けた取組みを推進します。

8. ともに育つための教育の振興

すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育む、インクルーシブ教育等の推進を図ります。

9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

障害者が、地域の一員として、文化芸術やスポーツを通じて余暇活動を充実させ、その人らしく生活を楽しめるよう、文化芸術活動やスポーツ等に触れる機会の提供、充実を図ります。

I すべての人のいのちを大切にする取り組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり

地域共生社会を目指すためには、障害の種別や状態に関わらず、すべての人の権利や尊厳が守られる必要があります。障害のある方の自己決定が尊重されることは勿論のこと、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができる社会のしくみを作ることが重要です。

県では当事者目線の障害福祉の考えを大切に、障害者虐待の未然防止や成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別の解消など、障害者の権利擁護に向けた取り組みのほか、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者全員が、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援する「意思決定支援」を適切に受けることができる取り組みを推進します。

おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】I すべての人のいのちを大切にする取組み
ちゅうばしら ひと けんり まも
▶【中柱】1.すべての人の権利を守るしくみづくり
こばしら けんりようご すいしん ぎゃくたい ぼうし
▶【小柱】(1)権利擁護の推進、虐待の防止

がいとう じょうぶん 該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) けんりようご すいしん ぎゃくたい ぼうし 権利擁護の推進、虐待の防止

ひと けんり まも しょうがいしゃぎゃくたい しゃかい め ざ
すべての人の権利が守られ、障害者虐待のない社会を目指します

げんじょう かだい ＜現状と課題＞

けん しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし ほう へいせい ねんしこう ふ じゅうだい じんけんしんがい
県では「障害者虐待防止法（平成24年施行）」を踏まえて、重大な人権侵害である
しょうがいしゃ ぎゃくたい お さい かいぜん む ちようさとう けんげん ゆう しょうそん かな がわ
障害者への虐待が起きた際、その改善に向けた調査等の権限を有する市町村や神奈川県
ろうどうきよく かんけいき かん れんけい しょうがいしゃぎゃくたい み ぜん ぼうし そうきはっけん ぎゃくたい はっせい
労働局などの関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した
さい じんそく てきせつ たいおう ほか しょうそんしよくいん しょうがいふくし どう じゅうじしゃ
際の迅速かつ適切な対応を図るとともに、市町村職員や障害福祉サービス等の従事者へ
けんしゅう じっし しょうがいしゃ けんりようご とりく つうほうぎ む つうほうしゃ ぼ ご かん ほう
の研修を実施して、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法の
しゅし しゅうちていてい しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし ほう てきせつ うんよう はか
趣旨についての周知徹底など、障害者虐待防止法の適切な運用を図っています。

こうした一方で、しょうがいしゃぎゃくたい かん つうほうけんすう ねんねんぞうか けいこう ぎゃくたい
こうした一方で、障害者虐待に関する通報件数は年々増加の傾向にあります。この虐待
つうほうけんすう ち い き しょうがいしゃぎゃくたい けんりようご かん りかい すす ぞうか そくめん
通報件数は、地域で障害者虐待や権利擁護に関する理解が進むことにより増加する側面
しゅし しょうがいしゃ けんりしんがい ぎゃくたい な じゅうよう しゃかい
もありますが、障害者へのいかなる権利侵害や虐待をも無くすることが重要であり、社会
ぜんたい と く ひつよう
全体で取り組む必要があります。

また、しせつ びょういんどう しょうがいしゃぎゃくたい れい りようしゃ しえんしゃ
施設や病院等における障害者虐待の例では、「利用者のために」という、支援者
め せん りようしゃ あんぜん ゆうせん ちようじかん きよしつせじょうどう しんたいこうそく おこな
の目線で利用者の安全が優先されることで、長時間の居室施設等の身体拘束が行われ、
りようしゃ たい しんたいてきぎゃくたい しんりてきぎゃくたいどう いた きけんせい しんたいこうそく
利用者に対する身体的虐待や心理的虐待等に至ってしまう危険性があります。身体拘束
じつげん む しょういんひとり しんたいこうそく かん りかい ふか ひつよう
ゼロの実現に向けては、職員一人ひとりが身体拘束に関する理解を深めることが必要
ふか けつ どうじしゃ め せん たいせつ しえん てってい たいへんじゅうよう
不可欠であるとともに、当事者の目線を大切にした支援の徹底が大変重要です。

けんりつしせつ しえん すす せんもんか しょうがいどうじしゃ しょうそんどう さまざま
県立施設では、よりよい支援を進めるため、専門家や障害当事者、市町村等の様々な
してん い しえんないよう けんしやう おこな けんりようご とりく しょうがい
視点を入れながら支援内容の検証を行っており、このような権利擁護の取組みに障害
どうじしゃ さんかく かんが たいせい とどの じゅうよう
当事者が参画し、ともに考える体制を整えることが重要です。

このほか、けん しょうがいどう ざいさんかんり ふくし どう けいやく おこな さい じぶん
このほか、県では、障害等により財産管理や福祉サービス等の契約を行う際に、自分
ひとりて はんだん むすか かた しえん せいねんこうけんせいど りようそくしん と く
ひとりで判断することが難しい方を支援する成年後見制度の利用促進に取り組んでおり、
どうじしゃ め せん た しえん おこな ちいき せいねんこうけんせいど ひつよう
当事者の目線に立った支援が行われるよう、どの地域においても成年後見制度を必要と
ひと てきせつ せいど りよう ちいき せんげん じぶん せいかつ けいぞく
する人が適切に制度を利用し、地域で尊厳のある自分らしい生活を継続することができ
たいせい すす ひつよう
体制づくりを進める必要があります。

おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
▶【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり
 こばしら けんりようご すいしん ぎやくたい ぼうし
▶【小柱】 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止

つうほう とどけて そうだんけんすう すい い
通報・届出・相談件数の推移

く ぶん 区 分	2018(H30) ねん ど 年度	2019(R元) ねん ど 年度	2020(R2) ねん ど 年度	2021(R3) ねん ど 年度	2022(R4) ねん ど 年度
ようごしゃ ぎやくたい 養護者による虐待	175件	221件	197件	420件	751件
しょうがいしゃふくしせつ 障害者福祉施設 じゅうじしゃとう ぎやくたい 従事者等による虐待	121件	133件	171件	160件	352件
しょうしゃ ぎやくたい 使用者による虐待	73件	72件	72件	39件	53件

ちゅう けんふくし こ きょくしら
 注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 使用者による障害者虐待については、市町村及び県で通報等を受け付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

しょうがいしゃぎやくたいけんすう にんずう すい い
障害者虐待件数、人数の推移

く ぶん 区 分	2018(H30) ねん ど 年度	2019(R元) ねん ど 年度	2020(R2) ねん ど 年度	2021(R3) ねん ど 年度	2022(R4) ねん ど 年度
ようごしゃ ぎやくたい 養護者による虐待	100件 101人	97件 98人	80件 80人	124件 124人	136件 136人
しょうがいしゃふくしせつ 障害者福祉施設 じゅうじしゃとう ぎやくたい 従事者等による虐待	25件 25人	32件 42人	44件 55人	40件 53人	77件 127人
しょうしゃ ぎやくたい 使用者による虐待	21件 21人	16件 16人	20件 20人	3件 3人	5件 6人

ちゅう けんふくし こ きょくしら
 注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

しょうがいしゃぎやくたい ないよう ねん ど ちやうふくけいじよう
障害者虐待の内容(2022(R4)年度:重複計上)

く ぶん 区 分	ようごしゃ ぎやくたい 養護者による虐待		しょうがいしゃふくしせつ 障害者福祉施設 じゅうじしゃとう ぎやくたい 従事者等による虐待		しょうしゃ ぎやくたい 使用者による虐待	
	わりあい 割合 (注)		わりあい 割合 (注)		わりあい 割合 (注)	
しんたいでぎやくたい 身体的虐待	88件	46.3%	42件	38.5%	1件	12.5%
せいいてきぎやくたい 性的虐待	5件	2.6%	11件	10.1%	0件	0.0%
しんりてきぎやくたい 心理的虐待	57件	30.0%	40件	36.7%	1件	12.5%
ほうき ほうち 放棄・放置(ネグレクト)	18件	9.5%	11件	10.1%	1件	12.5%
けいさいでぎやくたい 経済的虐待	22件	11.6%	5件	4.6%	5件	62.5%

ちゅう けんふくし こ きょくしら わりあい けんすう ぎやくたいけんすう
 注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合:件数/虐待件数)

- おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ **【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり**
 こばしら けんりようご すいしん ぎゃくたい ぼうし
 ▶ **【小柱】 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止**

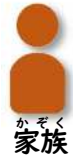
けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



しょうがい ひと たいせつ ぼうりよく き
 障害があっても人からは大切にされたい。暴力でいうことを聞かせないでほしい。

とうじしや
 当事者

しせつ しょうがいしやぎやくたい ほうし しょくいん かんりしや
 施設の障害者虐待を防止するためには、職員だけでなく、その管理者にも、
 しっかりと虐待の理解を深める取組みを進めてほしい。



かぞく
 家族



しょうがいしやけんりようご けんきゅう ぐたい か ぶもん とうじしや さんかく
 障害者権利擁護の研究や、それを具体化していくような部門を、当事者に参画して
 もらいながら出来ないか。

しえんしや
 支援者

とりく ほうこうせい <取組みの方向性>

1101 しょうがいしやぎやくたいぼうし とりく しょうがいふくしか 障害者虐待防止への取組み (障害福祉課)

しょうがいしやぎやくたいぼうし もと けん かながわけんしょうがいしやけんりようご ちゅうしん
 障害者虐待法に基づき、県では『神奈川県障害者権利擁護センター』を中心に、
 しょうがいしやぎやくたい いちぎてき つうほうさき しょうそん しょうがいしや こようぬし しょうしや
 障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による
 虐待に対しての指導権限を持つ神奈川労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の
 みぜんぼうし そうきはっけん ぎゃくたい はっせい さい じんそく てきせつ たいおう はか
 未然防止や早期発見、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応を図ります。

また、しょうがいしや けんりようご かん けんみんりかい すいしん せっきよくてき こうほう けいはつかつどう
 おこな しょうがいふくし どう じゅうじしや けんしゅう じっし しょうがいしや けんりようご
 を行うとともに、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の
 とりく つうほう ぎ ぶ つうほうしや ほ ご かん ほうりつ しゅし しゅうちてつてい はか
 取組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ることで、
 しょうがいしやぎやくたいぼうし ぼう てきせつ うんよう はか
 障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

1102 せいしんかびょういん しょうがいしやぎやくたいぼうし とりく しっぺいたいさくか 精神科病院における障害者虐待防止への取組み (がん・疾病対策課)

せいしんほけんふくしほう かいせい ともな せいしんかびょういんない せいしんしょうがいしや ぎゃくたい
 精神保健福祉法の改正に伴い、精神科病院内における精神障害者への虐待が
 はっせい さい つうほうまどぐち けんおよ せいれいし せつち
 発生した際の通報窓口を県及び政令市に設置します。

また、ひつよう おう せいしんかびょういん たちいりとう てきせつ たいおう おこな せいしんしょうがいしや
 必要に応じ精神科病院への立入等の適切な対応を行い、精神障害者の
 けんりようご はか
 権利擁護を図ります。

1103 せいしんかびょういん にゅういん せいしんしょうがいしや けんりようご しっぺいたいさくか 精神科病院に入院している精神障害者の権利擁護 (がん・疾病対策課)

せいしんかびょういん にゅういん かんじや あんしん す かんきょう とどの とも
 精神科病院に入院している患者が安心して過ごせる環境を整えると共に、

おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ **【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり**
 こばしら けんりようご すいしん ぎやくたい ぼうし
 ▶ **【小柱】 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止**

しちょうそんちょうどうい いりょう ほ ごにゆういん にゆういんかんじゃどう こどくかん ていげん じそんしん
 市町村長同意により医療保護入院した入院患者等の孤独感の低減や自尊心の
 こうじょう はか にゆういんしゃ ふあん き も けいちょう ほうもんしえんいん ようせい せいしんか
 向上を図るため、入院者の不安や気持ちを傾聴する訪問支援員の養成と精神科
 びょういん はけん おこな
 病院への派遣を行います。

1104 成年後見制度の利用促進 **【再掲：1303】** (地域福祉課)

せいねんこうけんせいど りようそくしん さいけい
 成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要経費の助成とともに、かながわ成年
 こうけんすいしん せっち しちょうそんしゃかいふくしきょうぎかい ほうじんこうけんじゅにん そくしん しちょうそん
 後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任の促進や市町村
 しょくいんおよ ほうじんこうけんたんどうしゃけんしゅう じっしとう りよう せいど と く
 職員及び法人後見担当者研修の実施等、利用しやすい制度づくりに取り組みます。

また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、市町村に
 けんりようごしえん ちいきれんけい ちゅうかくきかん せいびとう たい かにてい
 おける権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭
 さいばんしょ せんもんしよくだんたいどう かんけいきかん れんけい しえん
 裁判所、専門職団体等の関係機関と連携して支援します。

さらに、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、本人の自己決定権を
 そんげん ほんにん せいかつ けいぞく ほんにん じ こ けつていけん
 尊重するとともに、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を進めるため、成年
 こうけんにんどう たいしゅう い し けつていしえん けんしゅう じっし じょうれい りねんおよ い し けつていしえん ふ
 後見人等を対象に意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえ
 こうけん じ む りかいそくしん はか
 た後見事務の理解促進を図ります。

1105 福祉サービスの利用援助における権利擁護の取組み (地域福祉課)

しょうがいどう ひとり にちじょうせいかつ ふあん かた ちいき あんしん せいかつ
 障害等により、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、
 ふくし りよう さい てつづ にちじょうてき きんせんかんりとう しえん おこな ふくし
 福祉サービスを利用する際の手続きや日常的な金銭管理等の支援を行う「福祉サービス
 りようえんじょじぎょう にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ふくし くじょうそうだん たいおう
 利用援助事業（日常生活自立支援事業）」や福祉サービスへの苦情相談に対応する
 ふくし うんえいてきせいいかいんかい しえん どう じっししゅたい かながわけんしゃかい
 『かながわ福祉サービス運営適正化委員会』を支援する等、実施主体の神奈川県社会
 ふくしきょうぎかい れんけい しょうがいしゃ けんりようご はか
 福祉協議会と連携して障害者の権利擁護を図ります。

1106 障害当事者の参画による権利擁護の取組み (障害福祉課)

しょうがいどうじしゃ さんかく けんりようご とりく しょうがいふくしか
 障害福祉に係る地域ごとの課題を共有し、当事者の目線で地域のサービス基盤の
 せいび すいしん けんない しょうがいしゃ ちいき じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
 整備を推進するため、県内の障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営
 あんしん ゆた す しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい せっち しつ たか
 み、安心して豊かに過ごすことができるよう、『障害者自立支援協議会』を設置し、質の高
 そうだんしえんたいせい せいびとう そくしん
 い相談支援体制の整備等を促進します。

また、地域において障害者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、
 しょうがいしゃさべつ かん しょうがいしゃさべつ かん そうだんじれい きょうゆう じょうほうこうかん おこな
 障害者差別解消に関する様々な課題について協議することを役割として設置している
 しょうがいしゃさべつつかいしょうしえんちいききょうぎかい どう しょうがいどうじしゃ さんかく しえん どう
 『障害者差別解消支援地域協議会』等について、障害当事者の参画を支援する等、
 しょうがいしゃ けんりようご とりく すいしん
 障害者の権利擁護のための取組みを推進します。

- おおばしら ひと たいせつ とりく
- 【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み
- ちゅうばしら ひと けんり まも
- ▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり
- こばしら けんりようご すいしん ぎやくたい ぼうし
- ▶ 【小柱】(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

1107 身体拘束ゼロの実現に向けた取組み (障害サービス課)

けんりつしょうがいしゃしえんしせつ りようしゃしえん み か ほか しんたいこうそく じっし

県立障害者支援施設における利用者支援の「見える化」を図るため、身体拘束の実施状況を県のホームページに公表しています。

けん けんりつしせつ しんたいこうそくはいし お とりく けいさい

また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取組みを掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指します。

＜数値目標＞

【県独自の目標】

はあく じょうきよう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
ぎやくたい かん べんごし ほうてき じよげんけんすう 虐待に関する弁護士による法的な助言件数	けん 5件 (2022年度)	けん 18件 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきよう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりよう 見込量
しょうがいしゃぎやくたいぼうし たいざくじぎょう 【障害者虐待防止対策事業:1101】 けんりようご じっし しょうがいしゃぎやくたいぼうし けんり 権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利 ようごけんしゅう るいけい ねんど しゅうりょうしやう 擁護研修の累計(2013年度から)修了者数 ※毎年度120人を見込む	にん 1,130人 (2013~2022 ねんど 年度)	にん 1,610人 (2013~ ねんど 2026年度)
にゅういんしゃほうもんしえんじぎょう 【入院者訪問支援事業:1103】 にゅういんしゃほうもんしえんいん ほうもんかいすう 入院者訪問支援員の訪問回数	—	かい 95回 (2026年度 ねんど)

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み
ちゅうばしら ひと けんり まも
▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり
こばしら けんりようご すいしん ぎゃくたい ぼうし
▶ 【小柱】(Ⅰ) 権利擁護の推進、虐待の防止

コラム

しょうがいしゃ けんりようご ぎゃくたいぼうし 障害者の権利擁護と虐待防止

かながわけん れいわ ねん がつ にち かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしん
神奈川県では、令和5年4月1日に神奈川県当事者目線の障害福祉推進
しょうがい い しゃかい め ざ しこう
条例～ともに生きる社会を目指して～を施行しました。

この条例の第11条では、障害のある人の権利を守ること、第12条では、
しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたい きんし さだ
障害を理由とする差別や虐待などの禁止を定めています。

しかし、障害当事者が必要な障害福祉サービスを利用する中で障害者福祉
しせつじゅうじしゃ ぎゃくたい う じれい ざんねん
施設従事者による虐待を受ける事例は、残念ながらなくなっているとはいえません。

「虐待」は絶対に許されることではありません。障害の程度や状態に関わら
ぎゃくたい ぜったい ゆる しょうがい ていど じょうたい かか
ず、一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。

そうした権利を守るため、知的障害のある施設利用者が思いを込めて、一人
けんり まも ちてきしょうがい しせつりようしゃ おも こ ひとり
の人間として力強く生きていくことを宣言した『あおぞら宣言』があります。この
にんげん ちからづよ い せんげん せんげん
中で、「障がい者としてではなく、一人の人間としてみてほしい」と宣言するととも
なか しょう しゃ ひとり にんげん せんげん
に、自らの権利や神奈川県民として、ともに生きる社会を作ると宣言してい
みづか けんり かながわけんみん い しゃかい つく せんげん
ます。

神奈川県は、障害当事者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らし
かながわけん しょうがいたうじしゃ さべつ ぎゃくたい う みづか のぞ く
を実現することができ、誰もが喜びを実現することができる地域共生社会を
じつげん だれ よろこ じつげん ち い ききょうせいしゃかい
実現するため、県民、市町村、関係団体などが一体となって取り組んでいます。



「あおぞら宣言」は一般社団法人
せんげん いっぱんしゃだんほうじん
かながわけん ちてきしょうがいしせつだんたいれんごうかい
神奈川県知的障害施設団体連合会
が作成した「あおぞらプランⅢ」に
さくせい
記載されています。



いちしゃ かながわけん
(一社) 神奈川県
ちてきしょうがいしせつだんたい
知的障害施設団体
れんごうかい
連合会のウェブサイト

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ **【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり**
 こばしら しょうがい りゆう さべつ かいしょう
 ▶ **【小柱】 (2) 障害を理由とする差別の解消**

がいどう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

しょうがい りゆう さべつ かいしょう
(2) 障害を理由とする差別の解消

しょうがい りゆう さべつ な あんしん く しゃかい め ざ
障害を理由とした差別を無くし、安心して暮らせる社会を目指します

げんじょう かだい
<現状と課題>

けん へいせい ねんしこう しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう どうほう もと きほん ほうしん
 県では、2016(平成28)年施行の障害者差別解消法や、同法に基づく基本方針、
 たいおうようりょうおよ じしん もと しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつかい きんし しょうがいしゃ
 対応要領及び指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に
 たい ひつよう ごうりてきはいいりょう ていきよう てつてい みんかんじぎょうしゃとう てきせつ たいおう
 対する必要かつ合理的配慮の提供の徹底など、民間事業者等が適切に対応できるよう
 とく とうほうしこう よくねんど しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち
 取り組んでいます。同法施行の翌年度には、障害を理由とする差別に関する相談窓口を
 せっち しょうがいしゃおよ かぞく た かんけいしゃ そうだん たいおう う つ そうだん
 設置し、障害者及びその家族、その他の関係者からの相談に対応し、受け付けた相談は、
 ないよう おう しょうがい りゆう さべつてき とりあつかい おこな じぎょうしゃとう
 その内容に応じて、障害を理由とした差別的な取扱いを行ったとされる事業者等への
 しどうけんげん ゆう きかん ひ つ じぎょうしゃとう さべつ かいしょう お はたら おこな
 指導権限を有する機関に引き継ぐほか、事業者等へ差別の解消に向けて働きかけを行
 う等により、障害者差別解消法の適切な運用を図ってきました。

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しこう ねんちか けいか いま ごうりてきはいいりょう
 障害者差別解消法の施行から10年近くが経過したところですが、未だ合理的配慮の
 ふていきようとう しょうがいしゃさべつ かん そうだん かずおほ よ しょうがいとうじしゃみずか
 不提供等、障害者差別に関する相談が数多く寄せられています。障害当事者自らが、
 さべつてきとりあつかい ごうりてきはいいりょう ふていきよう そうだん きかいとう ふ いっぱう
 差別的取扱いや合理的配慮の不提供について相談される機会等も増えましたが、一方
 しゃかいぜんたい にんしき りかい じゅうぶん すず い しょう しゃかいてき
 で社会全体の認識や理解は十分に進んでいるとは言えず、これにより生じている社会的
 しょうへき さら じょうきよ ひつよう
 障壁の更なる除去が必要です。

こうした中、障害者差別解消法附則第7条に基づき、事業者による合理的配慮のあり方
 た しこうじょうきようとう しょう みな おこな れいわ ねん がつ かいせい
 や、その他施行状況等について所要の見直しが行われ、2021(令和3)年6月に「改正
 しょうがいしゃさべつ かいしょうほう こうふ かいせいほう みんかんじぎょうしゃ ごうりてき
 障害者差別解消法」が公布されました。この改正法において、民間事業者による合理的
 はいりょう ていきよう ぎ む か きてい れいわ ねん がつ しこう
 配慮の提供の義務化が規定され、2024(令和6)年4月から施行されます。

けん れいわ ねん がつ じょうれい しこう さべつ かん そうだん かいけつ お
 県では、2023(令和5)年4月に条例を施行しており、差別に関する相談や解決に向け
 じょうげんおよ じょうほうていきようとう そうだんまどぐち たいせいきょうか かんけいしゃかん ちょうせいとう おこな たいせい
 た助言及び情報提供等の相談窓口の体制強化のほか、関係者間の調整等を行う体制
 きょうかとう はか
 の強化等を図っています。

しょうがい ゆう もの はんざい おこな さい さいほんとう ぼうし とりく たと
 また、障害を有する者が犯罪を行った際の再犯等を防止する取組みについても、例え
 さいはん けいげん かんてん たいしよ しゃくほうご えんかつ ふくし う
 ば、再犯リスクを軽減する観点から、退所や釈放後でも円滑に福祉サービスが受けられ、
 ちいしやかい せいかついこう じりつ はか ひつよう こんご かだい ひと
 地域社会への生活移行や自立が図られることが必要であり、今後の課題の一つとなっ
 ています。

- おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ **【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり**
 こばしら しょうがい りゆう さべつ かいしょう
 ▶ **【小柱】 (2) 障害を理由とする差別の解消**

けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



さべつてき あつか さい そうだん う と まどぐち
 差別的な扱いをされた際、相談したら受け止めてくれる窓口がほしい。

当事者

ごうりてきはいりょ しゃかいてきしょうへき かんが かた しんどう
 「合理的配慮」や「社会的障壁」の考え方を、もっと浸透させてほしい。



当事者



じょうれい かじゅう とき ごうりてきはいりょ おこな
 条例には「過重でない時には合理的配慮を行う」とされているが、
 かじゅう きじゅん むずか ぎょうせい しめ
 “過重”の基準が難しいため、行政がしっかりと示してほしい。

家族

とりく ほうこうせい <取組みの方向性>

1201 しょうがい りゆう さべつ かいしょう さいけい 障害を理由とする差別の解消 【再掲：7209】 (しょうがいふくしか 障害福祉課)

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう およ とうほう もと きほん ほうしん たいおうようりょう たいおうしん もと
 障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や、対応要領・対応指針に基づき、
 しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか きんし しょうがいしゃ たい ごうりてき はいりょ ていきょう
 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的な配慮の提供
 てってい じぎょうしゃ てきせつ たいおう と く
 を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう取り組みます。

1202 しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう ふきゅうけいはつ さいけい 障害者差別解消法の普及啓発 【再掲：7210】 (しょうがいふくしか 障害福祉課)

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう い ぎ しゅし もと とりく とう けんみん りかい
 障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取組み等について県民の理解を
 ふか ごうりてきはいりょ じれいしゅう かつようそくしん けんしゅうどう ふきゅうけいはつ すいしん
 深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。

1203 そうだんまどぐち せっち みんかんじぎょうしゃ さべつとう さいけい しょうがいふくしか 相談窓口の設置 (民間事業者による差別等) 【再掲：7212】 (障害福祉課)

しょうがいしゃ さべつ かん そうだんまどぐち せっち みんかんじぎょうしゃ う ふとう さべつてきとりあつか
 障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱い
 ごうりてきはいりょ ふていきょう かん そうだん う つ ぎょうむしょかんかとう ひ つ れんけい
 や合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して
 と く
 取り組みます。

また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害
 とうじしゃ じぎょうしゃ そうほう りかい そくしん そうだんまどぐち しゅうち つと
 当事者と事業者双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努めます。

- おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ **【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり**
 こばしら しょうがい りゆう さべつ かいしょう
 ▶ **【小柱】 (2) 障害を理由とする差別の解消**

1204 相談窓口の設置（教員による差別等） **【再掲：7213】** (行政課)

けんきょういくいんかい けんきょういくいんかい ぞく しょうがい りゆう さべつ かん
 県教育委員会では、県教育委員会に属する職員による障害を理由とする差別に関する
 しょうがいしゃ およ かのぞく た かんけいしゃ そうだん う そうだんまどぐち せっち う つ
 障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受ける相談窓口を設置し、受け付け
 そうだん ぎょうむしょうかんかとう すみ ないよう ぜんたつ てきかく たいおう
 た相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達することで、的確に対応がされる
 れんけい はか
 よう連携を図ります。

1205 あっせん等紛争解決のための体制強化 **【再掲：7214】** (障害福祉課)

しょうがいしゃ みんかんじぎょうしゃ あいだ そうだん かいけつ みこ ばあい とう
 障害者と民間事業者との間で、相談による解決が見込めない場合に、あっせん等の
 ちょうせい おこな いんかい かながわけんしょうがい りゆう さべつ かいしょう ちょうせいいんかい
 調整を行う委員会（神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会）の
 かつどうそくしん そうだんたいせい きょうか はか
 活動促進など、相談体制の強化を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

	はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
	けんみん ちょうさ しょう りゆう 県民ニーズ調査における障がい理由とする さべつ へんけん おも かいどう かた わりあい 差別や偏見があると思うと回答する方の割合 もくひょうち ぎゃくほうこう せってい ※目標値は逆方向に設定	78.7% (2022年度)	50 % (2029年度)
	しょうがいしゃ さべつ かいしょう えん ちいききょうぎかい せっち 障害者差別解消支援地域協議会を設置した しちょうそんすう 市町村数	23 市町村 (2022年度)	33 市町村 (2029年度)

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ **【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり**
 こばしら しょうがい りゆう さべつ かいしょう
 ▶ **【小柱】 (2) 障害を理由とする差別の解消**

コラム

れいわ ねん がつ にち じぎょうしゃ 令和6年4月1日から、事業者も ごうりてきはいりょ ていきょう ぎ む か 合理的配慮の提供が義務化されます！

れいわ ねん がつ にち かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう じぎょうしゃとう こじん
 令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者等（個人
 じぎょうぬし ほうじんとう ふく しょうがい ひと ごうりてきはいりょ ていきょう
 事業主やNPO法人等も含む）による障害のある人への合理的配慮の提供につ
 いて、これまでの努力義務から義務化されます。

ごうりてきはいりょ しょうがい ひと しゃかい なか しょうへき と のぞ
 合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除く
 たためになんかの対応を求められたときに、ふたん おも はん い たいおう おこな
 うよう努めることとしています。

かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい いっぱすす なん
 なお、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例では、一歩進めて、何らかの
 たいおう もと い し ひょうめい ばあい い し すいち
 対応を求める意思の表明がない場合でも、その意思を推知することができるとき
 は、ふたん おも はん い たいおう おこな
 負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

ごうりてきはいりょ ていきょう あ しょうがいうじしゃ じぎょうしゃとう はな あ いっしょ
 合理的配慮の提供に当たっては、障害当事者と事業者等が話し合い、一緒に
 たいおうさく けんとう けんせつてきたいわ じゅうよう
 対応策を検討すること、つまり、「建設的対話」をすることが重要です。

けん しょうがいしゃさべつかいしょうほうおよ けん じょうれい もと しょうがい りゆう さべつ
 県では、障害者差別解消法及び県の条例に基づき、障害を理由とする差別の
 ぶんそう ぼうし かいけつ はか かながわけんしょう しゃさべつそうだんまどぐち
 紛争の防止または解決を図るため、「神奈川県障がい者差別相談窓口」（※1）
 を設置しています。

まどぐち しょうがい かた かぞく みんかんじぎょうしゃとう さべつてき
 この窓口では、障害のある方やそのご家族からの民間事業者等による差別的
 とりあつかい しょうだん ごうりてきはいりょ ていきょう かん みんかんじぎょうしゃとう
 取扱いについての相談や、合理的配慮の提供に関する民間事業者等からの
 しょうだん う つ
 相談を受け付けています。

ないかくふ かいせいしょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがいしゃ さべつかいしょう む
 また、内閣府でも、改正障害者差別解消法について「障害者の差別解消に向
 けた理解促進ポータルサイト—「合理的配慮」を知っていますか—」（※2）を
 りかいそくしん ごうりてきはいりょ し
 開設しています。合理的配慮の提供等について、具体的な事例も紹介されていま
 かいせつ ごうりてきはいりょ ていきょうとう ぐたいてき じれい しょうかい
 すので、是非ご覧ください。

※1
 (県ウェブサイト)
 「神奈川県障がい
 しゃさべつそうだんまどぐち
 者差別相談窓口」
 について



※2
 (内閣府ウェブサイト)
 しょうがいしゃ さべつかいしょう
 障害者の差別解消に
 りかいそくしん
 向けた理解促進ポ
 ータルサイト



おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ **【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり**
 こばしら い し けって い し えん すいしん
 ▶ **【小柱】 (3) 意思決定支援の推進**

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

い し けって い し えん すいしん
(3) 意思決定支援の推進

だれ みづか い し はんえい せいかつ おく しゃかい め ざ
誰でも 自らの意思が反映された生活が送れる社会を目指します

げんじょう かだい
<現状と課題>

意思決定支援とは、「自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが出来るよう、可能な限り本人が自ら意思決定を行えるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み」と厚生労働省のガイドラインにより枠組みが示されています。県では、津久井やまゆり園事件の後、「利用者一人ひとりにはそれぞれに尊重されるべき意思がある」という前提に立ち、利用者本人の意思が反映された生活が送れるよう、この意思決定支援に取り組んできました。

もとより、障害福祉サービス提供事業者の中心を占める指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者に対しては、2011（平成23）年の障害者基本法の改正により、支援する側の判断のみで相談等の支援を進めるのではなく、障害者及びその家族等に対する相談支援や、成年後見制度等のための施策の実施又は制度を利用する際等においては、障害者の意思決定に配慮すること等が明記されており、2012（平成24）年に成立した障害者総合支援法においては、指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮することが努力義務として盛り込まれています。

条例では、これらの国の動向も踏まえた上で、障害福祉サービスを提供する事業者は、利用者の自己決定を尊重し、本人の願いや望みを尊重する支援の基礎となる意思決定支援に努めなければならないことを定めました。今後、この意思決定支援の取組みが更に広がるよう、意思決定支援の推進に関する情報提供や、相談や助言等を行うための体制整備のほか、障害福祉サービス提供事業者のうち、当事者への支援に当たる従事者など幅広い対象者に対し、研修を行っていくことが必要です。

あわせて、成年後見人に対しても、当事者目線に立ち、意思決定支援を踏まえた後見活動が行えるよう、意思決定支援に係る研修を通じた制度の理解促進を行います。

- おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ **【中柱】 1. すべての人の権利を守るしくみづくり**
 こばしら い し けって いし えん すいしん
 ▶ **【小柱】 (3) 意思決定支援の推進**

けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



とうじしゃ そうだんし えん せんもんいん ふ
 当事者の相談支援専門員を増やすなど、意思決定支援に当事者の
 ちから かつよう
 力を活用してほしい。

い し けって いし えん おこな ひごろ たいせつ
 意思決定支援を行うためには、日頃からのコミュニケーションを大切に
 してほしい。



こうけんせいど かぞく こうけんいん まえ で ほんにん ちゅうしん
 後見制度では、家族や後見人が前に出てきてしまい、本人が中心になって
 おお けんしゅう ひつよう かん
 いないことも多いため、研修が必要と感じている。

とりく ほうこうせい <取組みの方向性>

1301 意思決定支援の推進 【再掲：4207】 (共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)
 どうじしゃめせん しょうがいふくし すいしん しょうがいしゃひとり せんたく もと せいかつ じつげん
 当事者目線の障害福祉を推進し、障害者一人ひとりの選択に基づく生活を実現してい
 こうせいろうどうしょう しめ しょうがいふくし どう ていきょう かか い し けって いし えん
 くため、厚生労働省が示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライ
 ン」や、県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」の普及を図るとともに、これ
 かつよう けんしゅう じれ いきょうゆうどう つう しょうがいふくし じゅうじしゃどう い し
 らを活用した研修プログラム、事例共有等を通じて、障害福祉サービス従事者等の意思
 けって いし えん ひつよう きそてき ちしき きじゆつ こうじよう とりく すす
 決定支援を実践するために必要な基礎的な知識や技術の向上のための取組みを進めて
 いきます。

1302 意思決定支援の普及・啓発 【再掲：4208】 (共生推進本部室)
 かぞく しせつしよくいん しょうがいしゃ ささ かたがた さら りかい ふか どうじしゃめせん
 家族や施設職員など障害者を支える方々の更なる理解を深めるため、当事者目線によ
 い し けって いし えん い ぎ ないよう せつめい きかい もう せきよくてき けいはつかつどう
 る意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動
 おこな
 を行います。

1303 成年後見制度の利用促進 【再掲：1104】 (地域福祉課)
 せいねんこうけんせいど りようそくしん さいけい ちいきふくしか
 成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要経費の助成とともに、かながわ成年
 せいねんこうけんせいど てきせつ りよう そくしん ひつようけいひ じよせい せいねん
 後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任の促進や市町村
 こうけんすいしん せっち しょうそんしゃかいふくしきょうぎかい ほうじんこうけんじゆにん そくしん しょうそん
 職員及び法人後見担当者研修の実施等、利用しやすい制度づくりに取り組みます。
 ちいき ひつよう ひと せいねんこうけんせいど てきせつ りよう しょうそん
 また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、市町村に

コラム

い し けって い し えん すいしん とりく **意思決定支援を推進する取組み**

かながわけん ひと そんなちやう い し
 神奈川県は、すべての人にはそれぞれに尊重されるべき意思があるという
 ぜんてい た かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじやうれい い しゃかい
 前提に立ち、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会
 め ざ い し けって い し えん しょうがいしゃ みずか い し けって い こんなん
 を目指して～」に、意思決定支援を「障害者が自ら意思を決定することが困難
 ばあい か の う か ぎ みずか い し ほんえい にちじやうせいかつおよ しゃかい
 な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会
 せいかつ おく じ こ けって い し えん ていぎ けん しょうがいふくし
 生活を送ることができるよう、自己決定を支援する」と定義し、県と障害福祉サ
 ていきやうじぎやうしゃ せきむ きてい
 ービス提供事業者の責務を規定しました。

しょうがいしゃえんしせつ しえんしやむ くに ほかん い し
 そして、障害者支援施設の支援者向けに、国のガイドラインを補完し、意思
 けって い し えん ぐたいてき しゅほう しめ かながわけんばん い し けって い し えん
 決定支援の具体的な手法を示した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」
 さくせい けんないしょうがいしゃえんしせつ たいしやう てんかい すいしん
 を作成し、まずは、県内障害者支援施設を対象に展開・推進をしています。

けん しせつりやうしやほんにん にんげんかんけい しゃかいかんけい そと ひろ
 県のガイドラインでは、施設利用者本人が人間関係や社会関係を外へ広げ
 ほうこう たいけん つ かさ ほんにん ちゆうしん ほんにん ひやうじやう ことば
 る方向で体験を積み重ね、本人を中心としたチームが本人の表情や言葉、
 こうどう きやうみ す けら ていねい ほんにん い し
 行動などから、興味や好き嫌いを丁寧にアセスメントすることで、本人の意思や
 のぞ く さぐ とりく しめ
 望む暮らしを探る取組みを示しています。

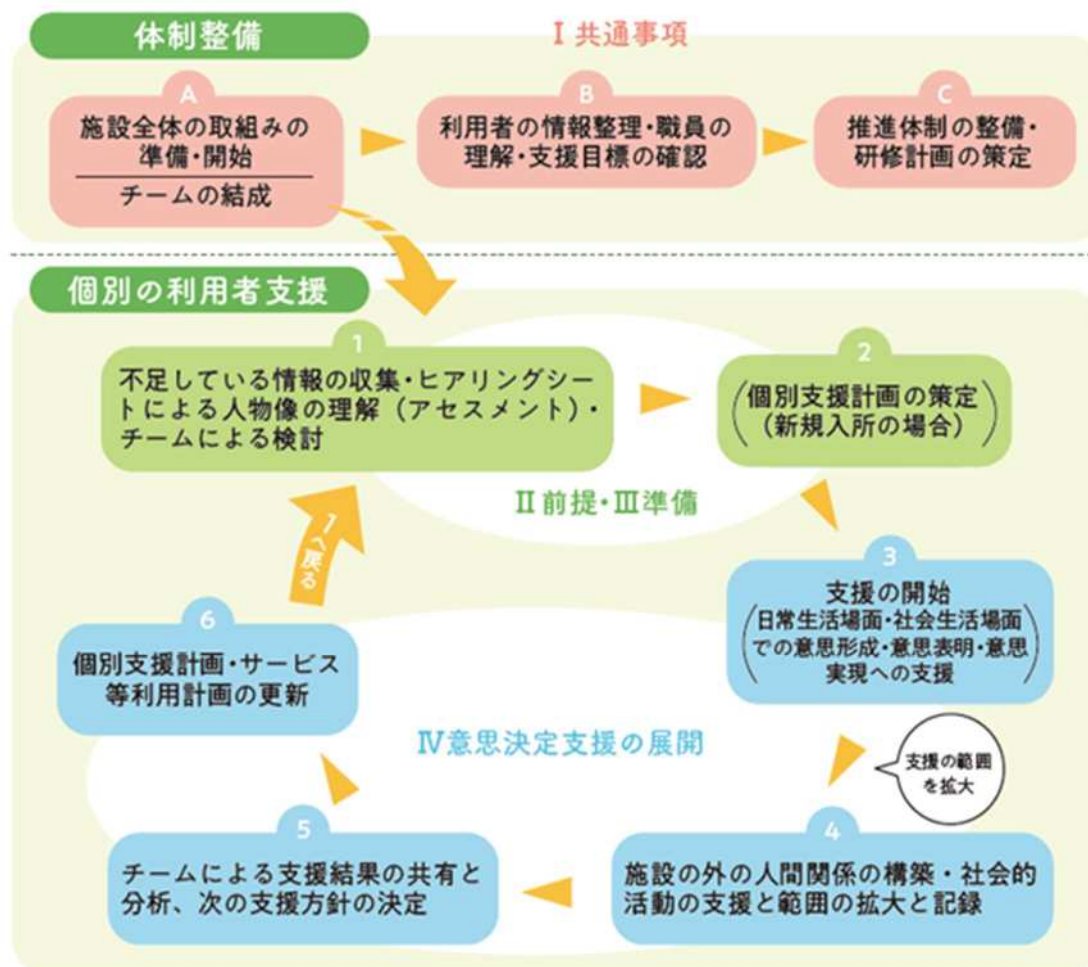
りやうしやひとり おう かつやう
 利用者一人ひとりに応じてアレンジしながらガイドラインを活用していただく
 い し けって い し えん すいしん はか
 ことで、意思決定支援の推進を図っていきます。



けん 県のガイドラインで示している
 い し けって い し えん じっせん れい つぎ
 「意思決定支援の実践のフローチャート例」は次ページ

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
 【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら ひと けんり まも
 ▶ 【中柱】Ⅰ. すべての人の権利を守るしくみづくり
 こばしら い し け っ て い し え ん す い し ん
 ▶ 【小柱】(3) 意思決定支援の推進

かながわけんばん い し け っ て い し え ん
 神奈川県版意思決定支援ガイドラインで示している
 い し け っ て い し え ん じ っ せ ん
 「意思決定支援の実践のフローチャート例」
 れい



かながわけんばん い し け っ て い し え ん
 『神奈川県版意思決定支援ガイドライン』は
 けん こうかい
 県ウェブサイトで公開しています。

(県ウェブサイト)
 しょう かた
 障がいのある方の
 い し け っ て い し え ん
 意思決定支援



2. ともに生きる社会を支える人づくり

質の高い福祉サービスが、十分に提供されるためには、継続的に必要な人材を確保・育成する必要があります。

県では「一人ひとりの人生を大切にする」という基本理念の下、地域共生社会の実現に向け、障害者一人ひとりの特性等に配慮し、寄り添いながら支援を提供できる福祉・保健・医療分野の人材の確保と育成を進めるとともに、当事者（ピア）による相談活動等の推進に取り組めます。

さらに、支援者側にも注目し、福祉・保健・医療分野に従事することについて、一人ひとりが魅力とやりがいを感じてもらえることができるよう、支援者へのサポート体制の整備に取り組めます。

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
 ▶ **【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり**
 こばしら しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい
 ▶ **【小柱】 (1) 障害福祉を支える人材の確保・育成**

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい
(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

だれ あんしん く
誰もが安心して暮らせる
 ち い き しゃかい ささ ふくし じんざい かくほ いくせい し えん
地域社会を支える福祉人材の確保と育成を支援します

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょうがい しょうがい ていど じょうたい かか ひと ち い き みずか のぞ せいかつ おく
 障害の程度や状態に関わらず、すべての人が地域で自らの望む生活を送るためには、
 しょうがい とくせい ていど ち い き じつじょう じつたい おう こま し えん おこな たいせい
 障害の特性や程度、その地域の実情など、実態に応じたきめ細やかな支援を行う体制が
 ひつよう
 必要となります。

さっこん い し かん ご し とう いりょうじゅうじしゃ ふ そく なか かくたんきゅういん けいかんえいようとう
 昨今では、医師や看護師等の医療従事者が不足する中、喀痰吸引や経管栄養等の
 いりょうてき にちじょうてき ひつよう いりょうてき じしや たい いってい けんしゅう しゅうりょう か い ご
 医療的ケアを日常的に必要なとする医療的ケア児者に対して、一定の研修を修了した介護
 しょくいんとう いりょうてき おこな か の う せいしんしょうがいしゃ おおはば ぞう か せいしん
 職員等が医療的ケアを行うことが可能となったり、精神障害者の大幅な増加と、精神
 しょうがいしゃ ち い き い こう ち い きていやく そくしん かんてん こ こ しょうがいとくせい おう よ そ
 障害者の地域移行や地域定着を促進する観点から、個々の障害特性に応じた寄り添い
 がた たいおう た き そうだんないよう たいおう し えんりよく ひつようふ か けつ
 型の対応や、多岐にわたる相談内容に対応できる支援力が必要不可欠とされています。

な か しょうがいふくし りょうりつ ぞう か げん ば じゅうじ
 このような中、障害福祉サービスの利用率が増加していることとあわせて、現場で従事
 じんざい ふ そく げん ば ふくしせんもんしよく ふたんぞう し えん かだい た よう か ふくざつかどう
 する人材の不足や、現場の福祉専門職の負担増のほか、支援課題の多様化・複雑化等に
 より、これまで以上に高い専門性と広い視野を有した福祉・介護分野の人材の確保や
 いくせい ていやく りしよくぼうし たいさく ひつよう
 育成、定着、離職防止等の対策が必要となっています。

しょうがいふくし ぶん や し ご と わ かり しゅうろう
 さらに、障害福祉分野は、仕事のイメージが湧きにくく、仮に就労してもキャリアパスが
 えが いく けん しょうしこうれいか ろうどうりよくじんこう げんしょう た ぎょうしゅ ひ かく
 描きにくいなどの意見や、少子高齢化による労働力人口の減少、他の業種と比較しても
 ゆうこうきゅうじんばいりつ りしよくりつ たか とう おお かだい さんせき ぶん や
 有効求人倍率や離職率が高い等、多くの課題が山積している分野でもあります。

しつ たか じんざい じゅうぶん かくほ し りょういん ふくりにこうせい しょうぐかいせんとう
 質の高い人材を十分に確保していくためには、職員の福利厚生や処遇改善等のほか、
 しょうがいふくし かか し ご と みりよく い ぎ じゅうようせい しゅうろうせだい とく じゃくねんそう ちゅうしん
 障害福祉サービスに係る仕事の魅力や意義・重要性を、就労世代、特に若年層を中心と
 おお けんみん つた ひつよう
 した多くの県民に伝える必要があります。

けん けん けん し ご と かん しょうきょうしょうかい せん と く ぜんけんりつこうこう
 県では、福祉や介護の仕事に関する職業紹介やあっ旋に取り組むほか、全県立高校や
 ちゅうとうきょういっがっこう たいしやう ふくし か い ご かん きやうざい はいふとう おこな ふくし か い ご
 中等教育学校を対象として、福祉介護に関する教材の配布等を行い、福祉や介護の
 し ご と り か い かんしん たか しょうらい ふくし か い ご ぶん や ささ じんざい かくほ とりく すず
 仕事の理解や関心を高め、将来の福祉介護分野を支える人材を確保する取組みを進め
 すで ふくし げん ば じゅうじ しょういん たいしやう ぎょうしゅ けいけん かいそうべつ さまざま
 ています。また、既に福祉の現場に従事する職員を対象として、業種や経験、階層別に様々
 けんしゅう じっし ふくし じんざい いくせい と く
 な研修を実施し、福祉人材の育成に取り組んでいます。

- 【大柱】I すべての人のいのちを大切にする取り組み
 ▶【中柱】2.ともに生きる社会を支える人づくり
 ▶【小柱】(1)障害福祉を支える人材の確保・育成

このほか、インフォーマルサービスとして、ボランティア人材の活用も大変重要であり、現に活躍するボランティアのみならず、子どもから高齢者まで、障害当事者自身も含め、より多くの方が活躍できるしくみづくりが求められています。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



慣れてきた職員、仲良くなった職員がすぐにやめてしまう。
 職員が働き続けられるようにしてほしい。

当事者



福祉の仕事は高い倫理観、人権意識が求められる専門性の高い仕事。
 それに見合う人件費の増額や処遇改善の強化を図ってほしい。

家族



福祉の仕事に関するイメージを上げる取り組みがあっても良い。
 「みんなで支え合おう」というメッセージを、もっと強く発信してほしい。

支援者

<取り組みの方向性>

2101 障害福祉に携わる人材の確保 (地域福祉課)

大学生等を対象にした障害福祉施設での仕事体験や、障害福祉分野での就労意欲のある者を対象にした研修及び研修受講後の障害サービス事業所とのマッチングまでの一體的な支援を実施するなど、障害福祉に携わる人材の確保に向けた取り組みを推進します。

2102 福祉・介護の仕事の理解促進 【再掲:6107】 (地域福祉課)

『かながわ福祉人材センター』において、福祉・介護の仕事に関して無料で職業紹介・あっ旋事業に取り組むほか、全県立高校・中等教育学校を対象として福祉・介護に関する教材の配布等を行い、福祉・介護の仕事の理解や関心を高めるとともに、将来の福祉・介護を支える人材の確保につなげます。

2103 障害福祉サービス事業所に対する就労実態調査 (地域福祉課)

障害福祉サービス事業所における就労実態や人材育成の取り組みを調査し、障害福祉分野における人材確保策に取り組めます。

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
 ▶ **【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり**
 こばしら しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい
 ▶ **【小柱】 (I) 障害福祉を支える人材の確保・育成**

しょうがいふくし たずさ がいこくじんかいごじんざい うけいれしえん (ちいきふくしか)
2104 障害福祉に携わる外国人介護人材の受入支援 (地域福祉課)
 しょうがいふくしせつどう がいこくじんかいごじんざい うけい しえん うけいれかんきょう せいび かか
 障害福祉施設等における外国人介護人材の受入を支援し、受入環境の整備に係る
 とりく じんざいかくほ かか とりく すいしん
 取組みや人材確保に係る取組みを推進します。

せんもんてきちしき ぎじゆつ ゆう じんざい ようせい かくほ (いりようか)
2105 専門的知識と技術を有する人材の養成と確保 (医療課)
 けんりつほけんふくしだいがく だいがくいん しゃかいふくしし せいしんほけんふくしし かいごふくししとう
 県立保健福祉大学・大学院において、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の
 ふくしせんもんしよく りがくりようほうし さぎょうりようほうしとう どう じゅうじ じんざい ようせい
 福祉専門職や理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション等に従事する人材を養成
 するとともに、実践教育センターにおける現任者教育・研修を通じて、障害福祉に携わる
 せんもんてき ぎじゆつおよ ちしき ゆう じんざい かくほ ししつ こうじょう はか
 専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

こっかしかくしゅとく しゅうがくしきん かしつ かくほ ていちゃく
2106 国家資格取得のための修学資金の貸付けと確保・定着
 (ちいきふくしか いりようか)
 (地域福祉課、医療課)
 けん かんけいだんたい しゅうがくしきん かしつ とお りがくりようほうし さぎょうりようほうし かいご
 県や関係団体からの修学資金の貸付けを通して、理学療法士、作業療法士、介護
 ふくしし しゃかいふくしし かくほ ていちゃく すす
 福祉士、社会福祉士の確保・定着を進めます。

しょうぐかいぜん とりく さいけい (しょうがい か)
2107 処遇改善への取組み 【再掲：4112】 (障害サービス課)
 しょうがいふくし げんば はたら しょういん ちんぎんすいじゆん たぎょうしゅ くら じゅうぶん い
 障害福祉の現場で働く職員の賃金水準は他業種に比べると、まだ十分とは言えない
 ことから、障害福祉サービス報酬に上乗せする「処遇改善加算」を事業所が取得できるよ
 う、加算取得を支援するセミナーや個別相談等を実施し、職員の待遇改善を確実に進める
 とともに、地域共生社会を支える人材の確保を促進します。

しょうがいふくし じゅうじしゃ しえんぎじゆつ しゅとく こうじょう しょうがいふくしか しょうがい か
2108 障害福祉サービス従事者の支援技術の取得・向上 (障害福祉課、障害サービス課)
 しょうがいふくし じぎょうしょ しょういん ちいききょうせいしゃかい りねん りかい しょうがいたうじしゃ
 障害福祉サービス事業所の職員が、地域共生社会の理念を理解し、障害当事者やそ
 の家族が望む支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に
 おう しえんぎじゆつ しゅとく こうじょう けんしゅう じしし
 応じた支援技術の取得・向上のための研修を実施します。

しょうがいふくし かんりせきにんしゃとう いくせい (しょうがいふくしか しょうがい か)
2109 障害福祉サービス管理責任者等の育成 (障害福祉課、障害サービス課)
 していしょうがいふくし どう えんかつ じしし かんりせきにんしゃ じどうはつたつ
 指定障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者や児童発達
 しえん かんりせきにんしゃ たい けんしゅう じしし していしょうがいふくし どう かか じんざい
 支援管理責任者などに対する研修を実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の
 かくほ ししつ こうじょう はか
 確保と資質の向上を図ります。

しょうがいしえんくぶんにていちょうさいんどう いくせい (しょうがいふくしか しょうがい か)
2110 障害支援区分認定調査員等の育成 (障害福祉課、障害サービス課)
 しょうがいしえんくぶんにていじ お きやつかんてき こうへい こうせい おこな しょうがいしえん
 障害支援区分認定事務について客観的かつ公平・公正に行われるように障害支援

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
 ▶ **【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり**
 こばしら しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい
 ▶ **【小柱】 (I) 障害福祉を支える人材の確保・育成**

くぶん にんてい ちょうさいん しょうそんしん さかい いんどう たい せいどりかい そくしん はか
 区分認定調査員、市町村審査会委員等に対し、制度理解の促進を図ります。

2111 専門性の高い支援を行う人材の育成 (障害福祉課、障害サービス課)

けんしゅう おこな みんかんじぎょうしょう してい つう けんしゅう じゅうきかい かくほ いってい
 研修を行う民間事業所等の指定を通じ、研修の受講機会を確保するとともに、一定の
 きじゅん もと けんしゅうじぎょうしてい およ してい じぎょうしよ しどう つう きょうどうどうしょうがいどう
 基準に基づく研修事業指定及び指定事業所への指導を通じ、強度行動障害等への
 たいおうどう しえんじんざい ししつこうじょう はか
 対応等における支援人材の資質向上を図ります。

か ごしよくいん かくたんきゅういんどう いりょうてき かん けんしゅう せいしんしょうがいしゃ とくせい
 また、介護職員による喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、精神障害者の特性を
 りかい ようせい けんしゅうどう せんもんせい たか けんしゅう じし
 理解したホームヘルパーを養成するための研修等の専門性の高い研修を実施し、サービ
 ていきょうじんざい かくほ ししつ こうじょう はか
 ス提供人材の確保と資質の向上を図ります。

2112 地域生活移行の専門人材の養成・配置【再掲：3202】 (障害サービス課)

しょうがいしゃ ちいきせいかつこう せんもんじんざい しょうがい はいち しょうがい か
 障害者の地域生活移行の更なる推進のため、県独自の研修を実施し、「かながわ地域
 せいかつこう ようせい じんざい はいち しょうがいしゃしえんしせつ
 生活移行スペシャリスト」を養成します。あわせて、この人材を配置した障害者支援施設へ
 はいちかさん おこな
 配置加算を行います。

しょうがいほ けんふくし けんい い ごと なか せん ちいきせいかつこう
 また、障害保健福祉圏域毎にスペシャリストの中から選任した「かながわ地域生活移行
 はいち ちいきぜんたい ちいきせいかつこう すいしん
 エキスパート」を配置し、地域全体の地域生活移行を推進します。

2113 福祉に関する科学的な研究の推進【再掲：3212】 (障害サービス課)

かがくてき こんきよ もと しえん かくりつ けんりつしせつ しせつ
 科学的根拠に基づく支援を確立するため、県立施設において、施設をフィールドとして
 どうじしゃめせん せんくてき しえん じゅうどうしょうがいしゃ ちいきせいかつこう けんきゅう すす
 当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行をテーマで研究を進め、
 どうじしゃめせん しえん じっせん せんもんじんざい いくせい とく
 当事者目線の支援を実践できる専門人材の育成に取り組みます。

けんりつしせつ こうかてき じぞくてき やくわり は ちほうどくりつぎょうせいほうじん
 また、県立施設がより効果的・持続的に役割を果たしていくために、地方独立行政法人
 うんえい いこう めざ
 による運営に移行することを目指します。

2114 相談支援体制の強化・充実 (障害福祉課)

そうだんしえんたいせい きょうか じゅうじつ しょうがいふくし か
 「相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員の養成確保に向けた
 そうだんしえん せんもんいん じんざい い いくせい もと そうだんしえん せんもんいん ようせいかく ほ む
 相談支援従事者研修に加え、相談支援従事者のスキルアップのための研修や主任相談
 けんしゅう しゅにん そうだん
 支援専門員の養成研修等を実施するなど、相談支援体制を充実強化します。

2115 発達障害児者への支援者育成 (障害福祉課)

はったつしょうがいじしゃ しえんしゃい いくせい しょうがいふくし か
 発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、県発達障害支援センターかな
 かわA(エース)を中心とした家族への支援や関係機関の人材育成等により、地域の支援
 たいせい せいび すす
 体制の整備を進めます。

- おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
 ▶ **【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり**
 こばしら しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい
 ▶ **【小柱】 (I) 障害福祉を支える人材の確保・育成**

2116 医療的ケア児等への支援者育成 (障害福祉課、障害サービス課)

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や、医療的ケア児等コーディネーターなど、支援を総合的に調整する人材を養成します。

2117 神奈川県リハビリテーション支援センターにおける支援 (医療課)

神奈川県リハビリテーション支援センターにおいて県内の地域リハビリテーションに関する情報の収集及び県民への情報提供等を行うとともに、これらの情報を積極的に活用しながら、障害保健福祉に従事する職員の養成及び、地域リハビリテーションの体制構築と推進に取り組みます。

2118 精神障害者を支援する専門人材の育成 【再掲：3208】 (障害福祉課)

精神障害者の地域生活移行の取組みを担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等を通じた人材育成や連携体制の構築を図ります。

2119 ピアサポート等の拡充 【再掲：3108】 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害当事者やその家族同士が行うピアサポート活動の推進と質の維持・向上のため、多様な障害種別のピアサポーターを養成するほか、ピアサポーターの活用や連携方法を理解した障害福祉サービス事業所の管理者等の養成を目的とする研修を実施します。

加えて、研修の修了者のうち、事業所等での活動を希望する者とピアサポート人材を求めている事業所とを繋ぐことで、地域社会においてサポートを必要とする障害当事者からの相談に応じる体制を構築します。

さらに、障害当事者を支える上で有効かつ重要な手段であるピアカウンセリングやピアサポート等の相談活動について、周知及び拡充を図ります。

2120 市町村における障害福祉に係る人材の育成 (障害福祉課、障害サービス課、がん・疾病対策課)

市町村において障害福祉分野に従事する職員を対象に、障害者の権利擁護や障害特性の理解、福祉用具に関する情報、精神保健等に関する研修を行い、専門職員としての資質向上を図ります。

- おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
▶【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
 こばしら しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい
▶【小柱】 (1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

2121 ボランティア活動の推進 (地域福祉課、障害福祉課)

「かながわボランティアセンター」において、市町村社会福祉協議会や社会福祉施設等のボランティアコーディネーターの人材育成に取り組みます。

また、ボランティア活動の実態を把握し、表彰を行うことで、活動の意欲向上を図ります。

2122 ボランティアセンターの機能強化 (地域福祉課)

「かながわボランティアセンター」において、ボランティア活動に関する総合相談や情報提供を行うとともに、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援するなどし、地域におけるボランティア活動を支援します。

＜数値目標＞ 【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
グループホームの職員に対して支援技術や人権意識の向上を図る研修(障害者グループホームサポートセンター事業)の修了者数	234人 (2022年度)	200人 (毎年度)
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業の修了者数	692人 (2022年度)	770人 (毎年度)
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業の修了者数	147人 (2022年度)	150人 (毎年度)
障害保健福祉に従事する職員を対象とした神奈川県リハビリテーション支援センターにおける研修回数	2回 (2022年)	2回 (毎年度)
医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計(2018年度から)修了者数 ※毎年度10人を見込む	64人 (2018～2022年度)	134人 (2018～2029年度)
喀痰吸引等研修事業研修の受講者数	261人 (2022年度)	280人 (毎年度)

- おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
 ▶ **【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり**
 こばしら しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい
 ▶ **【小柱】 (1) 障害福祉を支える人材の確保・育成**

けん ちいきせいかつし えんじぎょう みこみりょう
【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
しょうがいしゃぎやくたいぼう したいさくじぎょう 【障害者虐待防止対策事業:2108】 さいけい しょうがいしゃぎやくたいぼうし けんりようごけんしゅう るいけい 【再掲】障害者虐待防止・権利擁護研修の累計 (2013年度から) 修了者数 ※毎年度120人を見込む	1130人 (2013~2022年度)	1,610人 (2013~2026年度)
かんりせきにんしゃけんしゅうじぎょう 【サービス管理責任者研修事業:2109】 かんりせきにんしゃけんしゅうおよ じどうはったつしえん サービス管理責任者研修及び児童発達支援 かんりせきにんしゃき そけんしゅう るいけい ねんど 管理責任者基礎研修の累計(2006年度から) 修了者数 ※毎年度1,700人を見込む	9,906人 (2006~2022年度)	16,706人 (2006~2026年度)
しょうがいし えんくぶん にんていちょうさいんどうけんしゅうじぎょう 【障害支援区分認定調査員等研修事業:2110】 しょうがいし えんくぶん にんていちょうさいんけんしゅう るいけい 障害支援区分認定調査員研修の累計(2014年度から) 修了者数 ※毎年度200人を見込む	2,021人 (2014~2022年度)	2,821人 (2014~2026年度)
きょうどこうどうしょうがいし えんしゃようせいけんしゅうじぎょう 【強度行動障害支援者養成研修事業:2111】 きょうどこうどうしょうがいし えんしゃようせいけんしゅう じへい 強度行動障害支援者養成研修における 自閉 傾向にある児童への適切な支援に係る研修の 累計(2022年度から) 受講者数(人) ※毎年度150人を見込む	135人 (2022年度)	735人 (2022~2026年度)
しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃそうだんいんかつどうきょうか 【身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業:2114】 しょうがいふくし そうだんいんけんしゅうかい かいさいかいすう 障害福祉相談員研修会の開催回数	1回 (2022年度)	1回 (毎年度)
はったつしょうがいしゃし えん うんえいじぎょう 【発達障害者支援センター運営事業:2115】 けんはったつしょうがいし えん 県発達障害者支援センターかながわA(エース) 職員が関係機関の調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した回数	154回 (2022年度)	180回 (毎年度)
せいしんしょうがいしゃか そくそうだんいんようせいけんしゅう 【精神障害者家族相談員養成事業:2118】 せいしんしょうがいしゃか そくそうだんいんようせいけんしゅう かそくそうだんいん 精神障害者家族相談員養成研修／家族相談員 講習会開催数	3回 (2022年度)	3回 (毎年度)

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
 ▶ **【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり**
 こばしら しょうがいふくし ささ じんざい かくほ いくせい
 ▶ **【小柱】 (1) 障害福祉を支える人材の確保・育成**

コラム

しょうがいふくし ささ じんざいいくせい じんざいかくほ 障害福祉を支える人材育成・人材確保

かながわけん しょうがいふくし ささ じんざいいくせい じんざいかくほ もくてき
 神奈川県では、障害福祉を支える人材育成・人材確保を目的として、「かなが
 わ福祉人材センター」での無料職業紹介・あつ旋事業など様々な取組みを実施
 しています。ここでは、これから職業を選択する方々に向けた、裾野を広げる取組
 みの一部を紹介します。

がっこう でまえじゅぎょう (学校への出前授業)

しょうがい りかい
 障害の理解やコミュニケーションの
 ほうほう りようしゃ てき しょうけいたい
 方法、利用者に適した食事形態など、
 ふくしせつ しょういん がっこう うかが
 福祉施設の職員が学校に伺い、
 しごとないよう
 仕事内容ややりがいについて、
 ワークショップなどを交えながら
 お伝えしています。



がっこう でまえじゅぎょう
 学校への出前授業

(インターンシップ)

しょうがいふくし しょうがい みるよく じっかん だいがくせいとう たいしょう
 障害福祉業界の魅力ややりがいを実感していただくため、大学生等を対象
 に、県内の障害福祉サービス事業所での3日間の「しごと体験プログラム」を
 実施しています。プログラムでは、さんぽ どうこう べんどうづく ほじょ じぎょうしょ
 散歩の同行や、お弁当作りの補助など、事業所
 ごとに異なるプログラムを体験してもらいました。参加した学生の方からは
 「福祉に関わる働き方をしたいという
 おもい つよ ふうけい
 思いが強くなった」や、「(福祉系の
 がくぶ こんかい
 学部ではないが) 今回このような
 プログラムを通じて視野を広げること
 ができた」など、前向きな感想が多く
 寄せられています。



しごとたいけんじぎょう
 仕事体験事業

けん
 (県ウェブサイト)



とりく こんご けいぞく
 このような取組みを今後も継続することで、
 しょうがいふくし ささ じんざい いくせい かくほ はか
 障害福祉を支える人材の育成・確保を図っていきます。

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
 【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
 ▶ 【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり
 こばしら ほけん いりよう ささ じんざい かくほ いくせい
 ▶ 【小柱】 (2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

がいとう じょうぶん
 該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

ほけん いりよう ささ じんざい かくほ いくせい
 (2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

だれ あんしん く
 誰もが安心して暮らせる

ち い きしゃかい ささ ほけん いりようじんざい かくほ いくせい しえん
 地域社会を支える保健・医療人材の確保と育成を支援します

げんじょう かだい
 <現状と課題>

わ くに きゅうそく しょうし こうれいか しんてん いりよう かいごじゅよう ぞうだい しゃかいぜんたい
 我が国では、急速に少子・高齢化が進展し、医療・介護需要が増大するなど、社会全体
 と ま かんきょう おお へんか 2020 れいわ ねん がつまつげんざい けん しゅうぎよう
 を取り巻く環境は大きく変化しており、2020(令和2)年12月末現在の県における就業
 かんごしよくいんすう きんねん ぞう かけいこう じんこう まんにん あ しゅうぎよう
 看護職員数は、86,360人と、近年は増加傾向にあるものの、人口10万人当たりの就業
 かんごしよくいんすう にん どうふけんちゅうさい かい ぜんこくへいきん にん
 看護職員数は、934.9人と47都道府県中最下位(全国平均1315.2人)となっています。

また、2019(令和元)年8月に本県から厚生労働省に報告した看護職員の需給推計
 けっか ほけん れいわ ねん がつ ほんけん こうせいろどうしょう ほうこく かんごしよくいん じゅきゅうすいけい
 結果によれば、本県の2025(令和7)年時点での看護職員の需給推計は、需要数109,
 にん たい きょうきゅうすう にん ふそくすう にん じゅうそくりつ
 970人に対して、供給数85,084人、不足数24,886人、充足率77.4%となっており、この
 けっか どうふけん なか さいてい じゅうそくりつ
 結果は、都道府県の中で最低の充足率となっています。

かんごしよくいん じゅきゅう たいさく おこな き て りんしょうげん ば
 看護職員の需給については、対策を行っているものの決め手がなく、臨床現場におい
 まんせいてき ろうどうりよくぶそく つづ
 て慢性的な労働力不足が続いています。

また、高齢化の進展に伴う介護保険施設や在宅療養のニーズの増大や、医療技術の
 こうれいか しんてん ともな かいごほけんしせつ ざいたくりようよう ぞうだい いりようぎじゅつ
 高度化、専門化など、医療を取り巻く環境が変化している中では、急速に拡大する
 こうどか せんもんか いりよう と ま かんきょう へんか なか きゅうそく かくだい
 医療・地域保健福祉ニーズに対応できる、医師や看護師、保健師、理学及び作業
 いりよう ちいきほけんふくし たいおう いし かんごし ほけんし りがくおよ さぎょう
 療法士等をはじめとする質の高い保健・医療・リハビリテーション人材の確保や、職員の
 りょうほうしとう しつ たか ほけん いりよう じんざい かくほ しょういん
 リスク防止は喫緊の課題です。

しょうしか かそく かんごがっこうとう ようせいきかん しんがくしゃ げんしょう
 さらに、少子化が加速していることから看護学校等の養成機関への進学者も減少の
 けいこう こんぼんてき にな て ふそく さら はくしゃ けねん
 傾向にあり、根本的な担い手不足に更に拍車がかかることも懸念されています。

あんていてき ほけん いりようしょういんたいせい かくほ おう けんしゅう
 安定的な保健・医療職員体制の確保のためには、キャリアレベルに応じた研修の
 けいぞくてき かいさいとう つう いま げんば かつやく ほけん いりようしょういん さら しつ こうじょう
 継続的な開催等を通じて、今も現場で活躍している保健・医療職員の更なる質の向上を
 はか しゅうがくしきん かしつけとう ほけん いりようしょう めざ がくせい しえん ひつよう
 図るほか、修学資金の貸付等により保健・医療職を目指す学生を支援していくことが必要
 です。

- 【大柱】I すべての人のいのちを大切にする取り組み
 ▶【中柱】2.ともに生きる社会を支える人づくり
 ▶【小柱】(2)保健・医療を支える人材の確保・育成

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



地域によって、医療体制には大きな差がある。
 どこに住んでいても、安心して医師に相談できる体制は重要。



障害のある子どもを育て生活を送るには、自分たちが暮らす地域の
 医師や看護スタッフの存在は大きく、安心感につながっている。



単に医療従事者の数が充足すれば良いというわけではない。
 「障害福祉を理解した医療従事者」の養成が必要。

<取り組みの方向性>

2201 医療従事者の養成と人材確保 (医療課)

医師及び歯科医師に対して、障害者の特性に応じた医療及び在宅医療、在宅歯科
 医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障害に関する理解を深め
 るなど、資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護
 職員等を養成します。

2202 看護人材の養成と育成 (医療課)

様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護師等の養成に努めるとともに、卒後の
 現任教育として、研修等を通じて在宅医療を担う看護人材を育成します。

2203 リハビリテーションに従事する人材の養成 (医療課)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の障害者のリハビリテーションに従事する者に
 ついて、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

2204 発達障害の診療・支援ができる人材の養成 (障害福祉課)

発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる
 医師の養成及び地域のかかりつけ医師の発達障害対応力の向上を図るとともに、

- おおばしら ひと たいせつ とりく
【大柱】 I すべての人のいのちを大切にする取組み
 ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
 ▶ **【中柱】 2.ともに生きる社会を支える人づくり**
 こばしら ほけん いりよう ささ じんざい かくほ いくせい
 ▶ **【小柱】 (2) 保健・医療を支える人材の確保・育成**

けんない かくちいき はったつしょうがいしゃち いきしえん
 県内各地域に発達障害者地域支援マネージャーを配置し、関係機関を支援します。

2205 医療的ケア児等を支援する看護師の育成 (障害サービス課)

しょうがい ふくし じぎょうしょうどう いりようてき ひつよう じゅうどうちようふくしょうがいじ しゃ
 障害福祉サービス事業所等における医療的ケアが必要な重度重複障害児・者への
 しえん あ かんごし たい しつ たか かんご ていきよう せんもんてき けんしゅう じっし
 支援に当たる看護師に対して、質の高い看護を提供するための専門的な研修を実施する
 とともに、けんないの かんごがくせい たぶんや じゅうじ かんごしとう しょうがいふくし げんば じゅうじ
 県内の看護学生や他分野に従事する看護師等へ、障害福祉の現場に従事する
 かんごし かん ふきゅうけいはつ じっし
 看護師に関する普及啓発を実施します。

2206 保健所、保健センター等の職員の育成 (健康増進課)

ちいき けんこうそうだんどう おこな ほけんじょ ほけん どう しょういん ししつこうじょう ほか
 地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質向上を図りま
 す。

＜数値目標＞

【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃせつとう かんごし たいしやう 重症心身障害児者施設等の看護師を対象とし せんもんてきけんしゅう しゅうりようしやすう た専門的研修の修了者数	にん 21人 (2022年度)	にん 20人 (毎年度)
かんごがくせい かんごしとう たいしやう ふくしげんば 看護学生や看護師等を対象とした福祉現場に かんご かん ふきゅうけいはつけんしゅう しゅうりようしやすう おける看護に関する普及啓発研修の修了者数	にん 216人 (2022年度)	にん 500人 (毎年度)

- おおぼしら ひと たいせつ とりく
【大柱】Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取り組み
ちゅうばしら い しゃかい ささ ひと
▶ 【中柱】2.ともに生きる社会を支える人づくり
こばしら ほけん いりよう ささ じんざい かくほ いくせい
▶ 【小柱】(2)保健・医療を支える人材の確保・育成

コラム

しょうがいしゃ し か しんりよう ささ とりく 障害者の歯科診療を支える取り組み

かながわけん しょうがいしゃ し か しんりよう ささ と く しょうがいしゃ し か しんりようすいしん
神奈川県では、障害者の歯科診療を支える取り組みとして、障害者歯科診療推進
じぎょう じっし じぎょう かながわけん かながわけん し か い しかい いりようきかん れんけい
事業を実施しています。この事業は、神奈川県、神奈川県歯科医師会、医療機関が連携
しょうがい かたがた あんしん し か しんりよう う こうちく もくてき
し、障害のある方々も安心して歯科診療が受けられるシステムを構築することを目的とし
ています。また、県内の歯科医師や歯科衛生士を対象に研修を行い、障害者の歯科
しんりようたいせい こうちく ささ じんざい いくせい と く かながわけん し か しんりよう
診療体制の構築を支える人材育成にも取り組んでいます。ここでは、神奈川県歯科診療
がいう じんざい いくせい と くりく いちぶ しょうかい
システムの概要と、人材育成の取り組みの一部をご紹介します。

かながわけん し か しんりよう ○神奈川県歯科診療システム

い か い じ しんりよう し せつ に じ しんりよう し せつ
以下のように一次診療施設、二次診療施設、
さん じ しんりよう し せつ こうせい
三次診療施設から構成されています。

い じ しんりよう し せつ ・一次診療施設

かながわけん し か い しかい じ し けんしゅう う
神奈川県歯科医師会が実施する研修を受け、
にんてい かいぎ とう しんりよう おこな しんりよう じ とう
認定された開業医等が診療を行う診療所等の
し せつ
施設のこと。

に じ しんりよう し せつ ・二次診療施設

い じ しんりよう し せつ ちりょう こんなん かた ちりょう おこな しゅうやく せつ び
一次診療施設では治療が困難な方の治療を行うために、集約された設備と
じんいん そな かく し しんりよう けんい せ ち し せつ
人員を備えた各歯科診療圏域に設置された施設のこと。

さん じ しんりよう し せつ ・三次診療施設

い じ しんりよう し せつ に じ しんりよう し せつ ちりょう こんなん かた こう じ し か しんりよう
一次診療施設、二次診療施設では治療が困難な方の高次な歯科診療
ぜんしん ま す い かりょう ふく おこな びょういん
(全身麻酔下治療を含む)を行う病院のこと。



くるま いじょう ちりょう だい
(車イスでも移乗しやすい治療台)

しょうがいしゃ し か いりょう たんと う しゃ けんしゅう ○障害者歯科医療担当者研修

しょうがいしゃ し か しんりよう たい とう し か しんりよう じゅう じ しゃ
障害者の歯科診療に対応できる歯科診療従事者
いく せい しょうがい しゃ し か しんりよう すい しん も くてき けんしゅう
を育成し、障害者歯科診療の推進を目的とした研修
じ し ぜん に ち かん が ぐ じ ゅう けん しゅう かい
を実施しています。全5日間の学術研修と2回の
じ つ ぎ けん しゅう じ し けん しゅう しゅう りょう しゃ しょうがい しゃ し か い ち じ
実技研修を実施し、研修修了者が障害者歯科一次
しんりょう たんと とう い にん てい
診療担当医と認定されます。



じょう き と く い ち じ しんりよう たんと とう い に じ しんりよう たんと とう い じ っ せん けん き ゅう
上記の取り組みをはじめ、一次診療担当医、二次診療担当医による実践研究
は っ び ょう かい とう かい さい しょうがい しゃ し か しんりよう さ さ じん ざ い いく せい と く
発表会等を開催し、障害者の歯科診療を支える人材育成に取り組んでいます。

Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3. 安心して暮らせる地域づくり

地域で安心して暮らすためには、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に公的サービスなどに結び付けていくしくみが、地域に用意されている必要があります。

県では、障害者がいつでも身近に相談ができる相談支援体制の充実に努めるとともに、地域の様々な機関や団体の連携のほか、障害当事者が自身の経験を伝えるピア活動等を通じて、相談者を「ひとりにさせない」伴走型の支援体制の構築を推進します。

また、誰もが希望する環境で生活が送れるよう、たとえ自ら意思表示が難しい状態であっても、可能な限り本人の意思決定を尊重し、多様な地域生活の場が選択できるよう、意思決定支援の充実と社会資源の整備に取り組めます。

がいどう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

そうだんしえんたいせい こうちく
(Ⅰ) 相談支援体制の構築

だれ ちいき みちか しつ たか そうだん たいせい せいび
誰もが地域で身近に質の高い相談ができる体制を整備します

げんじょう かだい
<現状と課題>

ちいき あんしん せいかつ みちか ばしょ そうだん たいせい とどの ひつよう
地域で安心して生活するためには、身近な場所で相談できる体制を整えることが必要
ですが、2023(令和5)年7月時点で、相談支援専門員の配置についての充足度は、
けんない しちょうそん しちょうそん ふそく かいどう そうだんしえんせんもんいん
県内33市町村のうち24市町村で「不足している」と回答しており、相談支援専門員の
ようせい かくほ そうだんしえん じぎょうしょ せっちそくしん かだい
養成・確保や相談支援 事業所の設置促進が課題となっています。

ちいき そうだんしえん ちゅうかくてき やくわり にな きかん そうだんしえん
また、地域における相談支援の中核的な役割を担う『基幹相談支援センター』について
は、2023(令和5)年度には県内市町村のうち8割程度で設置されますが、更なる設置と
れいわ ねんど けんないしちょうそん わりていど せっち さら せっち
活動の 推進が必要です。

あわせて、障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊か
す に過ごすことができるよう、質の高い相談支援体制の整備等を促進することを目的として
せっち しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい かっせいか ほか かんけいきかん れんけい ふか
設置されている『障害者自立支援協議会』の活性化を図り、関係機関の連携を深め、
ちいき じつじょう おう そうだんしえんたいせい こうちく ひつよう
地域の実情に応じた相談支援体制を構築する必要があります。

くわ たか せんもんせい もと しえん どうじしゃ かぞく そうだん
加えて、高い専門性が求められる支援については、当事者やその家族からの相談に
てきせつ たいおう せんもんそうだんきかん かくほ じゅうよう たと こうじのうきのうしょうがい なんびょう
適切に対応できる専門相談機関の確保が重要です。例えば、高次脳機能障害や難病、
はったつしょうがい いりようてき じおよ かぞくどう いりよう ほけん ふくし きょういく ろうどう かんけい
発達障害や医療的ケア児及びその家族等は、医療、保健、福祉、教育、労働など関係する
ぶんや たぎ そうだん わ こえ おお よ
分野が多岐にわたるため、「どこに相談したらよいか分からない」といった声も多く寄せら
れています。

じょうたい あ せんもんせい たか そうだん たいおう しえんたいせい せいび かつどう
それぞれの状態に合った、専門性の高い相談に対応できる支援体制を整備し、活動を
すいしん しょうがいとうじしゃ そうだんしえんかつどう そくしん
推進するとともに、ピアカウンセリングなど障害当事者による相談支援活動を促進すること
たいへんじゅうよう
も大変重要です。

しょうがい かか そうだんないよう さまざま ごうりてきはいりょ しょうがいしゃぎゃくたい しょうがいしゃさべつ
* なお、障害に係る相談内容は様々であり、合理的配慮や障害者虐待、障害者差別の
はったつしょうがいとう じどうそうだん はんざいひがい しょうひしゃ どう そうだん かん
ほか、発達障害等の児童相談、犯罪被害や消費者トラブル等についての相談に関する
とりく た こばしら きさい
取り組みは、他の小柱に記載しています。

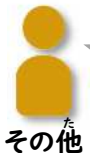
- おおぼしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら あんしん く ちいき
 ▶ **【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり**
 こばしら そうだんしえんたいせい こうちく
 ▶ **【小柱】(1) 相談支援体制の構築**

けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



まずは「気軽に相談をしやすい窓口」が必要であり、充実させてほしい。

相談支援体制の推進を図る自立支援協議会を活性化することが必要。



障害当事者の相談員やピアカウンセリング、ピアサポートの充実を
 図ってほしい。

とりく ほうこうせい ＜取組みの方向性＞

3101 身近な地域における相談支援体制の整備 (障害福祉課)

相談支援事業所や、相談支援専門員を増やすことで、障害者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備します。

また、相談支援専門員が、様々な障害の種別や、個々の状態、年齢、性別等について理解を深め、障害当事者や家族等の意向を踏まえたサービス等利用計画案を作成することができるよう、研修等の人材育成の体制を充実させ、相談支援の質の向上を図ります。

3102 基幹相談支援センターの設置の促進及び活動の推進 (障害福祉課)

相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者の相談等を総合的に行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知すること等により設置を促進します。

3103 県立機関における相談支援体制の整備 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害のある方が適切なサービスを受け、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県立総合療育相談センターにおいて、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所として、総合的な相談・判定・援助を行います。

また、保健福祉事務所において、精神障害や精神保健に課題を抱える県民に対する相談支援を行い、県精神保健福祉センターは、地域精神保健福祉推進の中核機関として、複雑困難な相談事例に対応するとともに、地域関係機関への技術指導、技術援助を行います。

しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい せっちそくしん そうだんしえんかつどう すいしん しょうがいふくしか
3104 障害者自立支援協議会の設置促進と相談支援活動の推進 (障害福祉課)

しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい せっち そくしん うんえい かつせい か はか かんけい
障害者自立支援協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、関係
きかん れんけい きんみつか ちいき じつじょう おう そうだんしえんたいせい せいび しょうがい
機関の連携を緊密化し、地域の実情に応じた相談支援体制を整備するとともに、障害
とうじしゃ よ そ そうだんしえん しょうがいとうじしゃ かぞく さんかく そくしん
当事者に寄り添った相談支援につながるよう、障害当事者やその家族の参画を促進しま
す。

こうじのうきのうしょうがいじしゃ しえんたいせい こうちく さいけい しょうがいふくしか
3105 高次脳機能障害児者への支援体制の構築 【再掲：4313】 (障害福祉課)

こうじのうきのうしょうがいじしゃ しえん かん とりく ふきゅう ていちゃく
高次脳機能障害児者への支援に関する取組みについて普及・定着させるため、
こうじのうきのうしょうがいしえんきょうぎかい かん せいもんてき そうだんしえん
高次脳機能障害支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、
かんけいきかん しえん じゅうじつ こうじのうきのうしょうがい ただ りかい そくしん
関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための
ふきゅう けいはつ しえんしゅほうどう かん けんしゅうどう おこな そうだんしえんたいせい かくりつ はか
普及・啓発、支援手法等に関する研修等を行い、相談支援体制の確立を図ります。

なんびょうかんじしゃ しえんたいせい せいび さいけい しょうがいふくしか
3106 難病患者への支援体制の整備 【再掲：4314】 (がん・疾病対策課)

ちいき なんびょうかんじしゃしえんたいさく すいしん なんびょう そうだんしえん
地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病・相談支援センターを
ちゅうしん さまざま かんけいきかん れんけい なんびょうかんじしゃ たいおう こま
中心とした様々な関係機関と連携しながら、難病患者のニーズに対応した、きめ細やかな
そうだん しえん おこな たいせいせいび と く なんびょうかんじしゃ りょうようじょうおよ にちじょうせいかつじょう
相談・支援を行うための体制整備に取り組むことで、難病患者の療養上及び日常生活上
なや ふあんどう かいしゅう はか なんびょうかんじしゃ ちいきこうりゅうかつどう そくしん はか
の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の地域交流活動の促進を図ります。

もう しゃ しゃかいさんか そくしん しょうがいふくしか
3107 盲ろう者の社会参加の促進 (障害福祉課)

もう しゃ かぞくどう そうだん う つ たいせい せいび
盲ろう者やその家族等からの相談を受け付ける体制を整備するとともに、コミュニケーシ
しえんおよ いどうじとう かいじょ おこな つうやく かいじょいん ようせい ひつよう おう はけん
ョン支援及び移動時等の介助を行う通訳・介助員を養成し、必要に応じて派遣することに
もう しゃ しゃかいさんか そくしん
より、盲ろう者の社会参加を促進します。

とう かくじゅう さいけい しょうがいふくしか しょうがいふくしか
3108 ピアサポート等の拡充 【再掲：2119】 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

しょうがいとうじしゃ かぞくどうし おこな かつどう すいしん しつ い じ こうじょう
障害当事者やその家族同士が行うピアサポート活動の推進と質の維持・向上のため、
たよう しょうがいしゅべつ ようせい かつよう れんけいほうほう
多様な障害種別のピアサポーターを養成するほか、ピアサポーターの活用や連携方法を
りかい しょうがいふくし じぎょうしょ かんりしゃとう ようせい もくてき けんしゅう じっし
理解した障害福祉サービス事業所の管理者等の養成を目的とする研修を実施します。

くわ けんしゅう しゅうりょうしゃ じぎょうしよとう かつどう きぼう もの じんざい
加えて、研修の修了者のうち、事業所等での活動を希望する者とピアサポート人材を
もと じぎょうしよ つな ちいきしゃかい ひつよう しょうがいとうじしゃ
求めている事業所とを繋ぐことで、地域社会においてサポートを必要とする障害当事者か
ら しょうだん おう たいせい こうちく
らの相談に応じる体制を構築します。

しょうがいとうじしゃ ささ うえ ゆうこう じゅうよう しゅだん
さらに、障害当事者を支える上で有効かつ重要な手段であるピアカウンセリングやピア
サポート等 とう そうだんかつどう しゅうちおよ かくじゅう はか
の相談活動について、周知及び拡充を図ります。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

ちゅうばしら あんしん く ちいき
▶【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

こばしら そうだんしえんたいせい こうちく
▶【小柱】(1) 相談支援体制の構築

すうちもくひょう
<数値目標>

けんどうじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
そうだんしえん じぎょうしょ 相談支援事業所における相談支援専門員の じつにんずう 実人数	1,584人 (2022年度)	2,380人 (2029年度)
とうりようけいかくさくせいず にんずう しょうがいしゃ サービス等利用計画作成済みの人数(障害者)	64,569人 (2022年度)	86,688人 (2029年度)
とうりようけいかくさくせいず にんずう しょうがいじ サービス等利用計画作成済みの人数(障害児)	37,753人 (2022年度)	81,082人 (2029年度)
そうだんしえん せんもんいん しょうがい とうりよう 相談支援専門員による障害サービス等利用 けいかくとうさくせいりつ しょうがいしゃ 計画等作成率(障害者)	62.0% (2022年度)	73.4% (2029年度)
そうだんしえん せんもんいん しょうがい とうりよう 相談支援専門員による障害サービス等利用 けいかくとうさくせいりつ しょうがいじ 計画等作成率(障害児)	34.6% (2022年度)	36.0% (2029年度)
そうだんしえん せんもんいん い し けっていしえん 相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン とう かつよう けんしゅう るいけいじゅこうしゃすう 等を活用した研修の累計受講者数 ※まいねんど にん み こ ※毎年度50人を見込む	160名 (2020～2022 年度)	510名 (2020～2029 年度)
そうだんしえん じぎょうしょ 相談支援事業所総数	654事業所 (2022年度)	829事業所 (2029年度)

こうせいろうどうしょう きほんししん もと せいかもくひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
きかん そうだんしえん せっち しちようそんすう 基幹相談支援センターを設置する市町村数	24市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)

こうせいろうどうしょう きほんししん もと かつどうしひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

把握する状況	現状値	見込量
きょうぎかい そうだんしえん じぎょうしょ さんかく 協議会における相談支援事業所の参画による じれいけんとうじっしかいすう 事例検討実施回数	114回 (2022年度)	199回 (2026年度)

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ▶ **【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり**
 ▶ **【小柱】(Ⅰ) 相談支援体制の構築**

しょうがいふくし みこみりょう げつ あ みこみりょう
【障害福祉サービスの見込量】(1か月当たりの見込量)

指定障害福祉サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
指定計画相談支援 (サービス利用支援、 継続サービス利用支援)	24,270人	30,661人	34,808人	39,351人
指定地域相談支援 (地域移行支援)	58人	95人	107人	123人
指定地域相談支援 (地域定着支援)	68人	98人	108人	119人

けん ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう
【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【相談支援従事者研修事業:3101】 相談支援従事者研修(初任者研修、現任研修、 主任研修)の累計(2006年度から)修了者数 ※毎年度840人を見込む	9,945人 (2006~2022年度)	13,305人 (2006~2026年度)
【相談支援従事者等養成・確保推進事業:3101】 相談支援従事者等の質の向上や、専門性の強化 のための研修(専門コース別研修)の受講者数	401人 (2022年度)	400人 (毎年度)
【都道府県相談支援体制整備事業:3104】 神奈川県障害者自立支援協議会の開催回数	2回 (2022年度)	2回 (毎年度)
【都道府県相談支援体制整備事業:3104】 圏域自立支援協議会の開催回数	10回 (2022年度)	10回 (毎年度)
【高次脳機能障害及びその関連障害に対する 支援普及事業:3105】 高次脳機能障害支援普及事業における 相談者数(延相談者数)	1,762人 (2022年度)	3,000人 (2029年度)
【高次脳機能障害及びその関連障害に対する 支援普及事業:3105】 高次脳機能障害セミナー参加人数	142人 (2022年度)	330人 (2029年度)

コラム

みぢか ちいき そうだんしえんたいせい 身近な地域の相談支援体制

ちいき みぢか そうだんさき そうだんしえんじぎょうしょ とくていそうだんしえんじぎょうしょ
地域の身近な相談先として、相談支援事業所（ここでは「特定相談支援事業所」
のことを指します。）では、障害当事者や家族等から相談を受け、相談の内容に応じ
て必要な情報の提供や、助言、関係機関との支援体制の調整等を行います。

そうだんしえんじぎょうしょ しょうがいじしやえん かん せんもんてき ちいき ゆう そうだんしえん
相談支援事業所には、障害児者支援に関する専門的な知識を有した相談支援
せんもんいん はいちん しょうがいどうじしや かぞく せいかつ かん そうだん おう
専門員が配置されており、障害当事者や家族からの生活に関する相談に応じ、
しょうがいふくし しんせい さい ひつよう どうりようけいかく しえん ひつよう
障害福祉サービスを申請する際に必要となる「サービス等利用計画（支援を必要と
する方が、どの福祉サービス等を利用すれば、ニーズを満たすことができるかを計画
するもの）」を障害当事者や家族の意向などを十分に反映しながら作成します。

また、サービス利用開始後も、
ていきてき しょうがいどうじしや かぞく かんけい
定期的に障害当事者や、家族、関係
きかんとう せいかつ じょうきよう うかが なか
機関等から、生活の状況を伺う中
で、課題等が改善しているのか、新た
かだいとう かいぜん あら
な困りごとが生じていないか等を確認
こま しょう かくにん
し、適宜支援の内容を客観的で
てきぎしえん ないよう きやっかんてき
せんもんてき してん みなお けいぞくてき かが
専門的な視点で見直し、継続的に関
わります。



し く ちょうそん そうだん う そうだんしえんせんもんいん くわ きょういくきかん しょうがいふくし
市区町村では、相談を受けた相談支援専門員に加え、教育機関や、障害福祉
じぎょうしょ きょうせい びょういんとう れんけい はか じりつしえんきょうぎかい
サービス事業所、行政、病院等がより連携を図れるよう、それぞれ自立支援協議会
をせっち
を設置しています。

かながわけん しょうがいほけんふくしけんいき せっち
神奈川県では、障害保健福祉圏域ごとにナビゲーションセンターを設置し、
けんいきじりつしえんきょうぎかい かいさい どう しくちょうそんいき こ こういきてき
圏域自立支援協議会を開催する等、市区町村域を超えた広域的なネットワークの
けいせい おこな そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか
形成を行い、相談支援体制の充実を図っています。

(県ウェブサイト)
障害福祉サービスを
利用するには



※ 97 ページのコラム「自立支援協議会とは」も、あわせてご覧ください。

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

ち い せ い か つ い こ う し え ん と う じ ゅ う じ つ
(2) 地域生活移行支援等の充実

ち い せ い か つ き ほ う し ょ う が い し ゃ
地域生活を希望する障害者が、
じ し ん は ん だ ん あ ん し ん ち い き く し ゃ か い め ざ
自身の判断のもと、安心して地域で暮らせる社会を目指します

げ ん じ ゅ う か だ い
＜現状と課題＞

し ょ う が い し ゃ ち い せ い か つ い こ う す す う え ち い せ い か つ き ほ う し ょ う が い し ゃ ち い き
障害者の地域生活への移行を進める上では、地域生活を希望する障害者が地域で
あ ん し ん く せ い か つ ば か く ほ お し え ん ひ つ よ う し ょ う が い ふ く し
安心して暮らすことができるよう、生活の場の確保に向けた支援のほか、必要な障害福祉
じ ゅ う ぶ ん て い き よ う た い せ い せ い び ち い き い こ う さ ざ じ ん ざ い か く ほ い く せ い
サービスが十分に提供される体制の整備、地域への移行を支える人材の確保・育成など、
さ ま ざ ま と り く ひ つ よ う
様々な取組みが必要です。

け ん し せ つ に ゆ う し ょ し ゃ ち い せ い か つ い こ う す す じ り つ く ん れ ん ち い き い こ う
県では、これまで施設入所者の地域生活への移行を進めるため、自立訓練や地域移行
し え ん と う し ょ う が い ふ く し か つ よ う い っ ぱ ん じ ゅ う た く と う い こ う す い し ん
支援等の障害福祉サービスを活用し、グループホームや一般住宅等への移行を推進し、
し ょ う が い ふ く し と う き ば ん せ い び と う と く た と ち い せ い か つ い こ う じ
障害福祉サービス等の基盤整備等に取り組んできました。例えば、地域生活への移行後、
せ い か つ ば ひ と し ょ う が い し ゃ と う
生活の場の一つとなるグループホームにおいては、「障害者グループホーム等サポートセ
せ っ ち かい せ つ け ん と う ほ う じ ん と う じ ょ げ ん し ょ う そ ん つ う
ンター」の設置や、グループホームの開設を検討している法人等への助言、市町村を通じ
たグループホームの整備・運営に係る費用や重度障害者を受け入れた場合の人件費の
ほ じ ょ せ っ ち り ょ う そ く し ん と く く わ き ょ う ど こ う じ ょ う が い か た
補助など、設置・利用の促進に取り組んできました。加えて、強度行動障害のある方や
い り ょ う て き よ う か た と う た い お う し ょ う い ん ふ そ く じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ
医療的ケアを要する方等に対応できる職員が不足していることから、こうした重度障害者
ち い き せ い か つ い こ う さ ざ じ ん ざ い い く せ い と
の地域生活への移行を支える人材の育成に取り組んできました。

さ ま ざ ま と り く す い し ん い っ ぱ う し せ つ に ゆ う し ょ し ゃ じ ゅ う ど か す す ち い き い こ う ひ か く て き
様々な取組みを推進する一方で、施設入所者の重度化が進み、地域移行が比較的しや
ち ゅ う け い ど か た わ り あ い ひ く げ ん じ ゅ う ほ ん け ん ち ゅ う け い ど く ら じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ
すい中軽度の方の割合が低くなっている現状から、本県では中軽度に比べ重度障害者の
ち い き い こ う す す じ ょ う き ょ う じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ ち い き せ い か つ い こ う そ く し ん と り く
地域移行が進んでいない状況があります。重度障害者の地域生活移行を促進する取組
ひ つ よ う じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ う い か の う ふ
みが必要であり、重度障害者の受け入れが可能なグループホームを増やすことにあわせ、
き ょ う ど こ う じ ょ う が い と う せ ん も ん て き し え ん ひ つ よ う か た ち い き う い
強度行動障害等、専門的な支援が必要となる方を地域で受け入れることができるよう、
せ ん も ん て き し き ぎ じ ゅ う じ ん ざ い い く せ い さ ら た い せ い せ い び ひ つ よ う
専門的知識や技術を有する人材育成など、更なる体制の整備が必要です。

し せ つ に ゆ う し ょ し ゃ な か せ い か つ ば か ざ ち い き せ い か つ う ま
また、施設入所者の中には、生活の場が限られてしまうことで地域生活を上手くイメージ
で き ち い き せ い か つ き ょ り で き ふ あ ん う に ゆ う し ょ き か ん
が出来なかったり、地域生活と距離が出来てしまうことで不安が生まれ、入所期間が
ち ょ う き か す く に ゆ う し ょ ち ゅ う ち い き さ ま ざ ま た い け ん き か い
長期化していることも少なくありません。入所中に地域における様々な体験の機会を
せ っ き ゃ く て き ふ し ょ う が い と う じ し ゃ ど う し た い せ い は ば ひ ろ し え ん ひ つ よ う
積極的に増やし、障害当事者同士によるサポート体制など、幅広く支援をしていく必要が

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

あります。

あわせて、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行についても、取組みをさらに促進していく必要があります。県内の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2009（平成21）年度に43,384人であったのに対し、2022（令和4）年度には107,828人と、12年で2倍以上に増加しており、また、県内の精神科病院における1年以上の長期入院患者数についても、2022（令和4）年度には6,593人となっており、依然として地域移行への積極的な取組みが必要な状況です。

精神科病院入院中の精神障害者の地域移行を促進していくため、県では精神障害の当事者であるピアサポーターの養成や、ピアサポーターによる精神科病院訪問等を通して、入院患者の地域生活移行に向けた働きかけ等を実施していますが、入院をしている精神障害者は、地域生活を送る上で、退院後の医療継続や社会参加など様々な課題やニーズを抱えていることが多く、再入院を繰り返すこともあるため、地域生活移行の取組みについてだけでなく、在宅の精神障害者を地域で支える取組みも含め、行政と精神科医療機関、障害福祉サービス事業者等が、精神障害者が退院後に地域で安定した生活を継続するという視点をもって、連携して取り組む必要があります。

（地域生活移行者の移行後の住まいの場）

年度	地域生活移行者数	移行先			
		共同生活援助	家庭復帰	公営/一般住宅	その他
2020年（令和2）	44人	36人 (88%)	6人 (14%)	2人 (4%)	0人 (0%)
2021年（令和3）	56人	42人 (75%)	7人 (13%)	5人 (9%)	2人 (4%)
2022年（令和4）	38人	30人 (79%)	6人 (16%)	1人 (3%)	1人 (3%)

（共同生活援助利用者の障害支援区分）

障害支援区分	人数	構成比
区分1	134人	1.1%
区分2	2,554人	20.0%
区分3	3,214人	25.2%
区分4	2,884人	22.6%
区分5	2,007人	15.7%
区分6	1,832人	14.4%
その他	131人	1.0%
計	12,756人	100%

※ 令和5年10月の国保連請求データ

【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

- ▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり
 ▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

(施設入所者の障害支援区分)

障害支援区分	人数	構成比
区分1	1人	0.0%
区分2	4人	0.1%
区分3	51人	1.1%
区分4	348人	7.5%
区分5	1,062人	23.0%
区分6	3,143人	68.0%
その他	14人	0.3%
計	4,623人	100%

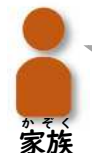
計 91%

※ 令和5年10月の国保連請求データ

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



グループホームに入りたい気持ちはあるが、何処もいっぱいいて入れない。
 一人暮らし、グループホーム、シェアハウス等、たくさん選択肢がほしい。



地域で暮らす不安があるから、「グループホームに行きたくない」や
 「施設にいたい」という人もいる。どれも本心で、尊重はしてほしい。



地域生活への移行は大切だが、一方では、その地域に障害者を支える
 体制が不足しているのも確か。同時並行で進める必要がある。

体験を通して失敗や成功を重ねていくべき。
 そういったところに県の支援や制度的なシステムがあればよいと思う。

<取組みの方向性>

3201 地域生活移行支援の充実 (障害サービス課)

障害当事者が、自らどこで誰と生活するか決定し、地域生活を希望する方が地域で暮らす環境を整備することが重要であることから、重度の障害者であっても、本人の意思を可能な限り反映した生活の場を選択できるよう、必要な方への意思決定支援を行い、入所者が地域生活を体験できる機会を増やし、複数の選択肢を用意し、地域生活への移行を支援します。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じっし とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

- ちゅうばしら あんしん く ちいき
▶【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり
こばしら ちいきせいかつこうしえんどう じゅうじつ
▶【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

3202 地域生活移行の専門人材の養成・配置【再掲：2112】 (障害サービス課)

しょうがいしゃ ちいきせいかつこう しえん けんどうくじ けんしゅう じっし ちいき
障害者の地域生活移行の更なる推進のため、県独自の研修を実施し、「かながわ地域
せいかつこう しょうせい じんざい はいち しょうがいしゃしえんしせつ
生活移行スペシャリスト」を養成します。あわせて、この人材を配置した障害者支援施設へ
はいちかさん おこな
配置加算を行います。

しょうがい しょうせい けん ふうくし けん いきごと なか せんにな ちいきせいかつこう
また、障害保健福祉圏域毎にスペシャリストの中から選任した「かながわ地域生活移行
はいち ちいきぜんたい ちいきせいかつこう しょうせい
エキスパート」を配置し、地域全体の地域生活移行を推進します。

3203 グループホームの整備促進等【再掲：4108、5112】 (障害サービス課)

しょうがいしゃ ちいき きょうゆう ば ひと けん うんえいひ
障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費
ほじょう しえん つう しちようそん きやうりよく せっち りよう そくしん じゅうじつ けいぞく
補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して
はか たよう も しょうがいしゃ ちいきせいかつこう しえん とく かだい じゅうど
図るとともに、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に課題である重度
しょうがいしゃ うけい たいおう かのう しょうせいしえん とく
の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

しょうがい ふうくし じぎょうしょ しょういん きやうせいしゃかい りねん りかい しょうがいしゃ
あわせて、障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者や
かぞく ひつよう しえん おこな さべつかいしやう ぎやうたいぼうし りかい
その家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、
しょうがいとくせい おう しえん ぎじゆつ けんしゅう じっしとう すす
障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

3204 グループホームへの助言・指導のしくみづくり (障害福祉課、障害サービス課)

きやうどこうどうしょうがい せんもんてき しえん ひつよう しょうがいしゃ う い しえん
強度行動障害などの専門的な支援が必要な障害者を受け入れて支援しているグルー
たい しどう じやげん おこな とく
プホームに対して指導・助言を行うしくみづくりに取り組みます。

3205 重度障害者を受け入れるグループホームへの補助 (障害サービス課)

ちいきせいかつこう しえん もと しょうがいしゃしえんしせつ じゅうどしょうがいしゃとう
かながわ地域生活移行エキスパートの支援の下、障害者支援施設から重度障害者等
う い たい じんけんひ ほじよ おこな
を受け入れたグループホームに対して、人件費の補助を行います。

3206 地域生活を支えるサービス等の充実 (障害福祉課)

ちいきせいかつ ささ とう じゅうじつ しょうがい ふうくし か
地域相談支援(地域生活移行支援・地域定着支援)の提供体制の充実を図るとともに、
きょたくかいご ほうもんけい じゅうじつ せいしんしょうがいしゃ とくせい りかい
居宅介護など訪問系サービスの充実や、精神障害者の特性を理解したホームヘルパーの
ようせいおほ しつ こうじやう はか
養成及び質の向上を図ります。

3207 民間法人等からの提案事業への補助 (障害サービス課)

ちいきせいかつこう みんかんほうじん ていあんじぎやう ほじよ しょうがい ふうくし か
地域生活移行をテーマとした民間法人からの提案事業に対し補助を行い、障害当事者
ほんにん のぞく じつげん とりく しょうせい
本人の望む暮らしを実現するための取組みを推進します。

- ちゅうばしら あんしん く ちいき
▶【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり
こばしら ちいきせいかつこうしえんどう じゅうじつ
▶【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

3208 精神障害者を支援する専門人材の育成 【再掲：2118】 (障害福祉課)

精神障害者の地域生活移行の取組みを担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、
障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等
を通した人材育成や連携体制の構築を図ります。

3209 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 【再掲：7303】

市町村長同意により医療保護入院した入院患者等に対して、訪問支援員が精神科
病院を訪問し、入院患者の不安や気持ちを傾聴する中で、自尊心の向上や孤立感の
低減に努めます。さらに、入院患者の地域生活移行を促進するため、ピア(当事者)サポ
ーターによる病院訪問等を通じた退院意欲喚起を行うなど、医療と福祉が連携した切れ
目のない支援を提供していきます。

また、精神科医療機関職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、
地域生活移行や障害理解の普及啓発を充実させます。

3210 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(地域生活移行後の生活)

精神科病院等からの退院後に安心して地域生活を送れるよう、医療、障害福祉・介護、
住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保された
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

3211 措置入院者の退院後支援 (がん・疾病対策課)

精神障害により自分を傷つけたり、他人に害をおよぼすおそれ(自傷他害)がある場合
に、都道府県知事の権限により入院措置を行う「措置入院」等の退院後に、地域におい
て自分らしい生活を送ることができるよう、入院中から入院者の希望を踏まえた退院後
支援計画を策定し、退院後に安定した生活を送れるよう計画に基づいた支援を行います。

3212 福祉に関する科学的な研究の推進 【再掲：2113】 (障害サービス課)

科学的根拠に基づく当事者目線の支援を確立するため、県立施設において、施設をフィ
ールドとして当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行をテーマで研究
を進め、当事者目線の支援を実践できる専門人材の育成に取り組みます。

また、県立施設がより効果的・持続的に役割を果たしていくために、地方独立行政法人
による運営に移行することを目指します。

【大 柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

- ▶ 【中 柱】3. 安心して暮らせる地域づくり
- ▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

＜数値目標＞

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

把握する状況	目標値
2022年度末時点の施設入所者(4,617人)のうち 2026年度末までに地域生活に移行する人の数	463人(2022年度末時点の 施設入所者の10%)

(目標設定の考え方)

市町村がそれぞれの障害福祉計画において設定した地域生活への移行者数に係る成果目標の合計277人に、県が「当事者目線の支援」を実践し、県立施設を「通過型施設」とすること等により、独自に地域生活への移行を目指す186人を加えた463人(2022年度末時点の施設入所者の10%)が、2026年度末までに地域生活に移行することを目指します。

把握する状況	目標値
2022年度末時点の施設入所者(4,617人)に対する 2026年度末までの減少数	244人(2026年度末時点の 施設入所者の5.3%)

(目標設定の考え方)

市町村がそれぞれの障害福祉計画において設定した施設入所者の減少数に係る成果目標の合計198人に、県が「当事者目線の支援」を実践し、県立施設を「通過型施設」とすること等により、独自に施設入所者の減少を目指す46人を加えた244人(2022年度末時点の施設入所者の5.3%)が、2026年度末までに減少することを目指します。

コラム

しせつ ちいき とりく 施設と地域をつなげる取組み

かながわけん しょうがい かつた じぶん く ほんにん いし
神奈川県では、障害のある方が自分らしく暮らしていくため、ご本人の意思を
たいせつ ちいき せつきよくてき かつどう く とりく すいしん
大切にしながら、地域で積極的に活動し、暮らしていけるような取組みを推進して
います。

けんりつなかい えん はだのえきちか ちいきかつどうきょてん せっち
県立中井やまゆり園では、秦野駅近くに地域活動拠点「らっかせい」を設置し、
ここを活用しながら、ちいき こうえん びか せいそうかつどう かなん しょうさいかつどう
地域の公園の美化・清掃活動や、花壇の植栽活動のほか、
きんりん で ぎゅうにゅう かいしゅう かみす さぎょうどう と く
近隣から出る牛乳パックを回収し、紙漉き作業等に取り組んでいます。

また、地元の農家の方が所有する農地をお借りし、ちいき かつた た しせつ
地域の方や他の施設の
りようしゃ いっしょ はたけ たがや やさい う そだ どう かつどう おこな
利用者と一緒に畑を耕したり、野菜を植え、育てる等の活動を行っています。

さらに、令和5年度からは、郵便局とも地域包括連携協定を結び、地域の郵便局
かつどう はじ
との活動も始めました。

これらの機会を通じて、ちいき かつたがた こえ か ふ りようしゃ みな
地域の方々から声を掛けられることも増え、利用者の皆
さんもどこか誇らしげな表情を見せてくれます。

こんご りようしゃひとり い く ちいき たいせつ
今後も、利用者一人ひとりが生きいきと暮らせるよう、地域とのつながりを大切に
かつどう じゅうじつ
しながら、活動を充実させていきます。



▲ かみす さぎょう 紙漉き作業

ひだり はい みず あみめ ついた わく なが こ さぎょう
左) パルプが入った水(ねた)を網目に付いた枠に流し込む作業をしています！

みぎ ちいき かつた だん ぎゅうにゅう
右) 地域の方から、段ボールいっぱいの牛乳パックをいただきました！

4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

障害児・者の地域生活を支えていくためには、障害者の高齢化や障害の重度化、医療的ケア児・者への支援の必要性を踏まえ、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保されることに加え、ライフステージに応じた切れ目のない地域のしくみづくりが必要です。

県では、年齢や体の状態に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障害者も受入れが可能なグループホーム等の整備を図るとともに、医療的ケアを必要とする児童など、障害のある子どもに対する支援体制の充実や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの更なる構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

がいどう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

しょうがいふくし どう せいび じゅうじつ しつ こうじょう
(Ⅰ) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

しょうがいふくし じゅうじつ
障害福祉サービスが充実し、
 だれ しつ たか しえん う しゃかい め ぎ
誰もが質の高い支援が受けられる社会を目指します

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょうがいじしゃ しょうがい ていど じょうたい かか ちいき ひと く
 障害児者が障害の程度や状態に関わらず、地域でその人らしく暮らしていくためには、
 ちいきせいかつ ささ しつ たか しょうがいふくし じゅうぶん せいび ふか けつ
 地域生活を支える質の高い障害福祉サービスが十分に整備されていることが不可欠です。
 しょうがいしゃ しょうごう しえん ほう およ じどう ふくし ほう しょうがいしゃ せんたく はば ひろ た しょう
 障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害者の選択の幅を広げるため、多様なサー
 びす 提供の主体が参入することが期待されており、単にサービスの供給量が増えるだけ
 ていきょう しゅたい さんにゅう きたい たん きょうきゅうりょう ふ
 ではなく、質の高いサービスが利用者ニーズに応じて組み合わせて提供されることが重要
 です。

くに きほん ししん とどう ふけん およ しちょうそん しょういん しょうがいふくし りょうじょうきょう
 国の基本指針では、都道府県及び市町村の職員は障害福祉サービスの利用状況を
 はあく しょうがいしゃ ひつよう ていきょう けんしょう おこな のぞ
 把握し、障害者が必要とするサービスが提供できているか検証を行うことが望ましいとさ
 れています。県では神奈川県障害者施策審議会において障害福祉サービスの提供
 じょうきょうどう けんしょう おこな ふくし そち りょうしゃ せんたく りょう
 状況等の検証を行うとともに、福祉サービスが「措置」から「利用者の選択による利用
 せいど いこう ともな りょうしゃ じぶん あ しつ たか みずか せんたく
 制度」へ移行されたことに伴い、利用者が自分に合った質の高いサービスを自ら選択・
 りょう じぎょうしゃ じしん しつ じしゅてき こうじょう はか
 利用することができ、事業者自身においてもサービスの質の自主的な向上が図られるよう
 しえん おこな しょうがいふくし どう じょうほうこうひょうせいど てきせつ うんよう
 支援を行い、あわせて障害福祉サービス等の情報公表制度を適切に運用しています。

また、事業者のサービスの質向上、利用者のサービス選択支援という点からは、福祉
 だいさんしゃひょうか そくしん ひつよう
 サービス第三者評価の促進が必要とされています。さらに、サービスの質を高める上では、
 ていきょう じゅうじしゃ お けんしゅうどう くわ しょういん たいぐう
 サービスを提供する従事者へのスキルアップに向けた研修等に加えて、職員の待遇を
 かいぜん ひつよう ふくし かか しょうしゅ た しょうしゅ くら きゅうやすいじゅんどう いま
 改善していくことが必要です。福祉に係る職種は他の職種に比べると、給与水準等が未だ
 ひく げんじょう かだい かいご しょうがい たぶんや
 低い現状があり、課題とされています。このほか、介護サービスや障害サービスなど他分野
 あいだ き め れんけい じぎょうしどうし れんけい けん しょうそんかん
 との間での切れ目のない連携や、事業所同士の連携、県と市町村間におけるサービス
 じょうほう きょうゆう すいしん ひつよう
 情報の共有などもあわせて、推進する必要があります。

こんご ちいきしゃかい いこうそくしん かそく たど いりようてき きょうどうこうどうしょうがい
 今後、地域社会への移行促進が加速するなか、例えば医療的ケアや強度行動障害の

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがいふくし どう せいび じゅうじつ しつ こうじょう
 ▶ **【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上**

せんもんてき ひつよう かた ちいき い か すみ う い
 ような専門的なサービスが必要となる方を地域において如何に速やかに受け入れること
 かんてん じゅうよう せんもんてき しつ たか ていきょう
 ができるかといった観点も重要であり、ますます専門的かつ質の高いサービスが提供でき
 たいせい きゅうむ
 る体制づくりが急務となっています。

けいかくさくてい よ いけん いちぶ
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



ざいたくせいかつ おく しょうがいしゃ せいかつ おく
 在宅生活を送っている障害者が、より生活を送りやすくなるよう、
 しえん つか
 支援やサービスを、より使いやすくしてほしい。

当事者

はたら ひと しょくいん じんざいいくせい こころ どうじ すす
 働く人や職員の人材育成とあわせて、心のケアを同時に進めてほしい。



家族



支援者

ちいきせいかつ い こう すす いま ちいき ふそく
 地域生活移行を進める今だからこそ、地域に不足しているサービスを
 せいり ていきようたいせい じゅうじつ ひつよう
 しっかりと整理しながら、サービスの提供体制を充実させる必要がある。

とりく ほうこうせい
<取組みの方向性>

4101 ざいたく どう じゅうじつ しょうがいふくし か しょうがい
在宅サービス等の充実 (障害福祉課、障害サービス課)

しょうがいしゃ い し もと かぞく こうれいか おや な あと ちいき せいかつ
 障害者の意思に基づき、家族の高齢化や親が亡くなった後も地域で生活ができるよう、
 こ こ しょうがいしゃ およ じつたい おう きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどう
 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動
 えんご じりつせいかつえんじょう しえん おこな たんきにゆうしよおよ にちゅうかつどう ば かくほう
 援護、自立生活援助等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、
 ざいたく りょうてき しつてきじゅうじつ はか
 在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

4102 いりようがた たんきにゆうしやう せいび しょうがいふくし か
医療型短期入所等の整備 (障害福祉課)

じょうじかいご ひつよう しょうがいしゃ みずか せんたく ちいき せいかつ にちゅうおよ
 常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び
 やかん いりようてき ふく しえん じゅうじつ はか たいちよう へんか しえんしゃ
 夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の
 じょうきやうどう おう いちじてき りよう いりようがた たんきにゆうしよ せいび すす
 状況等に応じて一時的に利用することができる医療型短期入所などの整備を進めます。

4103 じゅうしやうしんしんしょうがいじやとうしえんたいせい けんどう さいけい しょうがい か
重症心身障害児者等支援体制の検討 【再掲:4408】 (障害サービス課)

じゅうしやうしんしんしょうがいじや いりようてき ひつよう かた ちいき しえんたいせい
 重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする方の地域における支援体制について、
 がいぶゆうしきしやとう けんどうかい せっち ちいきせいかつ おく うえ ひつよう しえんたいせい じゅうじつ
 外部有識者等による検討会を設置し、地域生活を送る上で必要な支援体制を充実させる
 けんどう すす
 ための検討を進めます。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがいふくし どう せいび じゅうじつ しつ こうじょう
 ▶ **【小柱】(Ⅰ) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上**

4104 自立訓練サービスの充実 (障害サービス課)

しょうがいしゃ しんたいきのうまた せいかつのうりよく こうじょう もくてき りょうしゃ しょうがいとくせい おう
 障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的として、利用者の障害特性に応じた
 せんもんしんしゅいん じりつくねん きのうくんねん せいかつくんねん みちか ちいき じぎょうしょ う
 専門職員による自立訓練(機能訓練、生活訓練)を、身近な地域の事業所において受けら
 れるよう、障害福祉サービス事業所の量的・質的充実を図ります。

4105 日常生活支援の充実 (障害福祉課)

しちょうそん じっし がいしゅつ いどうしえん そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう
 市町村が実施する外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供する
 とともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実を図り、
 しょうがいしゃ ゆた ちいきせいかつ しえん
 障害者の豊かな地域生活を支援します。
 おんせいきのう そうしつ もの ひつよう くんねんどう おこな ちいき
 また、音声機能を喪失した者やオストメイトへの必要な訓練等を行うほか、地域におけ
 るしゃかいさん かそくしんしさく じっし しょうがいしゃどう しゃかいさん か そくしん
 社会参加促進施策を実施し、障害者等の社会参加を促進します。

4106 身体障害者補助犬の給付等 (障害福祉課)

しんたいしょうがいしゃ じりつおよ しゃかいさん か そくしん もうどうけん かいじょけんおよ ちょうどうけん
 身体障害者の自立及び社会参加を促進するため、盲導犬、介助犬及び聴導犬などの
 しんたいしょうがいしゃ ほんじょけん きゅうふ おこな
 「身体障害者補助犬」の給付を行います。
 しんたいしょうがいしゃ ほんじょけんほう もと しんたいしょうがいしゃ しょう しんたいしょうがいしゃ
 また、身体障害者補助犬法に基づき身体障害者補助犬を使用する身体障害者の
 しせつどう りょう えんかつか はか
 施設等の利用の円滑化を図ります。

4107 補装具の購入等に係る市町村への補助等 (障害福祉課)

ほ そうぐ こうにゅうどう かか しょうそん ほじょうとう しょうがい ふくし か
 補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部や、日常生活用具の給付・貸与に
 かん しょうそん ほじょ おこな しょうそんかん れんらくちようせい しょうそん たい じょうほうていきょう
 関して市町村へ補助を行うとともに、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供そ
 た ひつよう おう えんじょ
 の他必要に応じて援助します。

4108 グループホームの整備促進等【再掲：3202、5112】 (障害サービス課)

しょうがいしゃ ちいき きょじゅう ば ひと けん うんえいひ
 障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費
 ほじょうとう しえん つう しょうそん きょうりよく せっち りょう そくしん じゅうじつ けいぞく
 補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実に継続して
 はか たよう も しょうがいしゃ ちいきせいかつこう しえん とく かだい じゅうど
 図るとともに、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に課題である重度
 しょうがいしゃ うけい たいおう かのう せいびしえん と く
 の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。
 しょうがいふくし じぎょうしょ しょういん きようせいしゃかい りねん りかい しょうがいしゃ
 あわせて、障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者や
 か そく ひつよう しえん おこな さべつかいしやう ぎやくたいぼうし りかい
 その家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、
 しょうがいとくせい おう しえんぎじゅつ けんしゅう じっしとう すす
 障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがいふくし どう せいび じゅうじつ しつ こうじょう
 ▶ **【小柱】(Ⅰ) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上**

4109 介護サービスと障害サービスの連携 (高齢福祉課、障害サービス課)

どういつじぎょうしょ かいごほけん しょうがいふくし りょうほう ていきょう
 同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する
 きょうせいがた ふきゅう はか こうれいしゃ しょうがいじしゃ りょう じぎょうしょ せんたくし ふ
 「共生型サービス」の普及を図り、高齢者・障害児者とも利用できる事業所の選択肢を増
 ちいききょうせいしゃかい すいしん
 やし、地域共生社会を推進します。

4110 事業者への指導・監査 (障害サービス課)

どうじしゃめせん しょうがいふくし じつげん お りょうしゃ けんりようご おこな
 当事者目線の障害福祉の実現に向けて、サービス利用者の権利擁護とサービスを行
 じぎょうしゃとう けんぜん いくせい はか じぎょうしゃとう たい して いきじゅんどう じゅん じぎょううんえい
 う事業者等の健全な育成を図るため、事業者等に対して、指定基準等に準じた事業運営
 おこな ひつよう しどう かんさ じっし
 を行うよう必要な指導や監査を実施します。

4111 情報公表等による障害福祉サービスの質向上の促進 (地域福祉課、障害サービス課)

じょうほうこうひょうどう しょうがいふくし しつこうじょう そくしん ちいきふくしか しょうがい か
 障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決に向けた対応を行う
 しょうがいふくし どう ていきょう じぎょうしゃ たい てきせつ くじょうかいけつ お たいおう おこな
 「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」への運営支援等のほか、評価機関の認証、
 ふくし うんえいてきせいかいいんかい うんえいしえんどう ひょうかきかん にんしょう
 ひょうかちょうさしゃ ようせい ひょうかけっか こうひょうどう おこな ふくし だいさんしゃひょうかすいしん
 評価調査者の養成、評価結果の公表等を行う「かながわ福祉サービス第三者評価推進
 きこう うんえいしえんどう じぎょうしゃ たい だいさんしゃひょうか じゅんおよ ひょうかけっか こうひょう
 機構」への運営支援等により、事業者に対する第三者評価の受審及び評価結果の公表
 そくしんどう つと
 の促進等に努めます。

また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用す
 しょうがいふくし どうじょうほうこうひょうせいど かつよう しょうがいふくし どう りょう
 る障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、
 しょうがいしゃどう こ おう りようしつ せんたく
 事業者によるサービスの質の向上を図ります。

4112 処遇改善への取組み 【再掲:2107】 (障害サービス課)

しょうがいふくし げんば はたら しょういん ちんぎんすいじゅん たぎょうしゅ くら じゅうぶん い
 障害福祉の現場で働く職員の賃金水準は他業種に比べると、まだ十分とは言えない
 しょうがいふくし ほうしゅう うわの しょうがいぜんかさん じぎょうしょ しゅとく
 ことから、障害福祉サービス報酬に上乗せする「処遇改善加算」を事業所が取得できる
 かさんしゅとく しえん こべつそうだんどう じっし しょういん たいぐうかいぜん かくじつ すす
 よう、加算取得を支援するセミナーや個別相談等を実施し、職員の待遇改善を確実に進め
 きょうせいしゃかい ささ じんざい かくほ そくしん
 るとともに、共生社会を支える人材の確保を促進します。

4113 事業所間の連携と支援者の資質向上の促進 (障害福祉課)

しょうがйдantai じっし じぎょうしやむ けんしゅうどう かか けいひ ほじょ かくじぎょうしやかん れんけい
 障害団体が実施する事業所向け研修等に係る経費を補助し、各事業所間の連携と
 しえんしゃ ししつこうじょう はか
 支援者の資質向上を図ります。

4114 生活支援コーディネーターの活躍促進 (高齢福祉課)

せいかつしえん かつやくそくしん こうれいふくしか
 生活支援コーディネーターが、高齢者の支援だけでなく、障害福祉と連携し、地域の
 せいかつしえん こうれいしゃ しえん しょうがいふくし れんけい ちいき
 かだい よ そ ささ あ かつどう すいしん けんしゅうどう じっし しょうこうじょう はか
 課題に寄り添った支え合い活動を推進できるよう、研修等による資質向上を図ります。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがいふくし どう せいび じゅうじつ しつ こうじょう
 ▶ **【小柱】(Ⅰ) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上**

すうちもくひょう
<数値目標>
 けんどくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
しょうがいふくし ほうしゅう しょうかいぜんかさん 障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の とどけで じぎょうしょ しせつ わりあい 届出をする事業所・施設の割合	86.1% (2023年度)	95% (2029年度)

こうせいろうどうしょう きほんししん もと かつどうしひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
けんとく じっし していしょうがいふくし じぎょうしゃ 県等が実施する指定障害福祉サービス事業者 および指定障害児通所支援事業者等に対する しどうかんさけつか かんけいじちたい きょうゆう かいすう 指導監査結果を関係自治体と共有する回数	11回 (2022年度)	20回 (2026年度)

けんぜんたい しょうがいふくし みこみりょう げつ あ みこみりょう
【県全体の障害福祉サービスの見込量】(1か月当たりの見込量)

していしょうがいふくし 指定障害福祉 サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
ほうもんけい 訪問系サービス				
きょたくかいご 居宅介護	262,741時間	276,644時間	285,794時間	295,318時間
	14,263人	15,036人	15,494人	15,952人
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	183,738時間	234,589時間	264,876時間	299,249時間
	974人	1,220人	1,364人	1,526人
どうこうえんご 同行援護	38,326時間	40,874時間	42,192時間	43,591時間
	1,799人	1,880人	1,941人	2,010人
こうどうえんご 行動援護	27,227時間	37,110時間	41,496時間	46,633時間
	1,354人	1,855人	2,093人	2,374人
じゅうどしょうがいしゃどうほうかつ 重度障害者等包括 支援	0時間	8時間	8時間	18時間
	0人	1人	1人	2人
にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス				
せいかつかいご 生活介護	370,478人日	382,646人日	393,993人日	404,853人日
	20,330人	20,760人	21,281人	21,780人
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	1,203人日	1,916人日	1,974人日	2,053人日
	89人	129人	134人	139人

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがいふくし どう せいび じゅうじつ しつ こうじょう
 ▶ **【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上**

していしょうがいふくし 指定障害福祉 サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
じりつくねれん せいかつくねれん 自立訓練(生活訓練)	17,375人日	17,397人日	18,383人日	19,398人日
	1,057人	1,098人	1,184人	1,275人
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	—	—	346人	404人
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	59,672人日	65,922人日	69,223人日	72,710人日
	3,370人	3,695人	3,864人	4,047人
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	36,049人日	47,027人日	49,688人日	52,484人日
	1,874人	2,431人	2,554人	2,682人
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	236,449人日	259,260人日	273,101人日	288,238人日
	14,408人	15,677人	16,564人	17,465人
しゅうろうていやくしえん 就労定着支援	1,998人	2,934人	3,362人	3,739人
りょうようかいご 療養介護	851人	906人	931人	960人
ふくしがたたんきにゅうしょ 福祉型短期入所	17,310人日	20,084人日	21,485人日	23,057人日
	2,954人	3,696人	3,960人	4,250人
いりょうがたたんきにゅうしょ 医療型短期入所	2,253人日	3,137人日	3,333人日	3,580人日
	505人	626人	655人	691人
きょじゅうけい 居住系サービス				
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	96人	176人	181人	185人
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	12,271人	13,357人	14,320人	15,124人
しせつにゅうしよしえん 施設入所支援	4,636人	4,582人	4,540人	4,482人
していけいかくそうだんしえん さいけい 指定計画相談支援【再掲】				
していけいかくそうだんしえん 指定計画相談支援	24,270人	30,661人	34,808人	39,351人
していちいきそうだんしえん ねんかん じつりようしやすう みこ 指定地域相談支援(※年間の実利用者数の見込み)				
ちいきいこうしえん 地域移行支援	58人	95人	107人	123人
ちいきていやくしえん 地域定着支援	68人	98人	108人	119人

けん ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりよう
【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりよう 見込量
ていきょうしやじょうほうていきょうどうじぎょう 【サービス提供者情報提供等事業:4101、4108】	9,759事業所	11,500事業所
していしょうがいふくし どうじぎょうしやすう 指定障害福祉サービス等事業所数	(2022年度)	(2026年度)

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがいふくし どう せいび じゅうじつ しつ こうじょう
 ▶ **【小柱】(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上**

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりよう 見込量
いりようがたんきにゆうしよじぎょうしよかいせつしえんじぎょう 【医療型短期入所事業所開設支援事業:4102】 いりようがたんきにゆうしよじぎょうしよ しんきしていけんすう 医療型短期入所事業所の新規指定件数	けん 1件 ねんど (2022年度)	けん 2件 まいねんど (毎年度)
しゃかいできおうくんれんじぎょう 【オストメイト社会適応訓練事業:4105】 しゃかいできおうくんれんじぎょう じっしかしよすう オストメイト社会適応訓練事業の実施箇所数	かしよ 17箇所 ねんど (2022年度)	かしよ 8箇所 まいねんど (毎年度)
おんせいきのうしやうがいしやほっせいくんれんじぎょう 【音声機能障害者発生訓練事業:4105】 おんせいきのうしやうがいしやほっせいくんれんこうしゅうかい じっしかいすう 音声機能障害者発生訓練講習会の実施回数	かい 187回 ねんど (2022年度)	かい 84回 まいねんど (毎年度)
しょうがいしや ちいきせいかつ すいしん お たいせいきやうか 【障害者の地域生活の推進に向けた体制強化 しえんじぎょう 支援事業:4105】 きかんそうだんしえん れんらくかい かいさいかいすう 基幹相談支援センター連絡会の開催回数	かい 2回 ねんど (2022年度)	かい 2回 まいねんど (毎年度)
どうふけんしょうがいしやしゃかいさんかすいしん うんえい 【都道府県障害者社会参加推進センター運営 じぎょう 事業:4105】 しょうがいしやしゃかいさんかすいしん こうしゅうかい 障害者社会参加推進センターにおける講習会の じっしかいすう 実施回数	かい 11回 ねんど (2022年度)	かい 6回 まいねんど (毎年度)
しんたいしょうがいしやほじょけんいくせいそくしんじぎょう 【身体障害者補助犬育成促進事業:4106】 しんたいしょうがいしやほじょけん きゅうふしやすう 身体障害者補助犬の給付者数	にん 3人 ねんど (2022年度)	にん 5人 まいねんど (毎年度)

コラム

しょうがいふくし しょうかい 障害福祉サービスの紹介

しょうがい かながわ ほんにん のぞ く す な
 障害のある方が、ご本人の望む暮らしができるようにするには、住み慣れた
 ばしょ しょう とうしょ さまざま く
 場所でホームヘルプや通所サービス、グループホームなど、様々なサービスを組
 みあわせ しょうがい しょうかい
 み合わせて利用できることが大切です。

かながわ しょうがい かながわ かながわ しょうがいふくし じぎょうしょ
 神奈川県では、障害のある方やそのご家族が障害福祉サービス事業所や
 しょうがいじつしよしえん じぎょうしょ えら りよう しょうがいふくし どう じょうほう
 障害児通所支援事業所を選んで利用できるように、障害福祉サービス等の情報
 ていきょう しょうがいふくし しょうかい
 を提供するウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」を開設しています。

このウェブサイトでは、しょうがいふくし しょうがいじつしよしえん どう かながわ けんない
 障害福祉サービスや障害児通所支援等に係る県内の
 じょうほう しょうやく ていきょう
 情報を集約して提供しています。

なお、しょうがい かながわ かながわ かながわ じぎょうしょ じぶん えら
 なお、障害のある方やご家族等が、利用したいサービス事業所を自分で選
 び、自分で決める時に使いやすいように、サービス内容と地域で探せるようにし
 ています。また、だれにでも利用いただけるよう、「ふりがなをふる」機能を備えて
 います。



しょうがいふくし じょうほう
 (障害福祉情報サービス
 かながわウェブサイト)



- ① サービスの種類や
 しえん ないよう りよう ほうほう
 支援内容、利用方法
- ② サービスを提供する
 ていきょう
 事業所の情報
- ③ 市町村の相談窓口 等
 しちょうそん そうだんまどぐち どう
 しょうほう けいさい
 の情報を掲載しています。

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

ちいき しえんたいせい せいび
(2) 地域における支援体制の整備

ちいき かだい ちいき かいけつ たいせい せいび
地域の課題を地域で解決できる体制を整備します

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょうがいしゃ ちいき あんしん い い く しょうがい きいん せいかつ かだい かいけつ
 障害者が地域で安心して生き生きと暮らすためには、障害に起因する生活課題の解決
 だけではなく、様々な課題を包括して解決に取り組む観点が必要であり、そのためには、
 ちいき ちゅうかくてき やくわり にな き の う ひつよう
 地域において中核的な役割を担うしくみがしっかりと機能する必要があります。

このしくみの一つに『自立支援協議会』があります。この協議会は、自治体や相談支援
 事業所の職員、入所施設の職員、障害当事者の方等、様々な方が委員として参画し、誰で
 も暮らしやすい地域の実現を目的としており、県内では市町村、障害保健福祉圏域、県の
 3層構造の体制で設置し、地域課題を県内で共有できるしくみを形成しています。

一方で、本来、この協議会は地域が抱える課題を吸い上げ、改善に向けた活発な協議
 が行われる場として期待されているものですが、形骸化しているものも多く、十分な成果
 が上げられていない現状から課題とされています。

加えて、昨今は精神障害者を地域で支援する取組みも注目されており、県では医療や
 障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加や地域の助け合い、普及啓発や教育など
 が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進し
 ており、あわせて、精神障害を有する方の日常生活圏域である市町村において、地域生活
 に関する相談支援が行われる必要があるという観点から、保健・医療・福祉関係者等によ
 る「協議の場」を各市町村に設置する取組みを進めてきましたが、すべての市町村への
 設置には至っておらず、今後の課題となっています。

また、障害を有する者が犯罪をし、刑務所等からの退所後や釈放後、円滑に福祉サービ
 スへつなげるなどにより、再犯に至ることなく、地域において自立した生活ができるよう
 市町村や関係機関等が連携して支援を行う体制が必要です。

さらには、障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ、
 体験の機会や場、専門的人材の確保と養成、地域の体制づくりといった、居宅支援のため
 の主に5つの機能を持つ「地域生活支援拠点等」の十分な整備が必要とされており、す

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
 こばしら ちいき しえんたいせい せいび
▶【小柱】(2) 地域における支援体制の整備

すべての市町村において設置が義務となっていますが、未設置の市町村もあるほか、地域により機能の充実度に格差もあることから、今後はこの5つの機能を充実させる取組みが必要です。

このように地域において、十分な支援体制を整備するには、県行政だけでなく、これまで地域を支えてきた様々な社会資源を、改めて整理し、または新たに発掘し、障害者と地域を繋げるためのしくみとして、再構築する必要があることから、県では引き続き、この地域づくりの取組みを推進します。

けいかくさくてい よ いけん いちぶ
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



ふだん しえんしゃ しえん ひつよう ひと かお あ たいせい
 普段から支援者と支援を必要とするひとが、顔を合わせられる体制
 じゅうよう みちか きがる すみ ひつよう しえん
 づくりが重要。「身近で気軽に」が速やかで必要な支援につながる。



とうじしゃ ちいき もと しえん ひとり ちが
 当事者が地域で求める支援は、一人ひとり違う。
 とうじしゃ いけん せいかく う と しえんたいせい く
 当事者の意見をより正確に受け取り、支援体制を組んでほしい。



ちいき しえんたいせい さ で き
 地域により支援体制の差はどうしても出て来ってしまう。
 さ う こういきてき とりく けん しゅたい すす
 その差を埋める広域的な取組みを県が主体で進めてほしい。



けん すす とうじしゃめせん かんが かた けんない ひろ
 県が進める「当事者目線」の考え方が県内でしっかりと広まり、
 かんが もと ちいきしえん どういつてき すす
 この考えに基づいた地域支援が統一的に進んでほしい。

とりく ほうこうせい
<取組みの方向性>

ちいきせいかつ しやうがいとうじしゃおよ せいび さいけい しょうがい か
4201 地域生活支援拠点等の整備 【再掲:4508】 (障害サービス課)

ちいき せいかつ しやうがいとうじしゃおよ かぞく しえん すいしん かくしやうそん ちいき
 地域で生活する障害当事者及びその家族の支援を推進するため、各市町村の地域
 せいかつ しえんきよてんとう せいびじやうきやう はあく せいび すす しやうそん じやうほう
 生活支援拠点等の整備状況を把握するとともに、整備が進んでいる市町村の情報など、
 せいび ゆうこう じやうほうていきやう おこな
 整備に有効な情報提供を行います。

また、単独で地域生活支援拠点等の整備が困難な市町村に対しては、市町村間での
 ひつよう ちやうせい しえん おこな きやうぎ ば せつちとう しえん
 必要な調整の支援を行うための協議の場の設置等を支援します。

- おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら ちいき しえんたいせい せいび
 ▶ **【小柱】(2) 地域における支援体制の整備**

4202 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（協議の場の設置）

【再掲：3210、4320、5114】（障害福祉課）

精神障害を有する方の日常生活圏域である市町村において、地域生活に関する相談支援が行われる必要があることから、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を県内全市町村に設置するとともに、個別支援における協働等を通じて、医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター等との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

また、保健福祉事務所及び同センターは、市町村との協働により精神障害を有する方々などのニーズや、地域ごとの課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4203 障害者支援施設における地域生活支援機能の充実強化（障害サービス課）

障害者支援施設においては、医療的ケアや強度行動障害など、専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を生かして地域生活を支援する拠点機能を充実・強化します。とりわけ、県立施設は、「通過型施設」として、地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、様々な経験を通して、本人が望む暮らしを確認しながら、再び地域での暮らしを実現する役割や、地域での暮らしを実現した後も、定期的に生活状況を確認し、一時的に地域生活が難しくなった場合に短期入所で受け入れる等、地域生活が続けられるよう支援する役割を担っていきます。

4204 中核的な役割を担う拠点の整備（各所管課）

障害者の地域生活の支援及び社会参加を促進するため、地域住民や民間事業所等と連携しながら、地域において様々な中核的役割を担う拠点を整備します。

4205 障害者自立支援協議会の設置の促進及び活動の推進（障害福祉課）

障害者自立支援協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、障害当事者やその家族の参画を促進するとともに、関係機関の連携を緊密化し、地域の実態に応じた相談支援体制を整備します。

4206 地域間の障害福祉サービスにおける格差の均衡（障害サービス課）

障害福祉サービス等の事業者指定にあたっては、市町村意見の聴取等のしくみを導入し、地域のニーズ等に応じたサービス事業所の指定を促進します。

あわせて、障害福祉サービス費における市町村超過負担に対し補助を行うことで、地域間の障害福祉サービスにおける格差の均衡を図ります。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら ちいき しえんたいせい せいび
 ▶ **【小柱】(2) 地域における支援体制の整備**

4207 **意思決定支援の推進** **【再掲：1302】**

きょうせいすいしんぼんぶしつ しょうがいふくしか しょうがい
 (共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)
 とうじしゃめせん しょうがいふくし すいしん しょうがいしゃひとり せんたく もと せいかつ じつげん
 当事者目線の障害福祉を推進し、障害者一人ひとりの選択に基づく生活を実現してい
 こうせいろどうしょう しめ しょうがいふくし どう ていきょう かか い し けていしえん
 くため、厚生労働省が示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライ
 けん さくせい かながわけんばん い し けていしえん ふきゅう はか
 ン」や県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」の普及を図るとともに、これ
 かつよう けんしゅう じれい きょうゆうとう とお しょうがいふくし じゅうじしゃとう い し
 らを活用した研修プログラム、事例の共有等を通して、障害福祉サービス従事者等の意思
 けていしえん じっせん ひつよう きそてき ちしき ぎじゅつ こうじょう とりく す
 決定支援を実践するために必要な基礎的な知識や技術の向上のための取組みを進めて
 いきます。

4208 **意思決定支援の普及・啓発** **【再掲：1302】** **(共生推進本部室)**

かぞく しせつしよくいん しょうがいしゃ ささ かたがた さら りかい ふか とうじしゃめせん
 家族や施設職員など障害者を支える方々の更なる理解を深めるため、当事者目線によ
 い し けていしえん い ぎ ないよう せつめい きかい もう せきよくてき けいはつかつどう
 る意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動
 おこな
 行います。

4209 **市町村による包括的な支援体制の整備に対する支援** **(地域福祉課)**

ちいきじゅうみん せいかつ なか かか ふくぎつ たよう かだい たい ぞくせい と しょうだんしえん
 地域住民が生活する中で抱える複雑・多様な課題に対し、属性を問わない相談支援や、
 しょうがいしゃ ふく ちいき さまざま ひと ひと ちいき どう ほうかつてき しえん たいせい
 障害者も含め地域の様々な人と人がつながる地域づくり等、包括的に支援する体制の
 せいび と く しちようそん たい けんしゅう はんけんとう おこな たいせいせいび しえん
 整備に取り組む市町村に対して、研修やアドバイザー派遣等を行い、体制整備を支援し
 ます。

4210 **矯正施設退所予定者等の社会復帰支援** **(地域福祉課)**

しょうがい ふくし しえん ひつよう けいむしやとう きょうせいしせつ たいしよていしゃ ひぎしや
 障害などにより福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設の退所予定者や被疑者・
 ひこくにんとう たい たいしよご しゃくほうご えんかつ ふくし う ちいきせいかつ
 被告人等に対し、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう、『地域生活
 ていちゃくしえん きよてん ちいきせいかつ いこう じりつそくしん はか しえん ぼご
 定着支援センター』を拠点に、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を保護
 かんさつじよ きょうどう おこな しちようそん かんけいき かんとう こうちく しえんたいせい
 観察所と協働で行うとともに、市町村や関係機関等とのネットワークを構築し、支援体制
 きょうか
 を強化します。

- おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら ちいき しえんたいせい せいび
 ▶ **【小柱】(2) 地域における支援体制の整備**

すうちもくひょう
<数値目標>

こうせいろうどうしょう きほんししん もと せいかもくひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	もくひょうち 目標値
ち い きせいかつ し えん きよてんどう せい び ふくすうしちょうそん きょうどうせい び か の う 地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能) し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な し えん たいせい およ ぎんきゅうじれんらくたいせい こうちく すす 支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上 うんようじょうきょう けんしやうおよ けんとう しちょうそんすう 運用状況を検証及び検討する市町村数	し ちょうそん 33市町村 ねんど (2026年度)
きょうどこうどうしょうがい ゆう もの かん じょうきょう し えん はあく 強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、 かんけいきかん れんけい し えん たいせい せい び すす しちょうそんすう 関係機関が連携した支援体制の整備を進める市町村数	し ちょうそん 33市町村 ねんど (2026年度)

こうせいろうどうしょう きほんししん もと かつどうしひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

はあく じょうきょう 把握する状況	みこみりょう 見込量
ち い きせいかつ し えん きよてんどう せい び じょうきょう 地域生活支援拠点等の整備状況	し ちょうそん 33市町村 ねんど (2026年度)
ち い きせいかつ し えん きよてんどう はいちにんずう 地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	にん 33人 ねんど (2026年度)
ち い きせいかつ し えん きよてんどう き の う じゅうじつ お し えん じっせきとう 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を ふ けんしやうおよ けんとうかいすう 踏まえた検証及び検討回数	かい 33回 ねんど (2026年度)

コラム

じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会とは

じりつしえんきょうぎかい しょうがいしゃ ちいき じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
 自立支援協議会は、障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営
 み、安心して豊かに過ごすことができるよう、また、障害児・者の視点に立った質の
 高い相談支援体制の整備等を促進することを目的として設置しています。

この協議会は、以下の3層構造で運営しています。

① 市区町村自立支援協議会

しょうがいしゃ にちじょうせいかつ ちいき かだいどう かいけつ む ちいき かんけいしゃ ちゅうしん
 障害者が日常直面する地域の課題等の解決に向けて、地域の関係者を中心に、
 身近な地域のサービス基盤の整備に取り組む。

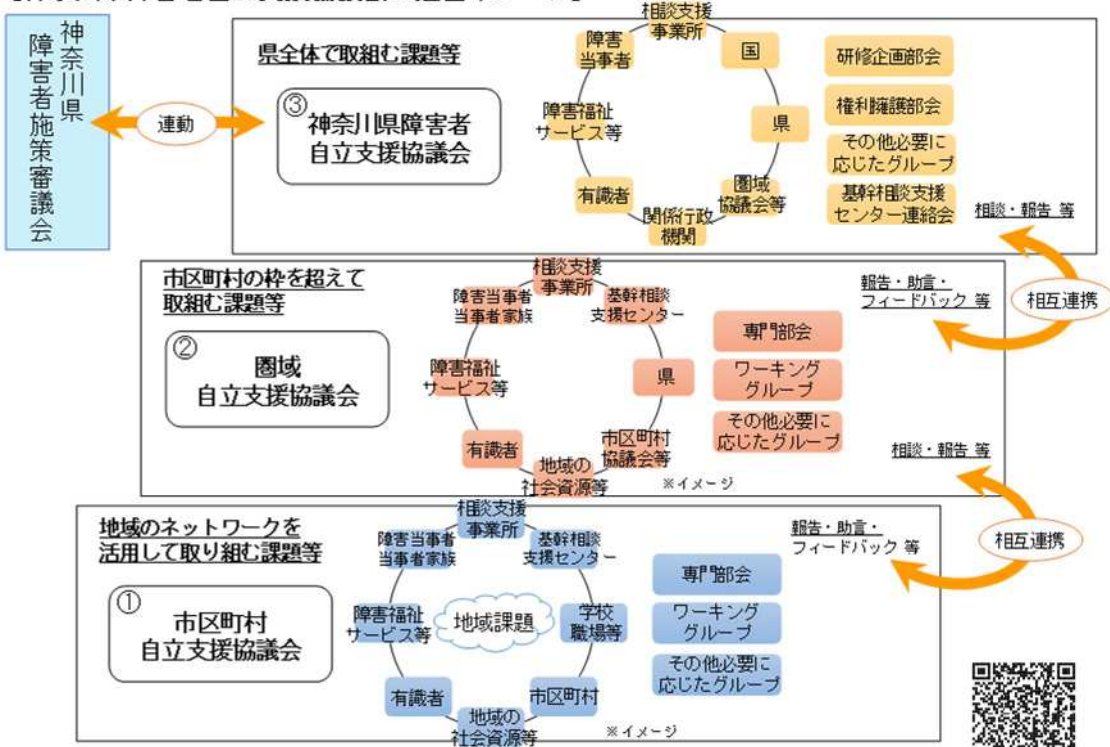
② 圏域自立支援協議会

しょうがいしゃ けんふくしけんいき せっち こういきてき とりく ひつようせい かだいかいけつ
 障害保健福祉圏域ごとに設置。より広域的に取り組む必要性がある課題解決に
 向けて、市区町村の取組みへ協力・支援・助言等を行う。

③ 神奈川県障害者自立支援協議会

けんぜんたい とく ひつよう ばあい きょうぎ けんどう おこな
 県全体で取り組む必要がある場合に協議・検討を行う。

【神奈川県障害者自立支援協議会の運営イメージ】



※ 活動の詳細は、県ホームページに掲載中の議事録をご覧ください。(県ウェブサイト)

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

ほけん いりようしさく すいしん
(3) 保健・医療施策の推進

しょうがいとうじしゃ みぢか ちいき てきせつ
障害当事者が身近な地域で適切に
 ほけん いりよう う で き しゃかい め ざ
保健・医療を受けることが出来る社会を目指します

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょうがい ていど じょうたい だれ ちいき あんしん く びょうき
 障害の程度や状態にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らすには、たとえ病気や
 け が お だれ みぢか いりよう う たいせい とどの
 怪我を負ったとしても、誰もが身近に医療を受けることができる体制が整っていることがと
 ても重要です。県では、障害者が身近な地域で適切に医療を受けることが出来るよう、
 ほけん いりよう ふくし そうご れんけい しさく すいしん
 保健や医療、福祉などが相互に連携し、施策を推進しています。

ここでは、主な①健康の増進、②母子保健、③精神障害、④精神障害にも対応した
 ちいきほうかつ なんびょう かんせんしょうたいさく こうくう げんじょう かだい
 地域包括ケアシステム、⑤難病、⑥感染症対策、⑦口腔ケアの7つについて、現状と課題
 せいり
 を整理しています。

けんこう ぞうしん
①健康の増進

しょうがいしゃ ふく けんみん けんこうぞうしん はか けいかく けんこう
 障害者を含め、県民の健康増進を図るための計画である「かながわ健康プラン21」
 へいきんじゅみょう えんしん ぞうかぶん うわまわ けんこうじゅみょう えんしん けんない かくちいき
 では、「平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸をはかる」と「県内の各地域
 けんこうかくさ しゅくしょう もくひょう もくひょう た
 の健康格差の縮小をはかる」という2つの目標について目標を立てていましたが、いずれ
 もくひょう たつ て き げんじょう はいけいよういん ふ さら
 も目標に達することが出来ていない現状があります。それぞれの背景要因を踏まえ、更に
 こうかてき とりく けんとう ひつよう
 効果的な取組みを検討する必要があります。

また、生活習慣に関する指標や、生活習慣病に関連する指標に改善が認められない
 こうもく おお しょうらい かくしつぺい しひょう あっか けねん とりく かいぜん
 項目が多く、将来、各疾病の指標が悪化することが懸念されており、取組みを改善させて
 ひつよう こじん はいけい おう とりく しぜん けんこう かんきょう どう
 いく必要があり、個々人の背景に応じた取組みや、自然に健康になれる環境づくり等も
 きょうか けんみん せいかつしゅうかんかいぜん うなが
 強化し、県民の生活習慣改善を促していきます。

ぼ し ほけん
②母子保健

にゅうようじき しんたいはついく せいしんはつたつ めん おお へんか じき げんごはつたつ うんどう
 乳幼児期は身体発育、精神発達 の面で大きく変化する時期であり、言語発達、運動
 き の う しちょうかくとう しょうがい しつぺい そうき はっけん そうきりょうよう そうきりょういく はか ひつよう
 機能、視聴覚等の障害、疾病を早期に発見し、早期療養、早期療育を図る必要があります。
 せいごま じっし せんてんせいたいしゃいじょうとうけんさおよ しんせいじちょうかくけんさ にゅうようじけんこう
 生後間もなく実施する先天性代謝異常等検査及び新生児聴覚検査や、乳幼児健康
 しんさ しんたいはついく せいしんうんどうはつたつ かくにん さいじけんこうしんさ さい じっし かつせつけんさ
 診査での身体発育や精神運動発達の確認、3歳児健康診査の際に実施する屈折検査

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
こばしら ほけん いりようしきく すいしん
▶【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

き きもち しかくけんさどう しょうがい そうきはっけん そうきちりょう そうきりょういく むす
機器を用いた視覚検査等により、障害を早期発見し、早期治療、早期療育へと結びつける
ことが狙いです。せんてんせいたいしゃいじょうとうけんさ けんさひょう ぜんがくこうひふたん じっし
先天性代謝異常等検査は、検査費用を全額公費負担で実施しており、
けんない う しんせいじ たいしょう けんさ じゅけん
県内で生まれたすべての新生児を対象に検査を受検しています。新生児聴覚検査は、
しちょうそん こうひふたん ぜんしちょうそん じっし こうひふたん う じゅしんしゃ
市町村の公費負担が、全市町村で実施されているが、公費負担を受けられても受診者の
じこふたん しょう いちぶ しんせいじ けんさ じゅけん かだい
自己負担が生じており、一部の新生児が検査を受検できていないといった課題があります。

また、視覚検査は、家庭での一次検査で弱視の疑いがあった児のみに対して、二次
けんさ じっし しちょうそん おお じゃくし みのが はっせい かのうせい
検査を実施している市町村が多く、弱視の見逃しが発生している可能性があり、すべての
ようじ くっせつけんさ ききもち けんさ じっし すいしん ひつよう
幼児への屈折検査機器を用いた検査の実施を推進していく必要があります。

その他、医学の進歩により医療的ケア児や小児慢性特定疾病児等の長期療養児が
た いがく しんぼ いりようてき じ しょうにまんせいとくていしっぺいじとう ちょうきりょうようじ
増加しており、長期療養児やその家族は心身の負担が大きいため、関係機関と連携した
そうか ちょうきりょうようじ かぞく しんしん ふたん おお かんけいきかん れんけい
増加しており、長期療養児やその家族は心身の負担が大きいため、関係機関と連携した
けいぞくてき しえん じゅうよう
継続的な支援が重要です。

せいしんしょうがい
③精神障害

せいしんしっかん きんねん かんじゃすう きゅうぞう
精神疾患は、近年その患者数が急増しており、2020(令和2)年の患者調査によると、
ぜんこく そうかんじゃすう まん せんになん へいせい ねん ぜんかいちようさじ まん せんになん
全国の総患者数は623万9千人で、2017(平成29)年の前回調査時の426万1千人か
ら大きく増加しています。おお ぞうか ほんけん そうかんじゃすう れいわ ねん かんじゃちようさ まん
本県の総患者数は、2020(令和2)年の患者調査によると45万
9千人で、2017(平成29)年の36万5千人から増加しています。けんない かんじゃすう ぞうか
県内の患者数の増加
けいこう ふ ほけん いりよう ふくし こよう きょういく たほうめん けんこう い じ ぞうしん
傾向を踏まえ、保健、医療、福祉、雇用、教育など多方面から、こころの健康の維持増進や、
せいしん ほけん ふくし そうだんたいせい きょうか ひつよう おう いりよう かんけいきかん ちいきとう
精神保健福祉の相談体制を強化し、必要に応じて医療や関係機関、地域等へつながら
れんけい ひつよう ちいき せいしんしっかん
うに連携していく必要があります。地域でサポートするためには、精神疾患やメンタルヘル
ス等の知識について、普及啓発を実施し、精神疾患の予防、重症化予防、再発予防を図る
じゅうよう
ことが重要です。

また、相談体制の整備に当たっては、県民にとって身近な市町村で精神保健福祉相談
う ふくざつこんなん じれい けん じっし せんもんそうだん ほうもんしえん かつよう
を受けられ、複雑困難な事例には県が実施している専門相談や訪問支援も活用するなど
の、じゅうそうてき しえんたいせい こうちく ひつよう
重層的な支援体制を構築する必要があります。

せいしんしっかん なか せんもんてき ちりょう よう しっかん ちりょう ひつよう せいしんしょうがいしゃ
精神疾患の中には、専門的な治療を要する疾患があり、治療を必要とする精神障害者
が、どの医療機関に受診すればよいのか明確にし、治療を担える医療機関による精神
しっかん ふきゅうけいはつ た いりようきかん れんけいたいせい こうちく すず ひつよう
疾患の普及啓発や、他の医療機関との連携体制の構築を進めていく必要があります。

さらに、けんない せいしんびょうしょう にゅういんきかん ねんいじょう かんじゃすう れいわ ねん
県内の精神病床における入院期間1年以上の患者数は、2022(令和4)年6
がつまつじてん にん ぜんねん どうじき めいげんしょう さい
月末時点で6,593人となり、前年同時期から115名減少していますが、このうち 65歳
いじょう わりあい ぞうか はんすうちょう にん さいいじょう
以上の割合は増加しており、半数超の3,710人が65歳以上となっていることから、
にゅういんかんじゃ ちいきいこう いっそうすいしん にゅういん かんじゃ じんけん はいりよ ちりょう
入院患者の地域移行を一層推進するとともに、入院している患者の人権に配慮した治療
おこな いりようたいせい かくほ ひつよう
が行われるような医療体制を確保する必要があります。

④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

本県では、精神障害の程度や状態に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発や教育などが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進してきました。このシステムは、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等や地域住民の地域生活を支えるものです。

また、入院患者の中には、症状が落ち着いても、地域で暮らすための受け皿となる社会資源の不足や、地域生活に必要な条件が整わないことなどから退院することが難しい人がおり、県では、こうした方が地域生活に移行できるように、精神障害に対応した障害福祉サービス等の従事者の養成や、障害福祉サービス等の実施主体である市町村と連携し、精神障害者を対象としたグループホームの充実等に取り組んできました。入院中の精神障害者の地域生活への移行をさらに進めるためには、市町村を含めた、保健・医療・福祉の連携支援体制の強化を図り、よりきめ細かい支援の提供に向けて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を促進していく必要があります。

さらには入院期間1年以上の患者のうち、65歳以上の割合が増加していることから、地域移行や地域生活を考える上では、障害分野と介護分野の連携が重要です。

あわせて、精神障害者が、ライフステージに応じて自ら生活の場を選択し、地域でその人らしく暮らせる社会の実現には、精神症状が悪化した際の急性期医療を含む精神科医療の提供体制の整備等とともに、地域生活を支援するためのしくみが必要です。

⑤難病

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、原因究明や治療方法の解明等を目的として、厚生労働省が定めた338疾患を対象に、医療費の給付を行っており、県内の受給者は2023（令和5）年3月末現在、6万人を超えています。

難病は、長期の療養を必要としますが、疾病の適切な管理を継続すれば日常生活や学業・職業生活が可能なものもあります。

県では、医療費の給付のほか、在宅の難病患者の受入れ病床を確保し、在宅で療養する患者を介護する家族の負担軽減を図るレスパイト事業や、在宅難病患者及び家族の支援体制の構築と患者の生活の質の向上を図るため、地域における訪問相談事業や医療相談事業等を実施しています。また、患者を多方面から支援するため、各地域に「難病対策地域協議会」を設置することにより、医療、福祉、教育、労働等の各機関との情報共有や、連携を図っています。

難病の多様性、希少性のため、患者はもとより医療従事者であっても、どの医療機関を

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
こばしら ほけん いりようしきく すいしん
▶【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

じゅしん そうき ただ はんだん かんじゃ じょうきょう ひつよう
受診すれば早期に正しい判断をつけられるかがわかりづらく、患者の状況や、必要とする
しえん たよう かんけいかくきかん れんけいきょうか そうだんしえんたいせい じゅうじつ ひつよう
支援も多様であるため、関係各機関との連携強化、相談支援体制の充実が必要です。

かんせんしょうたいさく
⑥ 感染症対策

しょうがいふくし じぎょうしょうとう りよう しょうがいしゃとう かんせんしょう まんえん ひじょうさいがいじ
障害福祉サービス事業所等を利用する障害者等が、感染症の蔓延や非常災害時に
けいぞく う じぎょうしょう ぎょうむけいぞくけいかく さくてい ぎ む づ
においても継続してサービスを受けられるよう、事業所ごとに業務継続計画の策定が義務付
けられています。

けん しょうがいふくし じぎょうしょうとう ぎょうむけいぞくけいかく さくてい しえん
県では、障害福祉サービス事業所等が業務継続計画を策定するための支援として、
とう じょうほうていきょう おこな じぎょうしょうとう てきせつ ていきょう おこな
ホームページ等で情報提供を行うなど、事業所等が適切なサービス提供を行うための
とりく じっし
取組みを実施しています。

いっばう じぎょうしょうとう さくせい ぎょうむけいぞくけいかく ないよう しせつじゅうじしゃとう りかい
一方で、事業所等が作成した業務継続計画の内容を施設従事者等が理解するための
けんしゅう くんれん じっし ぎ む づ じぎょうしょうとう けいかく しゅうじゆく ないよう
研修や訓練の実施についても義務付けられており、事業所等は計画の習熟や内容の
こうしんとう けいぞく と く けいかく じっこうせい たか ひつよう
更新等を継続して取り組み、計画の実効性を高める必要があります。

こうくう
⑦ 口腔ケア

くち た ひと せいかつ しつ たか
「口から食べる」ことは、その人の生活の質を高めます。

けん いりようてき じとう ふく しょうがいじしゃ けんこうい じ ぞうしん とりく
県では、医療的ケア児等を含む障害児者の健康維持・増進の取組みのひとつとして、
しちょうそん れんけい しょうがいじとう た かた はったつしえん こうくうきの う はついく うなが しえん
市町村と連携して、「障害児等の食べ方の発達支援」や「口腔機能の発育を促す支援」
おこな し か いりようじゅうじしゃ かんけいしゃたいしょう そうだんじぎょうとう おこな せつしよくきの う はったつ
を行うとともに、歯科医療従事者や関係者対象の相談事業等を行い、摂食機能の発達
しえんたいせい すいしん はか こうくうかんり しえん たいせい せいび こうくう かか しょうしゅ
支援体制の推進を図ることで、口腔管理を支援する体制を整備し、口腔ケアに関わる職種
じんざいいくせい ちいき れんけいしたいせい こうちく すず こうくうかんりしえんたいせい じゅうじつ と く
の人材育成や、地域における連携体制の構築を進め、口腔管理支援体制の充実に取り組
んでいます。

こうくう およ こうくうきの う い じ こうじょう ごえんせいはいえん ようかいごじょうたい みっせつ かんけい
また、口腔ケア及び口腔機能の維持・向上が、誤嚥性肺炎や要介護状態と密接に関係
していることが知られており、障害者や要介護者の口腔機能の維持・向上のためには、
いりようてき じ じゅうしょうしんしんしょうがいじなど ふく じょうたいとう おう ていきてき し か けんしん こうくう
医療的ケア児や重症心身障害児等を含め、状態等に応じた定期的な歯科検診や口腔ケ
どう う し か しんりょう たいせいせいび ようかいごしゃ たいさく じゅうよう
ア等を受けられるような歯科診療の体制整備や要介護者のオーラルフレイル対策が重要
です。

しょうがいじしゃ し か しんりょう たいせいせいび しんりょう じゅうじ じんざい いくせい こうど
なお、障害児者への歯科診療の体制整備には、診療に従事する人材の育成や高度な
しんりょう おこな ちいき ちゅうかくてき し か しんりょうじょ に じしんりょうきかん かくほ ひつよう けん
診療を行う地域の中核的な歯科診療所（二次診療機関）の確保が必要であり、県では
けんし か いし かい れんけい し か い し たいしゅう しょうがい りかい ふか こうど せんもんせい
県歯科医師会と連携し、歯科医師を対象とした障害の理解を深め、より高度で専門性の
たか し か い し ようせい もくてき けんしゅう じっし
高い歯科医師の養成を目的とした研修を実施しています。

けんいきたん い に じしんりょうきかん うんえいしえん おこな
あわせて、圏域単位での二次診療機関の運営支援を行っています。

おおばしら だれ ひと く ちいしやかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら ほけん いりようしやく すいしん
 ▶ **【小柱】(3) 保健・医療施策の推進**

けいかくさくてい よ いけん いちぶ
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



しょうがい ちてきしょうがい しんたいしょうがい せいしんしょうがい
 障害は知的障害だけでも、身体障害だけでも、精神障害だけでもない。
 しょうがい しゅべつ こ いりようしやく すいしん
 障害の種別を超えてバランスよく医療施策を推進してほしい。



なんびょう おも げんいん しょうがい とりく すく
 「難病が主な原因となっている障害」への取組みが少ない。



しょうがはいしゃ つういん し か すく
 障害者が通院できる歯科が少ない。
 びょういんじたい し か い しじたい た げんじょう
 病院自体も歯科医師自体も、まだまだ足りていないのが現状。

とりく ほうこうせい
<取組みの方向性>

ちてきしょうがいじしゃ いりよう こうじょう しょうがい か
4301 知的障害児者の医療アクセスの向上 (障害サービス課)

ちてきしょうがいじしゃ いりようかだい いりよう ふくしりようめん たいさく けんとう かいぎ
 知的障害児者の医療課題について、医療と福祉両面からの対策を検討する会議を
 せっち どうじしゃめせん しょうがいふくし じつげん お ちてきしょうがいじしゃ あんしん てきせつ
 設置し、当事者目線の障害福祉の実現に向けて、知的障害児者が安心して適切な
 いりよう う けんとう すす
 医療が受けられるよう、検討を進めます。

しょうがい しっぺい そうきはっけん そうきりょういく いりようか けんこうぞうしんか
4302 障害・疾病の早期発見と早期療育 (医療課、健康増進課)

しゅうさんきいりよう しょうにいりようたいせい じゅうじつ にゅうようじ たい けんこうしんさ ほけん
 周産期医療・小児医療体制を充実させるとともに乳幼児に対する健康診査、保健
 しどう てきせつ じっし しっぺいどう そうきはっけんおよ ちりょう そうきりょうよう はか しょうがい
 指導を適切に実施し、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の
 そうきはっけん そうきりょういく はか りょういく ちけん けいけん ゆう いりようせんもんしやく いくせい
 早期発見と早期療育を図るとともに、療育に知見と経験を有する医療専門職を育成します。

みびょう かいぜん みらいせんりやくぼんぶしつ けんこうぞうしんか
4303 未病の改善 (いのち・未来戦略本部室、健康増進課)

せいかつしゅうかんびょう がっぺいしょう はっしょう じゅうしょうか おさ えいよう しょくせいかつ しんたいかつどう
 生活習慣病とその合併症の発症や重症化を抑えるため、栄養・食生活、身体活動・
 うんどう きゅうよう すいみん いんしゅ きつえんおよ は こうくう けんこう かん せいかつしゅうかん かいぜんなら しゃかい
 運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善並びに、社会
 かんきょう しつ こうじょう とく けんみん けんこう ぞうしん みびょう かいぜん はか
 環境の質の向上に取り組むことにより、県民の健康の増進と、未病の改善を図ります。

また、未病指標等を活用し、未病の見える化を進めるとともに、地域の健康課題の解決
 きよ せんがくこうれんけい すいしん
 に寄与する産学公連携プロジェクトを推進します。

さいせんたんぎじゅつ どう かいにゆう みびょうかいぜん すす
 さらに、最先端技術・サービス等の介入による未病改善を進めます。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら ほけん いりようしきく すいしん
 ▶ **【小柱】(3) 保健・医療施策の推進**

4304 在宅医療の充実 (医療課)

せんもんいりようきかん みちか ちいき いりようきかんおよ ざいたく いりよう し か しんりよう
 専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療、歯科診療の
 ていきようたいせい じゅうじつ かんけいきかん れんけい そくしん
 提供体制の充実と関係機関の連携を促進します。

4305 リハビリテーション医療の充実 (県立病院課、医療課)

かながわけんそうごう けんない いりよう きょてんしせつ
 神奈川県総合リハビリテーションセンターは、県内のリハビリテーション医療の拠点施設
 いりよう ふくし れんけい そうき しゃかいふつき めざ いりよう
 として、医療と福祉との連携のもと早期の社会復帰を目指したリハビリテーション医療の
 じゅうじつ はか
 充実を図ります。

4306 歯科保健支援体制の充実 (障害福祉課、健康増進課)

し か ほけんしえんたいせい じゅうじつ しょうがいふくしか けんこうぞうしんか
 歯科疾患の早期発見・早期治療のための口腔管理や歯科検診を受ける機会の提供の
 ひつようせい しょうがいじしやおよ かぞく ふきゅうけいはつ ほけん いりよう ふくし
 必要性について、障害児者及びその家族へ普及啓発するとともに、保健・医療・福祉
 かんけいしゃ じんざいいくせい れんけいきょうか し か しんりようしせつ せつびどう じゅうじつ はか しょうがいじしや し か
 関係者の人材育成、連携強化、歯科診療施設の設備等の充実を図り、障害児者への歯科
 しんりよう たいさく し か ほけんしえんたいせい じゅうじつ そくしん
 診療、オーラルフレイル対策、歯科保健支援体制の充実を促進します。

4307 精神保健医療体制の整備 (がん・疾病対策課)

たしゅたよう せいしんしっかん たいおう けんない かんじゃ どうこう いりようしげん れんけいどう げんじょう
 多種多様な精神疾患に対応するため、県内の患者の動向、医療資源・連携等の現状
 はあく つと けんみん わ せいしんしっかん いりようたいせい せいび
 把握に努め、県民に分かりやすい精神疾患の医療体制を整備します。
 いりようたいせい せいび せいしんしっかん しんたいしっかん へいはつ しんたいがっぺいしょう いりよう
 医療体制の整備にあたっては、精神疾患と身体疾患を併発している身体合併症の医療
 たいせい せいび せんもんてきちりよう よう せいしんしっかんちりよう きょてん いりようきかん せいび すす
 体制の整備や、専門的治療を要する精神疾患治療の拠点となる医療機関の整備を進め
 ます。

4308 精神科救急システムの整備 (がん・疾病対策課)

さまざま きゅうきゅう たいおう せいしんかきゅうきゅう せいび てきせつ せいしんいりようていきょう
 様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを整備し、適切な精神医療提供
 たいせい そうだんきのう こうじょう はか
 体制や相談機能の向上を図ります。

4309 訪問指導の実施 (がん・疾病対策課)

けんみん せいしんてきけんこう ほ じ せいしんしょうがいしゃとう たいしょう せんもんい そうだん
 県民が精神的健康を保持できるよう、精神障害者等を対象とした専門医による相談
 およ ほうもんしどう ふくししよく ほけんし ずいじ ほうもんしどう かんけいきかん れんけい じっし
 及び訪問指導、福祉職、保健師による随時の訪問指導を関係機関と連携しながら実施し
 ます。

4310 健康づくり対策の推進 (がん・疾病対策課)

がっこう けんこう けんこう すいしんたいせい きょうか しょくば たいさく
 学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化や職場におけるメンタルヘルス対策の

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取り組み
ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
こばしら ほけん いりようしきく すいしん
▶【小柱】(3) 保健・医療施策の推進

すいしん ちいき けんこう たいせい せいびとう けんみん けんこう
推進、地域におけるこころの健康づくり体制の整備等により、県民のこころの健康づくり
たいさく すいしん
対策を推進します。

びょうどう せいしんしつかん よぼうおよ そくきはつけん そくきちりょう たいせいせいび ほか
また、うつ病等の精神疾患の予防及び早期発見・早期治療につなぐ体制整備を図り、
てきせつ しえん
適切に支援します。

てきせい せいしんいりよう かくほ (がん・疾病対策課)
4311 適正な精神医療の確保

せいしんいりよう じんけん かくほ ほか くに せいしんいりようしん さかうんえい
精神医療における人権の確保を図るため、国の「精神医療審査会運営マニュアル」に
もと せいしんいりようしん さかい うんえい おこな にゅういんとどけとう とどけでしよるい にゅういんかんじゃとう せいきゅう
基づき、精神医療審査会の運営を行い、入院届等の届出書類や、入院患者等から請求
たいいんせいきゅうおよ しょうかうかいぜんせいきゅう てきせい じんそく しんさ
のあった退院請求及び処遇改善請求を適正かつ迅速に審査します。

けんおよ せいれいし せいしんかいりようきかん ほうもん しんりょうろく けんさ びょうどうない じゅんし
また、県及び政令市では、精神科医療機関を訪問し、診療録の検査や病棟内の巡視を
つう てきせい いりよう ていきょう かくにん せいしんかびょういんじっしどう じっしんさ
通じて、適正な医療が提供されているかを確認する精神科病院実地指導・実地審査を
じっし
実施します。

ざいたくなんびょうかんじゃ りょうようしえん さいけい (がん・疾病対策課)
4312 在宅難病患者への療養支援 【再掲:4505】

ざいたく かいご ごんなん なんびょうかんじゃ たい ざいたくりょうようじょう てきせつ しえん おこな
在宅での介護が困難になった難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うこと
あんてい りょうようせいかつ かくほ なんびょうかんじゃおよ かぞく せいかつ しつ こうじょう ほか
により、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

こうじのうきのうしょうがいじしゃ しえんたいせい こうちく さいけい しょうがいふくしか
4313 高次脳機能障害児者への支援体制の構築 【再掲:3105】 (障害福祉課)

こうじのうきのうしょうがいじしゃ しえん かん とりく ふきゅう ていちゃく
高次脳機能障害児者への支援に関する取組みについて普及・定着させるため、
こうじのうきのうしょうがいしえんきよてんきかん しえん はいち せんもんてき そうだんしえん
高次脳機能障害支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、
かんけいきかん しえん じゅうじつ こうじのうきのうしょうがい ただ りかい そくしん
関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための
ふきゅう けいはつ しえんしゅほうとう かん けんしゅうとう おこな そうだんしえんたいせい かくりつ ほか
普及・啓発、支援手法等に関する研修等を行い、相談支援体制の確立を図ります。

なんびょうかんじゃ しえんたいせい せいび さいけい (がん・疾病対策課)
4314 難病患者への支援体制の整備 【再掲:3106】

ちいき なんびょうかんじゃしえんたいさく すいしん なんびょう そうだんしえん
地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病・相談支援センターを
ちゅうしん さまざま かんけいきかん れんけい なんびょうかんじゃ たいおう こま
中心とした様々な関係機関と連携しながら、難病患者のニーズに対応した、きめ細やかな
そうだん しえん おこな たいせいせいび とく なんびょうかんじゃ りょうようじょうおよ にちじょうせいかつじょう
相談・支援を行うための体制整備に取り組むことで、難病患者の療養上及び日常生活上
なや ふあんどう かいしやう ほか なんびょうかんじゃ ちいきこうりゅうかつどう そくしん ほか
の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の地域交流活動の促進を図ります。

しょうにまんせいとくでいしゅべいじどうとう じりつしえんおよ そうだんしえんたいせいとう じゅうじつ
4315 小児慢性特定疾病児童等の自立支援及び相談支援体制等の充実
(子ども家庭課、健康増進課)

ようしょうき まんせいしゅべい りかん ちやうき りょうよう ひつよう じどう
幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要な児童やその
かぞくとう そうだん おう ひつよう じょうほう ていきょうおよ じよげん おこな
家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら ほけん いりようしきく すいしん
 ▶ **【小柱】(3) 保健・医療施策の推進**

あわせて、地域の実情に応じた相談支援を充実させるなど、将来に向けた社会生活への自立に向け、関係機関との連携や環境調整促進を図ります。

4316 医療費（自立支援医療費）の支給 (子ども家庭課、障害福祉課)
 しょうがいしゃ にちじょうせいかつ およ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ もと しょうがいしゃどう
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者等
 の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要
 な医療について、自立支援医療費を支給します。

4317 医療費（重度障害者医療費）の補助 (障害福祉課)
 じゅうどうしょうがいしゃどう ふくし そうしん はか じゅうどうしょうがいしゃどう いりようひ じ こふたんぶん じよせい
 重度障害者等の福祉の増進を図るため、重度障害者等の医療費の自己負担分を助成
 する市町村に対し、補助します。

4318 医療費（難病等の医療費）の助成 (がん・疾病対策課)
 なんびょうかんじゃどう いりようひ ふたんけいげん はか いりようじゅきゅうしゃしやうしよじかんじゃ たい ほけんてきよう
 難病患者等の医療費の負担軽減を図るため、医療受給者証所持患者に対し保険適用
 の医療費の自己負担額の一部を助成します。

4319 医療費（小児慢性特定疾病医療費）の助成 (子ども家庭課)
 じどうふくしほう もと しょうにまんせいどくていしっぺい いりようひ じよせい けんぜんいくせい かんてん しっぺい
 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、その疾病に
 罹患している患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療受給者証を所持する
 保護者等に対し、保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成します。

4320 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（医療等との連携）
【再掲：3210、4202、5114】 (障害福祉課)
 せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく いりようとう れんけい
 精神障害の程度や状態に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、
 医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、
 教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を
 推進します。

4321 感染症対策 (障害サービス課)
 かんせんしょう ばっせい ばあい ひつよう ふくし けいぞくてき ていきよう たいせい こうちく
 感染症が発生した場合に必要な福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する
 ため、障害福祉サービス事業所等において作成が義務付けられている業務継続計画
 (BCP)について、計画の実効性を高めるため、引き続きホームページ等で情報提供を
 行うなど、事業所等が適切なサービス提供を行うための取組みを支援します。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
こばしら ほけん いりようしきく すいしん
▶ **【小柱】(3) 保健・医療施策の推進**

すうちもくひょう
<数値目標>
けんどくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
せいしんびょうしょう にゆういんじゅうよう かんじゃすう 精神病床における入院需要(患者数)	11,670人 (2022年度)	11,051人 (2029年度)
ほうもんしんりょう じっし しんりょうじょ びょういんすう 訪問診療を実施している診療所・病院数	1,452箇所 (2021年度)	1,452箇所以上 (2029年度)
ほうもん し か しんりょう じっし しんりょうじょ びょういんすう 訪問歯科診療を実施している診療所・病院数	1,420箇所 (2021年度)	1,420箇所以上 (2029年度)
しょうがいじしやにゆうしよしせつ ていきてき し か けんしん 障害児者入所施設における定期的な歯科検診 の実施率	77.5% (2020年度)	ぜんねんどひぞう 前年度比増
なんびょういりようきょうりよくびょういん せっちすう 難病医療協力病院の設置数	26箇所 (2022年度)	31箇所 (2029年)

こうせいろうどうしょう きほんししん もと せいこもくひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
せいしんしょうがいしゃ せいしんびょうしょう たいいんご ねんい ない 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の ち い き へいきんせいかつにつすう 地域における平均生活日数	327.3日 (2022年度)	329.7日 (2026年度)
せいしんびょうしょう ねんいじょう ちょうきにゆういんかんじゃすう 精神病床における1年以上の長期入院患者数 (65歳以上)	3,710人 (2022年度)	3,362人 (2026年度)
せいしんびょうしょう ねんいじょう ちょうきにゆういんかんじゃすう 精神病床における1年以上の長期入院患者数 (65歳未満)	2,883人 (2022年度)	2,735人 (2026年度)
せいしんびょうしょう にゆういんご そうき たいいん ひと わりあい 精神病床への入院後、早期に退院する人の割合 にゆういんご げつじてん たいいんりつ (入院後3か月時点の退院率)	60.1% (2022年度)	68.9% (2026年度)
せいしんびょうしょう にゆういんご そうき たいいん ひと わりあい 精神病床への入院後、早期に退院する人の割合 げつじてん たいいんりつ (6か月時点の退院率)	80.2% (2022年度)	84.5% (2026年度)
せいしんびょうしょう にゆういんご そうき たいいん ひと わりあい 精神病床への入院後、早期に退院する人の割合 ねんじてん たいいんりつ (1年時点の退院率)	89.4% (2022年度)	91.0% (2026年度)

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら ほけん いりようしきく すいしん
 ▶ **【小柱】(3) 保健・医療施策の推進**

こうせいろうどうしょう きほんししん もと かっとうしひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
しちょうそん せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 市町村における精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数	しちょうそん 30市町村 (2022年度)	しちょうそん 33市町村 (2026年度)
しちょうそん ほけん いりようおよ ふくしかんけいしゃ 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による きょうぎ ば いちねんかん かいさいかいすう 協議の場の一年間の開催回数	かい 75回 (2022年度)	かい 112回 (2026年度)
きょうぎ ば ほけん いりよう ふくし かいご 協議の場における保健、医療、福祉、介護、 どうじしやおよ かぞくどう かんけいしゃ さんかしやすう 当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	にん 954人 (2022年度)	にん 1,475人 (2026年度)
きょうぎ ば もくひょうせっていおよ ひょうか じっし 協議の場における目標設定及び評価の実施 かいすう 回数	かい 23回 (2022年度)	かい 36回 (2026年度)
せいしんしょうがいしゃ ちいきいこうしえん ねんかん 精神障害者の地域移行支援の年間の じつりようしゃすう 実利用者数	にん 115人 (2022年度)	にん 187人 (2026年度)
せいしんしょうがいしゃ ちいきていやくしえん ねんかん 精神障害者の地域定着支援の年間の じつりようしゃすう 実利用者数	にん 74人 (2022年度)	にん 140人 (2026年度)
せいしんしょうがいしゃ きょうどうせいかつえんじょ ねんかん 精神障害者の共同生活援助の年間の じつりようしゃすう 実利用者数	にん 2,896人 (2022年度)	にん 3,363人 (2026年度)
せいしんしょうがいしゃ じりつせいかつえんじょ ねんかん 精神障害者の自立生活援助の年間の じつりようしゃすう 実利用者数	にん 61人 (2022年度)	にん 125人 (2026年度)
せいしんしょうがいしゃ じりつくねん せいかつくんねん ねんかん 精神障害者の自立訓練(生活訓練)の年間の じつりようしゃすう 実利用者数	にん 456人 (2022年度)	にん 580人 (2026年度)
せいしんびょうしょう たいいんご ゆ さきべつ たいいん 精神病床からの退院後の行き先別の退院 かんじゃすう ざいたく 患者数(在宅)	にん 849人 (2022年度)	にん 912人 (2026年度)
せいしんびょうしょう たいいんご ゆ さきべつ たいいん 精神病床からの退院後の行き先別の退院 かんじゃすう しょうがいふくしせつ 患者数(障害福祉施設)	にん 131人 (2022年度)	にん 133人 (2026年度)
せいしんびょうしょう たいいんご ゆ さきべつ たいいん 精神病床からの退院後の行き先別の退院 かんじゃすう かいごせつ 患者数(介護施設)	にん 144人 (2022年度)	にん 144人 (2026年度)

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
こばしら ほけん いりようしきく すいしん
▶ **【小柱】(3) 保健・医療施策の推進**

けん ちいきせいかつし えんじぎょう みこみりよう
【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきよう 把握する状況	けんじょうち 現状値	みこみりよう 見込量
しょうがいしゃ し か しんりようたいせいすいしんじぎょう 【障害者歯科診療体制推進事業:4306】 しょうがいしゃ し か しんりよう いちじ に じりようたんどうしゃ 障害者歯科診療における一次・二次医療担当者 けんしゅうさん かしゃすう 研修参加者数	にん 138人 ねんど (2022年度)	にん 350人 まいねんど (毎年度)
かんれんもんだい と く みんかんだんたいし えん 【アルコール関連問題に取り組む民間団体支援 じぎょう 事業:4307】 けんしゅうがいそうだんいんけんしゅう かいすう 県酒害相談員研修の回数	かい 1回 ねんど (2022年度)	かい 1回 まいねんど (毎年度)
かんれんもんだい と く みんかんだんたいし えん 【アルコール関連問題に取り組む民間団体支援 じぎょう 事業:4307】 けんしゅうがいそうだんいんちくべついつぱんけんしゅうかい かいすう 県酒害相談員地区別一般研修会の回数	かい 20回 ねんど (2022年度)	かい 20回 まいねんど 毎年度
せいしん かきゅうきゅういりようたいせいせい びじぎょう 【精神科救急医療体制整備事業:4308】 かぞくとう せいしん かきゅうきゅういりよう いそうけんすう 家族等による精神科救急医療への移送件数	けん 414件 ねんど (2022年度)	けん 397件 まいねんど (毎年度)
せいしん かきゅうきゅういりようたいせいせい びじぎょう 【精神科救急医療体制整備事業:4308】 せいしん かきゅうきゅういりようそうだんまどぐちうけつけけんすう 精神科救急医療相談窓口受付件数	けん 8,471件 ねんど (2022年度)	けん 9,000件 まいねんど (毎年度)
せいしんしょうがいかんけいじゅうじしやようせいけんしゅうじぎょう 【精神障害関係従事者養成研修事業:4310】 いかかりつけいうつ病対応力向上研修の受講者数 (せいれいしふく けんぜんたい) (政令市含む県全体)	にん 280人 ねんど (2022年度)	にん 270人 ねんど (2029年度)
せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの こうちくすいしんじぎょう 構築推進事業:4320】 しちょうそん せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ 市町村における精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数	し ちょうそん 30市町村 ねんど (2022年度)	し ちょうそん 33市町村 ねんど (2026年度)

コラム

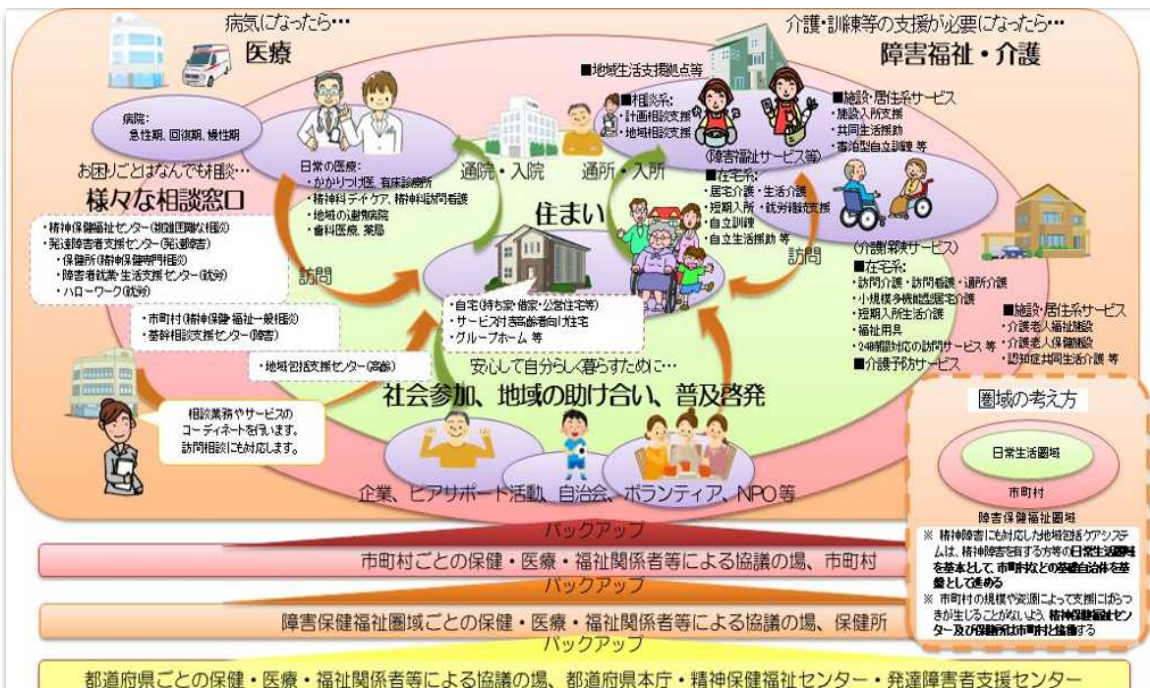
せいしんしょうがいしゃ あんしん く ちいき **精神障害者が安心して暮らせる地域づくり**

けん せいしんしょうがいしゃ じぶん す ばしょ じぶん あんしん せいかつ
 県では、精神障害者が自分の住みたい場所で、自分らしく安心して生活していけるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」を実施しています。

この事業では、保健福祉事務所を中心に、医療・福祉・住まい・就労・教育等、ちいきせいかつ かか さまざま ぶんや かんけいしゃ あつ せいしんしょうがいしゃ く ちいき 地域生活に関わる様々な分野の関係者が集まり、精神障害者が暮らしやすい地域づくりに向けた取組みを推進しています。

また、精神医療に関する相談支援体制の構築や精神科に入院している患者への退院後支援等に加え、精神障害当事者であるピアサポーター等と共に、精神障害についての偏見や差別をなくすための県民向け普及啓発講座のほか、精神障害者が安心して地域で暮らすために欠かせない地域生活支援関係者に向けた研修も実施しています。

せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく **【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ】**



こうせいろうどうしょう
(厚生労働省のウェブサイト)
 せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ
 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
 こうちく せいしんしょうがい ちいきほうかつ
 構築支援情報ポータル「にも包括」の概要



コラム

こうじのうきのうしょうがい かん しえん **高次脳機能障害に関する支援**

かながわけん こうじのうきのうしょうがいしゃ しえん かん とりく すいしん
 神奈川県では、高次脳機能障害者への支援に関する取組みを推進するため、
 かながわそうごう こうじのうきのうしょうがいしえんきよてんきかん
 神奈川総合リハビリテーションセンターを高次脳機能障害支援拠点機関として
 指定し、こうじのうきのうしょうがいしゃ たい せんもんてき そうだんしえん かんけいきかん しえん
 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネット
 ワークの充実、こうじのうきのうしょうがい ただ りかい そくしん ふきゅう けいはつじぎょう
 高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、
 こうじのうきのうしょうがいしゃ しえんしゅほうとう かん けんしゅうとう じっし
 高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修等を実施しています。

ここでは、かながわそうごう い とりく いちぶ
 神奈川総合リハビリテーションセンターが行っている取組みの一部をご
 しょうかい
 紹介します。

じゅんかいそうだん **<巡回相談>**

けんないかくし ふじさわ さがみはら やまと おだわら
 県内各市(藤沢・相模原・大和・小田原)
 かいさい かぞukai さんか
 で開催される家族会に参加するとともに、
 こうじのうきのうしょうがいせんもんそうだん どうじつ かい
 「高次脳機能障害専門相談」を同日に開
 さい どうじしゃかぞく じょうほうきょうゆう こべつ
 催し、当事者家族との情報共有や個別の
 そうだん おう
 相談に応じています。



じれいけんとうかい **<事例検討会>**

こうじのうきのうしょうがいしえん いりよう しょうがいふくし
 高次脳機能障害支援には、医療・障害福祉・
 かいごほけん しゅうろうしえんきかんとう れんけい か
 介護保険・就労支援機関等の連携が欠かせませ
 ん。事例検討を通し、各職種の相互理解や連携を
 ふか とく おこな
 深めるための取り組みを行っています。

こうじのうきのうしょうがい **<高次脳機能障害セミナー>**

こうじのうきのうしょうがい ふきゅうけいはつ もくてき
 高次脳機能障害への普及啓発を目的とした
 ねん かいじっし
 セミナーを年に4回実施しています。
 かく いりよう ふくしかんけいしゃ
 各セミナーには、医療・福祉関係者だけでなく、
 どうじしゃかぞく かたがた さんか
 当事者家族の方々にもご参加いただいています。



じょうき とりく こうじのうきのうしょうがい かん ただ ちしき ふきゅう けいはつ
 上記の取組みをはじめ、高次脳機能障害に関する正しい知識の普及・啓発のほ
 かんけいきかん れんけいたいせい こうちく いりよう しょうがいふくし かいごほけん しゅうろうしえんきかんとう
 か、関係機関との連携体制を構築し、医療・障害福祉、介護保険、就労支援機関等
 そうご れんぞくせい しえん こうちく
 を相互につなぎ、連続性のある支援が構築できるよう、
 じゅうそうてき とりく おこな
 重層的な取組みを行っています。



かながわけん
**神奈川県の
 ウェブサイト**

コラム

しょうがいしゃ こころ ささ とりく 障害者の心を支える取組み

かながわけん せいしんしょうがい せいしんしょうがいしゃ ひろ りかい
神奈川県では、精神障害や精神障害者について広く理解いただくため、
メンタルヘルスの もんだい せいしんしっかん かか かた ささ こころ
問題や精神疾患を抱える方を支える「心のサポーター」
の養成研修を実施しています。

こころ
心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持
ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる
はんい てだす ひと さ とくべつ しかく ふよう こ
範囲で手助けをする人のことを指します。特別な資格は不要で、子どもか
ら大人まで誰でもなることができます。

くに こころ ねんど ぜんこく まんにんようせい
国では、心のサポーターを2033年度までに全国で100万人養成する
ことを目指しています。

けんしゅう こうぎ つう りかい ふか
この研修では、講義とペアワークを通じて、メンタルヘルスへの理解を深
めるとともに、ただ けいちょう しかた まな
正しい傾聴の仕方を学びます。

かくちいき こころ ようせい ちいき ふきゅう
各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及
けいはつ きよ せいしんしっかん よぼう そうきかいにゆう
啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげることを
もくてき
目的としています。



こころ
心のサポーターのロゴです。
こころ かんじ
心という漢字をモチーフに、
だれ よ そ すがた
誰かにそっと寄り添う姿を
イメージしています



けんしゅうじ しゃしん
研修時の写真です。
とき ようす みな
ペアワークの時の様子で、皆さ
たの じゅこう
ん楽しそうに受講されています。

(国のウェブサイト)



がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

しょうがい こ しえん じゅうじつ
(4) 障害のある子どもへの支援の充実

しょうがい こ かぞく いっしょ
 障害のある子どもが、家族と一緒に、
 す な かんきょう あんぜん く しえんたいせい せいび
 住み慣れた環境で安全に暮らせるよう支援体制を整備します

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょうがい こ す な かんきょう あんしん せいかつ おく みちか ちいき
 障害のある子どもが、住み慣れた環境で安心して生活を送るためには、身近な地域で
 そうだん しえんたいせい きょたくかいご ほうもんかんどう ざいたくしえんきのう きんきゅうじ たんきにゆうしよ
 相談支援体制のほか、居宅介護、訪問看護等の在宅支援機能、緊急時における短期入所
 さまざま ふくし じゅうじつ ひつよう
 など、様々な福祉サービスの充実が必要です。

しょうがい こ しえん しょうがいしゅべつ じょうたい ねんれいとう さまざま しょうがい
 障害のある子どもへの支援は、障害種別や状態、年齢等によっても様々であり、障害
 ぶんるい とくせい いりようてき じ じゅうしょうしんしんしょうがいじ はったつしょうがいじ しょうがいじにゆうしよ
 分類ごとの特性のほか、医療的ケア児や重症心身障害児、発達障害児、障害児入所
 しせつ さい わか にゆうしよ よ き かれいじ
 施設において18歳を迎えてもなお入所を余儀なくされている過剰児などでは、それぞれに
 せんもんしよく き め しえん ひつよう さら こ しえん おや きょうだい きょういく
 専門職による切れ目のない支援が必要とされます。更に、子を支援する親や兄弟、教育・
 いりようきかん じどうそうだんじょ ちいき ふく たしゅたよう しゃかいしげん かんけいせい りゅうい しえん
 医療機関、児童相談所や地域も含め、多種多様な社会資源との関係性に留意し、支援
 じっし じゅう じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく め ざ じどう
 が実施される必要があります。このことから、重層的な地域支援体制の構築を目指す児童
 はったつしえん かくしちょうそん しょ けんいき か せっち きほん みせっち
 発達支援センターは、各市町村に1カ所（圏域も可）の設置が基本ですが、未設置の
 しちょうそん
 市町村もあります。

けん しょうがい こ せいちょう はったつ うなが しょうらい じりつ せいかつ おく
 県ではこれまで、障害のある子どもの成長や発達を促し、将来、自立した生活が送れる
 じっし はったつしえん いがくてきけん ゆう せんもんせい たか しえん けんりつ
 よう実施する発達支援のうち、医学的知見を有する専門性の高い支援については、『県立
 そうごうりょういくそうだん ちゅうしん じっし みちか ちいき しえん う
 総合療育相談センター』を中心に実施してきましたが、“身近な地域で支援を受けたい”と
 どうじしゃとう こえ う きょじゅうちいき かか ひと てきせつ りょういくしえん う あら
 という当事者等の声を受け、居住地域に関わらず、等しく適切な療育支援を受けられる新た
 しえん ていきようたいせい こうちく
 な支援の提供体制を構築しています。

このほか、医療的ケア児やその家族からの相談に応じる『かながわ医療的ケア児支援
 しょうがい こ かぞく かんけいしや しえん はったつしょうがい かん
 センター』や、発達障害のある子どもやその家族、関係者への支援、発達障害に関する
 けんしゅう ちいき しえんたいせい と く けんはったつしょうがいしえん
 研修や地域の支援体制づくりに取り組む『県発達障害支援センターかながわ A(エース)』
 うんえい なんちようじ そうき はっけん りょういく ちゅうかくてききのう も けんちようかくしょうがいしゃふくし
 の運営、難聴児の早期の発見・療育のための中核的機能を持つ『県聴覚障害者福祉セン
 しょうがい しえん にちじょうせいいかつ かん そうだん こ かぞくどうし こうりゅう ば
 ター』における、発達支援や日常生活に関する相談、子どもや家族同士の交流の場の
 ていきよう いりよう ほけん ふくし きょういく ろうどうとう たぶんや そうごうてき しえん おこな
 提供など、医療、保健、福祉、教育、労働等の多分野にわたる総合的な支援を行っています。

このように、障害のある子どもへの支援に係る取組みは、新たな仕組みづくりが必要と
 おお こんご せっきよくてき とりく すいしん
 されることも多いことから、今後も積極的に取組みを推進します。

- おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
 こばしら しょうがい こ しえん じゅうじつ
▶【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



う とき い しゃかい せいかつ おく で き
 生まれた時から、「ともに生きる社会」で生活を送ることが出来るよう、
 しょうがい こ く かんきょう きょういく すす
 障害があっても子どもが暮らしやすい環境づくりや教育を進めてほしい。

ふくし きょういく か はし たと ほうか ごとう どう
 福祉と教育との懸け橋となっている、例えば「放課後等デイサービス」等
 かん し さく じゅうじつ
 に関する施策を充実させてほしい。



とりく ほうこうせい ＜取組みの方向性＞

4401 じどうはったつしえんとう ていきょう (しょうがい か) 児童発達支援等の提供 (障害サービス課)

しょうがいじ はったつだんかいとう おう じどうはったつしえん ほうか ごとう ほいくしょうほうもん
 障害児の発達段階等に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問
 しえんとう じどう じょうきょう おう てきせつ しえん おこな たいせい こうちく きょたくかいご たんき
 支援等、児童の状況に応じた適切な支援を行う体制を構築するほか、居宅介護や短期
 にゅうしょ しょうがいじ みちか ちいき ひつよう しえん う で き たいせい じゅうじつ はか
 入所など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けることが出来る体制の充実を図りま
 す。

あわせて、じどうはったつしえん みせ たち しちょうそん しちょうそん かか かだい
 児童発達支援センターが未設置の市町村については、市町村が抱える課題
 けん はあく たいさく けんとう
 を県で把握し、対策を検討します。

4402 はったつしょうがいじしゃ しえんたいせい こうちく (しょうがいふくしか) 発達障害児者への支援体制の構築 (障害福祉課)

はったつしょうがいじしゃ かぞく しえん ちいき いりよう ほん ふくし きょういく こうようどう さまざま
 発達障害児者とその家族を支援するため、地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等、様々
 かんけいしゃ こうせい かながわけん はったつしょうがい すいしんきょうぎかい
 な関係者により構成された『神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会』におい
 ちいき かだいとう きょうぎ けんはったつしょうがいしえん
 て地域の課題等を協議するとともに、県発達障害支援センターかながわA(エース)等に
 さまざま ぶんや れんけい みちか ちいき しえん う たいせい せいび
 おいて様々な分野と連携しながら、身近な地域で支援が受けられる体制を整備します。

4403 じへいしょうじとう しえん きょうか (しょうがいふくしか) 自閉症児等への支援の強化 (障害福祉課)

じへいしょうじとう たい ようねんき せいじんき いた ちょうきてきてんぼう もと せんもんてき いっかんてき
 自閉症児等に対して幼年期から成人期に至る長期的展望に基づく専門的かつ一貫的
 しえん おこな しょうがい うたが じどう かん そうだん てきせつ しえん
 な支援を行うとともに、障害の疑いのある児童に関する相談を適切な支援につなげるた
 じへいしょうじとう たいおう せんもんい けんいき じどうそうだんじょう つき かいはいち
 め、自閉症児等に対応する専門医を県域の児童相談所に月1回配置するとともに、
 しえんしゃ せんもんてき けんしゅう じどうそうだんじょう しょくいん せつきよくてき さんか うなが
 支援者のための専門的な研修に児童相談所等の職員の積極的な参加を促すことで、
 そうだんきのう きょうか はか
 相談機能の強化を図ります。

4404 こ じさく れんけい (しょうがいふくしか) 子ども施策との連携 (障害福祉課)

じどうふくしほう もと しょうがいじ たい にちじょうせいかつ ひつよう きほんてき せいかつしゅうかん た
 児童福祉法に基づき、障害児に対して、日常生活に必要な基本的な生活習慣や他の

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがい こ しえん じゅうじつ
 ▶ **【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実**

こ かか かたとう おし じどうはったつしえん ほうかごとう およ
 子どもたちとの関わり方等を教える児童発達支援、放課後等デイサービス及び
 ほういくしょうほうもんしえん すす
 保育所等訪問支援を進めます。

しょうがいにじゅうしよしせつ しょうがいにじとう のぞ く じつげん しょうがい か
4405 障害児入所施設における障害児等が望む暮らしの実現 (障害サービス課)
 しょうがいにじゅうしよしせつ にゅうしよ しょうがいにじとう のぞ せいかつ じつげん かんけいき かん はや
 障害児入所施設に入所する障害児等が望む生活を実現できるよう、関係機関が早い
 だんかい れんけいたいせい こうちく ほんにん のぞ く さまざま たいけん
 段階から連携体制を構築するとともに、本人が望む暮らしをイメージできるよう様々な体験
 かつどう きかい ていきよう つく
 や活動の機会を提供するといったしくみを作ります。

いりようてき じ しえん じせだいいくせいか しょうがいふくしか いりようか
4406 医療的ケア児への支援 (次世代育成課、障害福祉課、医療課)
 いりようてき じしえんほう しこう いりようてき じおよ かぞく たい しえんしきく
 医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策の
 じっし ちほうこうきょうだんたい せきむ ともな どうほう もと せっち
 実施が地方公共団体の責務とされたことに伴い、同法に基づいて設置した『かながわ
 いりようてき じしえん ちいきそうだんまどぐち そうだんしえん じっし
 医療的ケア児支援センター』の地域相談窓口(ランチ)において相談支援を実施するほ
 しえんじんざい いりようてき じとう ようせい おこな
 か、支援人材(医療的ケア児等コーディネーター)の養成を行います。

また、在宅レスパイト事業やメディカルショートステイ事業の実施により、医療的ケア児の
 かぞく きゅうそく はか
 家族のレスパイト(休息)を図ります。

さらに、市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置やその活動に対する
 しえんしゃしえん と く ちゅうしん ほけん いりよう ふくし ほういく きょういくとう
 支援者支援に取り組むとともに、センターを中心として保健・医療・福祉・保育・教育等の
 かんけいき かん れんけい ちいき ほうかつてき けいぞくてき きめ しえん う たいせい
 関係機関が連携し、地域において包括的、継続的な切れ目のない支援が受けられる体制
 せいび すす
 整備を進めていきます。

じゅうしょうしんしんしょうがい ざいたくせいかつしえん こ かていか しょうがいふくしか
4407 重症心身障害児の在宅生活支援 (子ども家庭課、障害福祉課)
 じゅうしょうしんしんしょうがい かいご にな かぞく ちいき あんしん せいかつ けん
 重症心身障害児者とその介護を担う家族が、地域で安心して生活できるよう、県
 しょかんいき ちゅうかくてき しょうにいりようきかんと ぎょうりよく もと たんきにゅういん たいしょうじしゃ いちじてき
 所管域の中核的な小児医療機関等に協力を求め、短期入院により、対象児者の一時的
 せいかつ ば かくほ
 な生活の場を確保します。

じゅうしょうしんしんしょうがい けんとう さいけい しょうがい か
4408 重症心身障害児者等支援体制の検討 【再掲:4103】 (障害サービス課)
 じゅうしょうしんしんしょうがい じしや いりようてき ひつよう かた ちいき しえんたいせい
 重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする方の地域における支援体制について、
 がいぶゆうしきしゃとう けんとうかい せっち ちいきせいかつ おく うえ ひつよう しえんたいせい じゅうじつ
 外部有識者等による検討会を設置し、地域生活を送る上で必要な支援体制を充実させる
 けんとう すす
 ための検討を進めます。

ちいき りょういくしえんたいせい こうちく しょうがいふくしか
4409 地域における療育支援体制の構築 (障害福祉課)
 しょうがいに かのぞく ちいきせいかつ ささ けんりつそうごうりょういくそうだん
 障害児とその家族の地域生活を支えるため、県立総合療育相談センターにおいてリハ
 いりよう せいけいげ か いりよう しょうにしんけいかいりよう じどうせいしんかいりよう りがくりょうほう
 ビリテーション医療・整形外科医療・小児神経科医療・児童精神科医療や、理学療法・
 さぎょうりょうほう げんごちようかくりょうほう きのうくんれん りょういく はったつしょうがいう そうだん と く
 作業療法・言語聴覚療法による機能訓練、療育や発達障害等についての相談に取り組む
 ちいき じゅんかいしえん つう しょうそん しえん りょういくきかん れんけい き
 とともに、地域への巡回支援などを通じて、市町村や支援・療育機関と連携しながら、切れ

- おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがい こ しえん じゅうじつ
 ▶ **【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実**

め しえん
 目なく支援します。

4410 入所児童への支援 (子ども家庭課)

けんりつ こ じりつせいかつしえん にゅうようじき がくれいきどうこ
 県立子ども自立生活支援センター(きらり)において、乳幼児期、学齢期等子どもの
 はったつ あ しんり いりようどう せんもんてき おこな
 発達に合わせた心理・医療等の専門的ケアを行います。

4411 障害児保育等を担当する人材の確保・育成 (次世代育成課)

ほいくしょ しょうがいじ うけい そくしん しょうがいじほいく たんどう しょくいん かくほ
 保育所における障害児の受入れを促進するために、障害児保育を担当する職員の確保
 せんもんせいこうじょう ほか けんしゅう じっし
 や専門性向上を図るための研修を実施します。

4412 障害児受入れに向けた人材の確保・施設整備 (次世代育成課)

ほうかごじどう しょうがいじ うけい そくしん しょうがいじ うけい ひつよう
 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを促進するために、障害児の受入れに必要な
 せんもんしきどう ゆう しえんいんどう かくほ しせつ せつび せいび しゅうぜんどう しえん とく
 な専門知識等を有する支援員等の確保や、施設・設備の整備、修繕等の支援に取り組み
 ます。

4413 教育機関等との情報共有 (障害福祉課)

しょうがいじ せいちょうかてい おう き め しえん う はったつしょうがい
 障害児が成長過程に応じた切れ目のない支援が受けられるよう、発達障害サポート
 すいしんきょうぎかいとう きょうぎ ば かつよう きょういくかん じょうほうきょうゆう かたどう
 ネットワーク推進協議会等の協議の場を活用し、教育機関との情報共有のあり方等につ
 いて検討を進めながら障害児の支援体制の充実を図ります。

4414 障害児等への給付 (障害福祉課、次世代育成課、子ども家庭課)

こ こそだ しえんほう もと こ こそだ しえんきゅうふ しょうがいじ かぞく ふく
 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付や、障害児やその家族を含め、
 しえん ひつよう こそだ かてい たいしょう しょうがいじふくしてあて とくべつじどうふようてあて しきゅう
 支援を必要とする子育て家庭を対象として、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給
 します。

4415 難聴児支援のための体制確保・仕組みづくり

(障害福祉課、健康増進課、特別支援教育課)

ちょうかくしょうがいじ そうきはつけん そうきりょういく そうごうてき すいしん しんせいじちょうかくけんさ かか
 聴覚障害児の早期発見、早期療育を総合的に推進するため、新生児聴覚検査に係る
 きょうぎかい せっち じゅけんりつこうじょう しちょうそん はたら ふきゅう けいはつかつどう
 協議会を設置するとともに、受検率向上のために市町村へ働きかけや普及・啓発活動
 おこな
 を行います。

ようちえん しょう ちゅうがっこう こうとうがっこうとう とくべつしえんきょういく たいせいせいび し
 また、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備に資するよう、
 とくべつしえんがっこう ちいき とくべつしえんきょういく てききのう じゅうじつ はか
 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。

ちょうかくしょうがいじしえん ちゅうかくてききのう せっち き め しえんたいせい かんけいきかん
 さらに、聴覚障害児支援の中核的機能を設置し、切れ目のない支援体制と関係機関の
 かお み かんけい こうちく ちょうかくしょうがいじ かぞく こうりゅう ば ていきょう
 顔の見える関係を構築するとともに、聴覚障害児とその家族へ交流の場を提供していきま
 す。

けい かく
計 画 に
い ち づ
位置付け

ちようかくしょうがいじしえん ちゅうかくきのう
聴覚障害児支援の中核機能

これまで、県では聴覚障害児への支援について、

「保健・医療分野」では、新生児聴覚検査体制の整備

「教育分野」では、特別支援学校の乳幼児相談や幼稚園での対応

「福祉分野」では、県聴覚障害者支援センターで相談支援や各療育機関による療育等

を、それぞれの機関が実施してきました。

難聴児への支援は、早期に発見し、適切な支援を受けることにより、言語・コミュニケーション手段の発達・獲得を円滑にし、今後の社会生活をより豊かにすることにつながると考えられることから、速やかに療育や教育につなげることが重要とされています。

加えて、言語・コミュニケーション手段の獲得や家族等の不安軽減の視点から、本人及び家族等を中心とした支援についても必要とされています。

2022(令和4)年2月、厚生労働省と文部科学省の連名で「難聴児の早期発見・早期療育のための基本方針」が発出され、各地域において保健・医療・福祉・教育の各機関が実施している支援について、連携して体制を整備することにより、新生児期から学齢期まで切れ目のない支援を提供できるようにすること等とされています。

これを受け、県では、同年9月に聴覚障害児及びその家族に対し、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関等が連携した支援体制を整備し、早期支援を推進するため、『神奈川県聴覚障害児早期支援体制整備推進協議会』を設置しました。

また、第6期神奈川県障がい福祉計画(※)においては、関係機関と連携し、早期に必要な支援を切れ目なく提供できるよう、聴覚障害児支援のための中核機能を有する体制を2023(令和5)年度末までに確保することとしていました。

こうしたことから、県では、2022(令和4)年12月に藤沢市にある『県聴覚障害者福祉センター』に中核機能を設置し、モデル事業を実施しています。

※ 第6期神奈川県障がい福祉計画:2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

おおばしら だれ ひと く ちいししゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
ちゅうばしら ちいしせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
こばしら しょうがい こ しえん じゅうじつ
▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

さらに、2024(令和6)年度からは、中核機能の実施事業として、以下に記載している
とおり、家族支援として、療育や日常生活に関する相談支援、聴覚障害児や家族同士が
交流する場として家族教室等の取組みを行っていきます。

ちゅうかくきのう じっしじぎょう 【中核機能の実施事業】

① 相談支援

聴覚障害児の保護者を対象とした療育や日常生活の相談に対応します。
また、関係機関と連携し必要な情報提供や支援機関等との調整を行います。

② 家族支援

聴覚障害児や家族同士が交流する場として、家族教室を開催します。

③ 巡回支援

聴覚障害児の通う児童発達支援センターや保育所等の職員を対象に、
巡回支援を行います。

④ 聴覚障害児の支援方法に関わる研修

保育所等の職員を対象に、聴覚障害児の早期発見・療育の必要性や、
聴覚障害児との接し方等に関する研修会を開催します。

こうした取組みにより、県は、これまで以上に、聴覚障害児の早期支援ができるよう、関係
機関と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

なお、2023(令和5)年5月に発出された国の「障害福祉サービス等及び障害児通所
支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」において、
都道府県は、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定することとされていること
から、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの聴覚障害児支援の中核機能に
関する事業については、条例に基づく基本計画に位置づけることとしています。

ほんけいかく けいさい ちゅうかくしょうがいじしえん かん とりく 【本計画に掲載している「聴覚障害児支援」に関する取組み】

No.4415 難聴児支援のための体制確保・しくみづくり

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
 こばしら しょうがい こ しえん じゅうじつ
▶【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

すうちもくひょう
<数値目標>
 けんどくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
ペアレントトレーニングを実施している市町村数	12市町村 (2022年度)	33市町村 (2029年度)
医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村数	—	16市町村 (2029年度)
障害児入所施設に入所する障害児等が成人期にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の開催数	3回 (2022年度)	2回 (毎年度)
保育士等キャリアアップ研修に係る障害児保育に関する研修の累計(2017年度から)修了者数	8,717人 (2017～2022年度)	16,470人 (2017～2022年度)
難聴児支援に関する関係機関への巡回支援の件数	—	31件 (2029年度)

こうせいろどうしょう きほんししん もと せいかもくひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
児童発達支援センターを設置する市町村数	25市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する市町村数	6市町村 (2023年度)	33市町村 (2026年度)
児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	「神奈川県聴覚障害児早期支援体制 せいびすいしんきょうぎかい せっち 整備推進協議会」を設置したほか、 けんちょうかくしょうがいしゃふくし ちゅうかく 「県聴覚障害者福祉センター」に中核 きのう せっち じぎょう じっし 機能を設置し、モデル事業を実施して いる。	
新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組みの推進		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村数	17市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村数	26市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)
医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村数	11市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
こばしら しょうがい こ しえん じゅうじつ
▶【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
けん 県における医療的ケア児等コーディネーターの はいちにんずう 配置人数	—	5人 (2026年度)
しちょうそん いりようてき じどう 市町村における医療的ケア児等コーディネーター はいちにんずう の配置人数	—	40人 (2026年度)

こうせいろうどうしょう きほんししん もと かつどうしひょう
【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
かながわけん はったつしょうがい すいしんきょう 神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協 ぎかい かいさいかいすう 議会の開催回数	2回 (2022年度)	2回 (2026年度)
けんはったつしょうがいしえん 県発達障害支援センターかながわA(エース) そうだんけんすう における相談件数	1,816件 (2022年度)	1,916件 (2026年度)
けんはったつしょうがいしえん 県発達障害支援センターかながわA(エース) およ はったつしょうがいしゃち いきしえん かんけいきかん 及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関 じよげんけんすう への助言件数	206件 (2022年度)	334件 (2026年度)
けんはったつしょうがいしえん 県発達障害支援センターかながわA(エース) およ はったつしょうがいしゃち いきしえん がいぶきかん 及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関 ちいきじゅうみん けんしゅうけんすう や地域住民への研修件数	33件 (2022年度)	34件 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等 の支援プログラム等の受講者数(保護者)	—	737人 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等 の支援プログラム等の実施者数(支援者)	—	189人 (2026年度)
ペアレントメンターの人数	66人 (2022年度)	83人 (2026年度)
ピアサポートの活動への参加人数	—	212人 (2026年度)

しょうがいふくし みこみりょう げつ あ みこみりょう
障害福祉サービスの見込量】(1か月当たりの見込量)

指定障害福祉 サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
指定障害児通所支援				
じどうはったつしえん 児童発達支援	115,755人日	130,773人日	140,514人日	151,116人日
	12,285人	14,006人	15,090人	16,192人

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがい こ しえん じゅうじつ
 ▶ **【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実**

していしょうがいふくし 指定障害福祉 サービス名	2022年度 ねんど じっせきち (実績値)	2024年度 ねんど	2025年度 ねんど	2026年度 ねんど
ほうかごとう 放課後等デイサービ ス	304,681人日 にんにち	361,399人日 にんにち	392,909人日 にんにち	426,934人日 にんにち
	23,171人 にん	28,927人 にん	31,400人 にん	34,051人 にん
きょくほうもんがたじどうはったつ 居宅訪問型児童発達 しえん 支援	148人日 にんにち	272人日 にんにち	437人日 にんにち	570人日 にんにち
	30人 にん	57人 にん	64人 にん	67人 にん
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	2,440人日 にんにち	3,248人日 にんにち	4,176人日 にんにち	5,416人日 にんにち
	1,624人 にん	2,414人 にん	2,798人 にん	3,279人 にん
しょうがいじにゆうしよしえん 障害児入所支援				
ふくしがたしょうがいじにゆうしよしえん 福祉型障害児入所支援 (※)	488人 にん	552人 にん	559人 にん	567人 にん
いりようがたしょうがいじにゆうしよしえん 医療型障害児入所支援 (※)	160人 にん	185人 にん	191人 にん	197人 にん
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援				
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	7,227人 にん	8,858人 にん	11,048人 にん	12,039人 にん

(※) 児童福祉法第27条第1項第3号の措置による入所を含む。

けん ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう
【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
じへいしょう はったつしょうがいしえんじぎょう 【自閉症・発達障害支援事業： 4403】 じへいしょうじしゃ たい せんもん いし かくじどう 自閉症児者に対する専門の医師を各児童 そうだんじょ はいち そうだんきのう きょうか かいすう 相談所に配置し、相談機能を強化した回数	180回 かい (2022年度) ねんど	180回 かい (毎年度) まいねんど

コラム

医療的ケア児を支える取組み

医学の進歩を背景として、人工呼吸器の使用や、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児は、全国で約2万人、神奈川県内に約1,000人いるとされています。毎日、昼夜を問わずにケアが必要なため、ご家族の心身の負担は計り知れません。

医療的ケア児の支援には、医療、保健、福祉、教育、労働など多分野の協力が必要なため、2021（令和3）年に医療的ケア児支援法が制定され、これに基づいて神奈川県では、支援の中核的組織として12課で構成する『かながわ医療的ケア児支援センター』を立ち上げました。

「かながわ医療的ケア児支援センター」では、圏域ごとに地域相談窓口を設置し、医療的ケア児のご家族や支援者の身近な地域で「どんなサポートが受けられるか知りたい」「保育園や学校に通う時のサポートを知りたい」「医療的ケア児の子育てに不安を感じている」など、様々な相談を受けて、必要な支援につなげるとともに、支援人材の養成研修の実施、市町村など地域の支援機関との連携を行っています。

県は同センターを中心に、相談などを通じて把握した地域課題の解決に向けた施策に取り組むことで、医療的ケア児とご家族が地域で安心して暮らすことが出来る地域共生社会の実現を目指しています。

（センターのウェブサイト）



地域相談窓口で相談する

地域	相談窓口	電話番号
横浜	横浜医療的ケア児支援センター	045-261-1111
川崎	川崎医療的ケア児支援センター	044-251-1111
相模原	相模原医療的ケア児支援センター	042-751-1111
さいたま	さいたま医療的ケア児支援センター	048-831-1111
千葉	千葉医療的ケア児支援センター	043-221-1111
東京	東京医療的ケア児支援センター	03-3581-1111
神奈川	かながわ医療的ケア児支援センター	046-221-1111
埼玉	埼玉医療的ケア児支援センター	048-831-1111
千葉	千葉医療的ケア児支援センター	043-221-1111
東京	東京医療的ケア児支援センター	03-3581-1111
神奈川	かながわ医療的ケア児支援センター	046-221-1111
埼玉	埼玉医療的ケア児支援センター	048-831-1111
千葉	千葉医療的ケア児支援センター	043-221-1111
東京	東京医療的ケア児支援センター	03-3581-1111

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
▶【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
 こばしら しょうがいとうじしゃ かぞくとう しえん じゅうじつ
▶【小柱】(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

がいう じょうぶん 該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

しょうがいとうじしゃ かぞくとう しえん じゅうじつ (5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

しょうがいじしゃ ささ かぞく ふたん へ
 障害児者を支える家族の負担を減らし、
 かぞく あんしん く しえん じゅうじつ
 家族がともに安心して暮らせるための支援を充実させます

げんじょう かだい ＜現状と課題＞

くに しょうがいしやそうごうしえんほう じどうふくしほう もと しょうがいじしゃじしん たい おこな しえん
 国の障害者総合支援法や児童福祉法に基づき障害児者自身に対して行われる支援
 ほんにん せいかつしえん かいご くんれん はったつしえん おも もくてき かぞくしえん
 は、本人の生活支援や介護、訓練、発達支援などを主な目的としていますが、家族支援と
 しての意味を持つものともされています。しょうがいとうじしゃ かぞく ふたん
 障害当事者とあわせて、その家族の負担をいかに
 けいげん おお かだい
 軽減していけるかは大きな課題です。

なかでも、いりようてき じ およ じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ じたく かいご かぞく ふたん おお
 医療的ケア児及び重症心身障害児者を自宅で介護する家族の負担は大き
 く、いりようてき じ およ じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ たんきにゆうしょ たんきにゆういん いちじてき う
 医療的ケア児及び重症心身障害児者を短期入所あるいは短期入院として一時的に受
 け入れるいりようがたん きにゆうしよじぎょう いりようきかん う ざら かくほ じゅうよう
 医療型短期入所事業や医療機関などの受け皿の確保が重要であり、あわせて、
 がいぶ う ざら かくほ くわ じたく かんごしどう はけん たんじかん かぞく か
 これら外部の受け皿の確保に加え、自宅に看護師等を派遣して、短時間、家族に代わって
 かいご にな ざいたく とう せいび ひつよう
 介護を担う在宅レスパイト等のしきみの整備も必要とされています。

また、はったつしょうがい しんだん こ かぞく いくじ こ せつ かた なや
 発達障害と診断された子どものいる家族では、育児や子どもとの接し方で悩みを
 かか すく かぞく こ こうどう りかい ちいき がっこうとう あんしん
 抱えることは少なくありません。家族が子どもの行動をよく理解し、地域や学校等で安心し
 て生活を送ることができるよう、その対応方法を習得するための支援が必要であり、県で
 けんはったつしょうがいしえん ちいき しえんきかんとう たい
 は県発達障害支援センターかながわA(エース)において、地域の支援機関等に対し、
 しえんしゃいくせい もくてき ふきゅう けんしゅうとう じっし
 支援者育成を目的としたペアレントトレーニングを普及するための研修等を実施していま
 す。

このほか、ふちよう かた かいご かんびよう かた かぞく きんしんしゃ
 こころやからだに不調のある方の介護や看病などを、その方の家族や近親者、
 ゆうじん ちじん おしやう しえん しえん もんだい
 友人、知人などが無償で支援する「ケアラー」への支援では、ヤングケアラーの問題など、
 ねんれいそう かか かだい たよう しゃかい こりつ みずか きぼう じんせい
 年齢層が抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自らが希望する人生
 ひび く おく さまざま ぶんや れんけい しゃいぜんたい しえん ひつよう
 や日々の暮らしを送れるよう、様々な分野が連携して社会全体で支援することも必要となり
 ます。

けん しょうがいじしゃおよ かぞく けいざいてき せいしんてき ふたん けいざいてき しえん
 県では、障害児者及びその家族の経済的、精神的な負担への経済的な支援として、
 かくしゅてあて しきゅう こんご けいぞくてき おこな しょうがいじしゃ ささ かぞく ちいき
 各種手当の支給を今後も継続的に行うとともに、障害児者を支える家族を、地域において
 き め ささ たいせい すいしん
 切れ目なく支える体制づくりを推進します。

- おおばしら だれ ひと く ちいししゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいしせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがいとうじしゃ かぞくとう しえん じゅうじつ
 ▶ **【小柱】(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実**

けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



かぞく
家族

ちいし せいかつ おく じぶん し あと おや な あと みす
 地域で生活を送っている、自分が死んだ後(親亡き後)を見据えると、
 く せつけい ふとうめい ふあん
 暮らしの設計が不透明で不安になる。

おや じ こ じつげん こ おや たが かがや じょうれい
 親も自己実現ができ、子どもも親もお互いに輝ける条例であってほしい。



しえんしゃ
支援者

とりく ほうこうせい <取組みの方向性>

4501 せいどあんない さくせい しょうがいふくしか 制度案内の作成 (障害福祉課)

しょうがいとうじしゃ かぞくとう しえん じゅうじつ ほか けんない しょうがいふくし
 障害当事者やその家族等への支援の充実を図るため、県内の障害福祉サービス、
 しょうがいじしゃ かか かくしゅふくしせいどう もうらてき けいさい しょう じしや せいどあんない
 障害児者に係る各種福祉制度等を網羅的に掲載した「障がい児者のための制度案内」
 さくせい けん けいさい かんけいき かん きょうゆうどう じょうほうしゅうち とりく
 を作成するとともに、県ホームページへの掲載や関係機関への共有等、情報周知に取組
 みます。

4502 しえん じゅうじつ こうれいふくしか ケアラーへの支援の充実 (高齢福祉課)

ねんれいそう かか かだい たよう ひつよう かぞく きんしんしゃ ゆうじん ちじん
 年齢層や抱える課題も多様なケアラー(ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを
 おしょう ひと じったい かだい はあく しえん かんけいき かん れんけい すす
 無償でケアする人)の実態や課題を把握し、支援するため、関係機関の連携を進めます。
 かいご かぞくとう かいご りゆう りしよく かんきょう すす
 また、介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

4503 しょうがい さいしん ペアレント・トレーニングの推進 (障害福祉課)

しょうがい こ も ぼごしゃ みぢか よういくしゃとう こ てきせつ かか かた
 障害のある子どもを持つ保護者や身近な養育者等が、子どもへの適切な関わり方を
 あら まな おや こ め ざ
 新たに学び、親子のコミュニケーションをよりよくすることを目指す「ペアレント・トレーニ
 ング」を開催するとともに、家族支援が地域で根付くよう、地域の支援機関に対して支援者
 かいさい かぞくしえん ちいし ね づ ちいし しえんきかん たい しえんしゃ
 の育成や普及・啓発の取組みを推進します。

4504 いりようてき じ しゃ かぞくとう しえんたいせい せいび しょうがいふくしか 医療的ケア児・者の家族等への支援体制の整備 (障害福祉課)

ざいたく せいかつ いりようてき じ かいご おこな かぞく きゅうそく きやたく
 在宅で生活する医療的ケア児の介護を行う家族のレスパイト(休息)のため、居宅を
 ほうもん かぞく か かいじょ おこな かんごしどう じんけんひ ほじょ ざいたく じぎょう
 訪問し、家族に代わって介助を行う看護師等の人件費を補助する在宅レスパイト事業を
 おこな しちようそん たい ひよう いちぶ ほじょ
 行う市町村に対し、その費用の一部を補助します。

じょうじいがくてき かんり ひつよう じゅうしやうしんしんしょうがいじしゃとう ざいたくせいかつ ささ かぞくとう
 また、常時医学的管理が必要な重症心身障害児者等を在宅生活で支える家族等の
 かいごしゃ びょうき じ こ いちじてき きゅうそく かいご ばあい けんしやかんいき
 介護者が、病気や事故、一時的な休息により介護ができなくなった場合に、県所管域の
 ちゅうかくてき しょうにいりようき かん きょうりよく え たいしやうじしゃ いちじてき せいかつ ば かくほ
 中核的な小児医療機関の協力を得て、対象児者の一時的な生活の場を確保する、「メデ
 イカルショートステイ」の整備を推進します。

おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しょうがいどうじしゃ かぞくどう しえん じゅうじつ
 ▶ **【小柱】(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実**

ざいたくなんびょうかんじゃ りょうようしえん さいけい しゅべいたいさくか
4505 在宅難病患者への療養支援【再掲：4312】 (がん・疾病対策課)
 ざいたく かいご こんなん なんびょうかんじゃ たい ざいたくりょうようじょう てきせつ しえん おこな
 在宅での介護が困難になった難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うこと
 あんてい りょうようせいかつ かくほ なんびょうかんじゃおよ かぞく せいかつ しつ こうじょう はか
 により、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど ねんきんしきゅう しょうがいふくしか
4506 心身障害者扶養共済制度による年金支給 (障害福祉課)
 しょうがいしゃ けいざいできじりつ せいかつ あんてい しえん かながわけんしんしんしょうがいしゃふようきょうさい
 障害者の経済的自立・生活の安定を支援するため、神奈川県心身障害者扶養共済
 せいどじょうれい もと しょうがい かた ふよう ほごしゃ みずか せいぞんちゅう まいつきいてい
 制度条例に基づき、障害のある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の
 かけ金 おさ ほごしゃ しぼう じゅうどしょうがい まんいち お さい ふよう
 掛金を納めることにより、保護者に死亡や重度障害など万一のことが起きた際、扶養され
 しょうがい かた しゅうしんいちていがく ねんきん しきゅう
 ていた障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

ざいたくじゅうどしょうがいしゃとうてあて しきゅう しょうがいふくしか
4507 在宅重度障害者等手当の支給 (障害福祉課)
 しょうがい ふたん けいげん はか ふくし ぞうしん かながわけんざいたくじゅうどしょうがいしゃとうてあて
 障害による負担の軽減を図り、福祉を増進するため、神奈川県在宅重度障害者等手当
 しきゅうじょうれい もと ざいたく じゅうどしょうがいしゃとう たい てあて しきゅう
 支給条例に基づき、在宅の重度障害者等に対して手当を支給します。

ちいきせいかつしえんきょてんどう せいび さいけい しょうがい か
4508 地域生活支援拠点等の整備【再掲：4201】 (障害サービス課)
 ちいき せいかつ しょうがいどうじしゃおよ かぞく しえん すいしん かくしちょうそん ちいき
 地域で生活する障害当事者及びその家族の支援を推進するため、各市町村の地域
 せいかつしえんきょてんどう せいびじょうきょう はあく せいび すす しちょうそん じょうほう せいび
 生活支援拠点等の整備状況を把握し、整備が進んでいる市町村の情報など、整備に
 ゆうこう じょうほうていきょう おこな たんどく ちいきせいかつしえんきょてんどう せいび こんなん しちょうそん
 有効な情報提供を行います。また、単独で地域生活支援拠点等の整備が困難な市町村
 たい しちょうそんかん ひつよう ちょうせい しえん おこな きょうぎ ば せつちとう しえん
 に対しては、市町村間での必要な調整の支援を行うための協議の場の設置等を支援し
 ます。

すうちもくひょう
<数値目標>
 けんどくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
しょうがいじどう りょうけんすう 障害児等メディカルショートステイの利用件数	—	167件 (2029年度)
じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ ひとり あへいさん 重症心身障害児者への1人当たりへの平均 しえんかいすう 支援回数	2.3回 (2022年度)	3回 (2029年度)

けん ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう
【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
はったつしょうがいしゃしえん うんえいじぎょう 【発達障害者支援センター運営事業：4503】 けんはったつしょうがいしゃしえん 県発達障害者支援センターかながわA(エース) しゅさいけんしゅう かいさいかいすう 主催研修の開催回数	1回 (2022年度)	1回 (毎年度)

コラム

かぞく ささ しえん 家族を支える「ケアラー」への支援

ケアラー（家族介護者）とは、「介護」、「看病」、「療育」、「世話」、「こころや身体に不調のある家族などへの気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人など無償でケアする人と定義されています。

多くの時間を家族のケアに追われ、なかには孤立を感じている人もいるため、ケアラーの多様な実態に合わせた支援が求められます。

県はホームページに「ケアラー支援ポータルサイト」を設け、相談窓口や利用できるサービス等の情報を提供しています。ぜひご覧ください。

《ケアラーの例》



障害をもつ子どもを育てている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と介護で精一杯で他に何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くにひとりで住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

©一般社団法人日本ケアラー連盟／illustration : Izumi Shiga

(県ケアラー支援ポータルサイト)



(日本ケアラー連盟のウェブサイト)



がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

しえんしゃ む とりく すいしん
(6) 支援者に向けた取組みの推進

しょうがいじしゃ ささ しえんしゃ ふたん へ
 障害児者を支える支援者の負担を減らし、
 しえん しつ こうじょう
 支援の質の向上につなげるための支援を充実させます

げんじょう かだい
<現状と課題>

わ く に しょうこうれいか せいさんろうどうじんこう げんしょう しゃかいほしょう じゅきゅうしゃ
 我が国の少子高齢化による生産労働人口の減少や、社会保障サービス受給者の
 ぞうかとう しょうがいふくし にな じんざいふく しょんこくか よそく
 増加等により、障害福祉サービスを担う人材不足はますます深刻化していくと予測されて
 います。

これらの対策としては、支援者（ここでは施設等の入所系または訪問系サービス事業所
 じゅうじしやおよ かぞく かいじょ ちよくせつてき しえん おこな もの どう げんば ふくし ささ
 の従事者及び家族のうち、介助などの直接的な支援を行う者）等、現場の福祉を支える
 じんざい ふたん けいげん けんこう あんぜん まも たいへんじゅうよう
 人材の負担を軽減し、健康・安全を守ることが大変重要です。

一方、福祉施設等職員の最大の離職理由である、腰痛など介助による体への負担を
 いっばう ふくしせつとうしょくいん さいだい りしよくりゆう ようつう かいじょ からだ ふたん
 はじ しんしん ふちよう しえんしゃ まも たいさく じゅうぶん い
 始めとする心身の不調とされていますが、支援者を守る対策は、いまだ十分とは言えず、
 さっきゅう たいさく もと
 早急な対策が求められています。

支援者の負担を軽減する取組みの一つとして、県ではこれまで「さがみロボット産業
 しえんしゃ ふたん けいげん とりく ひと けん さんぎょう
 特区」の取組みや、介護・医療分野への介護ロボットの普及など、先駆的な施策を推進し
 とつく とりく かいご いりようぶんや かいご ふきゅう せんくてき しさく すいしん
 てきました。県内には、病院、福祉施設、商業施設など、ロボットの導入やICT技術の
 けんない びょういん ふくしせつ しょうぎょうしせつ どうにゆう ぎじゅつ
 活用により人手不足の解消や業務の効率化等の負担軽減が期待できる施設がまだまだ
 かつよう ひとでぶそく かいしょう ぎょうむ こうりつかとう ふたんけいげん きたい しせつ
 かずおお しゃかいじつそう かくだい
 数多くあり、社会実装を拡大していくことが課題となっています。

また、ここでは県の取組みとして、施設従事者への取組みを中心に記載していますが、
 けん とりく しせつじゅうじしゃ とりく ちゅうしん きさい
 支援者の健康を守るためには負担軽減等のハード面の施策のみならず、キャリアアップの
 しえんしゃ けんこう まも ふたんけいげんどう めん しさく
 しくみづくりや、支援者の賃上げ等、国が実施する、いわゆる「処遇改善」等を通じ、これま
 いじょう はたら じょうけん しゅうろうかんきょう よ とりく けんしゅうどう つう けんさん
 で以上に、働く条件や就労環境をより良くする取組みのほか、研修等を通じた研鑽や、
 かんりしゃとう てきせつ あんぜんかんり てっぺい かぞくどう しえんしゃ いた ちいき そうごしえん
 管理者等による適切な安全管理の徹底、家族等の支援者に至っては地域による相互支援
 たいせい こうちく めん しさく じゅうじつ じゅうよう
 体制の構築など、ソフト面の施策の充実が重要です。

* なお、処遇改善や就労環境の適正化、職員の研鑽等についての取組みは、他の小柱に
 きさい
 記載しています。

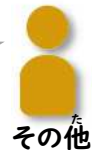
- おおばしら だれ ひと く ちいししゃかい じつげん とりく
【大柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいしせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しえんしゃ む とりくみ すいしん
 ▶ **【小柱】(6) 支援者に向けた取組の推進**

けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



しえんしゃ あんしん しえん つづ で き けん ささ とりく
 支援者が安心して支援を続けることが出来るよう、県が支える取組みを
 すす 進めてほしい。

せんたんぎじゅつ こうれい しえんしゃどう けいえん おそ
 ICTや先端技術は、高齢の支援者等にとって、敬遠される恐れがある。
 ねんどう じょうほうていきよう しゅうち すす
 「わかりやすさ」も念頭に情報提供・周知を進めてほしい。



とりく ほうこうせい ＜取組みの方向性＞

4601 ロボット技術やICT機器等の導入促進【再掲：5404】(障害サービス課)

しせつ じぎょうしょ たい ききとう どうにゆうそくしん さいけい しょうがい か
 施設・事業所に対してロボットやICT機器等の導入に係る経費を補助し、介護職員の
 ふたんけいげんどう はか
 負担軽減等を図ります。

4602 介護ロボットの普及促進 (高齢福祉課)

かいご ぶきゅうそくしん
 介護職員の負担軽減対策として期待される介護ロボットについて、介護事業者等に対
 かいご しょう かいごげんば こうかい しさつ けんがくしゅ うけい おこな
 し、介護ロボットを使用している介護現場を公開し、視察・見学者の受入れを行うとともに、
 じつようだんかい さまざま かいご てんじ かつようじれい はつびよう ふきゅうそくしん はか
 実用段階にある様々な介護ロボットの展示や、活用事例の発表などにより普及促進を図り
 ます。

4603 生活支援ロボット等の研究開発の促進と、介護現場への普及促進

さんぎょうしんこうか
 (産業振興課)

せいかつしえん じつようか つう けんみんせいかつ あんぜん あんしん かくほ
 生活支援ロボットの実用化を通じた、県民生活の安全・安心の確保のためロボット
 ぎじゅつどう けんきゅうかいはつ そくしん せいかつしえん どうにゆう けんどう ひつよう
 技術等の研究開発を促進するとともに、生活支援ロボットの導入の検討に必要なマッチン
 しえんどう おこな かいごげんば ふきゅう あとお
 グ支援等を行うことにより、介護現場への普及を後押しします。

また、質の高いサービスの提供や安全、安心、支援の省力化などのニーズに応えるため、
 じんこうちのう ぎじゅつ かつよう すいしん しょうがいしゃ せいかつ じりつ
 AI(人工知能)やICT、ロボット技術の活用を推進するとともに、障害者の生活や自立を
 しえん きき かいはつ しえん
 支援する機器の開発を支援します。

- おおばしら だれ ひと く ちいきしゃかい じつげん とりく
【大 柱】Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ちゅうばしら ちいきせいかつ ささ ふくし いりようたいせい
 ▶ **【中 柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり**
 こばしら しえんしゃ む とりくみ すいしん
 ▶ **【小柱】(6) 支援者に向けた取組の推進**

4604 リハビリテーションロボットの普及促進 ふきゅうそくしん (県立病院課) けんりつびょういんか

リハビリテーションロボットに関する専門的な相談窓口として神奈川県リハビリテーション
 びょういんない せっち かん せんもんてき そうだんまどぐち かながわ
 病院内に設置したKRRC(かながわりハビリロボットクリニック)において、きんでんぎしゅ 筋電義手をはじ
 め、ぜんばん リハビリテーションロボット全般の相談や実証実験の調整などを行います。

＜数値目標＞

【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
ほ じょ じぎょう かつよう どうにゆう じぎょうしよ 補助事業を活用してロボットを導入した事業所 とう かず 等の数	じぎょうしよ 8事業所 (2022年度) ねんど	じぎょうしよ 2事業所 (毎年度) まいねんど
ほ じょ じぎょう かつよう き き どうにゆう 補助事業を活用してICT機器を導入した じぎょうしよとう かず 事業所等の数	じぎょうしよ 24事業所 (2022年度) ねんど	じぎょうしよ 15事業所 (毎年度) まいねんど

コラム

しょうがいしゃ ささ しえんしゃ しえん 障害者を支える支援者への支援

かながわけん しょうがいしゃしえんしせつとう ぎじゅつ かつよう
神奈川県では、障害者支援施設等においてロボット技術を活用することによ
り、介護業務の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な
しょうがいふくし ていきようとう すいしん しょうがいしゃしえんしせつ じぎょうしゃどう かいご
障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等の介護
ロボット等の導入に支援しています。

ここでは、その取組みの一例を紹介します。

みなみあしがらし しゃかいふくしほうじんけんせいふくしかい うんえい あしがらりょうごえん おも
南足柄市にある、社会福祉法人県西福祉会が運営する足柄療護園は、主に
しんたいしょうがい かた りよう しょうがいしゃしえんしせつ どうしせつ しょういん
身体障害のある方が利用している障害者支援施設です。当施設では、職員に
なが はたら りようしゃ かたがた ささ じゅうよう かんが
長く働いてもらうことが、利用者の方々を支えるために重要であると考え、
かながわけん しょうがいふくし じぎょうしょうとう どうどうにゆうしえんじぎょうひほじょきん
神奈川県の「障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業費補助金」
りよう ぎ き どうにゆう
を利用して「サラフレックス」という機器を導入しました。

どうにゆうまえ しょういん りようしゃ からだ かか いじょうかいじょ おこな きかい
導入前は、職員が利用者の体を抱えて移乗介助を行っていましたが、機械
ちから か りようしゃ からだ かいてき あんぜん
の力を借りることで、利用者の体をしっかりとサポートし、より快適かつ安全な
いじょうかいじょ おこな しょういん ようつうかいぜん つな あら
移乗介助を行うことができるようになり、職員の腰痛改善にも繋がりました。新
ぎじゅつ どうにゆう いじょう しょういん しんたい まも りようしゃ
たな技術の導入により、これまで以上に職員の身体を守りながら、利用者の
かたがた あんてい せいかつ ささ
方々の安定した生活を支えることができるようになりました。

かながわけん しせつとう しえん つう しせつとう りようしゃ あんぜん
神奈川県では、こうした施設等への支援を通じて、施設等の利用者が安全・
あんしん せいかつ ひ つづ しえん
安心に生活できるよう引き続き支援していきます。



←「サラフレックス」(いじょうかいじょ 移乗介助ロボット)
りようしゃ からだ あんぜん ささ き
利用者の体を安全に支える機器

けん
(県ウェブサイト)

しょうがいふくしぶんや
障害福祉分野のロボット等・
ICT導入支援について



Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、 いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり

障害者権利条約では、「障害」は、主に、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁によって作られているという捉え方をしています。

障害者が社会参加しやすい環境の整備を進めるためには、この社会的障壁を除去する取組みが必要とされています。

県では、あらゆる社会的障壁（バリア）を除去（フリー）する取組みを推進するとともに、誰もが住みやすい環境の整備とあわせて、障害の特性に応じた利便性の高い意思疎通支援や行政サービスの提供、防災・防犯対策についての施策を、当事者の目線で推進します。

加えて、ICT（情報通信技術）などの新たな情報技術等の利活用を積極的に推進することで、障害者の社会参加の一層の推進を図ります。

がいとう じょうぶん
 該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

だれ す すいしん
 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

しょうがいとうじしゃ こえ はんえい
 障害当事者の声が反映された
 だれ す すいしん
 誰もが住みやすいまちづくりを推進します

げんじょう かだい
 <現状と課題>

ちいき あんしん せいかつ おく あんてい じゅうかんきょう たど いがくてき しょうがい
 地域で安心して生活を送るためには、安定した住環境のほか、例えば医学的に障害を
 ゆう しょうへき せいかつ せいげん せいかつかんきょう とどの りそう
 有していたとしても、障壁として生活を制限しないような生活環境が整えられることが理想
 です。

けん こ こうれいしゃ しょうがいしゃ さまざま かた あんしん かいてき りよう
 県では、子どもから高齢者、障害者など様々な方が、安心して快適に利用できるよう、バ
 りアフリートイレの整備や公園内の園路のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインによ
 る公共的施設整備等を進めると共に、市町村が定める重点整備地区内の主要な生活
 かんれんけいこう こうせい どうろ おんきょう しんごうひょうじ じょうきょう し おんきょうしきしんごうき
 関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機
 や、歩行者信号の状態を音声で知らせるなどの支援を行うPICS(歩行者等支援情報
 つうしん システム)等のバリアフリー対応型信号機の整備のほか、道路標識の高輝度化等、誰
 もが分かりやすい道路標識等の整備を推進しています。

また、昨今は重度障害者や精神障害者などの住宅確保要配慮者の住宅確保が大きな
 かだい 課題となっています。例えば重度障害者の場合、住宅のバリアフリー化や居室間を移動
 さい せっち じゅうたくせつび かいりょう ひつよう ばあい かいりょう
 する際のリフトの設置など、住宅設備の改良が必要になる場合がありますが、こうした改良
 こうかく ひよう よう おお ふたん けいげん かだい
 には高額な費用を要することも多く、その負担の軽減が課題です。

くわ せいしんかびょういん ちょうきにゆういんかんじや たいいんご ちいき あんしん せいかつ
 加えて、精神科病院への長期入院患者が、退院後に地域で安心して生活していくため
 しょうがいふくし りよう しょうがいとくせい りかい ちいき しんどう じゅうよう
 には障害福祉サービスの利用とともに、障害特性の理解が地域で浸透することが重要で
 あり、地域の不動産関係者や地域住民を対象として精神障害の理解促進に関する研修
 おこな どう ふきゅうけいはつ じっし ていがくしょとくしゃ ひさいしゃ こうれいしゃ しょうがいしゃ こそだ
 を行う等、普及啓発を実施してきましたが、低額所得者や被災者、高齢者、障害者、子育
 せたい じゅうたく かくほ はいりょ ひつよう かた にゅうきょ こぼ じゅうたく とうろくじょうほう ひろ
 て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない住宅の登録情報の広い
 ていきよう ひ つづ おこ
 提供を引き続き行っています。

けん だれ ささ あ う い あ ちいききょうせいしゃかい じつげん
 県では、誰もが支え合い、受け入れ合う地域共生社会の実現させるためには、これまで
 せつび か くわ しょうがいとうじしゃ めせん た どうじしゃ しえんしゃ もと
 の設備のバリアフリー化に加え、障害当事者の目線に立ち、当事者や支援者が求めている
 はんえい とりく じゅうじつ ひつよう
 ニーズをまちづくりに反映させる取組みを充実させる必要があります。

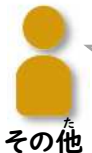
【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
 いかなる偏見や差別も排除する取組み
 ▶【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
 ▶【小柱】(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



ハード面のバリアフリーが進むのは嬉しいが、そこがゴールではない。
 県民全体の障害に関する理解促進と合わせて、取り組んでほしい。

障害を理由に賃貸契約が結べないといった相談は多い。
 障害に関する正しい知識や理解が広がってほしい。



少しずつだが、生活しやすく、移動しやすいまちづくりが進んでいる。
 「地域全体で支え合う」という考えを基本に、取組みを進めてほしい。

<取り組みの方向性>

【まちづくり】

5101 バリアフリー街づくりに向けた普及啓発等 (地域福祉課)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを推進するため、障害当事者等が参画する神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働の取組みを進めます。
 また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発等を行います。

5102 公共的施設のバリアフリー化の促進 (地域福祉課)

学校、福祉施設、商業施設、運動施設など不特定多数の方が利用する公共的施設について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、当該施設を設置し又は管理する者に対し、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則で定める整備基準への適合を求めるなど、バリアフリー化を促進します。
 また、規則改正により新たに基準に位置づけた介助用大型ベッドなどについて、設置の働きかけを行います。

5103 公園施設の整備 (都市公園課)

障害の程度や状況に関わらず、誰もが一緒になって遊べる遊具を備えたインクルーシブな広場の整備を、公園の特性や老朽化した施設の更新の機会を踏まえ、障害当事者等の意見を伺いながら、丁寧に進めます。

おおばしら しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ
【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
 へんけん さべつ はいじょ とりく
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 ちゅうばしら しゃかいさんか そくしん かんきょう
 ▶ **【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり**
 こばしら だれ す すいしん
 ▶ **【小柱】(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進**

どうろせいび
【道路整備】

5104 ほうどうとう せいび (どうろかんりか どうろせいびか)
歩道等の整備 (道路管理課、道路整備課)
 こうきょうこうつうきかんとう か れんけい はば ひろ ほうどう せいび むでんちゅうかどう
 公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を
 すす あんぜん あんしん ほうこうしゃくうかん けいせい かくほ
 進め、安全で安心な歩行者空間を形成・確保します。

5105 しゅようどうろ しんごうき せいびとう (こうつうきせい か)
主要道路の信号機の整備等 (交通規制課)
 ほう もと しちようそん さだ じゅうてんせい びちくない しゅよう せいかつかんれんけいろ
 バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を
 こうせい どうろ おんきょう しんごうひょうじ じょうきょう し おんきょうしきしんごうき ほうこうしゃどう
 構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等
 しやりょう つうこう じかん ぶんり ほしやぶんりしきしんごう ほうこうしゃしんごう じょうたい おんせい し
 と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者信号の状況を音声で知らせ
 るなどの支援を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型
 しえん おこな ほうこうしゃどうしえんじょうほうつうしん どう たいおうがた
 信号機の整備のほか、信号機LED(発光ダイオード)化の推進を行います。
 しんごうき せいび しんごうとうき はっこう か すいしん おこな
 あわせて、道路標識の高輝度化等、誰もが分かりやすい道路標識等の整備を進めます。
 どうろひょうしき こうきど かつどう だれ わ どうろひょうしきどう せいび すす

5106 ほうこうしゃどう あんぜんかくほ (こうつうきせい か)
歩行者等の安全確保 (交通規制課)
 しがいちどう せいかつどうろ ほうこうしゃどう あんぜん つうこう かくほ くいき
 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を
 せってい さいこうそくど くいきせい どうろかんりしゃ れんけい ろそくたい せっち かくふく
 設定して、最高速度30 km/h の区域規制や道路管理者と係り路側帯の設置・拡幅、
 ぶつりてき せっちどう たいさく こうかてき く あ そくどよくせい
 物理的デバイス設置等(ゾーン30プラス)の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や
 つかこうつう よくせい はいじょ ほか
 通過交通の抑制・排除を図ります。

5107 こうきょうこうつうきかん か (こうつうきかく か)
公共交通機関のバリアフリー化 (交通企画課)
 えき だん さいかいしやう どうにゆう そくしん せつぐう どう
 駅における段差解消や、ホームドアの導入の促進とあわせて、接遇ガイドライン等の
 ふきゆう けいはつどう こころ こうきょうこうつうきかん か そくしん
 普及・啓発等の「心のバリアフリー」により、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

5108 こうどじどううんてん かいほうとう (こうつうきせい か)
高度自動運転システムの開発等 (交通規制課)
 いどうしゅだん かくほ ふそく たいおうとう きっせん かだい ふ
 移動手段の確保や、ドライバー不足への対応等が喫緊の課題であることを踏まえ、
 こうれいしゃ しょうがいしゃどう あんぜんかいてき いどう し しんごうじょうほうかつよううんてんしえん
 高齢者、障害者等の安全快適な移動に資するTSPS(信号情報活用運転支援システム)
 あんぜんうんてんしえん どう こうどどうろこうつう てんかい
 や、DSSS(安全運転支援システム)等のITS(高度道路交通システム)のサービス展開
 じっし
 を実施します。

じゅうきょかくほ
【住居確保】

5109 しょうがいしゃ にゅうきょそくしんしえん (こうきょうじゅうたくか)
障害者の入居促進支援 (公共住宅課)
 けんえいじゅうたく た か さい たいおう げんそく いていすう しんたいしょうがいしゃむ
 県営住宅を建て替える際にはバリアフリー対応を原則とし、一定数の身体障害者向け
 じゅうたく せいび すす ゆうせんにゅうきょ たんしんにゅうきょ はいりょ
 住宅の整備を進めます。また、優先入居や単身入居に配慮します。

おおばしら しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ
【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
 へんけん さべつ はいじょ とりく
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 ちゅうばしら しゃかいさんか そくしん かんきょう
▶【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
 こばしら だれ す すいしん
▶【小柱】(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

5110 住宅確保要配慮者の居住確保 (住宅計画課)

ちんたいじゅうたく やぬしどう しょうがいしゃどう じゅうたくかくほうはいりょしゃ にゅうきょ こば ちんたいじゅうたく
 賃貸住宅の家主等から、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の
 とうろく う とうがいとうろくじょうほう ひろ けんみん ていきょう じゅうたくかくほうはいりょしゃ
 登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の
 きょじゅう あんていかくほ はか
 居住の安定確保を図ります。

5111 住宅確保に係る障害理解の普及・啓発 (住宅計画課)

みんかんちんたいじゅうたく かんけいだんたい れんけい しょうがいとくせいどう かしぬしどう しゅうち
 民間賃貸住宅の関係団体と連携し、障害特性等を貸主等に周知することにより、
 しょうがいしゃ にゅうきょ かしぬし ふどうさんてんおよ かりぬし ふあん かいしゅう りかい きょうりょく え
 障害者の入居について、貸主や不動産店及び借主の不安が解消され、理解と協力を得ら
 ふきゅう けいはつ はか
 れるよう普及・啓発を図ります。

5112 グループホームの整備促進等【再掲：3202、4108】 (障害サービス課)

しょうがいしゃ ちい きょじゅう ば ひと けん うんえいひ
 障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費
 ほじょう しえん つう しちようそん きょうりょく せっち りよう そくしん じゅうじつ けいぞく
 補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して
 はか たよう も しょうがいしゃ ちい きせいかつ こう しえん とく かだい じゅうど
 図るとともに、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に課題である重度
 しょうがいしゃ う けい たいおう かのう せいびしえん とく じゅうど
 の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

あわせて、しょうがいふくし じぎょうしょ しょういん きょうせいしゃかい りねん りかい しょうがいしゃ
 障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者や
 か そく ひつよう しえん おこな さべつ かいしゅう ぎゃくたいぼうし りかい
 その家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、
 しょうがいとくせい おう しえん ぎじゅつ けんしゅう じっしどう すす
 障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

5113 住宅改修等への助成 (障害福祉課)

ざいたく じゅうどうしょうがいしゃ せいかつかんきょうせい び そくしん しょうがい じょうたい きそん
 在宅の重度障害者の生活環境整備を促進するため、障害の状態にあわせて既存の
 じゅうたく かいそう けい ひと じょせい しちようそん たい じょせい おこな
 住宅を改修する経費等を助成する市町村に対して、助成を行います。

5114 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム (住まいの確保) (再掲：3210、4202、4320) (障害福祉課、障害サービス課)

せいしんしょうがい ていど じょうたい かか だれ あんしん じぶん く
 精神障害の程度や状態に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、
 ほけん いりよう ふくしかんけいしゃどう きょうぎ ば せいしんしょうがい ゆう かたどう にちじょうせいかつけんいき
 保健・医療・福祉関係者等による協議の場を、精神障害を有する方等の日常生活圏域で
 けんない ぜん しちようそん せっち せいしんしょうがい たいおう ちい きほうかつ こうちく
 ある県内全市町村に設置し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を
 すいしん
 推進します。

ほけん ふくし じ お しょうお どう しちようそん きょうどう せいしんしょうがい ゆう
 また、保健福祉事務所及び同センターは、市町村との協働により精神障害を有する
 かたどう ちい かだい きょうゆうか うえ ちい きほうかつ こうちく すいしん
 方等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築を推進す
 いっかん せいしんしょうがいしゃ じゅうたくかくほうしえん かん けんしゅう かいさい きょじゅう
 るとともに、その一環として、精神障害者の住宅確保支援に関する研修の開催など、居住
 しえん かんけいしゃ れんけい はか せいしんしょうがいしゃ す かく ほと すと
 支援の関係者とも連携を図りながら、精神障害者の住まいの確保に努めます。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

【理解促進】

5115 ヘルプマークの普及【再掲：7208】(障害福祉課)

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくすることを目的として作られた「ヘルプマーク」の認知度が向上するよう、普及啓発に取り組めます。

5116 精神障害者の社会参加促進(障害福祉課)

精神障害者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図るとともに、公共施設等が利用しやすくなるために情報提供の充実を図り、社会参加しやすい環境整備を推進します。

5117 身体障害者の社会参加促進(介護タクシーの利便性の向上)

(いのち・未来戦略本部室)

誰もが希望する時に介護タクシーをスムーズに利用することを目的に実証実験を進めることで、電話によって行われている既存の配車方法をデジタル化するなど、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげます。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度	65.6% (2022年度)	80% (2029年度)
視覚障害者用付加装置(バリアフリー対応型信号機)等の整備数	10個 (2022年度)	10個 (毎年度)

コラム

まち バリアフリー街づくりについて

神奈川県では、障害の程度や状態に関わらず、誰もが安心して自由に外出することができる街づくりを進めるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を定めています。

この条例では、官公庁や商業施設、公共交通機関など多くの方が利用するものを「公共的施設等」と呼んでおり、これらの施設が誰にとっても使いやすいものとなるように「整備基準」を定めています。建物を新たに建築する方などは、この整備基準に則り整備をしなければなりません。

また、実際に使いやすい施設とするためには、段差の解消などのハード面での整備がされるだけでなく、施設管理者による利用上の配慮や「通常のトイレ利用で支障がない方は車椅子使用者用トイレを使わない」などの県民の皆様様の協力が必要です。

県では、障害者等の当事者団体や事業者団体、県民公募委員等と行政が協働し『神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議』によるイベント「バリアフリーフェスタかながわ」の開催などを通じ、施設管理者や県民に対する普及啓発活動を行っています。



(施設のバリアフリー化を支援しています)



(バリアフリーフェスタのチラシ)



かながわ県
 神奈川県
 みんなのバリアフリー
 まち じょうれい
 街づくり条例
 のウェブサイト

おおばしら しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ
【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
 へんけん さべつ はいじょ とりく
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 ちゅうばしら しゃかいさんか そくしん かんきょう
 ▶ **【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり**
 こばしら いしそつうしえん じゅうじつ
 ▶ **【小柱】(2) 意思疎通支援の充実**

がいどう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

いしそつうしえん じゅうじつ
(2) 意思疎通支援の充実

ひと ふじゆう いしそつう
 すべての人が不自由なく意思疎通できるよう、
 しゃかいさんか さまた しょうへき じよきよ とりく すいしん
 社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょうがいしゃ いしそつう こんなん かた しえん しょうがいしゃそうごうしえんほう
 障害者をはじめ、意思疎通が困難な方への支援については、障害者総合支援法におい
 けん しょうそん やくわり せいり いしそつうしえんしゃ ようせいどう いしそつうしえん
 て、県や市町村の役割について整理がされ、意思疎通支援者の養成等、意思疎通支援の
 じゅうじつ きょうか む とりく すいしん
 充実・強化に向けた取組みが推進されています。

けん しょうがい おう しえん とりく すす しょうがいしゃ にちじょうせいかつ
 県では、それぞれの障害に応じた支援の取組みを進めており、障害者の日常生活の
 はあく てきせつ ぎじゅつ しえんほうほう み いしそつう
 ニーズを把握し、適切なコミュニケーション技術などの支援方法を身につけた意思疎通
 しえんしゃ ようせい はけん おこな
 支援者の養成や派遣を行っています。

しょうがいしゃ らいちょう けん まどぐちどう らいちょう しょうがいしゃ たいおう しょういん
 また、障害者が来庁する県の窓口等においては、来庁された障害者が対応する職員と
 すみ いしそつう ひつだん とう けいじ たいおう しょういん しょうがい りかい
 速やかに意思疎通ができるよう筆談マーク等の掲示や、対応する職員へ障害の理解や
 たいおうじ はいりょ けんしゅう おこな さまざま しえん とく
 対応時の配慮についての研修を行うなど、様々なコミュニケーション支援に取り組んでい
 ます。

たと ちょうかくしょうがいしゃ けんちょうしゃ でんわ そうほうこう でんわ
 例えば、聴覚障害者と健聴者が電話で双方向につながることができる「電話リレーサー
 おお ちょうかくしょうがいしゃ りよう ちょうかくしょうがいしゃふくし けん
 ビス」では、多くの聴覚障害者の利用につながるよう、聴覚障害者福祉センターや県の
 かつよう しゅうち つと りようとうろく ちょうかくしょうがい
 ホームページを活用し周知に努めていますが、サービスの利用登録をしていない聴覚障害
 しゃ おお じゅうぶん かつよう つな げんじょう
 者も多く、いまだ十分な活用に繋がられていない現状があります。

くわ どくじ ぶんか も げんご しゅわ さら ふきゅうすいしん ひつよう しゅわ
 加えて、独自の文化を持った言語である手話の更なる普及推進が必要であり、手話へ
 りかい ぜんてい しゃ たい りかい ふく そくしん じゅうよう
 の理解の前提となる、ろう者に対する理解も含めて促進することが重要です。

こんご しかくしょうがい ちょうかくしょうがい ひび いしそつう こんなん かか しょうがいしゃ
 今後も、視覚障害や聴覚障害をはじめとする、日々の意思疎通に困難を抱える障害者
 ちいき いちいん あんしん じぶん く だれ えんかつ
 が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、誰もが円滑なコ
 おこな しさく すいしん
 ミュニケーションを行えるよう施策を推進します。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(2) 意思疎通支援の充実

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



ろう者、難聴者だけでなく、すべての障害のある人にとって、
情報がスムーズに提供され、意思疎通しやすい環境が整ってほしい。

障害福祉に関する所属以外にも、電話リレーサービスや手話などの
窓口での意思疎通の手段について理解しておいてほしい。



<取組みの方向性>

【意思疎通支援等の推進】

5201 意思疎通支援を行う人材の養成等 (障害福祉課)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの
障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者、
要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣や
設置等による支援のほか、点訳、代筆、代読、音声訳等によるコミュニケーション支援の
充実を図るため、各支援者を対象とした養成研修等の実施することで、人材の育成・確保
を図ります。

5202 手話の普及 【再掲：7207】 (地域福祉課、障害福祉課)

神奈川県手話言語条例に基づき策定・改定した神奈川県手話推進計画により、ろう者
とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる
地域社会の実現に向けて、手話の普及等を進めます。

特に、2025年にろう者のオリンピックであるデフリンピックが開催されることを機に、
ろう者への理解促進と手話の普及に向けた取組みを展開します。

5203 電話リレーサービスの普及促進 (障害福祉課)

パソコンやスマートフォンなどを通じて、オペレーターが手話や文字で通訳を行うこと
により、聴覚障害者と健聴者が、電話で双方向につながることができる「電話リレーサービス」
が、コミュニケーション手段のひとつとして普及するよう、聴覚障害者を含めて、広く県民へ
の周知等に取り組めます。

- 【大 柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中 柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(2) 意思疎通支援の充実

5204 県窓口等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保 (地域福祉課、障害福祉課)

県の窓口等において、例えば聴覚障害の方に対して、手話や筆談等のコミュニケーション手段を確保するとともに、筆談可能であることを示す統一した筆談マークを掲示します。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
手話講習会の累計実施事業所数	222箇所 (2022年度)	502箇所 (2029年度)
電話リレーサービスの累計登録件数	1,030件 (2021～2022年度)	1,340件 (2021～2029年度)
ライトセンターの図書増加数(点字図書、録音図書及び拡大図書)(タイトル数)	769冊 (2022年度)	750冊 (毎年度)
県聴覚障害者福祉センターにおける手話通訳者の派遣件数	233件 (2022年度)	240件 (毎年度)
県聴覚障害者福祉センターにおける要約筆記者の派遣件数	227件 (2022年度)	230件 (毎年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【手話通訳者・要約筆記者養成研修事業:5201】 手話通訳者の養成研修修了者数	14人 (2022年度)	20人 (毎年度)
【手話通訳者・要約筆記者養成研修事業:5201】 要約筆記者の養成研修修了者数	40人 (2022年度)	40人 (毎年度)
【盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業:5201】 盲ろう者通訳・介助員の養成研修修了者数	20人 (2022年度)	30人 (毎年度)
【盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業:5201】 盲ろう者通訳・介助員の派遣件数	2,460件 (2022年度)	2,500件 (毎年度)

おおばしら しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ
【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
へんけん さべつ はいじょ とりく
いかなる偏見や差別も排除する取組み
ちゅうばしら しゃかいさんか そくしん かんきょう
▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
こばしら い し そつうしえん じゅうじつ
▶ 【小柱】(2) 意思疎通支援の充実

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
しつごしょうむ い し そつうしえんしゃようせいけんしゅうじぎょう 【失語症向け意思疎通支援者養成研修事業:5201】 しつごしょうむ い し そつうしえんしゃ ようせいけんしゅうしゅうりょうしやすう 失語症向け意思疎通支援者の養成研修修了者数	にん 16人 ねんど (2022年度)	にん 20人 まいねんど (毎年度)
しつごしょうむ い し そつうしえんしゃはけんじぎょう 【失語症向け意思疎通支援者派遣事業:5201】 しつごしょうむ い し そつうしえんしゃ はけんけんすう 失語症向け意思疎通支援者の派遣件数	けん 118件 ねんど (2022年度)	けん 120件 まいねんど (毎年度)
い し そつうしえん おこな もの はけん かか しちょうそん 【意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村 相互間の連絡調整事業:5201】 そうごかん れんらくちようせいじぎょう らいけんしゃ はけん かん そうだん ちようせいけんすう 来県者への派遣に関する相談・調整件数	けん 35件 ねんど (2022年度)	けん 35件 まいねんど (毎年度)
しゅわつうやくしゃせっちぎょう 【手話通訳者設置事業:5202、5204】 えんかくしゅわつうやく りようけんすう 遠隔手話通訳サービス利用件数	けん 18件 ねんど (2022年度)	けん 19件 ねんど (2026年度)
ちようかくしょうがいじどうしゅわげんごかくとくしえんじぎょう 【聴覚障害児等手話言語獲得支援事業:5202】 しゅわこうりゅうかい さんかしやすう ちようかくしょうがい じ にゅうようじおよ 手話交流会への参加者数(聴覚障害児の乳幼児及 び保護者等)(人/回)	にん かい 59(人/回) ねんど (2022年度)	にん かい 60(人/回) まいねんど (毎年度)
ちようかくしょうがいじどうしゅわげんごかくとくしえんじぎょう 【聴覚障害児等手話言語獲得支援事業:5202】 しゅわこうりゅうかい さんかしやすう ちようかくしょうがい じ じどうおよ 手話交流会への参加者数(聴覚障害の児童及び 保護者等)(人/回)	—	にん かい 50(人/回) まいねんど (毎年度)

コラム

手話の普及に関する取組み

県では、手話の普及に関する様々な取組を実施しています。

ここではその一例を紹介します。

<手話普及推進イベント>

手話の理解や手話の学び、手話を使う環境づくりについて理解を深め、ろう者
とろう者以外の者の相互理解を深めるため、手話普及推進イベントを開催してい
ます。

<手話交流会「しゅわまる」>

県では、聴こえない、聴こえにくいお子さんとその保護者の方が、楽しく、少
ずつ、手話に触れ、覚えていくことを目的とし、手話に触れる機会として、てあそ
び、からだあそび、絵本の手話語りなどを通じた手話交流会「しゅわまる」ととも
に、子育てのことや、きこえのことなどについての情報提供、意見交換などを行
う保護者を対象とした「手話サロン」を開催しています。

手話言語条例及び手話推進計画に基づき、ろう者とろう者以外の者が、相互
にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現を
目指して、引き続き取り組んでまいります。



<手話普及推進イベントの様子>



<手話交流会「しゅわまる」の様子>



(「しゅわまる」のウェブサイト)

コラム

手話で、文字で、電話を通訳。



でんわ 電話リレーサービスとは

電話リレーサービスは、耳の聞こえない方や発話困難な方など電話へのアクセスに困難のある方と聞こえる方を電話でつなぐためのサービスです。

通訳オペレーターが聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方の会話を「手話や文字」から「音声」に、「音声」から「手話や文字」に通訳することで、即時双方向に電話をつなぐことができます。

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が令和2年12月に施行され、総務省から、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」が、法律に基づいて電話リレーサービスを提供しています。

電話リレーサービスは、一般の電話と同様の公共サービスとして、社会的に認められた制度となり、警察や消防などへの緊急通報にも対応するようになったことから、聴覚障害者の社会参加の促進に大きな役割を果たしています。利用にあたっては、次の点に注意する必要があります。

(1) 必要な機器

パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれかが必要

(2) 利用者登録

アプリ又は郵送により利用者登録が必要



でんわ
電話リレーサービス
ウェブサイト



- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

すべての人の情報保障を図り、
社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します

<現状と課題>

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針、対応要領・指針では、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供の徹底など、適切な対応に向けた取組みが求められています。

特に行政機関等は、障害者差別解消法第5条において、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とされていることや、同法第7条第2項により、「その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とされており、法的義務を負っていることから、より一層の取組みの徹底が求められています。

この取組みの一例としては、県が発信する情報や広報紙における点字版や録音版(テープ・デージー)の発行や、会見等動画の手話配信、各窓口における手話や筆談などのコミュニケーション手段の確保、ウェブサイト等において障害者を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供の充実などが挙げられます。

また、「読書バリアフリー法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行を受けて、障害者のより一層の情報保障が図られる環境の整備が求められており、点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな図書等の製作や、その製作に取組むボランティアの活動支援など幅広い取組みを行っています。

このほか、社会参加の重要な手段の一つである選挙における投票では、障害特性に応じた選挙等の情報提供に加え、市区町村選挙管理委員会に対する投票所のバリアフリー化の促進や代理投票制度の周知等に努めています。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶【小柱】(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

障害者差別解消法の施行から10年近くが経過し、また、令和5年4月に施行された条例を踏まえ、引き続き県職員に対して同法の意義や趣旨を周知し、障害者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した行政情報等の提供により、社会障壁を除去する取組みを推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



県広報テレビ番組については、誰でも情報を得られるように、手話字幕を付けた放送をしてほしい。

選挙会場のバリアフリーは進んでいるが、会場で対応するスタッフにも、障害に関する理解を深めるための取組みを進めてほしい。



<取組みの方向性>

【行政情報】

5301 県における合理的配慮の徹底【再掲：7211】 (障害福祉課)

県の各所属における事務・事業の実施や、窓口対応においては、障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即し定めた職員対応要領に基づき、社会的障壁の除去や合理的な配慮を徹底するなど、誰もが利用しやすい行政サービスの提供に向けた環境の整備を推進します。

5302 「県のたより」の点字版・録音版の発行 (知事室)

幅広く県政情報を発信するため、広報紙「県のたより」の点字版・録音版(テープ・デージー)を毎月発行し、視覚障害者への配慮に努めます。

5303 知事定例会見における手話通訳 (知事室)

知事定例会見の動画配信においては、障害の種別や程度・状態に関わらず、誰もが必要な情報を受け取れるとともに、積極的に手話の普及を推進する観点から、手話通訳を行います。

- 【大 柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中 柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

5304 県公式ウェブサイトでの音声読上げ等 (知事室)

県公式ウェブサイト(https://www.pref.kanagawa.jp/)において、音声読上げ及び漢字の読み仮名ルビの表示ができる環境を提供し、多様な障害特性に配慮します。

5305 県広報テレビ番組における手話付き放送 (知事室)

県広報テレビ番組において、聾(ろう)などの障害があっても、県政や生活に役立つ情報等が得られるよう、手話付きの放送を行います。

【情報提供体制の整備】

5306 ウェブアクセシビリティの向上 (デジタル戦略本部室)

ウェブアクセシビリティ(ウェブの利便性)の向上等に向けた取組みを促進するとともに、県の各所属において、障害者を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供の充実に取組みます。

また、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作が可能な仕様の採用や、動画への字幕や音声解説の付与などJIS規格に対応し、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即して対応します。

5307 県における情報通信機器等の調達 (デジタル戦略本部室)

県の情報通信機器等の調達は、情報アクセシビリティの観点から、国際規格や日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

5308 障害者のICT活用機会の拡大 【再掲：5401】 (障害福祉課)

障害者ITサポートセンターの設置により、ICT機器の利活用を望む障害者やその支援者に対して、障害に対応したIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を提供するとともに、これに係る相談に応じ、障害者のICTの利活用の機会拡大を図ります。あわせて、IT機器等の情報をインターネット上に掲載することにより、開発者の支援を行います。

また、視覚障害者に対しては、ライトセンターで行われている指導訓練事業により、端末機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行います。

5309 緊急通報システム導入促進 (障害福祉課)

「Net119」などの携帯情報端末を活用した音声によらない緊急通報システムについて、聴覚障害者への周知に取り組めます。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

5310 聴覚障害者福祉センターにおける情報提供の充実のための取組み

(障害福祉課)

ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、聴覚障害者に対して、字幕・手話付き映像ライブラリー等の制作・貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う聴覚障害者福祉センターにおいて、情報提供の充実を図ります。

5311 ライトセンターにおける情報提供の充実の取組み

(障害福祉課)

ライトセンターにおいて、点訳・音訳・拡大写本等を活用した利用しやすい図書等を製作するとともに、視覚障害や発達障害、学習障害等により、目で文字を読むことが困難または苦手な方に対して、さまざまな情報を点字や音声データなどで提供するネットワーク「サピエ」を活用・連携することで、生活上の様々な情報の提供や、障害者の生活の質の向上に役立つ機器類に関する使い方の指導等を行い、障害者の日常生活を支援します。
また、点訳・音訳・拡大写本等の製作に取り組むボランティアの活動支援や電子データ作成に携わる人材育成を行います。

5312 盲ろう者支援センターにおける相談窓口の取組み

(障害福祉課)

盲ろう者支援センターにおいて、直接コミュニケーションを行うことが難しい盲ろう者に対するサービス等の情報提供の充実を図ります。

5313 障害福祉サービス提供事業者等に関する情報提供の充実

(障害サービス課)

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者が、サービスの選択ができるようサービス内容や提供事業者の情報提供の充実を図ります。

5314 観光施設等に関する情報提供

(観光課、障害福祉課)

誰もが観光を楽しめるよう、ホームページなどを通じて、観光施設等のバリアフリー対応状況を情報発信するなど、ユニバーサルツーリズムを促進します。

5315 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備

(障害福祉課、特別支援教育課、生涯学習課)

県立の図書館やライトセンター、平塚盲学校において、それぞれが管理する書籍等を必要に応じて相互利用する体制を整備するとともに、利用しやすい書籍等の充実や視覚障害者等が円滑に利用できる体制づくりを推進します。

おおばしら しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ
【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
 へんけん さべつ はいじょ とりく
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 ちゅうばしら しゃかいさんか そくしん かんきょう
 ▶ **【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり**
 こばしら じょうほう りべんせい こうじょう
 ▶ **【小柱】(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上**

5316 モバイルアプリケーションの開発（交通総務課）

けんけいさつ かんり うんえい うんてんめんきよふよう りようしゃ む
 県警察が管理・運営する運転免許不要モビリティ利用者に向けたモバイルアプリケーションにより、音声読み上げが出来る環境を提供し、多様な障害特性に配慮します。

【司法手続き】

5317 意思疎通等における配慮（刑事総務課）

ひぎしや ひがいしや さんこうにん しょうがいしや いしそつとう えんかつ おこな
 被疑者あるいは被害者・参考人となった障害者が、意思疎通等を円滑に行うことがで
 きるよう、刑事事件における手続の運用において適切に配慮します。

5318 被疑者の特性に配慮した適正な取調べ（刑事総務課）

ちてきしょうがいとう こんなん かか ひぎしやとう たい とりしら ろくおん
 知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・
 ろくが しんり ふくしかんけいしや じょうげんとう とりく けいぞく てきせつ とりしら かん
 録画や、心理・福祉関係者による助言等の取組みを継続するなど、適切な取調べに関する
 とりく けんとう おこな
 取組みの検討を行います。

【選挙】

5319 政見放送における情報提供の充実（選挙管理委員会）

せいけんほうそう じょうほうていきょう じゅうじつ せんきょかんりいいんかい
 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じ
 こうほしやじょうほう ていきょうとう しんてんとう しょうがいとくせい おう せんきょとう かん
 た候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する
 じょうほうていきょう じゅうじつ つと
 情報提供の充実に努めます。

5320 投票所のバリアフリー化等（選挙管理委員会）

いどう こんなん かか しょうがいしや はいりょ どうひょうじょ か しょうがいしや りよう はいりょ
 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮
 どうひょうせつび せっち どうひょうじょ どうひょうかんきょう こうじょう つと しょうがいしや しょうがい
 した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が障害
 とくせい おう みずか いし もと えんかつ どうひょう とりくみじれい しゅうちとう つう
 特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて
 どうひょう ひみつ はいりょ だいりとうひょう てきせつ じっしとう とりく けんないしちょうそん うなが
 投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組みを県内市町村に促します。

また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを
 え じじょう もの どうひょうかんりしや みと もの どうひょうじょ はい むね
 得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができる旨の
 しゅうち けんないしちょうそん はか
 周知を県内市町村とともに図ります。

5321 不在者投票の適切な実施（選挙管理委員会）

していびょういんとう ふざいしやとうひょう ゆうびんとう ふざいしやとうひょう てきせつ じっし そくしん
 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、
 せんきょ こうせい かくほ どうひょうじょ どうひょう こんなん しょうがいしや どうひょうき かい かくほ
 選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会を確保します。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

計画に 位置付け

読書バリアフリーの推進

2019(令和元)年6月28日、視覚障害者等の方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の程度や状態に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律の第8条では、地方公共団体は国の基本計画(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画)を踏まえて、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画を策定する努力義務が定められています。

そこで、本県の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を、条例に基づく基本計画の中に位置付け、全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として策定します。

【本計画に掲載している「読書バリアフリー」に関する取組み】

- No.5308 障害者のICT活用機会の拡大 【No.5401に再掲】
- No.5311 ライトセンターにおける情報提供の充実の取組み
- No.5315 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備
- No.8104 読書バリアフリーに応じた教材、支援機器等の活用
- No.9106 県立の図書館における配慮



常設の企画本棚「共に生きる」

【具体的な取組例】

県立図書館では、視力の弱い方や、高齢で文字が読みづらくなった方にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした「大活字本」や、誰もが読書を楽しめるように、むずかしい漢字や、長い文を無くすなどの工夫がされた、やさしく読みやすい本「LLブック」を常時まとめています。

- おおばしら しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ
【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
 へんけん さべつ はいじょ とりく
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 ちゅうばしら しゃかいさんか そくしん かんきょう
 ▶ **【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり**
 こばしら じょうほう りべんせい こうじょう
 ▶ **【小柱】(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上**

すう ちもくひょう
<数値目標>

けん どんくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
ウェブアクセシビリティの一括検証で継続して 「非常に悪い」「悪い」と評価されるページ数	1099ページ (2022年度)	0ページ (2029年度)
障害への理解についての県職員に対する研修の 受講者数	1,375人 (2022年度)	1,480人 (2029年度)

けん ちい せい かつ しょう せん じぎょう みこみりょう
【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
【手話通訳者設置事業:5301】 庁内における手話通訳者の設置箇所	1箇所 (2022年度)	1箇所 (毎年度)

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】(3) 情報のアクセシビリティ(利便性)の向上

コラム

誰もが受け取れる神奈川県の広報

県が発信する情報について、障害者を含むすべての方が受け取れるよう、各広報媒体で次のような取組みを行っています。

- ▶ 県公式 YouTube チャンネル「かなチャンTV」に掲載する広報動画は、障害者等の可読性に配慮し、字幕の付与を必須とすることを全庁所属に周知しています。



かなチャンTV



- ▶ 緊急・災害時等における県民へのメッセージ性が高い知事出演動画は、手話同時通訳を挿入しています。
- ▶ 知事記者会見では手話の同時通訳を配置し、定例会見すべてについて手話付きの動画を配信しています。
- ▶ 県広報テレビ番組「カナフルTV」は、聴覚障害のある方に、県の主要施策や各種お知らせ等の情報提供を行うため、手話付き放送を行っています。
- ▶ 県広報紙「県のたより」は、視覚障害のある方に向けて、点字版・録音版(テープ・CD)を希望者へ送付しています。
- ▶ 県公式ウェブサイトでは音声読上げや漢字の読み仮名のルビ振りサービスを提供しています。

また、ウェブアクセシビリティ確保の取組みの一環として、不要な記号を使用している場合や、適切に読み上げられない表記をしている場合には、適宜指導するなど、表記や記載レベルを統一し、分かりやすいホームページとなるよう工夫しています。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

誰もがデジタル等の先端技術を活用し、
社会参加しやすい社会を目指します。

＜現状と課題＞

デジタル技術や ICT 技術等の新たな技術、生活の中で適切に活用できるかどうか
は、障害者のみならず現代を生きるすべての人にとって、生活の質に大きく影響します。

例えば、ICT 機器利用の有無によっては、情報の取得量や取得する情報の内容に大きな
差が出てくるとも考えられ、必要な情報を必要なタイミングで、自ら取得できることは
大変重要です。

ICT の活用が促進されることで、例えば、学校に無線 LAN などの通信環境が整い、PC
やタブレット端末、学習用ソフトウェアや電子黒板などの ICT 機器を使って授業を行う、い
わゆる「ICT 教育」により、従来型の学習では不十分であった能力や資質を育む取組み
が進んだり、障害者の就労の幅も広がります。障害者の自己実現にもつながっていくこと
からも、今後も ICT に関する取組みを充実させていくことが求められます。

また、障害者のみならず、すべての人がともに目指す地域共生社会の実現は、人と人と
がつながり合う社会への参画の機会が十分に提供されていることが重要ですが、障害が
あり、外出が難しい人にとっては、社会参加のハードルは高いものがあります。同時に、
障害者への理解を深めるためには、普段から障害者と接する機会があることが重要で
すが、一部の障害者には、時間や場所の制限があるなど、参加自体がしづらい場合もあり
ます。

このような課題を解決するためには、介護や医療の現場における介護及びリハビリテ
ーションロボット技術等の導入や、メタバース（仮想）空間を利用した社会参加など、これま
では難しいとされていたことが科学技術の進歩により解決され、あわせて、支援者または
障害当事者自身の負担も減り、よりよい生活に近づくことが望まれます。

引き続き、これらの様々な技術を誰もが適切に活用できるよう、更なる技術開発に
向けた支援のほか、これらの情報の周知や技術の普及に努めます。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

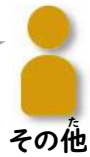
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



当事者

デジタルやメタバースが何なのかわかりにくい。楽しいものなのか、
何かの役に立つものなのか、わかりやすく広めて欲しい。

生きづらさを抱える人へのツールとして活用するならば、慣れていない人
でも使えるように、情報提供やフォローまで考えてほしい。



その他

<取り組みの方向性>

5401 障害者のICT活用機会の拡大【再掲：5308】(障害福祉課)

障害者ITサポートセンターの設置により、ICT機器の利活用を望む障害者やその
支援者に対して、障害に対応したIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を
提供するとともに、これに係る相談に応じ、障害者のICTの利活用の機会拡大を図ります。
あわせて、IT機器等の情報をインターネット上に掲載することにより、開発者の支援を行
います。

また、視覚障害者に対しては、ライトセンターで行われている指導訓練事業により、端末
機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行います。

5402 ICTを始めとする新たな技術の利活用(デジタル戦略本部室)

県の各所属における行政情報の提供等に当たっては、情報アクセシビリティに配慮した
ICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについ
ては積極的な導入を進めます。

5403 メタバースを活用した繋がり創出【再掲：9108】(共生推進本部室)

障害者など生きづらさを抱える当事者や学識経験者、行政等で構成される『ともいきメ
タバース研究会』において、社会参加の機会を拡充していくための新たなコミュニケーショ
ンツールとしてのメタバース(インターネット上の仮想空間)の活用等を検討しながら、
障害などによる生きづらさを抱える人々の社会参加機会を拡充していくための取組みを
実施します。

- 【大 柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取り組み
▶ 【中 柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(4) デジタル等先端技術を活用した支援の充実

5404 ロボット技術やICT機器等の導入促進【再掲：4601】（障害サービス課）
施設・事業所に対してロボットやICT機器等の導入に係る経費を補助し、介護職員の負担軽減等を図ります。

＜数値目標＞

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
かながわ障害者IT支援ネットワーク（関連SNSも含む）への投稿記事数	53本 （2022年度）	50本 （毎年度）

コラム

メタバースで

生きづらさを改善できるか？

神奈川県では、「メタバース(※1)は生きづらさの改善に活用できるのか？」をテーマに障害当事者や学識経験者、行政をメンバーとして、「ともいきメタバース研究会」を立ち上げました。

メタバースの中では、外出が難しい方がアバター(※2)の姿で他者と自由に空間内を動き回ったり、交流することができるため、新たな社会参加機会の一つとして注目しています。

令和5年度は、障害者がアバターなどデジタルコンテンツをつくる技術を学べる「ともいきメタバース講習会」や、障害者が描いた「ともいきアート」などの作品をメタバース上に展示する展覧会「かながわ“ともいきアート”ワールド」を開催しました。

共生社会の実現に向けてメタバースなど、新たなテクノロジーの活用についても、積極的にチャレンジして行きたいと思っています。

(※1) インターネット上の三次元グラフィック(仮想)空間

(※2) 空間内で自身の分身となるキャラクター



「かながわともいきアートワールド」



「ともいきメタバース講習会」で
 タブレットを操作する参加者の様子

ともに生きる社会かながわ
 憲章のウェブサイト



がいとう じょうぶん
 該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

ぼうさいおよ さいがいはいっせいじ たいせいせいび
 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

さいがい つよ ふくし かんてん
 災害に強く、福祉の観点からも、
 しょうがいとうじしゃ ふく ひと まも たいせい すす
 障害当事者を含むすべての人を守る体制づくりを進めます

げんじょう かだい
 <現状と課題>

しょうがいしゃ のみならず、すべての人が地域で安心して暮らすためには、災害の発生や
 かんせんしょう りゅうこう お ひじょうじたい たい じぜん じゅうぶん たいさく こう かり
 感染症の流行など、起こりうる非常事態に対して事前に十分な対策を講じておくほか、仮
 お さい ひつよう はいりよ もと すみ あんぜん む たいおう おこな ひつよう
 に起きてしまった際には、必要な配慮の下、速やかに安全に向けた対応が行われる必要
 があります。

さっこん ぜんこくてき おおあめ かわ はんらん しんすいとう すいがい じしんとう だい きぼ
 昨今は全国的にも、大雨による川の氾濫や浸水等の水害ほか、地震等による大規模な
 さいがい はいっせい み か こ だい きぼ さいがいはいっせいじ ひなんじょう ちようきかん ひなん
 災害の発生が見られ、過去の大規模災害発生時には、避難所等において長期間の避難
 せいかつ よ ぎ さいがいかんれんし せいかつきのうていかとう に じ ひがい しょう
 生活が余儀なくされたことで、災害関連死や生活機能低下等の二次被害が生じたことか
 ひなんせいにかつ ふくし たいおう しえんたいせい さつきゅう せいび しょうがいしゃ
 らも、避難生活における福祉ニーズに対応した支援体制の早急な整備とあわせて、障害者
 こうれいしゃ こ さいがいじょうはいりよしゃ ひなん ふくしひなんじょう かくほ
 や高齢者、子どもなどの災害時要配慮者が避難することができ福祉避難所等の確保や
 こ こ ようはいりよしゃ こべつひなんけいかく さくせい おお かだい ゆう
 個々の要配慮者の個別避難計画の作成など、多くの課題を有しています。

けん ぼうさい かんてん ぼうさい ふうきょく れんけい ちい きぼうさいけいかく とう
 県では、防災の観点から、防災と福祉の両部局がしっかりと連携し、「地域防災計画」等
 さくせい ぼうさいくねん じっしとう とりく そくしん さいがい つよ ちい き
 を作成するとともに、防災訓練の実施等の取組みを促進することで、災害に強い地域づく
 すいしん しょうそん さいがいはいっせいじ はいりよ ひつよう しょうがいしゃとう しえん
 りを推進しているほか、市町村において災害発生時に配慮が必要な障害者等を支援する
 さんこうしりょう さいがい いじ ようはいりよしゃしえん さくせいししん さくてい
 ための参考資料となるよう「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を策定し
 すて おお しょうそん ようはいりよしゃしえん かつよう いちぶ
 ています。既に多くの市町村においては、要配慮者支援に活用されていますが、一部の
 しょうそん ようはいりよしゃしえん さくせい りかつよう
 市町村においては、いまだ要配慮者支援マニュアルを作成していないところもあり、利活用
 む さら しゅうち ひつよう
 に向けた更なる周知が必要です。

じりきひなん こんなん しょうがいしゃとう りよう ようはいりよしゃりようしせつ りっち どしゃ
 さらには、自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂
 さいがい かしょう きゅうけいしゃち ぼうかい どせきりゅうとう たいさく どしゃ
 災害のおそれのある箇所等における、急傾斜地の崩壊や土石流等への対策として、土砂
 さいがいぼうししせつ せいび せつきよくてき とく めん たいさく
 災害防止施設の整備に積極的に取り組んでおり、こうしたハード面の対策とともに、
 じゅうみんとう ちい き きけん どりかい どしゃさいがいぼうしほう もと どしゃさいがい
 住民等への地域の危険度理解のため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのあ
 かしょ ちょうさ どしゃさいがいけいかいいきとう してい めん たいさく すす
 る箇所を調査し、土砂災害警戒区域等に指定するなどのソフト面の対策も進めています。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(5) 防災及び災害発生時の体制整備

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



実際に災害が起きたら、どうすれば良いかわからなくなると
どこに逃げればよいか。何が必要か。起きる前から知っておきたい。



障害の特性によって、災害時に必要なものは変わってくる。
避難所に何があって、何がないか。災害が起きる前から知っておきたい。

「福祉避難所」という言葉は段々と周知されてきたが、それでもまだ足りて
いないと思う。また、避難所スタッフの理解も広める必要がある。

<取り組みの方向性>

5501 地域防災計画等の作成 (危機管理防災課)

障害者や福祉関係者等の参加及び防災部局と福祉部局が連携し、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取り組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

5502 土砂災害対策 (砂防課)

自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所等において、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業や砂防事業により、土砂災害防止施設の整備に積極的に取り組みます。

また、土砂災害に対する警戒避難体制の整備・強化等のため、土砂災害警戒区域等について、地形や土地利用状況に変化が認められた箇所の調査等を実施し、指定の見直しに取り組む等ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に進めます。

5503 障害特性に応じた避難場所の確保 (地域福祉課)

災害発生時に支援が必要な人の特性に応じた避難場所を確保するため、庁内関係系・課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営等に関する好事例の共有や課題解決に向けた協議を行うなど、市町村における福祉避難所の指定及び協定締結を促進します。

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
▶ 【小柱】(5) 防災及び災害発生時の体制整備

5504 消火設備設置費用等の助成 (障害サービス課)
障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、建築基準法及び
消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成するこ
と等により、防火安全体制の強化を図ります。

5505 災害発生時の支援体制の整備 (地域福祉課)
大規模災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、神奈川県災害派遣福祉チーム
(神奈川DWAT)を設置するなど、福祉支援体制を整備します。

5506 災害発生時の要配慮者への支援 (危機管理防災課、地域福祉課、医療危機対策本部室)
災害発生時に配慮が必要な障害者等に対応するため、「災害時における要配慮者
支援マニュアル作成指針」を活用して、市町村における避難行動要支援者名簿や個別
避難計画の作成、福祉避難所の指定など、要配慮者への取組みを支援します。
また、個別避難計画の未作成市町村への助言等を行うとともに、計画作成や避難訓練
に当事者である要支援者が参加し、主体的に関わることの重要性や事例の共有を図るな
ど、市町村の要配慮者支援を後押ししていきます。

＜数値目標＞
【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
避難行動要支援者の個別避難計画の作成に 着手した市町村数	24市町村 (2022年度)	33市町村 (2026年度)

- 【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 【小柱】(5) 防災及び災害発生時の体制整備

コラム

だれひとりと のこ ぼうさい め ざ 誰一人取り残さない防災を目指して

神奈川県では、近代日本における災害対策の出発点となった未曾有の災害
の関東大震災の発生から100年目の節目の年である令和5年9月に、内閣府
が横浜市と連携し、日本最大級の防災イベントである「ぼうさいこくたい2023」を
横浜国立大学で開催しました。

「ぼうさいこくたい」とは、国民の防災意識の向上や、災害に関する知識・
経験等の共有、防災に取り組む方々の連携構築を図ることで、「自助・共助」、
「多様な主体の連携」及び「地域における防災力」の向上を促進することを
目的として開催される大会です。

そこでは、「誰一人取り残さない防災を目指して」をテーマに、障害当事者の
方や自主防災組織の方、防災の専門家の方々と、災害時のトイレ問題や様々
な目線からの避難対策、地域防災について、今後の大地震に備え、どう取り組
むべきか、ディスカッションが行われました。

引き続き、神奈川県では、「誰一人取り残さない防災」を目指して様々な機会
を通して、当事者目線による防災対策の対策強化を図ります。



様々な目線で行われたディスカッションの様子

『ぼうさいこくたい』
のウェブサイト



がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

はんざいひがい しょうひしゃ ぼうし ひがいしゃしえん じゅうじつ
(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

はんざい しょうひしゃ
犯罪や消費者トラブルから
しょうがいしゃ ふく ひと まも たいせい すす
障害者を含むすべての人を守る体制づくりを進めます

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

しょうがいしゃ なん はんざい どう もんだい ま こ あと た
障害者が何らかの犯罪やDV等の問題に巻き込まれるケースは後を絶ちません。2022
れいわ ねんど じょせいそうだんじょう いちじ ほ ご かた やくはんすう かた なん しょうがいとう
(令和4)年度に女性相談所等で一時保護した方のうち、約半数の方が何らかの障害等
ゆう じょうきょう しょうがいしゃ はんざいひがい みぜん ぼうし
を有しているといった状況となっています。障害者の犯罪被害を未然に防止するためには、
しょうがいとう じしや しえんしゃとう たい しょうがいしゃ ま こ はんざい どう
障害当事者やその支援者等に対し、障害者が巻き込まれやすい犯罪やトラブル等につい
て、事前に啓発しておくことのほか、障害者が暮らす地域社会において、犯罪が起きにくい
たいせい かり はんざい ま こ かいけつ む たいおう と やす たいせい つく
体制や、仮に犯罪に巻き込まれても解決に向けての対応が取り易い体制を作ることが
ひつよう
必要です。

けん しょうがいしゃ つうほう とりく つう も じにゆうりよく つうほう
県では、障害者が通報しやすい取組みとして、アプリを通じて文字入力によって通報す
る「110番アプリシステム」や「ファックス110番」、「電話リレーサービス」を利用した受理
たいせい そうだん まどぐち せっち はんざいひがいしゃとう たい きぼう おう
体制をとり、相談しやすい窓口を設置するとともに、犯罪被害者等に対して、希望に応じて
かのう かぎ しゅわ ひつだん そうだん う たいせい せいび ひと
可能な限り、手話や筆談による相談を受ける体制を整備していますが、すべての人が
そうだん まどぐち とりく すす ひつよう
相談しやすい窓口となるよう取組みを進める必要があります。

また、障害者に関わる犯罪被害を考える上では、あわせて加害に至った場合の取組み
ひつよう けん ちてきしょうがい はったつしょうがい せいしんしょうがいとう しょうがい ゆう ひぎしや
も必要です。県では、知的障害や発達障害、精神障害等の障害を有する被疑者であって、
げんご のうりよく もんだい また とりしら かん たい ひゆうどうせい たか
言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対しての被誘導性が高
いといった問題が認められるものについては、可能な限り取調べの方法等について、障害
とくせい お うえ さいだいげん はいりょ きょうじゅつ にんいせい しんようせいとう ぎねん いだ
の特性を押さえた上で最大限の配慮をおこない、供述の任意性、信用性等に疑念を抱か
きょうじゅつちようしょ さくせいほうほう くふう てきせつ ほうほう とりしら おこな
れないよう供述調書の作成方法を工夫するなど、適切な方法により取調べを行っています。

たほう けんない しょうひせいかつ よ くじょうそうだん ないよう ふくざつ たようか
他方で、県内の消費生活センターに寄せられる苦情相談の内容は複雑・多様化してお
り、消費者トラブルの未然防止、相談窓口機能の充実、より悪質な事業者による消費者
しょうひしゃ みぜん ぼうし そうだんまどぐちきのう じゅうじつ あくしつ じぎょうしゃ しょうひしゃ
被害への対応が求められています。とりわけ、障害者に関連すると思われる相談のうち、
ひがい たいおう もと しょうがいしゃ かんれん おも そうだん
本人以外から寄せられるものはおよそ4割を占めています。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

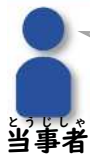
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ 【小柱】(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

消費者トラブルの未然防止のためには、障害者本人だけでなく、障害者を見守る方を対象とした講座の開催や地域と連携した見守り体制構築の支援など、障害者を身近でサポートする方に向けた施策の実施が重要であるとともに、消費生活相談員への障害者理解のための研修など、相談窓口機能の充実に向けた取組みや、障害の特性に配慮した消費生活相談体制の整備、関係機関と連携した消費者被害への取組みが重要です。引き続き、犯罪や消費者トラブルの未然防止に向けた取組みを推進します。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



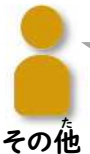
犯罪に巻き込まれて困った時など、速やかに相談できる方法を知りたい。

当事者

本人(障害当事者)だけではなく、施設の職員や支援者等を対象に、犯罪被害防止に向けた理解を深める取組みをしてほしい。



家族



その他

障害者が加害者に至った場合の取組み・地域へ戻る場合の支援も必要。

<取組みの方向性>

【防犯対策】

5601 警察職員に対する障害等の理解の促進 (教養課、警察学校、地域総務課)

警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図ります。

5602 ファックス110番等の利用促進 (通信指令課)

「ファックス110番」や「110番アプリシステム」による110番通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じ、迅速・的確に対応します。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶【小柱】(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

【被害者支援】

5603 犯罪被害者等への支援 (くらし安全交通課)

障害の程度や状態に関わらず、すべての犯罪被害者等への総合的な支援体制として、
『かながわ犯罪被害者サポートステーション』を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応
するとともに、犯罪被害者等の立場から適切できめ細かい支援を一元的に提供します。

5604 配偶者暴力及び性犯罪・性暴力被害者への支援 (共生推進本部室、くらし安全交通課)

障害の程度や状態に関わらず、すべての人に対する配偶者暴力の予防と根絶に向けた
啓発を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける相談を実施します。

さらに、性犯罪・性暴力の被害者に適切な支援を提供するため、かながわ性犯罪・
性暴力被害者ワンストップ支援センター『かならいん』を運営します。

【消費者被害対策】

5605 消費者教育の推進 (消費生活課)

消費者被害を未然に防止するため、啓発リーフレットやホームページなど各種媒体を
活用した情報提供を行うとともに、障害者や障害者を見守る方への講座の開催など、分
かりやすい内容や手段で、障害者等への消費者教育を推進します。

5606 見守りネットワークの構築等 (消費生活課)

『高齢者・障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会』を開催し、障害者団体、
消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携した障害者等の消費者
被害未然防止を進めるとともに、市町村における消費者被害防止のための見守りネットワ
ークの構築を支援します。

5607 相談支援体制等の整備 (消費生活課)

消費生活センター等におけるファックスや電子メール等での相談の受付、相談員等の
障害者理解のための研修の実施等の取組みを促進することにより、障害者の特性に配慮
した消費生活相談体制を整備します。

5608 関係機関と連携した取組みの推進 (消費生活課)

関係機関と連携し、障害者の消費者被害の救済や未然防止、被害拡大の防止のため
の取組みを推進します。

【大 柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
おおばしら しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ

いかなる偏見や差別も排除する取組み
へんけん さべつ はいじょ とりく

▶ 【中 柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり
ちゅうばしら しゃかいさんか そくしん かんきょう

▶ 【小柱】(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実
こばしら はんざいひがい しょうひしゃ ぼうし ひがいしゃしえん じゅうじつ

＜数値目標＞

【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
しょうがいしゃおよ しょうがいしゃ みまも ひとむ しょうひしゃ 障害者及び障害者を見守る人向けの消費者 きょういく かん こうざとう かいさいすう 教育に関する講座等の開催数	かい 11回 ねんど (2022年度)	かい 10回 まいねんど (毎年度)

おおばしら しょうがいしゃ しゃかい さんか さまた かべ
【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

へんけん さべつ はいじょ とりく
いかなる偏見や差別も排除する取組み

ちゅうばしら しゃかいさんか そくしん かんきょう
▶ 【中柱】5. 社会参加を促進するための環境づくり

こばしら はんざいひがい しょうひしゃ ぼうし ひがいしゃしえん じゅうじつ
▶ 【小柱】(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

コラム

しょうがいしゃ しょうひしゃ ふせ 障害者の消費者トラブルを防ぐために

しょうがいしゃ しょうひしゃ とくちょう ほんにん ひがい あ きづ
障害者の消費者トラブルの特徴として、本人が被害に遭っていることに気付
きにくいことがあります。例えば、本人にとっては、「いつも相談に乗ってくれるい
・ひと はな にんしき あいて ことば しん じたい
い人と話しているだけ」との認識で、相手の言葉を信じこんでしまい、事態が
しんこく じれい みう
深刻になっていく、といった事例が見受けられます。

「メールやSNSばかり見るようになった」や「見慣れない商品がたくさん置いてある」といった、身近な方が感じる「いつもと違う」は、消費者トラブルのサインかもしれません。

けん しょうひしゃ みぜんぼうし お とりく けいはつ
県では、消費者トラブルの未然防止に向けた取組みとして、さまざまな啓発
じぎょう おこな
事業を行っています。「こんなとき、あなたならどうします?」と題して、トラブルの
じれい たいさく しょうかい どうが こうかい い か らん
事例や対策を紹介した動画を公開しています。以下の QR コードからご覧いただけます。

神奈川県
こんなとき、あなたならどうします?
～高齢者・障がい者の消費者トラブルを防ごう～
訪問購入のトラブルにご用心! 要注意! 簡単に儲かる話はありません
林家 木久蔵
だまされません! ワンクリック請求 甘い言葉に注意! 契約するつもりなかったのに...
神奈川県 消費生活課

しょうひしゃ
消費者トラブルは
すぐに相談!

しょうひしゃ
消費者ホットライン
きよくばん
局 番なし

☎188 (いやや)

みちか しょうひせいかつそうだんまどぐち
身近な消費生活相談窓口
につながります

しょうひせいかつか
(消費生活課のウェブサイト)



6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

「働くこと」は誰もが自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばし、人生を豊かにするための重要な要素です。

県では、障害者が心身の状態やライフステージに応じて、その人らしい働き方をそれぞれのペースで選択できるよう、福祉的就労と一般就労、それぞれの支援の充実に取り組めます。

あわせて、障害者団体や専門職による職能団体、企業、経済団体等と協力しながら、雇用と福祉の連携を図り、障害者が働きやすい環境づくりを推進します。

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 就労支援の充実

障害の程度や状態、特性に応じて、
安心して働くことが出来る社会を目指します

<現状と課題>

障害者基本計画では、「障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要である」との考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業機会の確保や、就労支援の担い手の育成を図るとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準向上を図るなどの総合的な支援を推進することとされています。あわせて「雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する」との基本的な考え方が示されており、障害のある方の就労に係る支援の充実は重要な課題です。

県では、国の制度に基づき、障害保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の一般就労への支援として、就業支援とあわせて、就職や職場への定着に際して必要不可欠となる生活面の相談支援を一体的に行っています。

また、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークの充実に図るとともに、特別支援学校とも連携し、一般就労及び就労定着支援の強化に取り組んでおり、障害保健福祉圏域に設置する地域就労援助センターの運営費を助成することにより、障害者の福祉的就労に向けて相談、指導・訓練、就労援助等の支援を行っています。

障害者就業・生活支援センターにおける支援対象登録者数は、8圏域すべてにセンターの設置を完了した2011（平成23）年度と比較し、約10年でおおよそ2.8倍に増加していますが、これは、県内の障害者数が増加の傾向にある点だけでなく、障害者の就労ニーズの高まり、さらには企業からの定着支援ニーズの高まりにも起因しているものと考えられます。

障害者が安心して地域で働き続けられるよう、就労移行から定着までの切れ目のない支援を強化していく必要があり、特に就労支援機関の利用について、精神障害者の割合が増加していること等を踏まえ、精神障害や発達障害など障害特性に応じた支援の充実

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

とともに、地域の実情に応じて、福祉、教育、労働等の関係機関の連携をより一層強化し、障害者が効果的な就労支援を受けられるよう取り組んでいく必要があります。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



障害や病気だから働けないというのではなく、障害や病気の人でも社会で働き、生活していけるような環境にしてほしい。

「働くこと」については、早い時期からの教育・体験ができると良い。



働き続けるためには、障害特性に応じたケアが必要。障害当事者が感じた不安をいつでも相談できる体制が必要。

<取り組みの方向性>

6101 関係機関との連携による就労支援の推進 (障害福祉課)

福祉、教育、医療等の場からの就労を一層進めるため、福祉部局だけでなく、労働部局や教育・医療等の関係部局との連携の下、取り組みを推進します。

6102 就労から職場定着までの一貫した支援の実施 (障害福祉課、雇用労政課)

特別支援学校や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、相談支援事業所等の関係機関が密接に連携し、障害者の就労および職場定着までの一貫した支援、生活面の相談支援を実施します。

また、障害者雇用促進センターが、地域の就労支援機関に対し、利用者の職業能力評価や研修を実施することで、その支援力の向上を図ります。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶【小柱】(1) 就労支援の充実

6103 一般就労及び定着支援の強化 (障害福祉課)

ニーズの高まる精神障害者や発達障害者等の就労及び定着支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターとともに、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークを充実させながら、一般就労及び定着支援の強化に取り組めます。

6104 障害の特性に応じた職業訓練等の実施 (産業人材課)

神奈川障害者職業能力開発校における受講については、可能な限り障害者本人の希望を尊重し、障害の特性に応じた職業訓練や、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施します。

また、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の状態に応じた多様な委託訓練を実施します。

さらに、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。

6105 精神面等の不安を抱える訓練生や職業訓練指導員への支援 (産業人材課)

職業技術校(東部校及び西部校)に、訓練生のカウンセリングを行う心理相談員及び職業訓練指導員に対する支援・助言等を行う精神保健福祉士等を週に概ね1回程度配置し、課題や精神面の不安を抱える訓練生や職業訓練指導員からの相談に応じ、助言等を行います。

6106 県立特別支援学校高等部生徒の就労機会等の拡大 (特別支援教育課)

県立特別支援学校高等部生徒の卒業後の就労機会等の拡大を図るため、産業現場等における実習や現場実習理解啓発パンフレットの作成とともに、障害者雇用に精通した企業OB等の人材を社会自立支援員として各地域の拠点となる県立特別支援学校に配置し、企業開拓や面接指導、定着支援等に取り組めます。

6107 福祉・介護の仕事の理解促進 【再掲:2102】 (地域福祉課)

「かながわ福祉人材センター」において、福祉・介護の仕事に関して無料で職業紹介・あっ旋事業に取り組むほか、全県立高校・中等教育学校を対象として福祉・介護に関する教材の配布等を行い、福祉・介護の仕事の理解や関心を高めるとともに、将来の福祉・介護を支える人材の確保につなげます。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
障害者の委託訓練修了者における就職率	38.1% (2021年度)	55% (2029年度)
障害者職業能力開発校の修了者における就職率	77.1% (2021年度)	80% (2029年度)

【厚生労働省の基本指針に基づく成果目標】

把握する状況	現状値	目標値
就労移行支援事業等を通じて2026年度中に一般就労に移行する人の数	2,099人 (2022年度)	2,470人 (2026年度)
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	1,511人 (2022年度)	1,934人 (2026年度)
うち就労継続支援A型事業	148人 (2022年度)	171人 (2026年度)
うち就労継続支援B型事業	310人 (2022年度)	308人 (2026年度)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所の割合	—	50% (2026年度)
就労定着支援事業の利用者数	1,998人 (2022年度)	3,648人 (2026年度)
地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議会（就労支援部会）等を設定して取組みを推進する。		取組みを推進する
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所の割合	—	25% (2026年度)

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ 【小柱】(1) 就労支援の充実

【厚生労働省の基本指針に基づく活動指標】

把握する状況	現状値	見込量
施設から公共職業安定所に誘導した人数	1,986人 (2022年度)	過去3年の 実績値では増減 があり必ずしも 増加するとは限ら ないことから、 2022年度実績 と同数を見込む
うち一般就労した人数	849人 (2022年度)	
施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した人数	249人 (2022年度)	
うち一般就労した人数	54人 (2022年度)	
施設利用者の職業訓練の受講者数	119人 (2022年度)	
うち一般就労した人数	19人 (2022年度)	

【障害福祉サービスの見込量】(1か月当たりの見込量)

指定障害福祉サービス名	2022年度 (実績値)	2024年度	2025年度	2026年度
就労選択支援	—	—	346人	404人
就労移行支援	59,672人日	65,922人日	69,223人日	72,710人日
	3,370人	3,695人	3,864人	4,047人
就労継続支援A型	36,049人日	47,027人日	49,688人日	52,484人日
	1,874人	2,431人	2,554人	2,682人
就労継続支援B型	236,449人日	259,260人日	273,101人日	288,238人日
	14,408人	15,677人	16,564人	17,465人
就労定着支援	1,998人	2,934人	3,362人	3,739人

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	見込量
【障害者就業・生活支援センター事業:6102】 障害者就業・生活支援センターの設置数	8 (2022年度)	8 (2026年度)

しょうがいしゃ こうちんこうじょう め ぎ きょうどうじゅちゅうまどぐち しょうかい
障害者の工賃向上を目指して～共同受注窓口の紹介

けん ひ つづ はたら しょうがいしゃ こうちんこうじょう しゃかいさんか そくしん とりく
県では、引き続き働く障害者の工賃向上や社会参加を促進する取組みを
しえん
支援していきます。

せいさんかつどう しごと おこな しょうがいしゃ たい しはら こうちん ばい
生産活動(仕事)を行った障害者に対して支払われる工賃が10倍になることを
ねが なが
願って、「294×10(ふくし売店)」と名付けました。
かいてんじかん へいじつ おおき しだい いしゅうりょう
開店時間は、平日 概ね11:30~13:30(売り切れ次第終了)です。
けんちよう こ ぜ ひ た ち ぐ
県庁にお越しの際は、是非お立ち寄りください。



294×10(ふくし売店)の様子↑

かながわしょうがいしゃきょうどうじゅちゅうまどぐち
【神奈川県障害者共同受注窓口】
 めいしゅう かながわ じょきょく
名称 はたらき隊かながわ（神奈川県セルプセンター事務局）
 じゅうしょ かながわけんふじざわししゅうなんだい
住所 神奈川県藤沢市湘南台1-7-8
 エスポワール 304
 でんわ
電話 0466-53-7802
FAX 0466-53-7803



該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害者雇用の促進

障害の理解が進み、障害当事者が誰でも活躍できる職場を増やします

<現状と課題>

障害の程度や状態に関わらず、就労を通じて働くことの喜びを感じることや、収入を得ることで自身の自立が促進され、社会に参加する一員としての達成感を感じることは、一人ひとりの人生を豊かにする上で大変重要です。

県では、働く側と雇う側の双方が同じ認識の下で障害を捉え、合理的配慮が当たり前に提供される環境等の整備が進むことで、県が目指す地域共生社会の実現に近づこうという考えの下、これまでも障害者への就労支援を通じて、障害者を雇用する事業者やそこで共に働く方々の障害理解が促進されるよう普及に取組んできました。

また、県自らも「障害のある人を対象とした職員採用選考」の実施や、障害者を会計年度任用職員として雇用し、民間企業等の正規就労へとつなげる施策として、チャレンジオフィスを設置するなど、働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用に積極的に取り組んでおり、今後も新たな雇用の形や雇用先を、県が率先して開拓していくことが求められています。

さらに、障害者の雇用を考える上で、給与・工賃については課題が山積しています。

例えば、これまでも県では「かながわ工賃アップ推進プラン」を策定し、障害者就労施設等からの物品調達の推進や、農業と福祉の連携、いわゆる「農福連携事業」等により事業所の支援に取り組みできましたが、企業等で働くことが困難な障害者の就労の場の一つである就労継続支援B型事業所等においては、コロナ禍に事業所の生産活動が停滞したこともあり、生産活動等により得られる工賃収入は未だ低い水準に留まっています。工賃向上に当たっては、計画に基づく継続的な取組みを行うことは勿論ですが、行政や事業所、企業、県民等、それぞれの理解と協力が欠かせません。

このほか、就職試験等においては受験者の障害の程度に応じた配慮を個別に検討するなど、受験者が安心して受験できる環境づくりも求められています。

就労・雇用の支援にとって、障害者が同一の職場に長期に定着するだけでなく、障害の

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることが重要であるとともに、障害のある人にとって働きやすい職場は、誰にとっても働きやすい職場であるべきであり、多様性を理解、または尊重し、誰もがともに生き生きと働ける社会の実現に向けて、取組みを推進することが必要です。

計画策定にあたって寄せられた意見の一部



以前よりも企業側の障害者理解は進んできたように思うが、
そもそも障害者を雇用している場所がまだまだ少ない。

障害をオープンにすると、不安のためか雇わない会社もまだある。
引き続きの理解促進のための取組みが必要。



雇用主側の障害の理解が進んだこともあり、働く先の職種が増えてきたように思う。

<取組みの方向性>

6201 障害者を雇用する企業への支援と雇用の質の向上 (雇用労政課)

障害者を雇用するための環境整備等に関する国の各種助成金制度に加え、県独自に実施する補助金を活用し、障害者を雇用する企業に対し支援します。

あわせて、障害者雇用促進センターが従業員や役職員等への出前講座を行うことで、障害者が働く環境における周囲の理解を促進するほか、社会保険労務士による相談の場を活用し、就業規則や労務管理等に関する助言を行う等、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努めることで、雇用の質の向上を図ります。

6202 事業主の障害者雇用に対する理解促進 (雇用労政課)

事業主の障害者雇用への不安の解消や、障害についての理解を促進するため、障害者雇用促進センターによる企業個別訪問や出前講座等により、個々の障害特性や期間を定め試行雇用する「トライアル雇用」等の制度説明などを行います。

6203 精神障害者の雇用拡大と定着促進等 (雇用労政課)

精神障害者の雇用に特化した企業支援セミナーや出前講座等により精神・発達障害

【大 柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中 柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神障害者職場指導員設置に対し補助し、精神障害者の雇用拡大と定着促進を図ります。

また、就労支援機関を対象とする研修において、医療機関との連携をテーマとするなど、就労支援機関と医療機関との連携を促進します。

6204 法定雇用率の達成に向けた取組み (雇用労政課、各任命権者)

障害者雇用ゼロ企業を始め、法定雇用率を達成していない民間企業については、障害者雇用促進センターが労働局及びハローワークと連携して個別訪問や出前講座により支援するほか、フォーラムや企業交流会を開催するなど、法定雇用率の達成に向けた取組みを進めます。

また、県においては、「障がい者活躍推進計画」を策定しており、民間企業に率先して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、すべての機関において雇用率の達成に向けて取り組むなど、県庁全体で障害者雇用の促進に取り組めます。

6205 チャレンジオフィスの設置 (人事課、教育委員会総務室、警務課)

民間企業等への就職を目指す障害のある人に就労経験の機会を提供するチャレンジ雇用の取組みとして、障害のある人を庁内事務の補助等を行う「チャレンジオフィスの職員を会計年度任用職員として雇用することで、将来を見据えた切れ目のない就労に向けた取組みを推進します。

(※教育委員会では、「サポートオフィス」において、チャレンジ雇用の取組みなどを進めています。)

6206 県庁内における雇用の取組み (各任命権者)

県職員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、平等取扱いの原則及び合理的配慮指針に基づく必要な措置を行います。

6207 新たな就労の形の発信 (共生推進本部室)

障害者を在宅で勤務する県職員(会計年度任用職員)として任用し、分身ロボット「OriHime(オリヒメ)」を活用して、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者の新たな就労の形として社会に発信していくことにより、共生社会の実現を推進します。

6208 優先調達の推進 (障害福祉課)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・役務の優先購入・調達を進めます。

【大柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

6209 農業分野での障害者就労の支援や多様な就労の機会の確保

(共生推進本部室、障害福祉課)

農業に取組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供のほか、6次産業化支援等を通じて農業分野における障害者の就労を支援します。

また、関係団体や市町村等と連携しながら、農家と福祉施設とのマッチングなど、農業と福祉の連携（農福連携）についての取組みを推進します。

6210 テレワーク・ICT活用による職場環境整備の支援 (雇用労政課)

障害者を含めた誰もがその能力を発揮し、生き生きと働くことができる社会の実現に向け、企業に対してテレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備を支援します。

6211 就労継続支援A型事業所への指導・支援 (障害サービス課)

就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とすることなどとした取扱いを徹底します。

また、市町村等との情報共有など地域との連携により安易な事業参入の抑制を図るとともに、基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行います。

6212 働く障害者の工賃向上の推進 (障害福祉課、経営課)

一般就労が困難な障害者の就労や地域で生き生きと「その人らしく暮らす」ことを支える場のひとつとなっている障害福祉サービス事業所の生産活動の充実や販路拡大のため、共同受注窓口組織の運営や共同販売会などにより、工賃の向上を図る取組みを進めます。

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
県における障害者雇用率（知事部局） ※障害者雇用率は「障がい者活躍推進計画」で設定しています。次期計画は令和6年度に策定予定です。	2.81% (2022年度)	3% (2024年度)

【大 柱】Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、

いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ 【中 柱】6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ 【小柱】(2) 障害者雇用の促進

はあく じょうきょう 把握する 状 況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
けん しょうがいしゃこようりつ きぎょうちよう 県における障害者雇用率(企業庁)	2.98% (2022年度)	3% (2024年度)
けん しょうがいしゃこようりつ ぎかいきよく 県における障害者雇用率(議会局)	3.73% (2022年度)	3% (2024年度)
けん しょうがいしゃこようりつ きょういくきよく 県における障害者雇用率(教育局)	2.52% (2022年度)	2.7% (2024年度)
けん しょうがいしゃこようりつ けんけいほんぶ 県における障害者雇用率(県警本部)	2.91% (2022年度)	3% (2024年度)
しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびんとう ちょうたつじっせきがく 障害者就労施設等からの物品等の調達実績額 ※前年度の調達実績額を受けて、翌年度の 目標値を設定しています。	180,304千円 (2022年度)	※
しゅうろうけいぞくし えん がたじぎょうしょ げつがくへいきんこうちんがく 就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額 ※月額平均工賃額はかながわ工賃アップ推進 プランで設定しています。時期プランは令和6 年度に策定予定です。	15,795円 (2022年度)	※

【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきょう 把握する 状 況	げんじょうち 現状値	みこみりよう 見込量
こうちんこうじょうけいかくし えん じぎょう 【工賃向上計画支援事業:6212】 かながわ工賃アップ検討会の開催数	2回 (2022年度)	2回 (毎年度)
こうちんこうじょうけいかくし えん じぎょう 【工賃向上計画支援事業:6209】 のうぎょうしゃ しょうがいふくし じぎょうしょうとう 農業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチ ング件数	16件 (2022年度)	15件 (毎年度)

コラム

分身ロボットを活用し、 新たな就労の形を発信！

神奈川県では、デジタル技術を活用した新たな就労の形を発信しています。
難病により外出が困難な障害者を県職員（会計年度任用職員）として任用し、
県内市役所等に設置した分身ロボット「OriHime」（※）を、在宅で遠隔操作する
ことにより、「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発や窓口業務等を行って
います。

このように、デジタル技術を活用することにより、障害者の就労機会の拡大を図
るとともに、障害者の新たな就労の形を社会に発信し、共生社会の実現を推進
しています。

（※）OriHime(オリヒメ)

（株）オリイ研究所が開発した分身ロボットで、カメラ・マイク・スピーカーが搭載され
ており、インターネットを通して遠隔操作が出来る。

移動の制約があっても「行きたい場所」に「OriHime」を置くことで、その場の風景
を見たり、その場の会話に、声や身振りでリアクションをするなど、あたかもその人がそ
の場にいるようなコミュニケーションが可能。



◀ 小田原市役所で窓口業務
を行う「OriHime」

ともに生きる社会かなが
わ憲章のウェブサイト



IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み

7. ともに生きるための意識づくり

2016(平成28)年7月26日、障害者に対する誤った差別的な思想から、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において引き起こされた、大変痛ましい事件を契機に、県ではこれまでの障害福祉のあり方を見直し、改めて誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すべく、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を策定しました。

障害の程度や状態に関わらず、支える人も支えられる人も、誰もがお互いの目線に立ちながら、障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別をなくし、地域でともに暮らせる社会を実現するための取り組みを県民総ぐるみで推進します。

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

どうじしゃめせん しょうがいふくし りねん ふきゅうけいはつ
(1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発

けんみん だれ
県民の誰もが

たが めせん た しょうがいふくし かんが しゃかい め ざ
お互いの目線に立ちながら障害福祉を考える社会を目指します

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

2016(平成28)年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、
19名のいのちが奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、同年10月、県と県議会は「ともに生
きる社会かながわ憲章」を策定し、憲章が目指す、すべての人のいのちを大切に、障害
の程度に関わらず誰もがその人らしく暮らすことのできる、差別や偏見のない社会の実現
に向け取り組んでいます。

この「ともに生きる社会」の実現に向けては、障害者も含めた県民、事業者、県等が互い
に連携し、一体となった取り組みを進めていくことが必要です。

2023(令和5)年4月に施行した当条例では、当事者目線の障害福祉の推進を図り、
これにより障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望
む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる
社会の実現を目的としています。

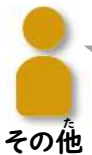
現在、県では、ともに生きる社会の実現に向けて県民総ぐるみで取り組んでいくため、
イベントでの周知や県の広報誌による情報発信、市町村、企業、団体、大学などとの連携
など、憲章及び条例の理念の普及啓発に取り組んでいます。

2023(令和5)年度現在、県内の憲章の認知度は39.5%に留まっていますが、当事者
目線の障害福祉を推進し、憲章や条例が目指す地域共生社会の実現に向けて、引き続
き取り組みを進めます。

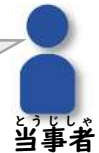
けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



いま とうじしゃめせん ことば ひと しょうがい
今はこの「当事者目線」という言葉から、たくさんの人が、「障害」について
それぞれの立場や状態から 考 えを深めてほしい。



とうじしゃめせん ことば じぶん つた で き かた
「当事者目線」という言葉は、自分で伝えることが出来にくい方について
は、その 考 えもわかるが、自分で伝えられる今の自分には違和感がある。



しょうがい とうじしゃめせん かんが で き おさな
「障害」や「当事者目線」の 考 えについては、出来るだけ幼いうちから
教育の場や、身近で経験できるよう取り組みを進めてほしい。

とりく ほうこうせい ＜取り組みの方向性＞

7101 けんしょう じょうれい ふきゅうけいはつ (共生推進本部室)

けんしょうおよ じょうれい りねん ひろ ふか しんどう い しゃかい すいしん
憲章及び条例の理念を広く深く浸透させるために、「ともに生きる社会かながわ推進
週間」における駅等でのポスター掲示など集中的な広報のほか、市町村、企業、団体等と
連携した県内各地域のイベントでの憲章PR活動、大学への出前講座、共生社会に係る
学生の自主的活動の発表会「共生社会実践セミナー」を通じた憲章の理念の理解促進
などの取り組みを推進します。

7102 しょうがいしゃしゅうかん とりく すいしん (障害福祉課)

こころ わ ひろ しょうがいしゃりかい そくしん もくてき ないかくふ きょうさい こころ わ ひろ
「心の輪を広げる障害者理解の促進」を目的として、内閣府と共催で「心の輪を広げ
る体験作文」や「障害者週間のポスター」を公募するなどの取り組みを実施します。

7103 きょうせい ば そうしゅつ (共生推進本部室)

ちいききょうせいしゃかい じつげん む せだい かたがた きがる さんか きょうせい たいかん
地域共生社会の実現に向けて、あらゆる世代の方々が気軽に参加し、共生を体感でき
るイベント等を実施します。

すうちもくひょう ＜数値目標＞

けんどうくじ もくひょう 【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
い しゃかい けんしょう にん ちど ともに生きる社会かながわ憲章の認知度	39.5% (2023年度)	55% (2027年度)
けんみん ちょうさ しょうがいしゃ はいりょ こうどう 県民ニーズ調査における障害者に配慮した行動 をとる人が増えたと思うと回答する方の割合	45.7% (2023年度)	53% (2029年度)

コラム

とうじしゃめせん しょうがいふくし ひろ 当事者目線の障害福祉を広げるために

当事者目線の障害福祉を推進し、ともに生きる社会を実現していくためには、県民の皆様が条例の目的や理念を理解することが必要です。憲章や条例の普及啓発に取り組むなか、障害者や有識者の方から「若年層へのアプローチが大変重要」、「障害者と健常者が触れ合う経験が大切」との意見をいただき、若い方たちへの一層の働きかけが必要と考えました。

そこで、県内の小中学校や高校の児童・生徒を対象に、障害当事者が学校に出向き、講師となって自身の障害について話すことで、障害の理解を進める授業を実施しています。授業では、児童・生徒から活発に質問が挙がり、障害者と児童・生徒、教師も交えて、当事者目線の障害福祉について、みんなで考える機会となっています。

授業の後に、児童・生徒から講師の障害者へ手紙や感想が寄せられ「自分も将来○○さんのように強くてかっこいい人になりたいと思った」、「今日の学びや交流をこれからの将来に生かしていきたい」など、大切な気づきを得た様子が伝わって きました。

今後も、こうした次の世代を担う若年層と障害者との出会いの機会を提供することなどにより、当事者目線の障害福祉を広げるきっかけに繋がっていきます。



がぞう じどう せいと こうし しょうがいしゃ おく れい てがみ
画像は、児童・生徒から講師の障害者に送られたお礼の手紙です。
このほかにも、大切な気づきを得たことが伝わってくる多くの手紙、
かんそう よ
感想が寄せられました。

コラム

インクルーシブビーチクリーン かまくらかいそう with鎌倉海藻ポーク

かながわけん しょうがい ていど かか きぼう だれ かつどう きかい
神奈川県は、障害の程度などに関わらず、希望する誰もがともに活動する機会
きょうせいしゃかい たいかん ば そうしゅつ と く
や、共生社会を体感できる場の創出にも取り組んでいます。

れいわ ねんど かまくらぎょうきょうどうくみあい うみ じっこう かい れんけい かまくら
令和5年度は、「鎌倉漁業協同組合と海のSDGsを実行する会」と連携し、鎌倉
かいそう とりく かいそうかいしゅう かいがんせいそうかつどう おこな
海藻ポークの取り組みである海藻回収にあわせて、海岸清掃活動も行う「インクル
ーシブビーチクリーン」かいさい
を開催しました。

あらゆる世代が いっしょ かつどう おこな ころ
あらゆる世代が一緒にビーチクリーン活動を行うことで、心のバリアフリーや
きょうせいしゃかい りねん ふきゅう かまくら かいがん ちいき
共生社会の理念を普及するとともに、鎌倉の海岸をフィールドとした地域のつな
がりの輪をひろげています。

かまくらかいそう 《鎌倉海藻ポーク》

すいさん ちくさん ふくし れんけい う かまくらはつ ぶた
水産・畜産・福祉の連携で生まれた鎌倉初のブランド豚。

ねん がつ のうりんすいさんしょう じさんぎょうか にてい
2020年1月、農林水産省の6次産業化に認定された。

はいき かまくら かいそう しげん くら しょうがいとうじしゃ こうれいしゃ
廃棄されていた鎌倉の海藻を資源として捉え、障害当事者や高齢者、ひきこもり
とうじしゃどう かいそう かいしゅう しりょうか じもとこうこう しりょうか きょうりょく
当事者等がその海藻を回収、飼料化している。地元高校も飼料化に協力して
ちいきしげん かつよう ちいき かつがた しゃかいさんかく そうしゅつ
おり、地域資源の活用と地域の方々の社会参画を創出している。

かまくら かいがん かいそうひろ
鎌倉の海岸での海藻拾い ▶

せいそうかつどう しょうす
清掃活動の様子
▼



ともに生きる社会
かながわ憲章の
ウェブサイト



かまくらしながい めいさんか れいわ ねんあき
鎌倉市内外から107名が参加(令和5年秋)

がいどう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

しょうがい りかい さべつかいしょう そくしん
(2) 障害の理解と差別解消の促進

しょうがい りかい すす
障害への理解が進み、
だれ さべつ く しゃかい けんみんぜんたい めざ
誰もが差別なく暮らせる社会を県民全体で目指します

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

けん めざ ちいききょうせいしゃかい じつげん めざ かてい けんみんぜんたい しょうがい
県が目指す地域共生社会の実現を目指す過程においては、県民全体で障害について
の理解を深め、障害を身近に感じることを重要であることは言うまでもありません。

さっこん しょうがいふくし けんりいしき こうじょう ふくしきょうせい かんけい
昨今は、障害福祉の権利意識も向上しており、いわゆる福祉行政だけでなく、関係
しょうちょう みんかんだんたい きぎょう さまざま しゅたい かつやく しょうがいとうじしゃ かぞく こえ ひろ あ
省庁、民間団体や企業など様々な主体が活躍し、障害当事者やその家族の声を拾い上
げながら、それぞれが個々に、または連携をしながら、障害や障害者等についての理解
そくしん と く
促進に取り組んでいます。

しょうがい みちか かん とりく がいけん えんじょ はいりょ ひつよう
障害を身近に感じる取り組みとして、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としてい
る方が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘ
ルプマーク」の作成やその普及のほか、2025年にろう者のオリンピックと言われる「東京
2025デフリンピック」が開催されることを機に、様々なイベント等を通じて、ろう者の理解
そくしん しゅわ ふきゅう いっそうはか
促進や手話の普及を一層図っていきます。

しょうがいとうじしゃ かぞく ちいききょうみん ぎょうせいとう はばひろ こうりゅう おこな
また、障害当事者やその家族、地域住民や行政等の幅広い交流が行われ、あわせて、
しょうがいしゃ しゃかいさんか しゃかいふくし こうじょう はか ふくしたいかい どう かつぱつ かいさい
障害者の社会参加や社会福祉の向上を図る「福祉大会」等のイベントも、活発に開催
されおり、県ではこうした機会を積極的に支援しています。

ちいききょうせいしゃかい じつげん む しょうがいふくし かか かだい たちば かくにん
地域共生社会の実現に向け、障害福祉に係る課題を、それぞれの立場で確認しながら
れんけい ふか じゅうよう ひ つづ りかいそくしん む とりく すいしん
連携を深めていくことが重要であり、引き続き、理解促進に向けた取り組みを推進します。

さべつかいしょう む げんじょう かだい ほんけいかく かくろん ひと
なお、差別解消に向けた現状と課題については、本計画の各論「Ⅰ.すべての人のいの
たいせつ とりく ひと けんり まも ほんぶん ちようふく
ちを大切にする取り組み」の「Ⅰ すべての人の権利を守るしくみづくり」の本文と重複するこ
とから、ここでは省略しています。

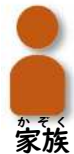
けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



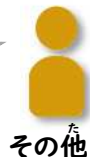
じょうれい つく しょうがいしゃ けんじょうしゃ
 条例を作っただけにならないようにするには、日常的に障害者と健常者が
 みちが こころ かよ な たいせつ
 身近に心を通わせて「こころのバリア」を無くすことが大切。



しょうがい ひと しょうがい りかい ふか たいせつ どうじ しょうがい
 障害のない人が障害の理解を深めることは大切だが、同時に障害が
 ひと けんりようご ただ ちしき み つ ひつよう
 ある人も権利擁護についての正しい知識を身に付けていく必要がある。



しょうがい げんいん ひと からだ かんが
 障害の原因を「人の体にある」と考えないでほしい。
 しょうがいしゃこじん しょうがい しゃかい かた しょうがい
 障害者個人に障害があるとするのではなく、「社会のあり方に障害が
 りかい じゅうよう
 ある」と理解することが重要。



ひとり しょうがい つく しゃかい
 一人ひとりが、障害を作らないようにするにはどうしたらいいか、社会の
 かた かんが しょうがい と のぞ りかい ふきゅう ひつよう
 あり方を考えることで障害が取り除かれるという理解の普及が必要。

とりく ほうこうせい <取組みの方向性>

7201 ふくしたいかいとう つう しょうがい りかい さべつかいしょう そくしん 福祉大会等を通じた障害の理解と差別解消の促進

しょうがいふくしか しゅべいたいさくか
 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

しょうがいしゃだんたい じっし ふくしたいかいとう たい ほじょ
 障害者団体が実施する福祉大会等に対して補助し、障害者、家族、地域住民の相互
 こうりゅう つう しょうがいしゃ しゃかいさん かおよ しょうがい りかい さべつかいしょう そくしん
 交流を通じて、障害者の社会参加及び障害の理解と差別解消を促進します。

7202 ちいききゅうみん しょうがい りかいそくしん 地域住民への障害の理解促進

しょうがいふくしか
 (障害福祉課)

しょうがいしゃだんたい じっし かくしょうがい かん ふきゅうけいはつ けんしゅうじぎょうどう たい ほじょ おこな
 障害者団体が実施する各障害に関する普及啓発・研修事業等に対して補助を行い、
 ちいききゅうみん しょうがい りかい ちいき しゃんりよくこうじょう はか
 地域住民の障害の理解と地域の支援力向上を図ります。

7203 きぎょうどう しょうがいう かりかい そくしん 企業等における障害等の理解の促進

しょうがいふくしか
 (障害福祉課)

きぎょうどう しょうがい とくせい しょうがいしゃ たい てきせつ はいりょ ほうほう そうご りかい
 企業等において、障害の特性や障害者に対する適切な配慮の方法を相互に理解し
 とも ささ あ こころ かん とりく そくしん こころ すいしんいん どう
 共に支え合う「心のバリアフリー」に関する取組みを促進する「心のバリアフリー推進員」
 ようせいけんしゅう じっし
 の養成研修を実施します。

また、企業等に対して、障害者への理解や障害者の受入れに際して必要な配慮等に関
 けんしゅうじっし はたら けんしゅう じっし きぎょう しょうがいうじしや どう
 する研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障害当事者(ピア)等を
 こうし しょうがい はけん しょうがいしゃ りかいそくしんどう じゅうじつ すず
 講師として紹介・派遣することにより、障害者への理解促進等の充実を進めます。

7204 **県職員に対する障害等の理解の促進** (人事課)

しょうがいしやさべつかいしやうほう い ぎ しゅし しゅうち しょうがいおよ しょうがいしや かん
 障害者差別解消法の意義や趣旨について周知するなど、障害及び障害者に関する
 りかい そくしん けんしよくいん たいしやう けんしゅう じっし
 理解を促進するため、県職員を対象とした研修を実施します。

7205 **教員に対する障害等の理解の促進** (総合教育センター)

がっこうきやういく しょうがいおよ りかい そくしん きやうしよくいん たいしやう
 学校教育においては、障害及び障害者に関する理解を促進するため、教職員を対象と
 かながわけん しえんきやういく きやういく りかい すいしん ほか けんしゅうとう じっし
 した神奈川県支援教育やインクルーシブ教育の理解の推進を図る研修等を実施します。

7206 **バリアフリーに対する県民理解の促進** (地域福祉課)

かながわけん まち すいしんけんみん かい とお ひろ けんみんい けん しゅうしゅう
 神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフ
 リーの街づくりの提案・発信を行うとともに、障害者等の当事者団体、事業者団体、県民
 こうぼいいんとう ぎやうせい きやうどう かいさい
 公募委員等、行政の協働により、「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し、バリアフリー
 たい けんみんりかい ふか
 に対する県民理解を深めます。

7207 **手話の普及** 【再掲：5202】 (地域福祉課)

かながわけんしゅわげんごじやうれい もと さくてい かい かながわけんしゅわすいしんけいかく しゃ
 神奈川県手話言語条例に基づき策定・改定した神奈川県手話推進計画により、ろう者
 しゃいがい もの そうご じんかく こせい さんちやう あ きやうせい
 とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる
 ちいきしゃかい じつげん む しゃ りかい えんじ う ふきゅうとう すす
 地域社会の実現に向けて、ろう者への理解と手話の普及等を進めます。
 とく ねん しゃ かいさい き
 特に、2025年にろう者のオリンピックであるデフリンピックが開催されることを機に、
 しゃ りかい そくしん しゅわ ふきゅう む とりく てんかい
 ろう者への理解促進と手話の普及に向けた取り組みを展開します。

7208 **ヘルプマークの普及** 【再掲：5115】 (障害福祉課)

がいけん えんじ はいりょ ひつよう かたがた み しゅうい
 外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身につけることで、周囲
 かた はいりょ ひつよう し えんじ う もくてき つく
 の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくすることを目的として作られ
 たい じん ちど こうじやう ふきゅうけいはつ と く
 た「ヘルプマーク」の認知度が向上するよう、普及啓発に取り組みます。

7209 **障害を理由とする差別の解消** 【再掲：1201】 (障害福祉課)

しょうがいしやさべつかいしやうほうおよ どうほう もと きほんほうしん たいおう いうりやうおよ たいおうしん もと
 障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や対応・要領及び対応指針に基づき、
 しょうがい りゅう ふとう さべつ きんし しょうがいしや たい いうりてき はいりょ ていきやう
 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的な配慮の提供
 てってい じやうしや てきせつ たいおう と く
 を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう取り組みます。
 しょうがい りゅう さべつ そうだん う つ そうだんいん はいち かいけつ む
 あわせて、障害を理由とする差別の相談を受け付ける相談員を配置して、解決に向けた
 じやげんおよ じやうほう ていきやう しょうがいしやさべつ かん ふん そうかいけつ ちやうせい おこな
 助言及び情報を提供するほか、障害者差別に関する紛争解決のための調整を行う
 いいん かい せい び そうだんたいせい きやうか ほか
 委員会の整備など、相談体制の強化を図ります。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふきゅうけいはつ さいけい しょうがいふくしか
7210 障害者差別解消法の普及啓発 【再掲：1202】 (障害福祉課)

しょうがいしゃさべつかいしょうほう い ぎ しゅし もと とりく とう けんみん りかい
障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取り組み等について県民の理解を
ふか ごうりてきはいりょ じれいしゅう かつようそくしん けんしゅうとう ふきゅうけいはつ すいしん
深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。

けん ごうりてきはいりょ てってい さいけい しょうがいふくしか
7211 県における合理的配慮の徹底 【再掲：5301】 (障害福祉課)

けん かくしよぞく じ む じぎょう じっし まどぐちたいおう しょうがいしゃさべつかいしょうほうおよ
県の各所属における事務・事業の実施や、窓口対応においては、障害者差別解消法及
しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すいしん かん き ほん ほうしん そく さだ しょういんたいおうよりよう
び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に則し定めた職員対応要領に
もと しゃかいてきしょうへき じよきょ ごうりてき はいりょ てってい だれ り しょう ぎょうせい
基づき、社会的障壁の除去や合理的な配慮を徹底するなど、誰もが利用しやすい行政
サービス ていきょう む かんきょう せい び すいしん
サービスの提供に向けた環境の整備を推進します。

そうだんまどぐち せっち みるかんじぎょうしゃ さべつとう さいけい しょうがいふくしか
7212 相談窓口の設置 (民間事業者による差別等) 【再掲：1203】 (障害福祉課)

しょうがいしゃさべつ かん そうだんまどぐち せっち みるかんじぎょうしゃ う ふ とう さべつてきとりあつか
障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱い
ごうりてきはいりょ ふていきょう かん そうだん う つ ぎょうむしょかんかとう ひ つ れんけい
や合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して
と く
取り組みます。

みるかんじぎょうしゃ ごうりてきはいりょ ていきょう かん そうだん う つ しょうがい
また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害
とうじしゃ じぎょうしゃそうほう りかい そくしん そうだんまどぐち しゅうち つと
当事者と事業者双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努めます。

そうだんまどぐち せっち きょういん さべつとう さいけい ぎょうせいか
7213 相談窓口の設置 (教員による差別等) 【再掲：1204】 (行政課)

けんきょういくいんかい けんきょういくいんかい ぞく しょういん しょうがい り ゆう さ べつ かん
県教育委員会では、県教育委員会に属する職員による障害を理由とする差別に関する
しょうがいしゃおよ か ぞく た かんけいしゃ そうだん う そうだんまどぐち せっち う つ
障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受ける相談窓口を設置し、受け付け
そうだん ぎょうむしょかんかとう すみ ないよう だんたつ てきかく たいおう
た相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達することで、的確に対応がされる
れんけい はか
よう連携を図ります。

とうふんそうかいけつ たいせいきょうか さいけい しょうがいふくしか
7214 あっせん等紛争解決のための体制強化 【再掲：1205】 (障害福祉課)

しょうがいしゃ みるかんじぎょうしゃ あいだ そうだん かいけつ み こ ばあい とう
障害者と民間事業者との間で、相談による解決が見込めない場合に、あっせん等の
ちようせい おこな いんかい かながわけんしょうがい り ゆう さ べつ かいしょう ちようせいいんかい
調整を行う委員会(神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会)の
かつどうそくしん そうだんたいせい きょうか はか
活動促進など、相談体制の強化を図ります。

おおばしら ちいききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み

ちゅうばしら い いしき
▶【中柱】7.ともに生きるための意識づくり

こばしら しょうがい りかい さべつかいしょう そくしん
▶【小柱】(2) 障害の理解と差別解消の促進

けんどくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
さいけい けんみん ちょうさ しょう りゆう 【再掲】県民ニーズ調査における障がいを理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合 ※目標値は逆方向に設定	78.7% (2022年度)	50% (2029年度)
さいけい しょうがいしゃ さべつかい しょう えん ちいききょう ぎ かい せっち 【再掲】障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数	23市町村 (2022年度)	33市町村 (2029年度)
さいけい えんじょ ぼいりょ ひつよう かた 【再掲】援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度	65.6% (2022年度)	80% (2029年度)
しょうがいしゃ り かい きぎょう ぶ こうざ るいけい 障害者理解のための企業向け講座の累計(2011年度から)受講者数	7,427人 (2011～2022年度)	9,060人 (2011～2029年度)

けん ちいき せい かつし えん じぎょう みこみりょう
【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
せいしんしょうがい たいおう ちいき ほうかつ 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業:7201】 地域交流会 開催数	1回 (2022年度)	1回 (2026年度)
しょうがいしゃ り かい そくしん けんしゅう じぎょう 【障害者理解促進研修コーディネート事業:7203】 心のバリアフリー推進員の累計養成者数	409人 (2017～2022年度)	640人 (2017～2029年度)
すいしんじぎょう 【ヘルプマーク推進事業:7208】 ヘルプマークのポスター配布等の普及啓発	ふきゅうけいはつ じっし 普及啓発の実施 (2022年度)	ふきゅうけいはつ じっし 普及啓発の実施 (2026年度)

コラム

さべつかいしょう ちいき すいしん とりく 差別解消を地域で推進する取り組み

『障害者差別解消支援地域協議会』は、自治体の障害福祉担当課のほか、障害当事者団体、障害福祉サービス事業所、人権擁護委員会、社会福祉協議会、労働局、教育機関等、様々な分野の委員から構成され、差別解消に向けた取り組みを地域で主体的に検討する場として県及び市町村に設置されています。

令和6年4月1日から改正される障害者差別解消法において事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、例えば鎌倉市では、観光協会が協議会の委員となっており、観光事業所や寺院に対して、合理的配慮の提供やバリアフリー、補助犬を受け入れることなど協議会を通じて広く周知しています。

また、市町村単独ではなく、広域で設置をしている協議会もあります。全国初の地域協議会圏域設置となった湘南西部障害保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会は、平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町(3市2町)で構成されているほか、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町(1市3町)においては、『地域障害者自立支援協議会』に位置づけるといった工夫を行っています。

こうした広域設置の協議会は、障害者差別の解消に関する地域に共通した事項を共同で取り組むため、具体的な事例が集まりやすく、単独の市町村で取り組むよりも事務の効率化も図られるという利点があります。

これらは神奈川県域の取り組みの一部ですが、こうした取り組みが、地域の障害者差別の解消と支援を進める力となります。県は協議会未設置の市町村に対して、既に設置されている協議会の事例を提供するなど設置に向けた支援を行っています。

けん
(県ウェブサイト)

かながわけんしょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい
神奈川県障害者差別解消支援地域協議会



- ちゅうばしら い いしき
▶【中柱】7.ともに生きるための意識づくり
こばしら しょうがいしゃしゅたい かつどうとう そくしん
▶【小柱】(3)障害者主体の活動等の促進

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

しょうがいしゃしゅたい かつどうとう そくしん
(3) 障害者主体の活動等の促進

しょうがいとうじしゃ だれ
障害当事者の誰もが
しゅたいてき かつどう しゃかい けんみんぜんたい め ぎ
主体的に活動できる社会を県民全体で目指します

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

けん め ぎ ちいききょうせいしゃかい しょうがい ていど じょうたい かか だれ しゅたいてき
県が目指す地域共生社会では、障害の程度や状態に関わらず、誰もが主体的に
ちいきしゃかい いちいん かつやく のぞ けんみんぜんたい けんしょう りねん いしき だれ
地域社会の一員として活躍することが望めます。県民全体が憲章の理念を意識し、誰も
りねん もと たが そんちょう じつげん いっぱう いしき
がこの理念の下で、お互いを尊重し、はじめて実現されるものですが、一方で、意識の
しょうせい じかん よう
醸成には時間を要します。

けん
県ではこれまで、障害当事者が主体となる活動、いわゆる「本人活動」について、
とうじしゃ けん め ぎ ちいききょうせいしゃかい しょうがい ていど じょうたい かか だれ しゅたいてき
当事者のみならず、家族（親）団体や、同じく本人活動を支援する団体等を支援する取組
みを進捗しており、少しずつですが、行政を中心に障害当事者が政策立案過程に参加し、
とうじしゃ いけん はっしん かんきょう とどの はじ ほんにんかつどう とうしょ とうじしゃ
当事者としての意見を発信する環境が整い始めています。本人活動は、当初、当事者
どうし よ か す かつどう おお し きんねん
同士が余暇をとるに過ぎずなど、レクリエーション活動が多くを占めていましたが、近年は
とうじしゃ けんりいしき たか しょうがいしゃけんりじょうやく さまざま ふくし せいど せいねん
当事者の権利意識が高まり、障害者権利条約をはじめ、様々な福祉サービス制度や成年
こうけん せいど い し けっていしえん かくしゅうかい さか おこな げんじょう
後見制度、意思決定支援などの学習会なども、盛んに行われている現状があります。

また、昨今は当事者によるサポート活動（ピアサポート）も注目されています。これは、
いっばん おな かだい けいけん も かた ちしき おも きょうゆう せんもんしよく
一般に同じ課題や経験を持った方が、その知識や思いを共有することで、専門職による
しえん え あんしんかん じ ここうていかん え かつどう けん おも せいしん
支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られる活動のひとつです。県では、主に精神
しょうがい ぶんや ようせい けんしゅう ちょうき にゅういんかんじゃ
障害の分野で、このピアサポーターを養成する研修をおこなっており、長期の入院患者の
たいいんしえん ちいきせいかついこう そくしん しえん つな かつやく きかい そうしゅつ
退院支援や、地域生活移行を促進するための支援に繋げるなど、活躍の機会を創出する
とりく すす かつやく ば はんい きばん じゅうぶん とどの い
取り組みを進めていますが、活躍の場や範囲など基盤が十分に整っているとは言えません。

げんざい おも じぎょうしょ だんたい しょぞく かた たいしゅう しょぞく
現在は主に事業所や団体に所属している方が対象とされていますが、所属のない
とうじしゃ かた おお かつどう さんか きぼう かた すく こんご
当事者の方は多くおり、そのうち、活動への参加を希望する方も少なくはありません。今後、
さまざま かつやく ば かいたく のぞ とうじしゃ かつどう きぼう かた
様々な活躍の場が開拓されることが望まれています。当事者による活動を希望する方が、
かつどう ば ひろ せんたく とうじしゃしゅたい もと かつやく しゃかい お とりく すいしん
活動する場を広く選択し、当事者主体の下で活躍できる社会に向けて取組みを推進する
かつどう とうじしゃ ころつ か とうじしゃどうし ぎょうせい
とともに、活動している当事者が孤立化しないよう、当事者同士や行政によるフォローアッ
プが必要でです。

- ちゅうばしら い いしき
▶ 【中柱】7. ともに生きるための意識づくり
こばしら しょうがいしゃしゅたい かつどうどう そくしん
▶ 【小柱】(3) 障害者主体の活動等の促進

けいかくさくてい よ いけん いちぶ
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



しょうがいしゃ じぶん つた つた おも
障害者である自分が伝えたほうが、伝わることもあると思う。
きかい ばしょ おも
その機会や場所があったらいいと思う。

とうじしゃ
当事者

とうじしゃめせん てんかい とうじしゃめせん ことば いみ
「当事者目線」を展開していくためには、当事者目線という言葉の意味
ただ りかい ひつよう もちろん どうじ とうじしゃ じっさい
を正しく理解することが必要なのは勿論のこと、同時に当事者が実際の
けんどう ば どうじよう とうじしゃめせん きづ う ひつよう
検討の場に登場し、当事者目線による気づきを生むことが必要。



しえんしゃ
支援者

とりく ほうこうせい
＜取り組みの方向性＞

7301 せいさくりつあんかてい しょうがいしゃさんか すいしん きょうせいすいしんぼんぶしつ しょうがいふくしか
政策立案過程における障害者参加の推進 (共生推進本部室、障害福祉課)

けん しょうがいしゃほんにん せいかつ かんけい けん しんぎかいどう しょうがいしゃほんにん さんか すす
県は、障害者本人の生活に係る県の審議会等への障害者本人の参加を進め、
さまざま せいさく りつあん かてい しょうがいとうじしゃ してん と い
様々な政策を立案する過程に障害当事者の視点を取り入れます。

7302 しょうがいとうじしゃ しょうがいとう りかい そくしん しょうがいふくしか
障害当事者による障害等の理解の促進 (障害福祉課)

きぎょうどう たい しょうがいしゃ りかい しょうがいしゃ うけい さい ひつよう はいりようどう かん
企業等に対して、障害者への理解や障害者の受入れに際して必要な配慮等に関する
けんしゅうじつし はたら けんしゅう じつし きぎょう しょうがいとうじしゃ どう こうし
研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障害当事者(ピア)等を講師とし
しょうかい はけん しょうがいしゃ りかいそくしんどう じゅうじつ すす
て紹介・派遣することにより、障害者への理解促進等の充実を進めます。

7303 せいしんしょうがいしゃ しえん かつどう すいしん ふきゅうけいはつ さいけい
精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 【再掲：3209】
しょうがいふくしか しゅべいたいさくか
(障害福祉課、がん・疾病対策課)

しちょうそんちょうどうい いりよう ほ ごにゅういん にゅういんかんじゃどう たい ほうもんしえんいん せいしんか
市町村長同意により医療保護入院した入院患者等に対して、訪問支援員が精神科
びょういん ほうもん にゅういんかんじゃ ふあん きも けいちょう なか じそんしん こうじょう こりつかん
病院を訪問し、入院患者の不安や気持ちを傾聴する中で、自尊心の向上や孤立感の
ていげん つと にゅういんかんじゃ ちいきせいかついこう そくしん とうじしゃ
低減に努めます。さらに、入院患者の地域生活移行を促進するため、ピア(当事者)サポ
ーターによる病院訪問等を通じた退院意欲喚起を行うなど、医療と福祉が連携した切れ
め しょうかい しえん ていきよう
目のない支援を提供していきます。

せいしんかいりようきかんしよくいん ちいきせいかついしえんかんけいしゃ ちいきじゅうみんどう む
また、精神科医療機関職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、
ちいきせいかついこう しょうがいりかい ふきゅうけいはつ じゅうじつ
地域生活移行や障害理解の普及啓発を充実させます。

- ちゅうばしら い いしき
 ▶ **【中柱】7.ともに生きるための意識づくり**
 こばしら しょうがいしゃしゅたい かつどうどう そくしん
 ▶ **【小柱】(3) 障害者主体の活動等の促進**

すうちもくひょう
<数値目標>

けんどくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
しょうがいとうじしゃ さんか じりつしえんきょうぎかい 障害当事者が参加している自立支援協議会 (県、圏域、市町村の計55協議会)の割合	65.5% (2022年度)	100% (2029年度)
しょうがいしゃ さんか けん しんぎかいとう かいぎすう 障害者が参加した県の審議会等の会議数	11会議 (2023年度)	—

もくひょうせってい かんが かんた
【目標設定の考え方】

げんざい けん かいさい かいぎ じょうれいだい じょう けん しょうがいしゃ ふくし かか せいさく
 現在、県で開催されている会議のうち、条例第18条(「県は、障害者の福祉に係る政策
 りつあん かん かいぎ かいさい あ しょうがいしゃ さんか すいしん きさい
 の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。」)に記載
 されている会議(審議会、懇話会、協議会等)の「対象となる会議体」や、「障害当事者委員
 かいぎ しんぎかい こんわかい きょうぎかいとう たいしやう かいぎたい しょうがいとうじしゃいいん
 の参加方法」等については、神奈川県障害者施策審議会の当事者部会等で審議を重ねて
 います。

じょうき けんどくじ もくひょう すうち
 そのため、上記【県独自の目標】における数値については、

- ①「同部会等の審議において結論がついておらず、引き続きの審議が必要なこと」
- ②「対象となる会議体については、毎年変動することが予測されており、基準値が示し
 にくいと考えられること」

りゆう げんじょうち きさい
 の2つの理由から、現状値のみを記載しています。

けん ち い き せい かつ し えん じ ぎ ょう みこみりょう
【県の地域生活支援事業の見込量】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	みこみりょう 見込量
せいしんしょうがいしゃち いきい こうし えん じ ぎ ょう 【精神障害者地域移行支援事業:7303】 せいしんしょうがいしゃち いきい こう ち い きてい ちやくし えん じ ぎ ょう 精神障害者地域移行・地域定着支援事業におけ らるピアサポーター登録者数(実人数)	52人 (2022年度)	50人 (毎年度)

- ちゅうばしら い いしき
▶ 【中柱】 7. ともに生きるための意識づくり
こばしら しょうがいしゃしゅたい かつどうどう そくしん
▶ 【小柱】 (3) 障害者主体の活動等の促進

コラム

しょうがいとうじしゃぶかい セッチ 障害当事者部会の設置

かながわけん ちいききょうせいしゃかい じつげん めざ とりく いっかん
神奈川県では、地域共生社会の実現を目指すための取り組みの一環として、
かながわけんしょうがいしゃせさくしんぎかい セッチ しょうがいとうじしゃ いいん いけん
これまでも神奈川県障害者施策審議会を設置し、障害当事者の委員の意見を
ふ しさく すいしん
踏まえながら、施策を推進してきました。

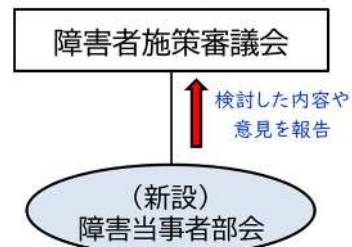
この審議会に、しょうがいとうじしゃ こうせい しょうがいとうじしゃぶかい あら
この審議会に、障害当事者のみで構成された「障害当事者部会」を新たに
セッチ だい かいめ れいわ ねん がつ にち かいさい
設置し、その第1回目が令和6年1月25日に開催されました。

かいぎとうじつ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい ちやうぶく
会議当日は、身体障害・知的障害・精神障害のほか、これらを重複している
かた なんびやう わずら かた さまざま しょうがいとうじしゃ めい あつ
方、難病を患っている方など、様々な障害当事者15名にお集まりいただきまし
た。

かいぎ ぼうとう もとこくれん しょうがいしゃけんりいいんかいふくいんちやう
また、会議の冒頭では、元国連の障害者権利委員会副委員長であるヨナス・
ラスカス氏から寄せられた応援メッセージが読み上げられたほか、じやうれい けん
ラスカス氏から寄せられた応援メッセージが読み上げられたほか、条例や県が
すいしん しょうがいふくし かか しさく とうじしゃ めせん おお いけん だ
推進する障害福祉に係る施策について、当事者の目線から多くの意見が出さ
れました。

こんご ぶかい しょうがいとうじしゃ さまざま
今後もこの部会が、障害当事者から様々
いけん うかが ば きのう
な意見を伺う場のひとつとして機能し、あわ
けん せいさくりつあんかてい しょうがいとうじしゃ
せて県の政策立案過程に障害当事者が
しゅたいてき さんか ば うんえい
主体的に参加する場として運営されるよう
とりく すす
取り組みを進めます。

(設置のイメージ)



けん
(県ウェブサイト)
かながわけん
神奈川県
しょうがいしゃせさくしんぎかい ▶
障害者施策審議会
しょうがいとうじしゃぶかい
障害当事者部会



- ちゅうばしら い いしき
▶【中柱】7.ともに生きるための意識づくり
こばしら しょうがいしゃしゅたい かつどうとう そくしん
▶【小柱】(3)障害者主体の活動等の促進

コラム

しょうがいしゃとうじしゃ けいけん い とりく 障害者当事者の経験を生かす取り組み

かながわけん せいしんしょうがい しょうがい とうじしゃ ようせい かつどう
神奈川県では、精神障害のピア（障害の当事者）サポーターを養成し、活動
しえん おこな せいしんしょうがいしゃちいきいこう ちいきていやくしえんじぎょう おこな
の支援を行う「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っています。

ピアサポーターが精神科病院を訪問し、自身の入院から退院に至る経験や、
たいいんご ちいきせいかつ ようすとう とうじしゃめせん つた たいいん
退院後の地域生活の様子等を当事者目線で伝えることにより、退院について
ふあん かん まえむ にゅういんかんじゃ たい ちいき
不安を感じていたり、なかなか前向きになれない入院患者に対し、「地域でそん
ふう せいかつ たいいん かんが おも づく
な風に生活できるのなら、退院を考えてみようかな」と思ってもらうきっかけ作
りをします。

また、精神障害者への理解を促進するための普及啓発活動や、地域で行わ
れる各種会議への参加等、当事者としての経験を生かして、おも かんが ひろ
伝える活動を続けています。

県で活躍するピアサポーターは、活動にやりがいと誇りを持って精力的に活動
けん かつやく かつどう ほこ も せいりよくてき かつどう
しています。ピアサポーター活動に興味のある方は、県ホームページ（事業の
しょうさい らん
詳細）をご覧ください。

＜＜ピアサポーターによる ふきゅうけいはつさくひん いちれい 普及啓発作品の一例＞＞



まいつき しつもん そ
毎月の質問テーマに沿って、
ピアサポーター達の回答を
の載せたカレンダー

けん
(県ウェブサイト)
事業の詳細



8. とともに育つための教育の振興

地域共生社会を実現するためには、幼少期から障害の程度や状態に関わらず、できる限り同じ環境で共に学び、共に育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育むことが大変重要です。

県では、すべての子どもたちが共に学び、共に育つインクルーシブ教育の推進に取り組めます。

あわせて、すべての教員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進します。

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

きょういくかんきょう せいび
(Ⅰ) 教育環境の整備

こ のうりよく か のうせい さいだいげん の
すべての子どもの能力や可能性を最大限伸ばせるよう、
 しつ たか きょういくかんきょう め ざ
質の高い教育環境づくりを目指します

げんじょう かだい
<現状と課題>

すべての子どもが、個々の障害特性や成長・発達の段階に応じて、十分な教育を受けながら、能力や可能性を最大限伸ばすためには、すべての学校教育に関わる教員が障害の理解を深めることは勿論のこと、学校全体で障害の特性に応じた支援や合理的配慮の提供体制、ICTを活用した教育環境等を整備し、教育の質を高めることが重要です。

特に昨今は、重度重複障害児や医療的ケア児など、学校現場において専門的知識や特別な配慮が必要となる場合も少なくないため、指導に当たる教員のスキルアップとともに、教員へのフォロー体制の整備が必要とされています。

県教育委員会では、2022(令和4)年3月に「かながわ特別支援教育推進指針」を策定し、基本的な考え方や目指す方向性等を県内全市町村の教育委員会と共有し、連携・協働による取り組みを進めることで、特別支援教育の充実を図るとともに、多様な学びの場における地域の特別支援教育の充実に向け、各地域で専門性を深める研修等に取り組んでいます。

また、県立特別支援学校では、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、教育相談コーディネーターを中心に、自立活動教諭(専門職)など、教員の連携・協働によって校内体制のより一層の強化を図る必要があることから、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、心理職の自立活動教諭を県内5つの地域ブロックに分け、各ブロック内で4職種が揃うよう、各校に1～2名ずつ配置し、地域の学校等への巡回相談や研修会等の実施を通して、専門的な支援や助言を行っています。

さらに、2022(令和4)年度からは医療的ケア児の通学支援を開始しており、福祉車両等を活用する取り組みを県内10校で試行し、2023(令和5)年度は通学支援が必要ない医療的ケア児が在籍する17校すべてに拡大し実施しています。福祉車両や看護師の手配が難しいなどの課題はありますが、事業者への個別相談や関係会議等で取り組みの周知を行う等、理解を広めており、引き続き、地域との連携・協働に取り組みながら、教育環境の整備を進めます。

けいかくさくてい よ いけん いちぶ
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



しょうがい あ な こ せいちょう きょういく ふくし
 障害が有っても無くても、子どもの成長のためには、教育と福祉との
 れんけい ひっす いちぶ れんけい こんぼんてき れんけい すす ひつよう
 連携が必須。一部の連携ではなく、根本的な連携を進める必要がある。



きょういく がっこう おこな ち い き かてい がっこう
 教育は学校だけで行うものではない。地域や家庭が学校とつながること
 じゅうよう たちば まちが せんび な ひつよう
 が重要。それぞれの立場からの間違っただ線引きを無くす必要がある。



いま つた きょういくけんきゅう しどう ほうけんきゅう ひつよう
 今あるものを伝えるだけでなく、教育研究、指導法研究などが必要。
 はったつし えん きょういくほうほう けんきゅう すす
 発達支援のための教育方法の「研究」を進めてほしい。

とりく ほうこうせい
<取組みの方向性>

8101 すべての学校における特別支援教育の体制整備

とくべつし えん きょういくか そうごうきょういく
 (特別支援教育課、総合教育センター)

しょうがい とくべつ し えん ひつよう じどう せいどう がっこう がつきゅう
 障害により特別な支援を必要とする児童・生徒等は、すべての学校、すべての学級に
 ざいせき ぜんてい がっこう とくべつし えん きょういく たいせい せいび うなが
 在籍することを前提に、すべての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとも
 さいしん ちけん ふ かんりしよく ふく きょういん しょうがい たい りかい とくべつ
 に、最新の知見も踏まえながら、管理職を含む、すべての教員が障害に対する理解や特別
 し えん きょういく かか せんもんせい ふか とりく すす
 支援教育に係る専門性を深める取組みを進めます。

8102 特別支援学校のセンター的機能の充実

とくべつし えん きょういくか
 (特別支援教育課)

ようちえん しょう ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつし えん きょういく たいせい せいび し とくべつ
 幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備に資するよう、特別
 し えん がっこう ち い き とくべつし えん きょういく てききのう じゅうじつ はか
 支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。

8103 特別支援教育支援員の活用

とくべつし えん きょういくか
 (特別支援教育課)

かくしちょうそん ようちえん しょう ちゅうがっこう とくべつし えん きょういくし えん いん はいち りかい
 各市町村の幼稚園、小・中学校における特別支援教育支援員の配置についての理解
 はか ようちえん しょう ちゅうがっこう こうとうがっこう ざいせき しょうがい じどう せいどう とくべつし えん
 を図り、幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある児童・生徒等の特別支援
 きょういく じゅうじつ うなが
 教育の充実を促します。

8104 読書バリアフリーに応じた教材、支援機器等の活用

(総合政策課、障害福祉課、特別支援教育課、生涯学習課)

視覚障害等のある児童・生徒等の学校における読書環境を保障するため、平塚盲学校においては、県立の図書館やライトセンターと連携し、県立の図書館で所蔵している大活字本やLLブックを取り寄せて貸し出す取組みや電子書籍を活用するとともに、ライトセンターで所蔵する障害者サービス用の書籍・録音図書(DAISY)等を取り寄せて貸し出す取組みを推進します。

また、点字図書館(日本点字図書館、二俣川ライトセンター)と連携し、障害者サービス用資料の相互貸借を実施するとともに、バリアフリー関連書籍を所蔵し、障害者が利用しやすい書籍等を充実させる取組みを推進します。

8105 学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実

(障害福祉課、特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実について、各地域における教育、福祉、医療との連携を促します。

8106 特別支援教育に関する専門性の向上

(特別支援教育課、総合教育センター)

すべての教員が、障害や特別支援教育等に関する理解を深め、適切な指導・支援方法等を身につけられるよう専門性向上のための取組みを推進します。

8107 障害児等の実態把握、調査研究等

(総合教育センター)

学校教育の向上に資するため、障害のある児童・生徒等の障害理解、適切な指導・支援方法等について、調査・研究を進め、研究成果の普及を図ります。

8108 医療的ケア児への理解と環境整備に向けた取組み

(特別支援教育課)

医療的ケアを必要とする児童・生徒等が安全に学習できるよう校内体制整備や、教員や看護師への研修講座を実施します。

8109 入試における配慮

(医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試においては、一人ひとりのニーズに応じて、柔軟な対応に努めます。

8110 授業等における配慮等 じゅぎょうとう はいりょうとう いりょうか
 (医療課)

けんりつほけんふくしだいがく だいがくいんとう しょうがい がくせい びょうどう さんか
 県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生も平等に参加できるよう、
じゅぎょうとう はいりょうおよ しせつ か じっし
 授業等における配慮及び施設のバリアフリー化を実施します。

8111 支援体制の整備 しえんたいせい せいび いりょうか
 (医療課)

けんりつほけんふくしだいがく だいがくいんとう しょうがい がくせいひとり こべつ
 県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生一人ひとりの個別のニーズに
ごうりてきはいいりよ ていきょう けんせつてきたいわ じょうほう なんと でんたつ そうほう あゆ よ
 合理的配慮を提供する建設的対話(情報を何度も伝達しあいながら、双方が歩み寄って
たいわ もと しえん そくしん しょうがい がくせい そうだんまどぐち どういつとう
 いく対話)に基づく支援を促進するため、障害のある学生からの相談窓口の統一等の
しえんたいせい せいび
 支援体制を整備します。

8112 支援事例・バリアフリー化状況の情報提供 しえんじれい かじょうきょう じょうほうていきょう しがくしんこうか いりょうか
 (私学振興課、医療課)

けんりつほけんふくしだいがく だいがくいんとう けんない せんもんがっこう か
 県立保健福祉大学・大学院等及び県内の専門学校においては、施設のバリアフリー化
じょうきょう けん しょうがいふくし かん とりく とう じょうほうていきょう せっきょくてき おこな しょうがい
 の状況や県の障害福祉に関する取り組み等についての情報提供を積極的に行い、障害の
がくせい ふく だれ がくしゅう かんきょう せいび すいしん
 ある学生を含め、誰もが学習しやすい環境の整備を推進します。

しょうがい がくせいしえん じれいとう がくせいとう しゅうち
 あわせて、障害のある学生支援の事例等をガイダンスにおいて学生等へ周知します。

しりつせんもんがっこう けん とりくみ じょうほうていきょう だれ がくしゅう かんきょう すいしん
 また、私立専門学校においては、県の取組を情報提供し、誰もが学習しやすい環境づく
 りを推進していきます。

8111 就職支援のための担当者間連携 しゅうしょくしえん たんとうしゃかんれんけい いりょうか
 (医療課)

けんりつほけんふくしだいがく だいがくいん しょうがい がくせい しゅうしょく しえん がくない
 県立保健福祉大学・大学院において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の
しゅうしょくしえん たんとう しょうがいしえん たんとう れんけい はか
 就職支援担当、障害支援担当等の連携を図ります。

8114 地域で子どもの成長を支える取り組みの推進 ちいき こ せいちょう ささ とりく すいしん とくべつしえんきょういくか
 (特別支援教育課)

ちいき がっこう れんけい きょうどう もと ちいきぜんたい こ せいちょう ささ けんりつとくべつ
 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、県立特別
しえんがっこう がっこうえんいきょうぎかい かつよう ちいき がっこう めざ
 支援学校において学校運営協議会を活用し、「地域とともにある学校」を目指します。

おおばしら ち い ききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み
ちゅうばしら そだ きょういく しんこう
▶ **【中柱】8.ともに育つための教育の振興**
こばしら きょういくかんきょう せいび
▶ **【小柱】(1)教育環境の整備**

すうちもくひょう
<数値目標>
けんどくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
こべつ しどうけいかく さくせい ひつよう じどうとう 個別の指導計画の作成を必要とする児童等の じっさい こべつ しどうけいかく さくせい うち、実際に個別の指導計画が作成されている がっこう わりあい こうりつ よう しょう ちゅう こうとうがっこうとう 学校の割合（公立の幼・小・中・高等学校等を たいしょう 対象）	99.6% ねんど （2022年度）	100% ねんど （2029年度）
こべつ きょういくしえんけいかく さくせい ひつよう じどうとう 個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等の じっさい こべつ きょういくしえんけいかく さくせい うち、実際に個別の教育支援計画が作成され がっこう わりあい こうりつ よう しょう ちゅう こうとう ている学校の割合（公立の幼・小・中・高等 がっこうとう たいしょう 学校等を対象）	95.5% ねんど （2022年度）	100% ねんど （2029年度）

コラム

しょうがいじ ささ がっこうきょういく とりく **障害児を支える学校教育の取り組み**

かながわけんりつそうごうきょういく きょういん しょうがい とくべつし えん きょういくとう かん
 神奈川県立総合教育センターでは、教員が、障害や特別支援教育等に関する
 りかい ふか てきせつ しどう しえん ほうほうとう み さまざま けんしゅう おこな
 理解を深め、適切な指導・支援方法等を身につけられるよう様々な研修を行
 っています。

たんとうきょういんむ **【担当教員向け】**

とくべつし えん がっきゅうしんたんとうきょういんけんしゅう つうきゅうし どうきょうしつしんたんとうきょういんけんしゅう
 「特別支援学級新担当教員研修」や、「通級指導教室新担当教員研修」な
 どもを設け、より実践的で深い知識が身に付く研修を実施しています。

かんりしよくむ **【管理職向け】**

インクルーシブな学校づくりに関する実践報告などを取り入れた、校内支援
 体制の充実を図るための研修です。

ぜんきょういんむ **【全教員向け】**

とう しどうしゅじどう がっこう ちよくせつほうもん がっこう じつじょう おう
 当センターの指導主事等が学校を直接訪問し、それぞれの学校の実情に応
 じた研修を実施しています。

また、当センターでは支援教育のさらなる充実を目指したリーフレットを作成
 しています。このリーフレットやその他の関係資料は、当センターのウェブサイト
 に掲載しています。

令和4年度研究成果等刊行物

中核教員養成研修の取組

特別支援教育に関する研究

【Vol.3】

実践教育リーフレットVol.3-1「教育のきこえを深める」

実践教育リーフレットVol.3-2「きこえを深める」

実践教育リーフレットVol.3-3「きこえを深める」

【Vol.2】

実践教育リーフレットVol.2-1「特別支援教育の取組」

実践教育リーフレットVol.2-2「特別支援教育の取組」

実践教育リーフレットVol.2-3「特別支援教育の取組」

（当センターのウェブサイト）





特別支援教育の対象となる
障害種について知る

Vol.1

神奈川県立総合教育センター

〒251-8585 神奈川県平塚市大森1-1-1

TEL 0463-25-1111 FAX 0463-25-1112

E-MAIL info@shizuoka-nishi.ac.jp

※このリーフレットは、印刷・複製を禁じます。また、このリーフレットの全部または一部を、他の目的で複製・転載することはできません。

障害がある人の生活を想像しながら学んでみましょう。→→→考えたことを他の方と共有していきましょう！

知的障害	発達障害・自閉	聴覚障害・自閉	視覚障害	身体障害
知的障害とは、生まれつきまたは後天的に脳の機能障害により、知能が平均以下となる状態を指します。知能とは、物事を理解し、学習し、問題を解決する能力のことです。 知的障害の程度は、IQ（知能指数）によって分類されます。IQが70未満の場合は知的障害と診断されます。 知的障害の症状は、学習の遅れ、コミュニケーションの困難、日常生活の自立の困難などがあります。	発達障害とは、脳の機能障害により、発達に遅れや偏りがある状態を指します。発達とは、生まれつきまたは後天的に脳の機能障害により、発達に遅れや偏りがある状態を指します。 発達障害の症状は、コミュニケーションの困難、学習の遅れ、日常生活の自立の困難などがあります。	聴覚障害とは、聴覚の機能障害により、聴覚に遅れや偏りがある状態を指します。聴覚とは、音を聞き取る能力のことです。 聴覚障害の程度は、聴覚の機能障害の程度によって分類されます。聴覚が平均以下となる場合は聴覚障害と診断されます。 聴覚障害の症状は、聴覚の遅れ、コミュニケーションの困難、日常生活の自立の困難などがあります。	視覚障害とは、視覚の機能障害により、視覚に遅れや偏りがある状態を指します。視覚とは、物事を視覚的に認識する能力のことです。 視覚障害の程度は、視覚の機能障害の程度によって分類されます。視覚が平均以下となる場合は視覚障害と診断されます。 視覚障害の症状は、視覚の遅れ、コミュニケーションの困難、日常生活の自立の困難などがあります。	身体障害とは、身体の一部または全部に障害がある状態を指します。身体とは、体の構造や機能のことです。 身体障害の程度は、身体の一部または全部に障害がある状態によって分類されます。身体の一部または全部に障害がある場合は身体障害と診断されます。 身体障害の症状は、身体の一部または全部の障害、コミュニケーションの困難、日常生活の自立の困難などがあります。

このリーフレットは、障害のある人への理解を深め、障害のある人の生活を想像しながら学んでみましょう。→→→考えたことを他の方と共有していきましょう！

リーフレットはVol.1～3まで。
 それぞれにワークシートとワークシート
 かいせつへん
 解説編があり、どなたでもご覧になること
 らん
 ができます。

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) インクルーシブ教育の推進

すべての子どもが平等な環境の下、
 ともに考え、学び、育み合える学習環境の整備を目指します

げんじょう かだい
<現状と課題>

障害による差別や偏見を生まない社会を築くためには、幼少期からともに学び、ともに育つ経験を通じて、価値観を相互に理解し合うことが重要です。

これまでのわが国では、障害の程度や状態により、生活環境、学習環境などが隔たれてきた経過があり、2022年8月におこなわれた国連障害者権利委員会による日本の権利条約の実施状況の審査(対日審査)では、日本政府に対し、分離教育の廃止とインクルーシブ教育の推進について勧告を受けたところです。

県が目指す地域共生社会は、障害の状態や程度によって分け隔てられることなく、誰もが大切にされ、一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会であり、この対象には当然、すべての子ども達が含まれています。県では、すべての子ども達が可能な限り同じ環境の下、お互いを理解・尊重しながら成長していくことを目標とした「インクルーシブ教育」を推進しており、多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することで、校内の支援体制を構築したり、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織の編成のほか、インクルーシブ教育実践推進校を設置するなど、様々な取り組みを進めています。今後も引き続き、このインクルーシブ教育を位置づけた新たな教育の環境づくりを広めていくことが求められています。

一方、このような学校教育の現場においては、差別やいじめ、不登校等の未然防止や早期発見・早期対応のための適切な措置を講じていく必要があり、障害のある児童・生徒を含む特に配慮が必要な児童・生徒が関わるいじめについては、その児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者や児童相談所等を含む関係機関との連携や、周囲の児童・生徒に対する細やかな教育・指導を組織的に実施しています。

このように、様々な特性のある子ども達が集う教育の現場においては、個々のニーズも多種多様であり、必要な配慮も様々ですが、これらを包括しながらも、すべての子ども達がともに学べる環境を、県民が同じ意識で作り上げることが必要です。

けいかくさくてい よ いけん いちぶ
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



おさな みちか ただ しょうがい かん きょういく がっこう かてい ひつよう
 幼いうちから身近に正しく障害を感じる教育が学校でも家庭でも必要。

当事者

げんざい きょういく しょうがい まな きかい すく
 現在の教育においては、「障害」を学ぶ機会が少なすぎる。
 また、障害を正しく理解し教育できる教員も少なすぎる。



家族



きょういく いちぶ ちいき いちぶ がっこう おこな
 インクルーシブ教育は、一部の地域、一部の学校で行うものではない。
 けんぜんたい かんが かち かん きょうつうにんしき ひつよう
 県全体として、この考えや価値観を、共通認識していくことが必要。

支援者

とりく ほうこうせい
<取組みの方向性>

てきせつ しどう しえん がくしゅうきかい かくほ む とりく
8201 適切な指導や支援、学習機会の確保に向けた取組み

しがくしんこうか とくべつしえんきょういっか そうごうきょういっか
 (私学振興課、特別支援教育課、総合教育センター)

しょうがい じどう せいとどう じりつ しゃかいさんか お しゅたいてき とりく しえん
 障害のある児童・生徒等の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという
 してん た こべつ しどうけいかく こべつ きょういくしえんけいかく かつようどう きそてきかんきょう せいび
 視点に立ち、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用等の基礎的環境の整備を
 すず ようちえん しょう ちゅうがっこう こうどうがっこう とくべつしえんがっこうどう ざいせき しょうがい じどう
 進め、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある児童・
 せいとどう ごうりてきはりょ ていきょう う とも まな とも そだ
 生徒等が合理的配慮の提供を受けながら共に学び、共に育つことができるように、適切な
 しどう ひつよう しえん う とく
 指導や必要な支援を受けられるよう取り組みます。

たよう まな ば
8202 多様な学び場のしくみづくり

きょういくすいしんか
 (インクルーシブ教育推進課)

こ おな ば とも まな とも そだ
 すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、小・中学校から
 こうどうがっこうそつぎょう れんぞくせい たよう まな ば じつげん しょう ちゅうがっこう
 高等学校卒業までの連続性のある「多様な学びの場」を実現するため、市町村立小学校
 において教育相談コーディネーターの後補充非常勤講師を配置し、業務時間を確保する
 きょういくそだん あとほじゅうひじょうきん こうし はいち ぎょうむじかん かくほ
 ことで、すべての子どもを組織的に支援する体制を整備します。

みぜんぼうし そうきはっけん そうきたいおう
8203 いじめの未然防止、早期発見・早期対応

こ きょういくしえんか がっこうしえんか
 (子ども教育支援課、学校支援課)

かながわけん ぼうしきほんほうしん もと しょうがい じどう せいと かか みぜん
 「神奈川県いじめ防止基本方針」に基づき、障害のある児童・生徒に係るいじめの未然
 ぼうし そうきはっけん そうきたいおう てきせつ そち こう
 防止や早期発見・早期対応のための適切な措置を講じます。

8204 就学先決定に係る合意形成 (特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な
 情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育
 委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とす
 るとともに、発達^{はったつ}の程度や適応^{ていど}の状況等^{てきおう}に応じて、柔軟に「学びの場」を変更^{じゅうなん}できることに
 ついて、関係者^{かなけいしゃ}へ周知^{しゅうち}を進めます。

8205 小・中・高等学校等における校内支援体制の構築 (子ども教育支援課、学校支援課、総合教育センター)

小・中学校及び県立高等学校等においては、校長のリーダーシップの下、教育相談コー
 ディネーターを中心とした学校組織として、障害のある児童・生徒等も含め、すべての子ど
 もの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセ
 ラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、校内の支援体制の構築を図ります。

8206 合理的配慮の適切な提供に関する周知 (子ども教育支援課)

障害のある児童・生徒等への合理的配慮について、児童・生徒等一人ひとりの障害の
 状態や教育的ニーズ等に応じて学校の設置者・学校と本人・保護者等との間で話し合い、
 共通理解を図った上で提供されることが望ましいことを関係者に周知します。

8207 医療的ケア児等への支援体制の整備 (特別支援教育課)

医療的ケアを必要とする児童・生徒等が、より安全に学習できる環境を整備するため、
 医療的ケアのための看護師の配置や、これらの児童・生徒等への支援体制の整備に
 つとめます。

8208 高等学校の入学選抜等における配慮 (高校教育課)

障害等のある志願者の入学選抜における学力検査及び面接等の実施に当たっては、
 検査等の方法や時間、会場について、通常の方法では受検が困難と認められる者の
 障害等の状況及び志願者が在籍する中学校等で特に取扱いをしている事項等を検査
 問題等の程度を変えない範囲で考慮し、志願先の高等学校及び教育委員会等が連携を
 図りながら、適切な取扱いを講じます。

8209 高等学校におけるインクルーシブ教育の実践 (インクルーシブ教育推進課)

県立高校3校をインクルーシブ教育の実践推進校(パイロット校)に指定し、2017(平

おおばしら ち い ききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 ちゅうばしら そだ きょういく しんこう
 ▶ **【中柱】8.ともに育つための教育の振興**
 こばしら きょういく すいしん
 ▶ **【小柱】(2)インクルーシブ教育の推進**

せい ねんど ちてきしょうがい せいと とくべつばしゅう じっし きょういく じっせん
 成29)年度から知的障害のある生徒の特別募集を実施し、インクルーシブ教育を実践す
 るために必要な基礎的環境整備を行っています。さらに、2020(令和2)年度には14校、
 2024(令和6)年度には18校に拡大し、インクルーシブ教育の全県展開を図ります。

こうとうがっこう つうきゅうしどう じゅうじつ こうこうきょういくか
8210 高等学校における通級指導の充実 (高校教育課)

こうとうがっこう つうきゅうしどう くに ほうかいせい ふ ねん がつ
 高等学校における通級指導については、国の法改正を踏まえ、2018年4月から
 じこうつうきゅう おこな つうきゅうしどうどうにゆうこう こうしてい ねん がつ じこうつうきゅう かわ
 自校通級を行う通級指導導入校を3校指定し、2020年4月からは自校通級に加え
 たこうつうきゅう おこな がっこう こうくわ ねん がつ じこうつうきゅう おこな がっこう
 他校通級を行う学校を1校加えました。また、2024年4月からは自校通級を行う学校を
 1校加え、取組の周知を図っていきます。通級担当の人材育成の観点から、今後も研修を
 こうくわ とりくみ しゅうち はか つうきゅうたんどう じんざいいくせい かんてん こん ぞ けんしゅう
 行う神奈川県立総合教育センターと連携を密にしながら、更なる通級指導の充実に努
 めます。

きょういく しゅうろうしえん じゅうじつ とくべつしえんきょういくか
8211 キャリア教育や就労支援の充実 (特別支援教育課)

しょうがい じどう せいとどう さまざま しえん りよう じりつ しゃかいさんか そくしん
 障害のある児童・生徒等が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、
 ふくし ろうどうどう れんけい もと きょういく しゅうろうしえん じゅうじつ はか
 福祉、労働等との連携の下、キャリア教育や就労支援の充実を図ります。

そうき きょういくそうだん しえんたいせい じゅうじつ とくべつしえんきょういくか そうごうきょういく
8212 早期からの教育相談・支援体制の充実 (特別支援教育課、総合教育センター)

はや だんかい てきせつ しえん いりよう ほけん ふくしどう れんけい もと
 できるだけ早い段階から適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、
 こ ほんにん ほごしゃ たい そうき きょういくそうだん しえんたいせい じゅうじつ はか
 子ども本人や保護者に対して早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

かくはったつだんかい つう かんけいきかん れんけいたいせい こうちく とくべつしえんきょういくか そうごうきょういく
8213 各発達段階を通じた関係機関の連携体制の構築 (特別支援教育課、総合教育センター)

しょうがい じどう せいとどう かん かくはったつだんかい つう えんかつ じょうほう きょうゆう ひきつ
 障害のある児童・生徒等に関し、各発達段階を通じて円滑な情報の共有、引継ぎがな
 しゅうがくまえだんかい しゅうろうだんかい かくがっこう さくせい こべつ しえんじょうほう
 されるよう、就学前段階から就労段階にわたり、各学校等で作成される個別の支援情報に
 かん こべつ きょういくしえんけいかく どう しゅうがく しんきゅう しんがく しゅうろう さい きさい
 関する「個別の教育支援計画」等について、就学、進級、進学、就労の際に、記載された
 じょうほう とりあつか じゅうぶんはいりょ うえ ないよう てきせつ ひ つ とりく すす
 情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる取組みを進
 めます。

すうちもくひょう
<数値目標>

けんどくじ もくひょう
【県独自の目標】

はあく じょうきょう 把握する状況	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
こうとうがっこう つうきゅう しどう う 高等学校において通級による指導を受けている じどう せいと せい にゅうきゅう てつづ おこな 児童・生徒数※「入級の手続き」を行っていない つうきゅうしどうきょうしつ たいおう せいとどう ふく い通級指導教室が対応した生徒等も含む	にん 69人 (2022年度)	にん 83人 (2029年度)

コラム

そだ まな とりく ともに育ち、ともに学ぶための取り組み

かながわけん しえんきょういく りねん もと きょうせいしゃかい じつげん お
神奈川県では支援教育の理念の下、共生社会の実現に向け、すべての子ども
おな ば とも まな とも そだ
が同じ場で、共に学び共に育つことをめざして、「インクルーシブ教育」を
すいしん
推進しています。

すべての子どもが共に学ぶためには、学習や行動などに生じる課題を、子ども
もんだい みかた きょういくかんきょう もんだい とら じゅうなん はっそう げんざい
の問題とする見方から教育環境の問題として捉え、柔軟な発想で現在の
わくぐ みなお つづ もと かんが
枠組みを見直し続けることが求められていると考えます。

例えば「Aさんは立ち歩いて困る」ではなく、「Aさんが落ち着いて学習でき
かんきょう ととの た ある
る環境が整っていないから立ち歩いてしまうのではないか」と視点を変えてい
くことも必要ではないでしょうか。

これからも皆で話し合いながら、インクルーシブな社会や学校を作り上げて
いくことが大切であると考えます。その一つの取り組みとして、これからの教育を
けんみん みなさま かんが きょういくすいしん まいねんけいぞく
県民の皆様とともに考えるインクルーシブ教育推進フォーラムを毎年継続して
かいさい さんかしや ちいき こ あ きょういく つく
開催してきました。参加者からは、「地域の子どものに合わせた教育を作っていく
うえ かんが め まえ こ たち じぶん こと
上で考えるきっかけになった」や「目の前にいる子ども達に自分ができる事は
なに かんが いけん
何かを考えたい」などの意見をいただいています。



せかい ひとり
世界に一人だけのわたし
せかい ひとり
世界に一人だけのあなた



ひとり ちが
一人ひとり違うみんなが
あんしん とも まな
安心して共に学び
とも そだ がっこう
共に育つことのできる学校
= インクルーシブな学校 がっこう

インクルーシブ教育の推進に
ついて、さらに知りたい方は、
ウェブサイトをご覧ください。



かながわけん きょういく いんかい
神奈川県教育委員会
インクルーシブ教育
すいしんか
推進課ウェブサイト



9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

我が国における障害者の文化芸術活動は、近年、障害分野だけでなく、文化芸術分野からも機運が高まっています。

県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、障害の程度や状態に関わらず、誰もが文化芸術を鑑賞し、イベント等を通じて実際に文化芸術に触れ、体験する機会や、創作、発表する機会を創出し、人生を豊かにするための取組みを推進します。

また、障害者一人ひとりがスポーツを通じて、自身の健康維持や余暇の充実を図ることができるよう、自身の運動機能を生かしながら、身近な地域でスポーツを「する」、「観る」、「支える」ことについての取組みを推進します。

がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

ぶん かげいじゅつおよ よ かつどうとう とりく すいしん
(Ⅰ) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

しょうがいしゃ みちか ちいき ぶん かげいじゅつ ぶ
障害者が身近な地域で文化芸術に触れ、
みずか せっきよくてき ぶん かげいじゅつかつどう さんか しゃかい め ぎ
自らも積極的に文化芸術活動に参加できる社会を目指します

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

きんねん しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつかつどう しょうがいふくしぶんや ぶん かげいじゅつぶんやそうほう きうん
近年、障害者の文化芸術活動は、障害福祉分野と文化芸術分野双方からの機運が
たか
高まっています。

ぶん かげいじゅつきほん ほうおよ しょうがいしゃきほん ほう きほんてき りねん のつと しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつ
文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者による文化芸術
かつどう すいしん かん しさく そうごうてき けいかくてき すいしん ぶん かげいじゅつかつどう つう しょうがいしゃ
活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者
こせい のりよく はつきおよ しゃかいさんか そくしん はか もくてき しょうがいしゃ ぶんか
の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化
げいじゅつかつどう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん がつ こうふ しこう どうほう もと
芸術活動の推進に関する法律」が2018(平成30)年6月に公布・施行され、同法に基づ
き2019(平成31)年3月には第1期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する
きほんてき けいかく れいわ ねん がつ だい き しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつかつどう すいしん かん
基本的な計画」が、2023(令和5)年3月にはその第2期計画が示されています。

くに ほうりつ けいかく ふ けん かながわけん ぶん かげいじゅつしんこうじょうれい けんみん
これら国の法律や計画を踏まえ、県では、「神奈川県文化芸術振興条例」により、県民
ぶん かげいじゅつ かん かつどう じゅうじつおよ ぶんかしげん かつよう ちいき すいしん はか しん
の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、真に
うるお じっかん こころゆた けんみんせいいかつ じつげんおよ こせいゆた かつりよく み
ゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び、個性豊かで活力に満ちた
ちいきしゃかい はってん め ぎ
地域社会の発展を目指しています。

しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつ きょうじゅ たよう かつどう おこな れいわ
また、障害者が文化芸術を享受して多様な活動を行うことができるよう、2020(令和
ねん かながわけんしょう しゃげいじゅつぶんかかつどうしえん せっち そうだんしえん げいじゅつか
2)年『神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター』を設置し、相談支援や芸術家に
よるワークショップ事業等を実施し、障害者が身近な地域で文化芸術に触れることができ
ようサポートをおこなう等、障害者の文化芸術活動を支援する体制づくりを推進していま
す。

しょうがい ていど じょうたい かか だれ ぶん かげいじゅつ ぶたいげいじゅつ たいけん そうさく
このほか、障害の程度や状態に関わらず、誰もが文化芸術・舞台芸術を体験、創作、
はっぴよう きかい そうしゅつ けんりつ はくぶつかん びじゅつかん としょかん せつび
発表する機会を創出するため、県立の博物館や美術館、図書館におけるバリアフリー設備
しょうがいしゃ ふ くふう はいりょ おこな かながわけんしょうがいしゃぶんか げいじゅつさい
や障害者のニーズを踏まえた工夫・配慮を行うとともに、「神奈川県障害者文化・芸術祭」
かいさい じぎょう つう しょうがいしゃ ぶんかてきかつどう しえん とりく
の開催や、「ともいきアートサポート事業」を通じ、障害者の文化的活動を支援する取組み
すいしん
を推進しています。

いりようてき ひつよう こ かぞく こきゅうき たん きゅういん おと
医療的ケアが必要な子どもとその家族などにとっては、呼吸器や痰の吸引の音がほか

おおばしら ちいききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み
 ちゅうばしら たの ぶんか げいじゅつおよ かつどうとう しんこう
▶【中柱】9.ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 こばしら ぶんかげいじゅつおよ よ かつどうとう とりく すいしん
▶【小柱】(1)文化芸術及び余暇活動等の取り組みの推進

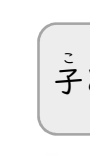
の観客の映画鑑賞の迷惑になるのではないかと懸念などから、映画を観ることを諦めてしまうことがあり、映画館で映画を観るのが夢という声がありました。そこで、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等とその家族、友人を対象に、参加者みんなで映画を楽しめる「ともいきシネマ」を県の施設を活用して開催しました。将来的には、こうした取り組みがさらに広がっていくよう、県内の映画館や民間団体などと連携した取り組みを検討していきます。

このように、県ではこれまでも文化芸術及び余暇活動等に係る取り組みを推進してきましたが、地域差があり、全県展開までには至っていないため、県内全域で事業や公演等を実施し、県民が参加、鑑賞しやすい環境を作ることが必要です。今後はこれまで以上に障害者を支援する関係者の人材育成など、市町村を含む関係機関との連携を強化していくとともに、障害者だけでなく、あらゆる人が一緒になって創作活動を行う機会を増やすなど、共生の輪をより一層拡大していくような取り組みが重要です。

けいかくさくてい よ いけん いちぶ
計画策定にあたって寄せられた意見の一部



文化芸術に携わっていた人だけでなく、だれもが余暇を充実させることができるような施策を展開してほしい。



子どもの頃から、文化芸術やスポーツ等に関わる機会を増やしてほしい。



身近な文化芸術活動の場が少ないと感じる。環境を整えてほしい。

とりく ほうこうせい
<取り組みの方向性>

しょうがいしゃとう ぶんかげいじゅつかつどう ふきゅう ぶん か しょうがいふくしか きょうせいすいしんばんぶしつ
9101 障害者等の文化芸術活動の普及（文化課、障害福祉課、共生推進本部室）

しょうがいしゃしせつとう おんがくかんしょうじぎょう えんげき とう じっし
 障害者施設等において、音楽鑑賞事業や演劇・ダンス等のワークショップを実施し、鑑賞・参加機会の充実を図ります。

あわせて、しょうがいしゃげいじゅつぶん かつどうし えん かつよう しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつかつどう
 障害者芸術文化活動支援センターを活用し、障害者の文化芸術活動を

- おおばしら ち い ききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 ちゅうばしら たの ぶんか げいじゅつおよ かつどうとう しんこう
▶【中柱】9.ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 こばしら ぶんか げいじゅつおよ よ かつどうとう とりく すいしん
▶【小柱】(Ⅰ)文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

しえん かながわ けんしょうがいしゃぶんか げいじゅつさい かいさい しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつかつどう
 支援するとともに、神奈川県障害者文化・芸術祭を開催し、障害者の文化芸術活動の
 ふきゅう はか
 普及を図ります。

また、障害者の描く「ともいきアート」を広く知ってもらうための展覧会や、障害者が創作
 かつどう さんか とりく すいしん
 活動に参加する取組みを推進します。

9102 障害者の創作活動の支援 (文化課)

しょうがいしゃ おこな ぶん かげいじゅつかつどう じゅうじつ はか しょうがいしゃ しゅつえん うんえいまた さんか
 障害者が行う文化芸術活動の充実を図るため、障害者が出演、運営又は参加する
 じぎょう じっしだんたい ほじょ とくべつきじゅん もう
 事業の実施団体への補助について特別基準を設けます。

9103 障害者の文化芸術活動をサポートできる人材の育成 (文化課、障害福祉課)

しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつかつどう じんざい いくせい ぶんか しょうがいふくしか
 しょうがいしゃ ちい き ぶん かげいじゅつかつどう した しせつ せつび せいびどう すず
 障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進め
 しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつかつどう ぶんかし せつじゅうじしゃ ぶん かげいじゅつだんたい ふくし
 るため、障害者の文化芸術活動をサポートする文化施設従事者・文化芸術団体・福祉
 しせつじゅうじしゃどう ようせい
 施設従事者等を養成します。

9104 障害者等の文化芸術活動の場の提供 (障害福祉課)

しょうがいしゃ ちい き ぶん かげいじゅつかつどう とりく けんりつ
 障害者が地域において、文化芸術活動に取り組めるよう、県立ライトセンターにおいて
 しゅげい さどう ぶん かけい かつどう ば ていきょう しょうがいしゃ じしゅてき かつどう
 手芸や茶道などの文科系クラブ活動のための場を提供するなど、障害者の自主的な活動
 さんか しえん
 参加を支援します。

9105 県立文化施設等における配慮 (文化課、生涯学習課)

けんりつ ぶんかし せつどう はいりょ ぶんか しょうがいがくしゅうか
 けんりつ ぶんかし せつ てんじどう おんせい も じ しゅわどう てんじかいせつ ひつだん
 県立文化施設における展示等においては、音声、文字、手話等による展示解説や筆談
 たいおう じょうほうほしょう かんしょう おこな
 対応など、情報保障のための鑑賞サポートを行います。

あわせて、障害の特性に応じて文化・芸術を鑑賞しやすい環境の整備を行い、障害者
 いけん ふ かんしょうきかい りようかくだい くふう はいりょ ていきょう とりく
 の意見を踏まえながら、鑑賞機会や利用拡大のための工夫・配慮を提供するための取組
 すいしん
 みを推進します。

9106 県立の図書館における配慮 (生涯学習課)

けんりつ としょかん はいりょ しょうがいがくしゅうか
 けんりつ としょかん も じ かくだい おんせい よ あ きのう しょう でんししよせき
 県立の図書館において、文字の拡大や音声読み上げ機能が使用できる電子書籍や
 だいかつじばん しゅうしゅう ていきょう かくだいどくしよきとう せっち としょかんりよう
 大活字本、LL ブックの収集・提供やスロープ、拡大読書器等の設置により、図書館利用
 かか たいせい せいび おこな としょかんしりょう ゆうそうかしだし しら
 に係る体制の整備を行うとともに、図書館資料の郵送貸出、レファレンス(調べもの)サー
 ていきょう しかくしょうがいしゃどう でんししよせきとう りようじ ししよとう しえんとう しょうがいしゃ
 ビスの提供、視覚障害者等による電子書籍等の利用時の司書等による支援等、障害者の
 ふ くふう はいりょ かんしょうきかい せいび つと しょうがいしゃ
 ニーズを踏まえた工夫・配慮がなされた読書環境の整備に努めます。また、障害者サービ
 かん しよくんけんしゅうどう じっし ししよとう ししつ こうじよう はか
 スに関する職員研修等を実施し、司書等の資質の向上を図ります。

- おおばしら ち い ききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み
 ちゅうばしら たの ぶんか げいじゅつおよ かつどうとう しんこう
▶ 【中柱】 9.ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 こばしら ぶんかげいじゅつおよ よ かつどうとう とりく すいしん
▶ 【小柱】 (1)文化芸術及び余暇活動等の取り組みの推進

9107 福祉バスの運行による外出の支援 (障害福祉課)

県が契約・運行する福祉バス(車いすリフト付き大型バス)を、団体での外出を希望する障害者団体に無料で貸し出すことで、障害者の文化・レクリエーション活動等を目的とした外出機会の拡大を図ります。

9108 メタバースを活用した繋がり創出 【再掲：5403】(共生推進本部室)

障害者など生きづらさを抱える当事者や学識経験者、行政等で構成される「ともいきメタバース研究会」において、社会参加の機会を拡充していくための新たなコミュニケーションツールとしてのメタバース(インターネット上の仮想空間)の活用等を検討しながら、障害などによる生きづらさを抱える人々の社会参加機会を拡充していくための取り組みを実施します。

9109 県施設の利用料等の割引等 (障害福祉課)

県が所管する施設を障害者が利用する際には、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。

<数値目標>

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
年齢や障害などにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる共生共創事業の参加者、(出演者、観覧者等)満足度	77.8% (2022年度)	83% (2029年度)
障害者団体による音楽・演劇等の発表及び作品展覧等を実施する神奈川県障害者文化・芸術祭の参加団体数	12団体 (2022年度)	前年度比増

- おおばしら ちいききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
 【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 ちゅうばしら たの ぶんか げいじゅつおよ かつどうとう しんこう
 ▶ 【中柱】Ⅸ.ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 こばしら ぶんかげいじゅつおよ よ かつどうとう とりく すいしん
 ▶ 【小柱】(Ⅰ)文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

コラム

ぶんかげいじゅつかつどう 文化芸術活動のサポート

かながわけん しょうがい かた みちか ちいき ぶんかげいじゅつ した
 神奈川県では、障害のある方が身近な地域で文化芸術に親しむことで、
 じんせい ゆた
 人生を豊かにしていくことができるよう、さまざまなサポートをしています。

ここでは、「神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター」が行っている
 とりく いちぶ しょうかい
 取組みの一部を紹介します。

この支援センターでは、障害のある方の文化芸術活動に関する相談を受け
 つ てきせつ じょうほう つな
 付け、適切な情報に繋いでいます。

例えば、障害のある方の「自分が作った作品を発表したい」、「新たに創作
 かつどう はじ こえ さくひん こうぼ じょうほう しょうかい かつどう きかい
 活動を始めたい」といった声には、作品公募の情報を紹介したり、活動の機会や
 ばしょ いっしょ さが おこな
 場所を一緒に探したりするなどのサポートを行っています。

また、芸術家と一緒にワークショップを開催し、障害のある方が文化芸術活動
 ぶ てき きかい ていきょう しょうがいとうじしゃ ぶんかげいじゅつかつどう
 に触れることができる機会を提供しているほか、障害当事者の文化芸術活動
 しえん かた ささ こうざとう かいさい くわ ないよう
 を支援する方を支えるため、講座等を開催しています。(詳しい内容は、ウェブサ
 イトからご確認ください。)



しえん
支援センターのウェブサイト



- おおばしら ちいききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み
 ちゅうばしら たの ぶんか げいじゅつおよ かつどうとう しんこう
 ▶ **【中柱】Ⅸ.ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興**
 こばしら ぶんかげいじゅつおよ よ かつどうとう とりく すいしん
 ▶ **【小柱】(Ⅰ)文化芸術及び余暇活動等の取り組みの推進**

コラム

ともいきアートサポート事業

神奈川県では「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて、「ともいきアート」(障害者が描くアート作品)の創作活動を支援し、障害の程度や状態にかかわらず誰もが文化芸術を鑑賞、創作、発表する機会を増やし、また、その作品を多くの方に見て・楽しんでいただく機会を増やす「ともいきアートサポート事業」を進めています。

2023年度は、具体には、大型施設での「ともいきアート」の展示のほか、仮想空間(メタバース)上の展覧会などを開催しました。

また、知事執務室に「ともいきアート」のリース作品を常時展示し、知事自ら「ともいきアート」の魅力をPRしています。



てんじふうけい
【展示風景】



ともに生きる社会
かながわ憲章の
ウェブサイト



がいとう じょうぶん
該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

かつどうとう とりく すいしん
(2) スポーツ活動等の取り組みの推進

しょうがい ていど じょうたい かか
障害の程度や状態に関わらず、
 だれ かつどう たの した しゃかい めざ
誰もがスポーツ活動を楽しみ、親しめる社会を目指します

げんじょう かだい
<現状と課題>

これまで県では、神奈川県スポーツ推進計画に基づき、県民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指して、障害の程度や状態に関わらず、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害者がスポーツをする機会の拡大や県民の障害者スポーツに対する理解の促進に取り組んできました。

こうした中で開催された東京2020パラリンピックでは、躍動するアスリートの姿が県民に感動と勇気を与え、大きな盛り上がりを見せました。

しかしながら、一方では、障害者がスポーツをするための環境が未だ十分に整っていないことなどから、障害者スポーツは期待したような広がりを見せていないのが現状です。

そのため、障害者が障害の程度や状態に応じて、様々なスポーツに気軽に取り組めるようになるためには、引き続き、障害者スポーツ団体等と連携した障害者スポーツを支える人材の育成やアスリートの育成強化を推進していくことが重要です。

また、「かながわパラスポーツ」の理念を踏まえ、誰もがともにスポーツを楽しめる機会の提供を図っていくことも重要です。

これらの課題に取り組むため、県では2023(令和5)年3月に計画の見直しを行い、「スポーツを通じた共生社会の実現」を施策の柱に掲げ、引き続き、障害者のスポーツ活動等の取り組みを推進していきます。

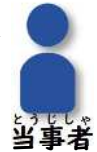
- おおばしら ちいききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 ちゅうばしら たの ぶんか げいじゅつおよ かつどうとう しんこう
▶ 【中柱】 9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 こばしら かつどうとう とりく すいしん
▶ 【小柱】 (2) スポーツ活動等の取組みの推進

けいかくさくてい よ いけん いちぶ 計画策定にあたって寄せられた意見の一部



みぢか かんきょう
身近な環境でスポーツができない。スポーツができる環境を増やしてほしい。

しどうしゃ かくほ
スポーツをするため、指導者やボランティアを確保してほしい。



しょうがいしゃ じょうほう にゅうしゅ ほうほう きがる
障害者スポーツの情報をわかりやすく入手できる方法や、気軽にスポーツができる
ためのアクセシビリティなどを整備してほしい。

とりく ほうこうせい ＜取組みの方向性＞

9201 しょうがいしゃ とくせいとう はいりょ かんきょう しやうがいふくしか 障害の特性等に配慮したスポーツのための環境づくり (障害福祉課)

しょうがいしゃ みぢか ちいき うんどう かつどう つう よ か じゅうじつ けんこう い じ ぞうしんどう
 障害者が身近な地域で運動・スポーツ活動を通じ、余暇の充実や健康維持・増進等を
 図れるよう、県立ライトセンターにおいて、視覚障害の特性に配慮したスポーツ施設を設置
 するとともに、地域において安心してスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設への
 働きかけを行う等、地域におけるスポーツ振興を推進します。

9202 しょうがいしゃ ささ じんざい ようせいとう か 障害者スポーツを支える人材の養成等 (スポーツ課)

こうえきざいだんほうじん にほん きやうかいこうにん しょきゅう しどういん けんどうくじ
 公益財団法人日本パラスポーツ協会公認の「初級パラスポーツ指導員」や県独自の
 「神奈川県障害者スポーツサポーター」など、障害者スポーツを支える人材を養成すると
 ともに、スポーツイベント等との人材マッチングを行い、地域における活躍の場を提供しま
 す。

9203 きやうぎたいかい つう しょうがいしゃ ふきゅう か 競技大会を通じた障害者スポーツの普及 (スポーツ課)

しょうがいしゃ ふきゅうすいしん はか けんしょうがいしゃ たいかい かいさい
 障害者スポーツの普及推進を図るため、県障害者スポーツ大会を開催するとともに、
 ぜんこくしょうがいしゃ たいかいおよ かんどう たいかい ぜんしゅだん はけん ちてきしょうがいしゃ
 全国障害者スポーツ大会及び関東ブロック大会への選手団の派遣や、知的障害者を
 対象としたスポーツ大会である「神奈川県ゆうあいピック大会」の開催支援を行います。

せいしんしょうがいしゃ さんか きかい かくじゅう しゃかいさんかく すいしん せいしん
 また、精神障害者のスポーツ参加の機会を拡充し、社会参画を推進するため、精神
 しょうがいしゃ たいしょう たいかい ふきゅうけいはつ かいさい
 障害者を対象としたスポーツ大会や普及啓発イベントを開催します。

- おおばしら ちいききょうせいしゃかい じつげん む けんみんそう とりく
【大柱】Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み
 ちゅうばしら たの ぶんか げいじゅつおよ かつどうとう しんこう
▶ 【中柱】 9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 こばしら かつどうとう とりく すいしん
▶ 【小柱】 (2) スポーツ活動等の取り組みの推進

9204 アスリートの育成強化 (スポーツ課)

パラリンピック競技大会やデフリンピック競技大会など、今後の国際大会に向けて
 神奈川育ちのアスリートが活躍できるよう、有望なアスリートの育成・強化と指導者の育成
 を支援します。

9205 誰もがスポーツに親しめる機会の拡大 (スポーツ課)

「かながわパラスポーツ」(誰もがそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び
 健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツをする、観る、支えることをいう。)
 の理念を踏まえ、パラスポーツ関係の用具の貸し出しや、誰もが参加できるスポーツイベン
 トの開催などを行い、誰もがともにスポーツに親しめる機会の拡大を図ります。

9206 レクリエーション大会等の開催 (スポーツ課)

レクリエーションスポーツ等を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資する
 ため、総合型地域スポーツクラブなどとの連携により、各種レクリエーション教室や大会・
 運動会などを開催し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の
 整備や必要な支援を行います。

＜数値目標＞

【県独自の目標】

把握する状況	現状値	目標値
神奈川県障害者スポーツサポーターの累計 養成者数 ※毎年度80人を見込む	623人 (2016～2022 年度)	1,183人 (2016～2029 年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

把握する状況	現状値	目標値
【レクリエーション活動等支援事業:9206】 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施 箇所数	1箇所 (2022年度)	1箇所 (2026年度)

コラム

かながわパラスポーツの推進

神奈川県では、「誰もがそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能、及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツをする、観る、支えること」を『かながわパラスポーツ』と定め、様々な取組を推進しています。

例えば、「かながわパラスポーツ」の普及推進のため、市町村や団体と連携し、障害の程度や状態にかかわらず、すべての人がともにスポーツを楽しむイベント「かながわパラスポーツフェスタ」を開催しているほか、県立スポーツセンター（藤沢市善行）において、パラスポーツ教室を開催するとともに、パラスポーツ用具を貸し出しています。

こうしたことで、障害の程度や状態にかかわらず、すべての人がスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、スポーツを通じた共生社会の実現を目指しています。

《かながわパラスポーツフェスタの様子》



◀ 左は「車いすバスケットボール」
回転性能の高い競技用車いすを使用し、競技を行う。



右は「ボッチャ」▶
障害によりボールを投げられなくても、ランプオペレーターとランプ（勾配具）のサポートで参加ができる。



かながわけん
神奈川県
しょうがいしゃ
障がい者スポーツのウェブサイト

おわりに

【今後の課題と展望】

本計画は総論の冒頭に記載したとおり、「障害者が個人として尊重され、一人ひとりが自己決定のもとで、自分らしく、自らが希望する生活を送ることができるとともに、障害を越えて様々な可能性が大切にされ、さらには、障害の種別や程度に捉われず、誰もが喜びを感じることでできる地域共生社会を、全ての県民で実現していく」といった、条例が掲げる理念のもと、わが県の障害福祉施策の再出発のための指針となることを目的として策定しました。

県が目指す地域共生社会とは、2006（平成18）年に国連により採択された、障害者の人権や基本的自由を守るために定められた障害者権利条約が目指す社会の実現と、目標を同じにするものです。

地域共生社会に係る施策を効果的に推進するためには、これに係る全ての主体が、自らを「地域共生社会を築き上げるひとつの要素である」という意識を強く持つことが重要であり、県では特に、2022（令和4）年の条例の公布以降、この地域共生社会の実現に向けた意識を高め、取組みを進めていますが未だ道半ばです。

2022（令和4）年8月に実施された障害者権利委員会による対日審査及び、同年9月に採択・公表された総括所見においても、障害者の脱施設化や自立生活への支援、インクルーシブ教育の推進、精神障害者の非自発的入院や隔離・拘束に関する法制度等の見直しなど、これまでわが国が整備してきた既存のしくみに対しての大きな転換が求められており、障害福祉を取り巻く社会のあり方は新たな局面にあります。

このような情勢のなか、県では「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」の考えの下、障害者に係る取組みについて、当事者の立場で意見を発信できる場として、神奈川県障害者施策審議会に、障害当事者のみで構成する「障害当事者部会」を設置しました。本計画に当たっての意見は勿論のこと、今後も本計画の進捗の評価などを行っていきます。

また、本計画策定の過程では、県が特に推進する意思決定支援や地域移行支援、すべてのライフステージに応じた切れ目ない支援のほか、医療・保健、地域づくり、教育、様々な余暇活動や生涯学習など、皆様から様々な分野の施策に対して、多くのご意見をいただきました。現時点においても、可能な限り、これらを踏まえ計画を策定していますが、本計画に盛り込めきれないものもあり、今後に向けた早急の課題として対応が求められているものと認識をしています。

いただいた貴重なご意見の一つひとつを真摯に受け止め、誰もが同じ社会を目指せるよう、引き続き県全体で取組みを推進します。

最後に、計画策定の経過で、県に寄せられた意見のうち、各論では掲載しきれなかったものについて、一部ですが紹介します。これらの貴重な声を埋もれさせることなく、引き続き障害福祉に係る施策の更なる推進を図ります。

【計画策定に当たって寄せられた意見の一部】

意見の種類	関連する項目	意見の内容
共生社会の理念の普及	総論	「共生社会」は障害分野だけで進むものではない。全庁的な課題であると思うし、更に言えば全県・全国的な規模で、進めていくべきもの。社会がこれを納得し、理解しなくては、進んでいけない難しい問題で、どう進めるかが課題。
障害当事者の考え方	総論	今は「障害者本人」と「障害者を支える家族」、「支援者」とそれぞれを分けて考えることも重要な時期だが、どちらも「障害と共に歩む当事者」である。いずれは、すべての人が「当事者」になってくるのか。この辺りを深める必要がある。
評価・見直し	総論	条例を具体化したものがこの計画であるならば、計画の見直しとともに条例の見直しについても考えていくべきだと思う。「計画ができたから計画のみで進める」としないしてほしい。
地域生活への移行	3(2)	地域移行先はグループホームだけではない。様々な生活の形態がある。地域移行の進め方、好事例などを整理し、発信してほしい。
福祉の研究(評価・分析)	4(1)	福祉業界も分析・評価が重要。アウトリーチで、生活のしづらさを早い段階でキャッチすることに取り組んでほしい。
福祉の研究(評価・分析)	4(1)	強度行動障害の方への支援は大きな課題。現場の職員は諦めてしまい、自分の感覚で支援している人もいる。支援事例などのデータを共有し、エビデンスに基づいてどう支援するかを研究していくことが必要。
医療の提供	4(3)	医療機関のうち、特にリハビリテーション機能を持つ医療機関については地域間の格差が大きく不便を感じている。どこで生活していても、身近で必要な医療が受けられる体制を整えてほしい。
支援者への支援	4(6)	制度が現場に追いついていないと感じることが多くある。現場では、職員のボランティア精神で乗り越えていることも多く、負担は大きい。国への要望だけではなく、県として対処していくことは出来ないかも考えてほしい。
まちづくり	5(1)	障害の特性ごとに生活しやすいグループホームを作してほしい。(視覚障害者・聴覚障害者専用のグループホームなど)

まちづくり	5(1)	レジやバスの無人化など、社会は「自動化」「効率化」へ進んでいるが、障害者にとって、必ずしも便利になるものばかりではない。社会から取り残される不安が常にあり心配がある。
障害当事者の雇用	6(2)	就労したい気持ちはあるが、障害者雇用に積極的な企業が見つからない。もっと積極的に障害者雇用を掲載してほしい。
障害の理解	7(2)	様々な窓口で障害者手帳の提示することによる利用料の減免は以前に比べ増えており、社会参加がし易くするための取組みは増えてきている。一方で、無人窓口が増えており、この場合は電話申請となるが、聴覚障害等により電話が出来ず、減免が受けられない等といったケースもある。体制整備と障害の理解はセットで進めてほしい。
障害当事者の主体的な活動	7(3)	ヘルスキーパーなど、障害の経験を生かして、職員の未病や健康維持に関する取組みを、県が率先して進めてほしい。
教育	8(1)	医療的ケアが必要な子どもは保育園や幼稚園、小学校に通いたくても、看護師の確保ができない等の理由で通学の受け入れを断られることも少なくない。当たり前の療育・教育が受けられる環境を整えて欲しい。
教育	8(1)	障害当事者が、自らの権利を自らで主張することも大変重要。自ら合理的配慮等を求める力を養うためには、まずは自身を理解し、自身に納得するための教育も必要となる。
余暇活動	9(1)	障害者は、障害の程度・状態によっては、年間の計画を立て、体調調整、乗り物に乗る練習をしたりと、多くの課題と目標に向けた努力が必要になることが多い。1人で出かけられるサービスや、旅行に行きやすい環境が出来たらいい。
余暇活動	9(1)	障害の種別・状態などによって「気軽に」という表現は変わってくる。障害当事者が、障害のない人・障害の程度が軽い人の「気軽に」と同じような感覚で、街に出て、お洒落をして、気軽に楽しめる環境が出来てほしい。
余暇活動	9(1)	「生涯学習」は、国の障害者基本計画にも、その内容が盛り込まれている。県の施策としても、今後、推進してほしい。
意見聴取の方法	その他	行政は関連団体を通じて、当事者の声を聞くことが多いと思うが、今後、より多くの意見を聞いていくというのならば、団体に属していない障害者の声をどう聞かかが重要ではないか。

しりょう
資料

Ⅰ. 数値目標、活動指標

(Ⅰ) 県独自の目標

実施した施策の進捗状況や達成状況の度合いを測るための目標値です。

本計画は、厚生労働省の基本指針で数値目標が定められている障害福祉計画を包含していますが、条例に基づく基本計画であることから、県独自の目標を設定しています。

はしら ばんごう こうもく はあく じょうきょう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	2029	たんどうか 担当課 りやく （略）
Ⅰ-Ⅰ-（Ⅰ）						
ぎやくたい かん べん ごし ほうてき じょうげんかいすう かい 虐待に関する弁護士による法的な助言回数（回）	5	10	12	14	18	しょうふく 障福
Ⅰ-Ⅰ-（Ⅱ）						
けんみん ちょうさ しょう りゆう さべつ へんけん 県民ニーズ調査における障がい理由とする差別や偏見 があると思うと回答する方の割合（％）	78.7	75	70	65	50	しょうふく 障福
しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい せっち しょうそんすう 障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数 （市町村）	23	-	-	-	33	しょうふく 障福
Ⅰ-Ⅰ-（Ⅲ）						
い し けつてい じえんけんしゅう るいけい ねんど じゅうしやすう にん 意思決定支援研修の累計（2020年度から）受講者数（人） （障害福祉サービス事業者の従業者等）	2,012	3,320	3,970	4,620	6,570	きょうせい 共生
Ⅰ-2-（Ⅰ）						
グループホームの職員に対して支援技術や人権意識の 向上を図る研修（障害者グループホームサポートセンター 事業）の修了者数（人）	234	200	200	200	200	しょう 障サ
きょうどうどうししょうがいしえんしやようせいけんしゅう き そ けんしゅう じぎょう 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業の 修了者数（人）	692	770	770	770	770	しょう 障サ
きょうどうどうししょうがいしえんしやようせいけんしゅう じっせんけんしゅう じぎょう 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業の 修了者数（人）	147	150	150	150	150	しょう 障サ
しょうがいほけん ふくし じゅうじ しょういん たいしやう かながわけん 障害保健福祉に従事する職員を対象とした神奈川県リハ ビリテーション支援センターにおける研修回数（回）	2	2	2	2	2	いりやう 医療
いりやうてき じ どう ようせいけんしゅう るいけい 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計（2018 年度から）修了者数（人）	64	84	94	104	134	しょうふく 障福
かくたんきゅういんどうけんしゅうじぎょうけんしゅう じゅうしやすう にん 喀痰吸引等研修事業研修の受講者数（人）	261	280	280	280	280	しょうふく 障福
Ⅰ-2-（Ⅱ）						
じゅうしやうしんしんしょうがいじしやせつどう かん ごし たいしやう せんもんてき 重症心身障害児者施設等の看護師を対象とした専門的 研修の修了者数（人）	21	20	20	20	20	しょう 障サ
かんごがくせい かんごしどう たいしやう ふくしげんば かんご 看護学生や看護師等を対象とした福祉現場における看護 に関する普及啓発研修の修了者数（人）	216	500	500	500	500	しょう 障サ

はしら ばんごう こうもく はあく じょうきょう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	2029	たんどうか 担当課 （略）
Ⅱ-3-（1）						
そうだんし えん じぎょうしょ そうだんし えん せんもんいん じつにんずう にん 相談支援事業所における相談支援専門員の実人数（人）	1,584	1,785	1,893	2,006	2,380	しょうふく 障福
サービス等利用計画作成済みの人数（障害者）（人）	64,569	70,239	73,258	76,406	86,688	しょうふく 障福
サービス等利用計画作成済みの人数（障害児）（人）	37,753	46,968	52,387	58,432	81,082	しょうふく 障福
そうだんし えん せんもんいん しょうがい とうりようけいかくとうさくせいりつ 相談支援専門員による障害サービス等利用計画等作成率 （障害者）（％）	62.0	63.5	65.6	67.6	73.4	しょうふく 障福
そうだんし えん せんもんいん しょうがい とうりようけいかくとうさくせいりつ 相談支援専門員による障害サービス等利用計画等作成率 （障害児）（％）	34.6	34.2	34.8	35.2	36.0	しょうふく 障福
そうだんし えん せんもんいん い しげっていし えん とう かつよう 相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用し た研修の累計受講者数（人）	160	260	310	360	510	しょうふく 障福
そうだんし えん じぎょうしよ そうすう か しよ 相談支援事業所総数（箇所）	654	704	729	754	829	しょうふく 障福
Ⅱ-4-（1）						
しょうがいふくし ほうしゅう しょうぐかいぜんか さん とどけで 障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする 事業所・施設の割合（％）	86.1	87	88	89	95	しょう 障サ
Ⅱ-4-（3）						
せいしんびょうしやう にゅういんじゅうやう かんじゃすう にん 精神病床における入院需要（患者数）（人）	11,670	11,681	11,555	11,429	11,051	しつ が疾
ほうもんしんりやう じっし しんりようじよ びやういんすう か しよ 訪問診療を実施している診療所・病院数（箇所）	1,452 (R3)	1,452 いじょう 以上	〃	〃	〃	いりやう 医療
ほうもん し か しんりやう じっし しんりようじよ びやういんすう か しよ 訪問歯科診療を実施している診療所・病院数（箇所）	1,420 (R3)	1,420 いじょう 以上	〃	〃	〃	いりやう 医療
しょうがいじしやにゆうしよせつ ていきてき し か けんしん じっしりつ 障害児者入所施設における定期的な歯科検診の実施率 （％）	77.5 (2020)	ぜんねんど 前年度 ひさう 比増	〃	〃	〃	けんぞう 健増
なんびやういりやうきやうりよくびやういん せつちすう か しよ 難病医療協力病院の設置数（箇所）	26	29	29	29	31	しつ が疾
Ⅱ-4-（4）						
ペアレントトレーニングを実施している市町村数（市町村）	12	—	—	—	33	しょうふく 障福
いりやうてき じざいたく し えん じぎょう じっし しやうそんすう 医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村数 （市町村）	—	6	8	10	16	しょうふく 障福
しょうがいじしやにゆうしよせつ にゅうしよ しょうがいになど せいじんき 障害児入所施設に入所する障害児等が成人期にふさわし い環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の 場の開催数（回）	3	2	2	2	2	しょう 障サ
ほいくしとう けんしゅう かか しょうがいじほいく かん 保育士等キャリアアップ研修に係る障害児保育に関する 研修の累計（2017年度から）修了者数（人）	8,717	11,220	12,270	13,320	16,470	じ ぜ 次世
なんちやうじし えん かん かんけいきかん じゆんかいし えん けんすう けん 難聴児支援に関する関係機関への巡回支援の件数（件）	—	26	27	28	31	しょうふく 障福
Ⅱ-4-（5）						
しょうがいじとう りやうけんすう けん 障害児等メディカルショートステイの利用件数（件）	—	121	130	139	167	しょうふく 障福
じゅうしやうしんしんしょうがいじしや ひとり あ へいさんし えん かいすう かい 重症心身障害児者への1人当たりへの平均支援回数（回）	2.3	3	3	3	3	しょうふく 障福

はしら ばんごう こうもく はあく じようきよう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	2029	たんだうか 担当課 りやく （略）
Ⅱ-4-（6）						
ほじょじぎょう かつよう どうにゆう じぎょうしやとう かず かしよ 補助事業を活用してロボットを導入した事業所等の数（箇所）	8	2	2	2	2	しょう 障サ
ほじょじぎょう かつよう きき どうにゆう じぎょうしやとう かず かしよ 補助事業を活用してICT機器を導入した事業所等の数（箇所）	24	15	15	15	15	しょう 障サ
Ⅲ-5-（1）						
えんじょ はいりよ ひつよう かつ 援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の 認知度（％）	65.6	70	72	74	80	しょうふく 障福
しかくしょうがいしやようふ か そうち たいおうがたしんごうき どう 視覚障害者用付加装置（バリアフリー対応型信号機）等の 整備数（箇所）	10	10	10	10	10	けんけい 県警
Ⅲ-5-（2）						
しゅわこうしゅうかい るいけいじっしじぎょうしやう かしよ 手話講習会の累計実施事業所数（箇所）	222	302	342	382	502	ちふく 地福
でんわ るいけいどうろくけんすう けん 電話リレーサービスの累計登録件数（件）	1,030	1,210	1,250	1,280	1,340	しょうふく 障福
らいつせんたーの としよぞうかすう てんじとしよ ろくおんとしよおよ ライトセンターの図書増加数（点字図書、録音図書及び 拡大図書）（タイトル数）（冊）	769	750	750	750	750	しょうふく 障福
けんちやうかくしやうがいしやふくし しゅわつうやくしや はけんけんすう けん 県聴覚障害者福祉センターにおける手話通訳者の派遣件数（件）	233	240	240	240	240	障福
けんちやうかくしやうがいしやふくし しようやくひつきしや はけんけんすう けん 県聴覚障害者福祉センターにおける要約筆記者の派遣件数（件）	227	230	230	230	230	障福
Ⅲ-5-（3）						
ウェブアクセシビリティの いっかつけんしやう けいぞく ひじよう わる 一括検証で継続して「非常に悪い」、「悪い」と評価されるページ数（ページ）	1099	600	400	200	0	デジ
しょうがい りかい けんしよくいん たい けんしやう じゅこうしやうすう じん 障害への理解についての県職員に対する研修の受講者数（人）	1,375	1,380	1,400	1,420	1,480	しょうふく 障福
Ⅲ-5-（5）						
ひなんこうどうようしえんしや こべつひなんけいかく さくせい ちやくしゅ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成に着手した 市町村数（市町村）	24	28	32	33	—	ちふく 地福
Ⅲ-5-（6）						
しょうがいしやおよ しょうがいしや みまも ひと お しょうひしやきよういく かん 障害者及び障害者を見守る人向けの消費者教育に関する 講座等の開催数（回）	11	10	10	10	10	しょうひ 消費
Ⅲ-6-（1）						
しょうがいしや いたくくんれんしやうりやうしや しやうしよくりつ 障害者の委託訓練修了者における就職率（％）	38.1	55	55	55	55	さんじん 産人
しょうがいしやしよくぎやうのうりよくはいはつこう しやうりやうしや しやうしよくりつ 障害者職業能力開発校の修了者における就職率（％）	77.1	80	80	80	80	さんじん 産人
Ⅲ-6-（2）						
けん しょうがいしや こようりつ ち じ ぶきよく 県における障害者の雇用率（知事部局）（％）	2.81	3	—	—	—	じんじん 人事
けん しょうがいしや こようりつ きぎやうきよく 県における障害者の雇用率（企業局）（％）	2.98	3	—	—	—	きそう 企総
けん しょうがいしや こようりつ ぎかいきよく 県における障害者の雇用率（議会局）（％）	3.73	3	—	—	—	ぎそう 議総
けん しょうがいしや こようりつ きやういくきよく 県における障害者の雇用率（教育局）（％）	2.52	2.7	—	—	—	きやうそう 教総
けん しょうがいしや こようりつ けんけいほんぶ 県における障害者の雇用率（県警本部）（％）	2.91	3	—	—	—	けんけい 県警
しょうがいしやしやうろうしせつとう ぶつびんとう ちやうたつじつせきがく せんえん 障害者就労施設等からの物品等の調達実績額（千円）	180,304	—	—	—	—	しょうふく 障福
しやうろうけいぞくしえん がたじぎやうしよ げつがくへいきんこうちんがく えん 就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額（円）	15,795	—	—	—	—	しょうふく 障福

はしら ばんごう こうもく はあく じようきよう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	2029	たんどうか 担当課 りやく （略）
Ⅳ-7-（1）						
い しゃかい けんしやう にん ちど ともに生きる社会がながわ憲章の認知度（%）	39.5 (2023)	43	47	51	—	きようせい 共生
けんみん ちようさ しょうがいしゃ はいりよ こうどう ひと 県民ニーズ調査における障害者に配慮した行動をとる人 が増えたと思うと回答する方の割合（%）	45.7 (2023)	48	49	50	53	しょうふく 障福
Ⅳ-7-（2）						
さいけい けんみん ちようさ しょうがいしゃ りゆう さべつ 【再掲】県民ニーズ調査における障がい者を理由とする差別 や偏見があると思うと回答する方の割合（%）	78.7	75	70	65	50	しょうふく 障福
さいけい しょうがいしゃさべつかいしやうしえんちいききようぎかい せっち 【再掲】障害者差別解消支援地域協議会を設置した 市町村数（市町村）	23	—	—	—	33	しょうふく 障福
さいけい えんじよ はいりよ ひつよう かた 【再掲】援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマ ーク」の認知度（%）	66	70	72	74	80	しょうふく 障福
しょうがいしゃりかい きぎようむ こうざ るいけい ねんど 障害者理解のための企業向け講座の累計（2011年度か ら）受講者数（延べ人数）	7,427	7,860	8,100	8,340	9,060	しょうふく 障福
Ⅳ-7-（3）						
しょうがいてうじしゃ さんか じりつしえんきようぎかい けん けんいき 障害当事者が参加している自立支援協議会（県、圏域、 市町村の計55協議会）の割合（%）	65.5	—	—	—	100	しょうふく 障福
しょうがいしゃ さんか けん しんぎかいとう かいぎさう かいぎ 障害者が参加している県の審議会等の会議数（会議）	11	—	—	—	—	きようせい 共生
Ⅳ-8-（1）						
こべつ しどうけいかく さくせい ひつよう じどうとう じっさい 個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に 個別の指導計画が作成されている学校の割合（公立の幼・ 小・中・高等学校等を対象）（%）	99.6	100	100	100	100	とくし 特支
こべつ きよういくしえんけいかく さくせい ひつよう じどうとう 個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、 実際に個別の教育支援計画が作成されている学校の割合 （公立の幼・小・中・高等学校等を対象）（%）	95.5	100	100	100	100	とくし 特支
Ⅳ-8-（2）						
こうとうがっこう とうきやう しょう う せいとう じん 高等学校において通級による指導を受けている生徒数（人）	69	73	75	77	83	こうこう 高校
Ⅳ-9-（1）						
ねんれい しょう ひと ぶたいげいじゆつ 年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が舞台芸術 に参加し楽しめる「共生共創事業」の参加者（出演者、 観覧者等）満足度（%）	77.8	80	81	82	83	ぶんか 文化
しょうがいしゃだんたい おんがく えんげきとう はっぴようおよ さくひんてんじとう 障害者団体による音楽・演劇等の発表及び作品展示等を 実施する神奈川県障害者文化・芸術祭の参加団体数（団体）	12	ぜんねんど 前年度 いじょう 以上	//	//	//	しょうふく 障福
Ⅳ-9-（2）						
かながわけんしょうがいしゃ るいけいようせいさう じん 神奈川県障害者スポーツサポーターの累計養成数（人）	623	783	863	943	1,183	スポ

(2) 厚生労働省の基本指針に基づく成果目標

基本指針に即して設定する目標です。

はしら 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	たんとうか 担当課 りやく (略)
Ⅱ-3-(1)					
きかん 基幹相談支援センターを設置する市町村数(市町村)	24	—	—	33	しょうふく 障福
Ⅱ-3-(2)					
ねんど 2022年度末時点の施設入所者(4,617人)のうち 2026年度 まつ 末までに地域生活に移行する人の数(人)	—	—	—	463	しょう 障サ
(2022年度末時点の施設入所者の10%)					
ねんど 2022年度末時点の施設入所者(4,617人)に対する 2026 ねんどまつ 年度末までの減少数(人)	—	—	—	244	
(2026年度末時点の施設入所者の5.3%)					
Ⅱ-4-(2)					
ちい 地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可 のう) し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効 かてき 果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、 ねん 年1回以上運用状況を検証及び検討する市町村数(市町村)	—	—	—	33	しょう 障サ
きやうど 強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、 かんけい 関係機関が連携した支援体制の整備を進める市町村数(市町村)	—	—	—	33	
Ⅱ-4-(3)					
せいしん 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における へい 平均生活日数(日)	327.3 (2022)	328.5	329.1	329.7	しょうふく 障福 しつ が疾
せいしん 精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)(人)	3,710	3,607	3,484	3,362	
せいしん 精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)(人)	2,883	2,875	2,805	2,735	
せいしん 精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(入院後3か月 じてん 時点の退院率)(%)	60.1	61.5	65.2	68.9	
せいしん 精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(入院後6か月 じてん 時点の退院率)(%)	81.6	82.6	83.6	84.5	
せいしん 精神病床への入院後、早期に退院する人の割合(入院後1年 じてん 時点の退院率)(%)	89.4	90.4	90.7	91.0	
Ⅱ-4-(4)					
じどう 児童発達支援センターを設置する市町村数(市町村)	25	—	—	33	しょうふく 障福 しょう 障サ
しょうがい 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進す る体制の構築する市町村数(市町村)	6 (2023)	—	—	33	
じどう 児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等を活用し、 なん 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	かながわ 「神奈川県聴覚障害児早期支援体制整備推進協 議会」を設置したほか、「県聴覚障害者福祉セン ター」に中核機能を設置し、モデル事業を実施し ている。				しょうふく 障福
しんせい 新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた とりくみ 取組の推進					しょうふく 障福

はしら ばんごう こうもく はあく じようきよう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	たんとうか 担当課 （略）
おも じゅうしやうしんしんしやうがいじ しえん じどうはつたつしえんじぎやうしよ かくほ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保し ている市町村数（市町村）	17	—	—	33	しょう 障サ
おも じゅうしやうしんしんしやうがいじ しえん ほうかごとう じぎやうしよ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 を確保している市町村数（市町村）	26	—	—	33	しょう 障サ
いりやうてき じとう 医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村数（市町村）	11	—	—	33	しょうふく 障福
けん いりやうてき じとう 県における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数（人）	—	5	5	5	しょうふく 障福
しちやうそん いりやうてき じとう 市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数（人）	—	—	—	40	しょうふく 障福
Ⅲ-6-（1）					
しゅうろうい こうし えんじぎやうとう つう ねんどちやう いっぱんしゅうろう いこう 就労移行支援事業等を通じて2026年度中に一般就労に移行 する人の数（人）	2,099	—	—	2,470	しょうふく 障福
しゅうろうい こうし えんじぎやう いっぱんしゅうろうい こうしやすう にん うち就労移行支援事業の一般就労移行者数（人）	1,511	—	—	1,934	しょうふく 障福
しゅうろうけいぞくし えん がたじぎやう にん うち就労継続支援A型事業（人）	148	—	—	171	しょうふく 障福
しゅうろうけいぞくし えん がたじぎやう にん うち就労継続支援B型事業（人）	310	—	—	308	しょうふく 障福
しゅうろうい こうし えんじぎやうしよ しゅうろうい こうし えんじぎやうりやうしゅうりやうしや 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に 占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所の 割合（%）	—	—	—	50	しょうふく 障福
しゅうろうていちやくし えんじぎやう りやうしやすう にん 就労定着支援事業の利用者数（人）	1,998	2,934	3,362	3,648	しょうふく 障福
ち い き しゅうろうし えん きやうか こやう ふくしどう かんけい 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係 機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議会（就労 支援部会）等を設定して取組みを推進する。	—	—	—	取組の 推進	しょうふく 障福
しゅうろうていちやくし えんじぎやうしよ しゅうろうていちやくりつ いじやう じぎやうしよ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所 の割合（%）	—	—	—	25	しょうふく 障福

(3) 厚生労働省の基本指針に基づく活動指標

基本指針に即して設定する指標です。

はしら 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 実績	2024	2025	2026	担当課 （略）
Ⅱ-3-（1）					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施 回数（回）	114	178	180	199	障福
Ⅱ-4-（1）					
県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定 障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体 と共有する回数（回）	11	20	20	20	障サ
Ⅱ-4-（2）					
県内市町村における地域生活支援拠点等の合計（箇所）	—	—	—	33	障サ
県内市町村における地域生活支援拠点等のコーディネーター 配置人数の合計（人）	—	—	—	33	
県内市町村における地域生活支援拠点等における機能の充実 に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数の合計（回）	—	—	—	33	
Ⅱ-4-（3）					
市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 構築にかかる協議の場の設置数（箇所）	30	33	33	33	障福
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の 一年間の開催回数（回）	75	112	112	112	
協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の 関係者ごとの参加者数（人）	954	1,475	1,475	1,475	
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	23	35	35	36	
精神障害者の地域移行支援の年間の実利用者数（人）	115	166	175	187	
精神障害者の地域定着支援の年間の実利用者数（人）	74	123	130	140	
精神障害者の共同生活援助の年間の実利用者数（人）	2,896	2,970	3,163	3,363	
精神障害者の自立生活援助の年間の実利用者数（人）	61	119	121	125	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の年間の実利用者数（人）	456	514	547	580	
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（在宅）（人）	849	912	912	912	
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（障害福祉 施設）（人）	131	113	123	133	
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（介護施設）（人）	144	138	141	144	
Ⅱ-4-（4）					
神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数（回）	2	2	2	2	障福
県発達障害支援センターかながわA（エース）における相談件数（件）	1,816	1,866	1,891	1,916	

はしら ばんごう こうもく はあく じょうきよう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	たんとうか 担当課 りやく （略）
けんはったつしょうがいしえん およ はったつしょうがいしや 県発達障害支援センターかながわA（エース）及び発達障害者 ちいきしえん かんけいきかん じょうげんけんすう けん 地域支援マネジャーの関係機関への助言件数（件）（※）	206	270	302	334	しょうふく 障福
けんはったつしょうがいしえん およ はったつしょうがいしや 県発達障害支援センターかながわA（エース）及び発達障害者 ちいきしえん がいぶきかん ちいきじゆうみん けんしゅう けいはつけんすう けん 地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数（件）	33	34	34	34	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラ ム等の受講者数（保護者）（人）	—	711	724	737	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラ ム等の実施者数（支援者）（人）	—	176	180	189	
ペアレントメンターの人数（人）	66	73	74	83	
ピアサポートの活動への参加人数（人）	—	203	207	212	
Ⅲ-6-（Ⅰ）					
しせつ こうきようしよくぎょうあんていじょ ゆうどう にんずう にん 施設から公共職業安定所に誘導した人数（人）	1,986	か こ ねん じっせきち ぞうげん 過去3年の実績値では増減があ り、必ずしも増加するとは限らない ことから、2022年実績と同数を みこ 見込む			しょうふく 障福
いっばんしゅうろう にんずう にん うち一般就労した人数（人）	849				
しせつ しょうがいしやしゅうぎょう せいかつしえん ゆうどう にんずう にん 施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した人数（人）	249				
いっばんしゅうろう にんずう にん うち一般就労した人数（人）	54				
しせつりようしや しょうぎょうくねん じゅうこうしやすう にん 施設利用者の職業訓練の受講者数（人）	119				
いっばんしゅうろう にんずう にん うち一般就労した人数（人）	19				

（※）発達障害関連の助言件数についての設定の考え方

しんがた かんせんしやう しゆうそく しゃかいかつどう さいかい こんご もと すいじゆん
新型コロナウイルス感染症の収束による社会活動の再開にあわせて、今後ゆるやかに元の水準
もど みこ
に戻るものと見込みます。

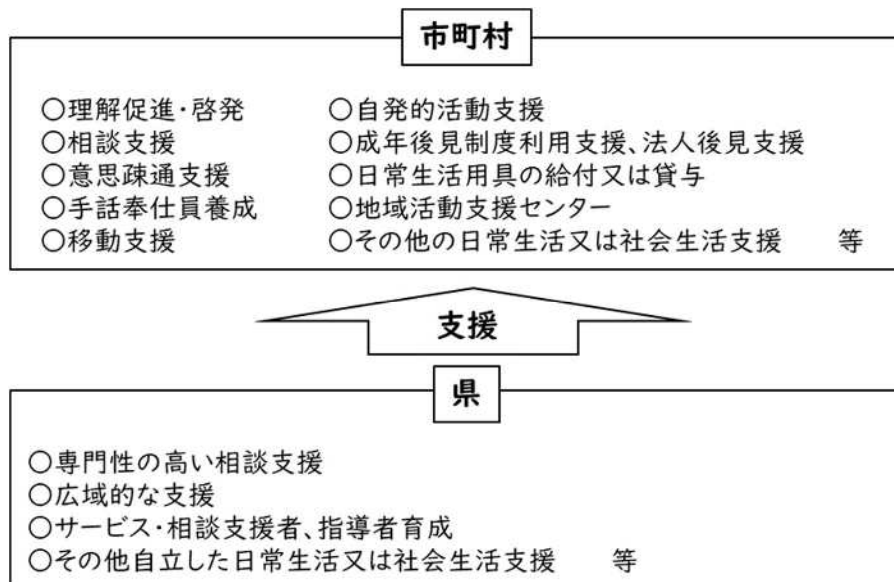
はったつしょうがいしえん およ へったつしょうがいしやちいきしえん おこな ちいきしえん
なお、発達障害支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの行う地域支援の
きのう やくわりとう はったつしょうがいしえん ふち なかい えん どりつ
機能・役割等については、発達障害支援センターが附置されている中井やまゆり園の独立
ぎやうせいほうじんかどう ふ ねんど みなお おこな もくひやうち さいせってい
行政法人化等を踏まえ、2029年度までには見直しを行い、目標値を再設定することとしま
す。

【所属名の略称一覧】

しよぞくめい りやくしやういちらん
デジタル戦略本部室（デジ）、人事課（人事）、消費生活課（消費）、文化課（文化）、スポ
ーツ課（スポ）、共生推進本部室（共生）、次世代育成課（次世）、地域福祉課（地福）、障害
サービス課（障サ）、医療課（医療）、健康増進課（健増）、がん・疾病対策課（が疾）、産業
じんざいか さんじん きぎやうきよくそうむしつ きそう ぎかいきよくそうむしつ ぎそう きやういくきよくそうむしつ きやうそう
人材課（産人）、企業局総務室（企総）、議会局総務室（議総）、教育局総務室（教総）、
こうこうきやういくか こうこう こ きやういくしえんか こきやう とくべつしえん きやういくか とくきやう けんけいほんぶ けんけい
高校教育課（高校）、子ども教育支援課（子教）、特別支援教育課（特教）、県警本部（県警）

2. 県の地域生活支援事業の見込量

- ・ 地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することにより、障害者の福祉の増進を図るとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- ・ 県は、地域生活支援事業の目的や「当事者目線の支援」の考え方等を踏まえ、市町村の地域生活支援事業との役割分担を図るとともに、市町村と連携しながら、障害者が直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な方に必要なサービスを提供していきます。
- ・ 各市町村の地域生活支援事業については、各市町村障害福祉計画で定められているほか、県の地域生活支援事業の内容は、各論の取組の方向性で記載しています。



はしら ばんごう こうもく はあく じょうきよう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	たんどうか 担当課 （略）
I-1-(1)					
けんりようご じっし しょうがいしゃぎやくたいぼうし けんりようごけんしゅう るいけい 権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の累計 (2013年度から)修了者数(人)	1,130	1,370	1,490	1,610	しょうふく 障福
にゅういんしゃほうもんしえんいん ほうもんかいすう かい 入院者訪問支援員の訪問回数(回)	—	60	90	95	しつ が疾
I-2-(1)					
さいけい けんりようご じっし しょうがいしゃぎやくたいぼうし けんりようごけんしゅう るいけい 【再掲】権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修 の累計(2013年度から)修了者数(人)	1,130	1,370	1,490	1,610	しょうふく 障福
かんりせきにんしゃけんしゅうおよ じどうはったつしえん かんりせきにんしゃき そ サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者基礎 研修の累計(2006年度から)修了者数(人) ※毎年度1,700人を見込む	9,906	13,306	15,006	16,706	しょう 障サ

はしら ばんごう こうもく はあく じょうきょう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	たんどうか 担当課 （略）
しょうがいしえんくぶん にていちょうさいんけんしゅう るいけい ねんど 障害支援区分認定調査員研修の累計（2014年度から） しゅうりょうしやう ねんど 修了者数（人） ※毎年度200人を見込む	2,021	2,421	2,621	2,821	しょう 障サ
きょうどこうどうしょうがいしえんしやうせいけんしゅう じへいけいこう じどう 強度行動障害支援者養成研修における自閉傾向にある児童への てきせつ しえん かか けんしゅう るいけい ねんど 適切な支援に係る研修の累計（2022年度から）受講者数（人） ※毎年度150人を見込む	135	435	585	735	しょう 障サ
しょうがいふくしそくだんいんけんしゅうかい かいさいかいしゅう かい 障害福祉相談員研修会の開催回数（回）	1	1	1	1	しょうふく 障福
けんはつしやうがいしえん しょういん かんけいきかん 県発達障害支援センターかながわA（エース）職員が関係機関の ちようせい けんどうかいぎどう さんか ちいき しえんたいせい じゅうじつ きょうりよく 調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した かいしゅう かい 回数（回）	154	180	180	180	しょうふく 障福
せいしんしょうがいしやかくぞくそくだんいんしやうせいけんしゅう かぞくそくだんいんこうしゅうかいかいさいしゅう かい 精神障害者家族相談員養成研修／家族相談員講習会開催数（回）	3	3	3	3	しつ が疾
Ⅱ-3-（1）					
そくだんしえんじゅうじしやけんしゅう しょにんしやけんしゅう げんにんけんしゅう しゅにんけんしゅう るいけい 相談支援従事者研修（初任者研修、現任研修、主任研修）の累計 （2006年度から）修了者数（人）	9,945	11,625	12,465	13,305	しょうふく 障福
そくだんしえんじゅうじしやとう しつ こうじやう せんもんせい きやうか けんしゅう 相談支援従事者等の質の向上や、専門性の強化のための研修 せんもん べつけんしゅう じゅうこうしやう ねん （専門コース別研修）の受講者数（人）	401	400	400	400	しょうふく 障福
かながわけんしょうがいしやじりつしえんきやうぎかい かいさいかいしゅう かい 神奈川県障害者自立支援協議会の開催回数（回）	2	2	2	2	しょうふく 障福
けんいきじりつしえんきやうぎかい かいさいかいしゅう かい 圏域自立支援協議会の開催回数（回）	10	10	10	10	しょうふく 障福
こうじのうきのうしょうがいしえんきやうぎかい せうだんしやう のべせうだんしやう ねん 高次脳機能障害支援普及事業における相談者数（延相談者数）（人）	1,762	2,000	2,400	3,000	しょうふく 障福
こうじのうきのうしょうがい さんかじんしゅう ねん 高次脳機能障害セミナー参加人数（人）	142	230	285	330	しょうふく 障福
Ⅱ-4-（1）					
していしやうがいふくし どうじぎやうしやう じぎやうしよ 指定障害福祉サービス等事業所数（事業所）	9,759	10,700	11,100	11,500	しょうふく 障福
いりやうがたたんきにやうしよじぎやうしよ しんきしていけんしゅう けん 医療型短期入所事業所の新規指定件数（件）	1	2	2	2	しょうふく 障福
しやかいできおおくんれんじぎやう じっしかしやう かしよ オストメイト社会適応訓練事業の実施箇所数（箇所）	17	8	8	8	しょうふく 障福
おんせいきのうしょうがいしやほうせいけんこうしゅうかい じっしかいしゅう かい 音声機能障害者発生訓練講習会の実施回数（回）	187	84	84	84	しょうふく 障福
きかんそくだんしえん れんらくかい かいさいかいしゅう かい 基幹相談支援センター連絡会の開催回数（回）	2	2	2	2	しょうふく 障福
しょうがいしやかいさんかすいしん こうしゅうかい じっしかいしゅう かい 障害者社会参加推進センターにおける講習会の実施回数（回）	11	6	6	6	しょうふく 障福
しんたいしょうがいしやほじょけん きやうふしやう ねん 身体障害者補助犬の給付者数（人）	3	5	5	5	しょうふく 障福
Ⅱ-4-（3）					
しょうがいしやし かしんりやう いちじ にじりやうたんとうしやけんしゅうさんかしやう ねん 障害者歯科診療における一次・二次医療担当者研修参加者数（人）	138	350	350	350	しょうふく 障福
けんしゅがいそくだんいんけんしゅう かいしゅう かい 県酒害相談員研修の回数（回）	1	1	1	1	しつ が疾
けんしゅがいそくだんいんちくべついつばんけんしゅうかい かいしゅう かい 県酒害相談員地区別一般研修会の回数（回）	20	20	20	20	しつ が疾
かぞくとう せいしんかきやうきやういりやう いそげんしゅう けん 家族等による精神科救急医療への移送件数（件）	414	397	397	397	しつ が疾
せいしんかきやうきやういりやうきやうきやうきやうきやう けん 精神科救急医療相談窓口受付件数（件）	8,471	9,000	9,000	9,000	しつ が疾
い びやうたいおくりよくこうじやうけんしゅう じゅうこうしやう せいれいしふく けん かかりつけ医うつ病対応力向上研修の受講者数（政令市含む県 全体）（人）	280	270	270	270	しつ が疾
しやうそん せいしんしやうかい たいおう ちいききやうかつ こうちく 市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築 にかかると協議の場の設置数（市町村）	30	33	33	33	しょうふく 障福
Ⅱ-4-（4）					
じへいしやうじしや たい せんもん いし かくじどうそくだんじよ はいち そくだん 自閉症児者に対する専門の医師を各児童相談所に配置し、相談 きのう きやうか かいしゅう かい 機能を強化した回数（回）	180	180	180	180	しょうふく 障福

はしら ばんごう こうもく はあく じょうきょう 柱の番号、項目（把握する状況）	2022 じっせき 実績	2024	2025	2026	たんとうか 担当課 りやく （略）
Ⅱ-4-（5）					
けんはったつしょうがいしゃしえん しゅさいけんしゅう かいさい 県発達障害者支援センターかながわA（エース）主催研修の開催 かいすう かい 回数（回）	1	1	1	1	しょうふく 障福
Ⅲ-5-（2）					
しゅわつうやくしや ようせいけんしゅうしゅうりょうしやう にん 手話通訳者の養成研修修了者数（人）	14	20	20	20	しょうふく 障福
ようやくひつきしや ようせいけんしゅうしゅうりょうしやう にん 要約筆記者の養成研修修了者数（人）	40	40	40	40	しょうふく 障福
もう しゃつうやく かいじょいん ようせいけんしゅうしゅうりょうしやう にん 盲ろう者通訳・介助員の養成研修修了者数（人）	20	30	30	30	しょうふく 障福
もう しゃつうやく かいじょいん はけんけんすう けん 盲ろう者通訳・介助員の派遣件数（件）	2,460	2,500	2,500	2,500	しょうふく 障福
しつごしょうむ い しそつうしえんしや ようせいけんしゅうしゅうりょうしやう にん 失語症向け意思疎通支援者の養成研修修了者数（人）	16	20	20	20	しょうふく 障福
しつごしょうむ い しそつうしえんしや はけんけんすう けん 失語症向け意思疎通支援者の派遣件数（件）	118	120	120	120	しょうふく 障福
らいけんしや はけん かん そくだん ちょうせいけんすう けん 来県者への派遣に関する相談・調整件数（件）	35	35	35	35	しょうふく 障福
えんかくしゅわつうやく りようけんすう けん 遠隔手話通訳サービス利用件数（件）	18	18	18	19	ちふく 地福
しゅわこうりゅうかい さんかしゃすう ちょうかくしょうがい にゅうようじおよ ほごしゃとう にん かい 手話交流会への参加者数（聴覚障害の乳幼児及び保護者等）（人/回）	59	60	60	60	ちふく 地福
しゅわこうりゅうかい さんかしゃすう ちょうかくしょうがい じどうおよ ほごしゃとう にん かい 手話交流会への参加者数（聴覚障害の児童及び保護者等）（人/回）	—	50	50	50	ちふく 地福
Ⅲ-5-（3）					
ちょうない しゅわつうやくしや せつちかしよ かしよ 庁内における手話通訳者の設置箇所（箇所）	1か所	1か所	1か所	1か所	しょうふく 障福
Ⅲ-5-（4）					
かながわしょうがいしゃ しえん かんれん ふく どうこう かながわ障害者IT支援ネットワーク（関連SNSも含む）への投稿 きじすう ほん 記事数（本）	53	50	50	50	しょうふく 障福
Ⅲ-6-（1）					
しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せつちすう かしよ 障害者就業・生活支援センターの設置数（箇所）	8	8	8	8	しょうふく 障福
Ⅲ-6-（2）					
かながわこうちん けんどうかい かいさいすう かい かながわ工賃アップ検討会の開催数（回）	2	2	2	2	しょうふく 障福
のうぎょうしや しょうがいふくし じぎょうしょうとう けんすう けん 農業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチング件数（件）	16	15	15	15	きょうせい 共生
Ⅳ-7-（2）					
ちいきこうりゅうかいかいさいすう かい 地域交流会開催数（回）	1	1	1	1	しつ が疾
こころ すいしんいん るいけいようせいしやすう にん 心のバリアフリー推進員の累計養成者数（人）	409	520	580	640	しょうふく 障福
ヘルプマークのポスター配布等の普及啓発	普及啓発の実施				しょうふく 障福
Ⅱ-7-（3）					
せいしんしょうがいしやち いきこう ちいきていやくしえん じぎょう 精神障害者地域移行・地域定着支援事業におけるピアサポーター とうろくしやすう じつにんずう 登録者数（実人数）	52	50	50	50	しょうふく 障福
Ⅳ-9-（2）					
きょうしつかいさいとうじぎょう じっしかしやすう かしよ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	スポ

※所属名の略称一覧

デジタル戦略本部室（デジ）、人事課（人事）、消費生活課（消費）、文化課（文化）、スポーツ課（スポ）、
 共生推進本部室（共生）、次世代育成課（次世）、地域福祉課（地福）、障害サービス課（障サ）、医療課（医療）、
 健康増進課（健増）、がん・疾病対策課（が疾）、産業人材課（産人）、企業局総務室（企総）、議会局総務室（議総）
 教育局総務室（教総）、高校教育課（高校）、子ども教育支援課（子教）、特別支援教育課（特教）、県警本部（県警）

3. 障害福祉サービスの見込量

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

【障害福祉サービス等について】

きょたくかいご 居宅介護	日常生活を営む上で支障のある障害者を対象に、安心して自宅で生活を送ることができるように提供される、生活の基本サービスです。ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害、若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時の介護を必要とする方を対象に、居宅において身体介護・家事援助・相談支援等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
どうこうえんご 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等、外出時に必要な援助を行います。
こうどうえんご 行動援護	知的障害や精神障害により、自分一人で行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害者が受けることのできる支援です。主に、外出する際、外出時の危険回避、外出の前後の着替えや移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
じゅうどしょうがいしゃどう 重度障害者等 包括支援	常時介護が必要で、意思疎通が難しい障害者を対象に、サービス利用計画に基づいて、居宅介護その他の複数のサービスを包括的に提供します。
せいかつかいご 生活介護	常に介護を必要とする障害者に対して、障害者支援施設等において、主に昼間に、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練)	障害者に対して、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力の維持向上のためのリハビリテーション等を提供します。
じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	障害者に対して、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などの支援を提供します。
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する令和7年10月から予定されている新たなサービスです。
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	就労を希望する原則として65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に提供されるサービスです。生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など、就職に必要な支援を行います。
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な障害者に対し、雇用契約を結んで働く場を提供します。あわせて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援も提供します。
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 B型	一般企業等での就労が困難な障害者に対し、生産活動その他の活動の機会を提供します。あわせて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援も提供します。

しゅうろうていちゃく 就労定着 しえん 支援	しゅうろういこうしえんとう りよう つうじょう じぎょうしょ あら こよう しょうがいしゃ しゅうろう けいぞく はか 就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るた め、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな うえ かくはん もんだい かん そうだん しどうおよ じよげんとう ひつよう しえん 日常生活、社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を おこな 行います。
りようようかいご 療養介護	びやういんとう にゆういん しょうがいしゃ たい しゅ ひるま きのうくんれん りようじょう かんり かんご 病院等に入院している障害者に対して、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、 いがくてきかんり もと かいご にちじょうせいかつじょう せわ おこな 医学的管理の下における介護や日常生活上の世話を行います。
たん きにゆうしよ 短期入所	じたく かいご ひと びょうき ばあい しょうがいしゃ しょうがいしゃしえんしせつ じどうふくししせつとう 自宅で介護をする人が病気の場合などに、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に たんきかん にゆうしよ にゆうよく はい しょうじょ かいご おこな 短期間入所してもらい、入浴、排せつ食事などの必要な介護を行います。障害者支援施設等で じっし ふくしがた びやういん しんりようじょう じっし いりようがた 実施する「福祉型」と、病院、診療所等で実施する「医療型」があります。
じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	きょたく せいかつ たんしんとう しょうがいしゃ たい ていきてき じゅんかいほうもんまた ずいじ たいおう きょたく 居宅で生活する単身等の障害者に対して、定期的な巡回訪問又は随時の対応により、居宅での じりつ にちじょうせいかつ いとな うえ もんだいとう ほあく ひつよう じょうほうていききょう じよげんおよ そうだんなら かんけい 自立した日常生活を営む上での問題等を把握し、必要な情報提供、助言及び相談並びに関係 きかん れんらくちようせいとう じりつ せいかつ いとな ひつよう しえん おこな 機関との連絡調整等、自立した生活を営むために必要な支援を行います。
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助	しゅ やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にゆうよく はい また しょうじ 主として夜間や休日に、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談、入浴、排せつ又は食事 の介護その他の日常生活上の支援を行います。 かいご た にちじょうせいかつじょう しえん おこな
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	しせつ にゆうしよ しょうがいしゃ たい しゅ やかん にゆうよく はい しょうじ かいご にちじょう 施設に入所した障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護や、日常 せいかつじょう しえん おこな 生活上の支援を行います。
していけいかくそうだん 指定計画相談 しえん 支援	りようしえん ①サービス利用支援 しょうがいふくし どう しんせい かか しきゅうけつていまえ どうりようけいかくあん さくせい しきゅうけつていご 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後 じぎょうしゃとう れんらくちようせいとう おこな どうりようけいかく さくせい おこな に事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 けいぞく りようしえん ②継続サービス利用支援 しきゅうけつてい どう りようじょうきょう けんしやう おこな じぎょうしゃとう れんらくちようせい 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整 などを行います。 おこな
ちいきいこうしえん 地域移行支援	しょうがいしゃしえんしせつ せいしんかびやういんとう たいしよ たいいん しょうがいしゃ たい ちいきいこうしえんけいかく さくせい 障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院する障害者に対し、地域移行支援計画の作成、 そうだん ふあんかいしやう がいしゆつ どうこうしえん じゅうきょかくほ かんけいきかん ちようせいとう おこな 相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
ちいきていちゃく 地域定着 しえん 支援	たんしんとう せいかつ しょうがいしゃ たい じょうじ れんらくたいせい かくほ きんきゅうじ ひつよう しえん おこな 単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保して、緊急時には必要な支援を行 います。 ます。

【しょうがいじしえん 障害児支援について】

じどうはったつしえん 児童発達支援	じどうはったつしえん じどうはったつしえん 児童発達支援事業所や児童発達支援センターにおいて、主として未就学の障害児を通所させ て、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の付与等の訓練を行います。 にちじょうせいかつ きほんてきどうさ しどう ちしき ぎのう ふよう くんれん おこな
ほうかごとう 放課後等デイ サービス	がっこうつうがくちゅう しょうがいじ つうしよ ほうかご なつやす どう ちようききゅうがちゅう せいかつのうりよくこうじょう 学校通学中の障害児を通所させて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上 のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の くんれんとう けいぞくてき ていきやう しょうがいじ じりつ そくしん ほうかごとう 居場所づくりを行います。 いばしよ おこな
きょたくほうもんかた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	じゅうど しょうがいどう じどうはったつしえんとう う がいしゆつ いちじる こんなん じどうとう 重度の障害等により、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童等の きょたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふよ しゅうだんせいかつ てきおう 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応する くんれんおよ た ひつよう しえん おこな ための訓練及びその他必要な支援を行います。

ほいくしょうほうもん 保育所等訪問 しえん 支援	ほいくしょう かよ しょうがいじ かよ さき しせつとう ほうもん しょうがいじおよ ほいくしょう 保育所等に通う障害児について、通い先の施設等を訪問し、障害児及び保育所等のスタッフに たい しゅうだんせいかつ てきおう せんもんでき しえん しえん ほうほうとう しどうとう おこな 対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
ふくしがたしょうがいじ 福祉型障害児 にゅうしよしえん 入所支援	しょうがいじ にゅうしよ ほ ご にちじょうせいかつ しどうとう おこな 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導等を行います。
いりょうがたしょうがいじ 医療型障害児 にゅうしよしえん 入所支援	しょうがいじ にゅうしよ ほ ご にちじょうせいかつ しどうとう おこな ちりょう おこな 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行います。
しょうがいじそだん 障害児相談 しえん 支援	①障害児支援利用援助 しょうがいじつうしよしえん しんせい かか しきゅうけつていまえ しょうがいじしえん りょうけいかくあん さくせい しきゅうけつていご 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に じぎょうしゃとう れんらくちようせいとう おこな しょうがいじしえん りょうけいかく さくせい おこな 事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ②継続障害児支援利用援助 しきゅうけつてい どう りょうじょうきょう けんしやう おこな じぎょうしゃとう れんらくちようせい 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整 おこな などを行います。

けんないししょうそん しょうがいふくしけいかく すうち しゅうけい けいかくきかんちゅう かくねんど していしょうがい
県内市町村の障害福祉計画の数値を集計し、計画期間中の各年度における指定障害
ふくし していけいかくそだんしえん およ してい いきそだんしえん しゅるい ひつよう りょう み こ
福祉サービス、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
なら していしょうがいじつうしよしえん していしょうがいじにゅうしよしえん およ していしょうがいじそだんしえん しゅるい
並びに指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援の種類ごと
みこみりょう しめ
のサービス見込量を示します。

みこみりょう しちようそん りょうじつせき こんご りょうよそくとう かんあん
この見込量は、市町村がこれまでのサービス利用実績や、今後の利用予測等を勘案し、
み こ すうち しゅうけい すうち げんそく けんぜんたい げつ あ
見込んだ数値を集計したものです。数値については、原則として県全体における1か月当た
りょう りょう み こ かくねんど みこみりょう たい じつせき はあくりょう せつてい
りの総量を見込んだものであり、各年度の見込量に対する実績の把握量として設定していま
けいかくそだんしえん とういちぶ かくねんど かくつぎ へいきんち みこみりょう
すが、計画相談支援等一部のサービスについては、各年度における各月の平均値を見込量
せつてい しょうがいじにゅうしよしえん じどうそだんじょ しょかん
として設定しているものもあります。また、障害児入所支援については、児童相談所を所管
かながわけん せいれいしていと し ちゅうかくし りょう み こ
する神奈川県、政令指定都市、中核市で量を見込んでいます。

じかんぶん げっかん ていぎょうじがふ
「時間分」： 月間のサービス提供時間
にんにちぶん げっかん りょうじんいん り つき あ へいきんりょうにつう さんしゅつ
「人日分」： 「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出される
りょう にん つき へいきん にちりょう りょう
サービス量（たとえば10人が月に平均して20日利用できるサービス量は
にんにちぶん
200人日分となります。）
にんぶん げっかん りょうしやすう してい いきそだんしえん ねんかん じつりょうしやすう
「人分」： 月間の利用者数（ただし、指定地域相談支援は、年間の実利用者数）

くに きほんししん けいぞくにゅうしよしゃ ちいせいけいかつこう かか せいこもくひょう
また、国の基本指針においては、継続入所者については、地域生活移行に係る成果目標、
みこみりょう たいしやう のぞ
サービス見込量などの対象から除くこととされています。

ほんけん ふくしがたしょうがいじにゅうしよせつ しょうがいじしせつ い じ
しかし、本県においては、すべての福祉型障害児入所施設が「障害児施設として維持」を
せんたく けいぞくにゅうしよしゃ しちようそん しょうがいふくし どう
選択していることから、継続入所者についても、市町村において、障害福祉サービス等のサ
みこみりょう かんあん すうち せつてい
ービス見込量に勘案して数値を設定しています。

けんぜんたい しょうがいふくし とく みこみりょう
【県全体の障害福祉サービス等のサービス見込量】

げつ あ みこみりょう
(1か月当たりの見込量)

サービス種別	2022年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度
ア 訪問系サービス				
きょたくかいご 居宅介護	262,741時間	276,644時間	285,794時間	295,318時間
	14,263人	15,036人	15,494人	15,952人
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	183,738時間	234,589時間	264,876時間	299,249時間
	974人	1,220人	1,364人	1,526人
どうこうえんご 同行援護	38,326時間	40,874時間	42,192時間	43,591時間
	1,799人	1,880人	1,941人	2,010人
こうどうえんご 行動援護	27,227時間	37,110時間	41,496時間	46,633時間
	1,354人	1,855人	2,093人	2,374人
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつ 重度障害者等包括 支援	0時間	8時間	8時間	18時間
	0人	1人	1人	2人
イ 日中活動系サービス				
せいかつかいご 生活介護	370,293人日	382,646人日	393,993人日	404,853人日
	20,313人	20,760人	21,281人	21,780人
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	1,203人日	1,916人日	1,974人日	2,053人日
	89人	129人	134人	139人
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	17,375人日	17,397人日	18,383人日	19,398人日
	1,057人	1,098人	1,184人	1,275人
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	—	—	346人	404人
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	59,672人日	65,922人日	69,223人日	72,710人日
	3,370人	3,695人	3,864人	4,047人
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	36,049人日	47,027人日	49,688人日	52,484人日
	1,874人	2,431人	2,554人	2,682人
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	236,449人日	259,260人日	273,101人日	288,238人日
	14,408人	15,677人	16,564人	17,465人
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	1,998人	2,934人	3,362人	3,739人
りょうようかいご 療養介護	862人	906人	931人	960人
ふくしがたたんきにゅうしょ 福祉型短期入所	17,310人日	20,084人日	21,485人日	23,057人日
	2,954人	3,696人	3,960人	4,250人
いりょうがたたんきにゅうしょ 医療型短期入所	2,253人日	3,137人日	3,333人日	3,580人日
	505人	626人	655人	691人

サービス種別	2022年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度
ウ 居住系サービス				
自立生活援助	96人	176人	181人	185人
共同生活援助	12,271人	13,557人	14,320人	15,124人
施設入所支援	4,636人	4,582人	4,540人	4,482人
エ 指定計画相談支援				
指定計画相談支援	24,270人	30,661人	34,808人	39,351人
オ 指定地域相談支援（※年間の実利用者数の見込み）				
地域移行支援	58人	95人	107人	123人
地域定着支援	68人	98人	108人	119人

【県全体の障害児支援のサービス見込量】（1か月当たりの見込量）

サービス種別	2022年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度
ア 障害児通所支援				
児童発達支援	115,755人日 12,285人	130,773人日 14,066人	140,514人日 15,090人	151,116人日 16,192人
放課後等デイサービス	304,681人日 23,171人	361,399人日 28,927人	392,909人日 31,400人	426,934人日 34,051人
居宅訪問型児童発達支援	148人日 30人	272人日 57人	437人日 64人	570人日 67人
保育所等訪問支援	2,440人日 1,624人	3,248人日 2,414人	4,176人日 2,798人	5,416人日 3,279人
イ 障害児入所支援				
福祉型障害児入所支援（※）	488人	552人	559人	567人
医療型障害児入所支援（※）	160人	185人	191人	197人
ウ 障害児相談支援				
障害児相談支援	7,227人	8,858人	11,048人	12,039人

（※）児童福祉法第27条第1項第3号の措置による入所を含む。

4. 障害保健福祉圏域ごとの目標値等

(1) 2026年度の成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (単位:人)

障害保健福祉圏域	(基準) 2022年度末 現在の施設 入所者数(A)	【目標値】 2026年度末 までの地域生活 移行者数(B)	2026年度末の施設 入所者数の見込 (C)	【目標値】 施設入所者の 減少見込 (A)-(C)
横浜	1,364	82	1,295	69
川崎	524	32	524	0
相模原	348	21	330	18
横須賀・三浦	483	12	468	15
湘南東部	407	21	392	15
湘南西部	581	45	547	34
県央	568	36	542	26
県西	342	28	321	21
合計	4,617	277	4,419	198
比率	100%	6%	96%	4%

注:県が「当事者目線の支援」を実施し、県立施設を「通過型施設」とすること等により、地域生活移行者数は、独自に地域生活への意向を目指す186人を除き、施設入所者の減少見込は、独自に施設入所者の減少を目指す46人を除きます。

イ 福祉施設の利用者の一般就労への移行

障害保健福祉圏域	(基準) 2021年度に福祉施設から 一般就労へ移行した人数	【目標値】 2026年度に福祉施設から 一般就労へ移行する人数
横浜	883	1,131
川崎	303	366
相模原	128	164
横須賀・三浦	116	152
湘南東部	152	187
湘南西部	108	148
県央	197	263
県西	55	59
合計	1,942	2,470
比率	100%	127%

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護のサービス見込量

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みこみりよう サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間 にんずう 人数	136,113 8,048	141,612 8,521	144,444 8,768	147,333 9,023	
かわさき 川崎	じかん 時間 にんずう 人数	30,205 1,410	32,953 1,471	34,326 1,501	35,700 1,531	
さがみはら 相模原	じかん 時間 にんずう 人数	30,672 1,121	35,755 1,300	38,604 1,399	41,680 1,507	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間 にんずう 人数	18,419 915	17,188 904	17,413 908	17,648 912	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間 にんずう 人数	14,880 949	15,336 1,006	15,708 1,040	16,093 1,074	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間 にんずう 人数	7,412 545	8,571 566	9,257 580	10,057 595	
けんおう 県央	じかん 時間 にんずう 人数	16,743 863	16,609 815	17,183 829	17,743 842	
けんせい 県西	じかん 時間 にんずう 人数	8,297 412	8,620 453	8,859 469	9,064 468	
ごうけい 合計	じかん 時間 にんずう 人数	262,741 14,263	276,644 15,036	285,794 15,494	295,318 15,952	

(イ) 重度訪問介護のサービス見込量

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みさみりよう サービス見込量			
		ねんと 2022年度	ねんと 2024年度	ねんと 2025年度	ねんと 2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間	121,680	160,642	184,577	212,079	
	にんずう 人数	665	858	974	1,107	
かわさき 川崎	じかん 時間	20,648	24,574	26,537	28,501	
	にんずう 人数	139	150	155	160	
さがみはら 相模原	じかん 時間	14,928	19,078	21,569	24,384	
	にんずう 人数	33	42	48	54	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間	3,843	4,614	4,955	5,311	
	にんずう 人数	36	43	47	51	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間	7,658	8,080	8,484	8,961	
	にんずう 人数	39	43	45	47	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間	4,026	4,763	5,214	5,767	
	にんずう 人数	15	18	21	25	
けんおう 県央	じかん 時間	8,472	10,338	10,998	11,659	
	にんずう 人数	36	54	61	67	
けんせい 県西	じかん 時間	2,486	2,500	2,542	2,587	
	にんずう 人数	11	12	13	15	
ごうけい 合計	じかん 時間	183,738	234,589	264,876	299,249	
	にんずう 人数	974	1,220	1,364	1,526	

(ウ) 同行援護のサービス見込量

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
よこはま 横浜	時間	15,020	15,626	15,939	16,258	
	人数	793	851	881	913	
かわさき 川崎	時間	7,920	8,704	8,847	8,991	
	人数	279	289	293	298	
さがみはら 相模原	時間	3,634	4,358	4,773	5,227	
	人数	130	147	156	165	
よこすか みうら 横須賀・三浦	時間	2,206	2,363	2,468	2,577	
	人数	121	121	124	128	
しょうなんとうぶ 湘南東部	時間	2,745	2,902	2,986	3,074	
	人数	139	150	154	158	
しょうなんせいぶ 湘南西部	時間	2,325	2,594	2,742	2,894	
	人数	133	140	144	149	
けんおう 県央	時間	3,181	3,116	3,216	3,329	
	人数	133	112	118	126	
けんせい 県西	時間	1,297	1,211	1,221	1,241	
	人数	71	70	71	73	
ごうけい 合計	時間	38,326	40,874	42,192	43,591	
	人数	1,799	1,880	1,941	2,010	

(エ) 行動援護のサービス見込量

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
よこはま 横浜	時間	13,249	18,447	21,767	25,686	
	人数	681	976	1,170	1,401	
かわさき 川崎	時間	7,214	8,994	9,186	9,378	
	人数	384	490	501	511	
さがみはら 相模原	時間	1,636	3,805	4,185	4,603	
	人数	51	102	112	123	
よこすか みうら 横須賀・三浦	時間	750	832	913	1,010	
	人数	42	48	51	54	
しょうなんとうぶ 湘南東部	時間	952	951	978	1,006	
	人数	69	76	78	80	
しょうなんせいぶ 湘南西部	時間	1,018	1,336	1,539	1,766	
	人数	40	52	59	67	
けんおう 県央	時間	2,358	2,679	2,837	3,073	
	人数	82	104	110	120	
けんせい 県西	時間	51	66	91	111	
	人数	5	7	12	18	
ごうけい 合計	時間	27,227	37,110	41,496	46,633	
	人数	1,354	1,855	2,093	2,374	

(オ) 重度障害者等包括支援のサービス見込量

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たん 単位	りようじっせき 利用実績	みせみりよう サービス見込量			
		ねんと 2022年度	ねんと 2024年度	ねんと 2025年度	ねんと 2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間	0	0	0	0	
	にんずう 人数	0	0	0	0	
かわさき 川崎	じかん 時間	0	0	0	0	
	にんずう 人数	0	0	0	0	
さがみはら 相模原	じかん 時間	0	0	0	0	
	にんずう 人数	0	0	0	0	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間	0	0	0	0	
	にんずう 人数	0	0	0	0	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間	0	8	8	8	
	にんずう 人数	0	1	1	1	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間	0	0	0	0	
	にんずう 人数	0	0	0	0	
けんおう 県央	じかん 時間	0	0	0	0	
	にんずう 人数	0	0	0	0	
けんせい 県西	じかん 時間	0	0	0	10	
	にんずう 人数	0	0	0	1	
ごうけい 合計	じかん 時間	0	8	8	18	
	にんずう 人数	0	1	1	2	

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護のサービス見込量 (単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たん 単位	りようじつせき 利用実績	みこみりよう サービス見込量			
		ねんと 2022年度	ねんと 2024年度	ねんと 2025年度	ねんと 2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間	140,753	141,361	145,531	149,700	
	にんずう 人数	8,526	8,482	8,732	8,982	
かわさき 川崎	じかん 時間	56,538	58,859	60,813	62,767	
	にんずう 人数	2,780	2,935	2,979	3,023	
さがみはら 相模原	じかん 時間	34,830	37,855	39,464	41,142	
	にんずう 人数	1,742	1,828	1,873	1,919	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間	33,954	36,581	38,382	39,641	
	にんずう 人数	1,806	1,913	1,981	2,020	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間	28,066	29,618	30,186	30,754	
	にんずう 人数	1,537	1,591	1,621	1,653	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間	27,179	28,557	28,890	29,226	
	にんずう 人数	1,418	1,453	1,485	1,520	
けんおう 県央	じかん 時間	32,540	32,917	33,454	33,955	
	にんずう 人数	1,669	1,695	1,725	1,754	
けんせい 県西	じかん 時間	16,433	16,898	17,273	17,668	
	にんずう 人数	835	863	885	909	
ごうけい 合計	じかん 時間	370,293	382,646	393,993	404,853	
	にんずう 人数	20,313	20,760	21,281	21,780	

(イ) 自立訓練（機能訓練）のサービス見込量

（単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数）

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みこみりよう サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間	456	826	826	826	
	にんずう 人数	30	42	42	42	
かわさき 川崎	じかん 時間	88	151	151	151	
	にんずう 人数	4	9	9	9	
さがみはら 相模原	じかん 時間	69	102	102	102	
	にんずう 人数	5	16	16	16	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間	154	181	193	193	
	にんずう 人数	11	12	13	13	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間	82	91	91	91	
	にんずう 人数	5	6	6	6	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間	99	198	204	210	
	にんずう 人数	6	14	14	14	
けんおう 県央	じかん 時間	197	269	289	323	
	にんずう 人数	21	19	21	23	
けんせい 県西	じかん 時間	58	98	118	157	
	にんずう 人数	7	11	13	16	
ごうけい 合計	じかん 時間	1,203	1,916	1,974	2,053	
	にんずう 人数	89	129	134	139	

(ウ) 自立訓練（生活訓練）のサービス見込量

（単位：人日分＝1か月当たりの延べ利用日数）

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みさかりょう サービス見込量			
		ねんと 2022年度	ねんと 2024年度	ねんと 2025年度	ねんと 2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間	8,011	6,638	6,913	7,189	
	にんずう 人数	488	410	427	444	
かわさき 川崎	じかん 時間	3,219	3,689	3,943	4,197	
	にんずう 人数	196	231	251	271	
さがみはら 相模原	じかん 時間	2,138	2,221	2,263	2,307	
	にんずう 人数	121	161	186	215	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間	1,055	1,443	1,654	1,896	
	にんずう 人数	70	84	91	98	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間	892	915	949	984	
	にんずう 人数	52	56	58	60	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間	620	854	954	1,053	
	にんずう 人数	33	45	50	55	
けんおう 県央	じかん 時間	1,245	1,373	1,418	1,479	
	にんずう 人数	86	94	102	113	
けんせい 県西	じかん 時間	195	264	289	293	
	にんずう 人数	11	17	19	19	
ごうけい 合計	じかん 時間	17,375	17,397	18,383	19,398	
	にんずう 人数	1,057	1,098	1,184	1,275	

(イ) 就労移行支援のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みさみりよう サービス見込量			
		ねんと 2022年度	ねんと 2024年度	ねんと 2025年度	ねんと 2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間 にんずう 人数	27,339 1,561	28,711 1,688	29,915 1,759	31,119 1,830	
かわさき 川崎	じかん 時間 にんずう 人数	10,113 522	11,556 572	12,278 596	12,999 621	
さがみはら 相模原	じかん 時間 にんずう 人数	4,587 262	5,341 317	5,764 348	6,219 383	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間 にんずう 人数	4,288 231	4,818 251	5,098 263	5,400 275	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間 にんずう 人数	4,634 269	5,527 315	5,670 322	5,814 330	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間 にんずう 人数	3,052 162	3,345 171	3,607 177	3,879 184	
けんおう 県央	じかん 時間 にんずう 人数	4,435 284	5,105 286	5,217 295	5,433 311	
けんせい 県西	じかん 時間 にんずう 人数	1,224 79	1,519 95	1,674 104	1,847 113	
ごうけい 合計	じかん 時間 にんずう 人数	59,672 3,370	65,922 3,695	69,223 3,864	72,710 4047	

(オ) 就労継続支援A型のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

しょうがいほけん 障害保健 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みさみりよう サービス見込量			
		ねんど 2022年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間 にんずう 人数	12,156 654	19,480 997	20,239 1,035	20,999 1,074	
かわさき 川崎	じかん 時間 にんずう 人数	6,818 341	6,968 390	7,125 398	7,281 406	
さがみはら 相模原	じかん 時間 にんずう 人数	4,712 243	6,231 310	7,165 350	8,240 395	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間 にんずう 人数	2,618 130	3,335 163	3,690 179	4,049 194	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間 にんずう 人数	1,887 106	2,342 126	2,353 127	2,365 127	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間 にんずう 人数	2,605 132	2,819 139	2,927 144	3,034 149	
けんおう 県央	じかん 時間 にんずう 人数	3,959 201	4,294 225	4,499 233	4,716 243	
けんせい 県西	じかん 時間 にんずう 人数	1,294 67	1,558 81	1,690 88	1,800 94	
ごうけい 合計	じかん 時間 にんずう 人数	36,049 1,874	47,027 2,431	49,688 2,554	52,484 2,682	

(カ) 就労継続支援B型のサービス見込量 (単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじせき 利用実績	みこまりよう サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間	83,354	91,993	96,320	100,647	
	にんずう 人数	5,145	5,361	5,613	5,866	
かわさき 川崎	じかん 時間	25,071	27,144	28,630	30,116	
	にんずう 人数	1,432	1,606	1,717	1,827	
さがみはら 相模原	じかん 時間	23,357	29,195	32,641	36,493	
	にんずう 人数	1,408	1,779	2,000	2,249	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間	17,023	17,558	18,013	18,475	
	にんずう 人数	1,043	1,097	1,128	1,159	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間	18,952	20,663	21,753	22,876	
	にんずう 人数	1,201	1,308	1,377	1,447	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間	24,121	25,130	26,107	28,092	
	にんずう 人数	1,451	1,527	1,589	1,651	
けんおう 県央	じかん 時間	29,042	31,499	32,770	34,099	
	にんずう 人数	1,788	1,987	2,090	2,190	
けんせい 県西	じかん 時間	15,529	16,078	16,867	17,440	
	にんずう 人数	940	1,012	1,050	1,076	
ごうけい 合計	じかん 時間	236,449	259,260	273,101	288,238	
	にんずう 人数	14,408	15,677	16,564	17,465	

(キ) 就労定着支援のサービス見込量 (単位:人分=利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みさみりよう サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	939	1,728	2,028	2,272	
かわさき 川崎	にん 人	298	323	349	374	
さがみはら 相模原	にん 人	144	198	232	272	
よこすか・みづうら 横須賀・三浦	にん 人	130	123	133	143	
しょうなんとうぶ 湘南東部	にん 人	158	192	205	219	
しょうなんせいぶ 湘南西部	にん 人	107	121	135	149	
けんおう 県央	にん 人	178	192	216	239	
けんせい 県西	にん 人	44	57	64	71	
ごうけい 合計	にん 人	1998	2,934	3,362	3,739	

(ク) 療養介護のサービス見込量 (単位:人分=利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんにん 単位	りようじっせき 利用実績	みさまりよう サービス見込量			
		ねんとど 2022年度	ねんとど 2024年度	ねんとど 2025年度	ねんとど 2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	308	308	308	308	
かわさき 川崎	にん 人	111	111	111	111	
さがみはら 相模原	にん 人	87	95	98	103	
よこすか みづうら 横須賀・三浦	にん 人	99	104	110	113	
しおづえんとうぶ 湘南東部	にん 人	58	61	61	62	
しおづえんせいぶ 湘南西部	にん 人	64	86	98	115	
けんおう 県央	にん 人	77	81	84	87	
けんせい 県西	にん 人	58	60	61	61	
ごうけい 合計	にん 人	862	906	931	960	

(ケ) 短期入所のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	サービス見込量			
		ねんと 2022年度	ねんと 2024年度	ねんと 2025年度	ねんと 2026年度	
よこはま 横浜	じかん 時間	6,358	7,950	8,100	8,250	
	にんずう 人数	1,122	1,590	1,620	1,650	
かわさき 川崎	じかん 時間	3,416	3,348	3,438	3,531	
	にんずう 人数	524	654	699	748	
さがみはら 相模原	じかん 時間	2,222	3,185	3,813	4,566	
	にんずう 人数	324	471	568	686	
よこすか みうら 横須賀・三浦	じかん 時間	1,818	1,952	1,975	1,996	
	にんずう 人数	394	424	429	434	
しょうなんとうぶ 湘南東部	じかん 時間	1,215	1,567	1,835	2,112	
	にんずう 人数	306	311	362	415	
しょうなんせいぶ 湘南西部	じかん 時間	1,839	1,986	2,145	2,368	
	にんずう 人数	305	310	326	343	
けんおう 県央	じかん 時間	2,119	2,451	2,613	2,804	
	にんずう 人数	369	415	443	476	
けんせい 県西	じかん 時間	576	782	899	1,010	
	にんずう 人数	115	147	168	189	
ごうけい 合計	じかん 時間	19,563	23,221	24,818	26,637	
	にんずう 人数	3,459	4,322	4,615	4,941	

障害保健 福祉圏域	単位	福祉型短期入所サービス見込量			医療型短期入所サービス見込量		
		2024年度	2025年度	2026年度	2024年度	2025年度	2026年度
よこはま 横浜	時間	5,800	5,900	6,000	2,150	2,200	2,250
	人数	1,160	1,180	1,200	430	440	450
かわさき 川崎	時間	3,098	3,181	3,267	250	257	264
	人数	589	630	673	65	69	75
さがみはら 相模原	時間	2,967	3,552	4,254	218	261	312
	人数	436	526	635	35	42	51
よこすか みうら 横須賀・三浦	時間	1,908	1,930	1,950	44	45	46
	人数	413	418	422	11	11	12
しょうなんとうぶ 湘南東部	時間	1,436	1,674	1,916	131	161	196
	人数	286	333	381	25	29	34
しょうなんせいぶ 湘南西部	時間	1,841	1,950	2,094	145	195	274
	人数	296	312	330	14	14	13
けんおう 県央	時間	2,302	2,454	2,628	149	159	176
	人数	382	407	436	33	36	40
けんせい 県西	時間	732	844	948	50	55	62
	人数	134	154	173	13	14	16
ごうけい 合計	時間	20,084	21,485	23,057	3,137	3,333	3,580
	人数	3,696	3,960	4,250	626	655	691

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みさみりよう サービス見込量			
		ねんど 2022年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	82	120	120	120	
かわさき 川崎	にん 人	1	7	7	7	
さがみはら 相模原	にん 人	5	9	9	9	
よこすか みうら 横須賀・三浦	にん 人	3	6	6	6	
しょうなんとうぶ 湘南東部	にん 人	0	17	17	17	
しょうなんせいぶ 湘南西部	にん 人	3	5	6	5	
けんおう 県央	にん 人	2	9	13	17	
けんせい 県西	にん 人	0	3	3	4	
ごうけい 合計	にん 人	96	176	181	185	

(イ) 共同生活援助（グループホーム）のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みさみりえう サービス見込量			
		ねんど 2022年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	5,452	5,800	6,000	6,200	
かわさき 川崎	にん 人	1,636	1,746	1,846	1,946	
さがみほら 相模原	にん 人	1,125	1,457	1,658	1,887	
よこすか みうら 横須賀・三浦	にん 人	879	992	1,052	1,116	
しょうなんとうぶ 湘南東部	にん 人	844	921	966	1,009	
しょうなんせいぶ 湘南西部	にん 人	805	941	1,016	1,092	
けんおう 県央	にん 人	1,048	1,184	1,244	1,315	
けんせい 県西	にん 人	482	516	538	559	
ごうけい 合計	にん 人	12,271	13,557	14,320	15,124	

(ウ) 施設入所支援（障害者支援施設における入所サービス）のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みこもりよう サービス見込量			
		ねんど 2022年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	1,364	1,330	1,313	1,295	
かわさき 川崎	にん 人	524	553	553	553	
さがみはら 相模原	にん 人	348	340	336	330	
よこすか みうら 横須賀・三浦	にん 人	483	478	477	473	
しょうなんとうぶ 湘南東部	にん 人	407	395	391	386	
しょうなんせいぶ 湘南西部	にん 人	595	590	579	570	
けんおう 県央	にん 人	573	560	557	547	
けんせい 県西	にん 人	342	336	334	328	
ごうけい 合計	にん 人	4,636	4,582	4,540	4,482	

エ 指定計画相談支援

指定計画相談支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みさみりょう サービス見込量			
		ねんど 2022年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	15,086	19,860	22,485	25,279	
かわさき 川崎	にん 人	2,512	2,939	3,077	3,229	
さがみはら 相模原	にん 人	711	1,180	1,298	1,427	
よこすか みうら 横須賀・三浦	にん 人	776	895	950	1,008	
しょうなんとうぶ 湘南東部	にん 人	2,701	3,171	4,301	5,626	
しょうなんせいぶ 湘南西部	にん 人	1,155	1,176	1,195	1,212	
けんおう 県央	にん 人	806	882	912	948	
けんせい 県西	にん 人	523	558	590	622	
ごうけい 合計	にん 人	24,270	30,661	34,808	39,351	

オ 指定地域相談支援

(ア) 地域移行支援の見込量

(単位:人分=年間の利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みこまりょう サービス見込量			
		ねんど 2022年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	25	25	25	25	
かわさき 川崎	にん 人	11	8	8	8	
さがみほら 相模原	にん 人	0	5	5	5	
よこすか みうら 横須賀・三浦	にん 人	10	17	20	23	
しょうなんとうぶ 湘南東部	にん 人	1	3	3	3	
しょうなんせいぶ 湘南西部	にん 人	2	7	9	9	
けんおう 県央	にん 人	6	20	26	36	
けんせい 県西	にん 人	3	10	11	14	
ごうけい 合計	にん 人	58	95	107	123	

(イ) 地域定着支援の見込量

(単位:人分=年間の利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじっせき 利用実績	みこみりよう サービス見込量			
		ねんど 2022年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	58	58	58	58	
かわさき 川崎	にん 人	4	8	8	8	
さがみほら 相模原	にん 人	1	2	2	2	
よこすか みうら 横須賀・三浦	にん 人	1	5	6	6	
しょうなんとうぶ 湘南東部	にん 人	0	2	3	4	
しょうなんせいぶ 湘南西部	にん 人	0	4	6	7	
けんおう 県央	にん 人	1	10	15	21	
けんせい 県西	にん 人	3	9	10	13	
ごうけい 合計	にん 人	68	98	108	119	

(3) 指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の見込量

ア 障害児通所支援

(7) 児童発達支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横浜	時間	58,588	61,300	63,600	65,900	
	人数	4,959	5,385	5,585	5,785	
川崎	時間	21,217	25,691	27,928	30,165	
	人数	2,452	2,867	3,074	3,281	
相模原	時間	7,474	11,640	14,527	18,129	
	人数	1,011	1,445	1,727	2,064	
横須賀・三浦	時間	4,209	4,865	5,256	5,680	
	人数	545	631	678	730	
湘南東部	時間	7,163	8,207	8,752	9,301	
	人数	846	973	1,040	1,106	
湘南西部	時間	5,489	5,836	6,076	6,326	
	人数	747	781	810	840	
県央	時間	8,800	10,279	11,248	12,332	
	人数	1,277	1,530	1,697	1,884	
県西	時間	2,815	2,955	3,127	3,283	
	人数	448	454	479	502	
合計	時間	115,755	130,773	140,514	151,116	
	人数	12,285	14,066	15,090	16,192	

(1) 放課後等デイサービスの見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横浜	時間	156,252	191,180	210,140	230,680	
	人数	9,886	12,100	13,300	14,600	
川崎	時間	42,758	51,578	55,988	60,398	
	人数	3,337	3,988	4,313	4,638	
相模原	時間	26,201	30,799	33,392	36,203	
	人数	2,180	2,635	2,897	3,185	
横須賀・三浦	時間	16,018	18,817	20,256	21,795	
	人数	1,579	1,851	2,000	2,161	
湘南東部	時間	17,711	19,591	20,681	21,815	
	人数	1,524	1,788	1,940	2,110	
湘南西部	時間	14,629	15,872	16,837	17,801	
	人数	1,528	1,659	1,745	1,831	
県央	時間	23,570	25,127	26,848	29,155	
	人数	2,528	4,204	4,471	4,761	
県西	時間	7,542	8,435	8,767	9,087	
	人数	609	702	734	765	
合計	時間	304,681	361,399	392,909	426,934	
	人数	23,171	28,927	31,400	34,051	

(ウ) 居宅訪問型児童発達支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横浜	時間	126	188	277	388	
	人数	21	30	35	35	
川崎	時間	6	20	20	20	
	人数	4	10	10	10	
相模原	時間	6	20	20	20	
	人数	2	2	2	2	
横須賀・三浦	時間	0	5	5	5	
	人数	0	2	2	2	
湘南東部	時間	0	16	20	25	
	人数	0	4	5	6	
湘南西部	時間	0	13	85	85	
	人数	0	4	5	5	
県央	時間	10	10	10	11	
	人数	3	5	5	5	
県西	時間	0	0	0	16	
	人数	0	0	0	2	
ごうけい 合計	時間	148	272	437	570	
	人数	30	57	64	67	

(イ) 保育所等訪問支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横浜	時間	1,698	2,083	2,633	3,333	
	人数	1,132	1,650	1,800	1,950	
川崎	時間	246	299	345	391	
	人数	172	205	236	268	
相模原	時間	217	469	746	1,187	
	人数	108	273	435	693	
横須賀・三浦	時間	56	72	81	90	
	人数	28	36	42	47	
湘南東部	時間	70	106	116	125	
	人数	54	74	80	86	
湘南西部	時間	56	86	102	118	
	人数	51	65	77	89	
県央	時間	86	103	120	136	
	人数	71	91	107	123	
県西	時間	11	30	33	36	
	人数	10	20	21	23	
ごうけい 合計	時間	2,440	3,248	4,176	5,416	
	人数	1,624	2,414	2,798	3,279	

イ 障害児入所支援

(ア) 福祉型障害児入所支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横浜市	人	158	190	190	190	
川崎市	人	51	53	53	53	
相模原市	人	48	45	45	45	
横須賀市	人	25	27	27	27	
県	人	206	237	244	252	
合計	人	488	552	559	567	

(イ) 医療型障害児入所支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績	サービス見込量			
		2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
横浜市	人	83	98	98	98	
川崎市	人	23	25	25	25	
相模原市	人	8	6	6	6	
横須賀市	人	8	9	9	9	
県	人	38	47	53	59	
合計	人	160	185	191	197	

ウ 障害児相談支援

障害児相談支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

しょうがいほけん 障害保健 ふくしけんいき 福祉圏域	たんい 単位	りようじつせき 利用実績	みこみりよう サービス見込量			
		ねんど 2022年度	ねんど 2024年度	ねんど 2025年度	ねんど 2026年度	
よこはま 横浜	にん 人	3,579	5,090	6,925	7,560	
かわさき 川崎	にん 人	576	200	200	200	
さがみはら 相模原	にん 人	334	505	621	763	
よこすか みうら 横須賀・三浦	にん 人	433	412	452	495	
しょうなんとうぶ 湘南東部	にん 人	555	641	688	737	
しょうなんせいぶ 湘南西部	にん 人	1,337	1,511	1,573	1,631	
けんおう 県央	にん 人	322	353	414	450	
けんせい 県西	にん 人	91	146	175	203	
ごうけい 合計	にん 人	7,227	8,858	11,048	12,039	

5. 神奈川県内における障害者支援施設等の一覧

総論（30ページ）で必要入所定員総数を定めている「障害者支援施設」と「障害児入所施設等」の2024（令和6）年3月1日現在の一覧です。各事業所の情報は、コラム（91ページ）に記載しているとおり「障害福祉情報サービスかながわ」で確認することができます。

NO	障害者支援施設	主たる対象者			定員	事業所所在地
		身体	知的	精神		
1	障害者支援施設 希望		知		60	横浜市鶴見区
2	シーダ日野学園		知		50	横浜市港南区
3	芹が谷やまゆり園		知		60	横浜市港南区
4	のばら園		知		50	横浜市保土ケ谷区
5	恵和青年寮		知		80	横浜市保土ケ谷区
6	たちほどがや	身			40	横浜市保土ケ谷区
7	てらん広場		知		70	横浜市保土ケ谷区
8	偕恵		知		40	横浜市旭区
9	しらねの里		知		40	横浜市旭区
10	光の丘		知		40	横浜市旭区
11	ホルツハウゼ		知		30	横浜市旭区
12	くるみ学園		知		20	横浜市旭区
13	航		知		50	横浜市金沢区
14	横浜市総合リハビリテーションセンター障害者支援施設	身			30	横浜市港北区
15	横浜らいず	身			60	横浜市港北区
16	花みずき		知		50	横浜市港北区
17	青葉メゾン		知		60	横浜市青葉区
18	東やまたレジデンス		知		40	横浜市都筑区
19	朝日塾		知		50	横浜市戸塚区
20	リエゾン 笠間	身			50	横浜市栄区
21	ソイル 栄		知		50	横浜市栄区
22	よこはまりバーサイド 泉	身			60	横浜市泉区
23	横浜市松風学園		知		51	横浜市泉区
24	泉の郷まつかぜ		知		36	横浜市泉区
25	障害者支援施設 川崎ラシクル	身	知	精	47	川崎市川崎区
26	桜の風	身	知		50	川崎市中原区
27	障がい者支援施設 みずさわ		知		80	川崎市宮前区

NO	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設	しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者			ていいん 定員	じぎょうしょよざいち 事業所所在地
		しんたい 身体	ちてき 知的	せいしん 精神		
28	かわさきし 川崎市れいんぼう川崎	しん 身			60	かわさきしみやまぐく 川崎市宮前区
29	かわさきしかきおがくえん 川崎市柿生学園		ち 知		60	かわさきしあそうく 川崎市麻生区
30	しゃふくほうじん 社福法人セイワ障害者支援施設(入所)つばき寮		ち 知		50	かわさきしあそうく 川崎市麻生区
31	ふじのくんぶう 藤野薫風		ち 知		60	さがみはらしみどりく 相模原市緑区
32	つくい 津久井やまゆり園		ち 知		60	さがみはらしみどりく 相模原市緑区
33	ふじの 藤野さつき学園		ち 知		40	さがみはらしみどりく 相模原市緑区
34	くりのみ くりのみ学園		ち 知		30	さがみはらしみどりく 相模原市緑区
35	リベルテ		ち 知		60	さがみはらしみどりく 相模原市緑区
36	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 相模福祉村 たんぽぽの家	しん 身	ち 知	せい 精	100	さがみはらしちゅうおうく 相模原市中央区
37	にじ 虹の家	しん 身	ち 知	せい 精	60	さがみはらしみなみく 相模原市南区
38	りよくふうえん さがみ緑風園	しん 身			72	さがみはらしみなみく 相模原市南区
39	じゅうどかながわあとほ 重度神奈川後保護施設	しん 身			60	よこすかし 横須賀市
40	かながわあとほ 神奈川後保護施設	しん 身			40	よこすかし 横須賀市
41	いちはん いちばん星		ち 知		56	よこすかし 横須賀市
42	せいこう 清光ホーム		ち 知		50	よこすかし 横須賀市
43	よこすか 横須賀ヘーメット		ち 知		40	よこすかし 横須賀市
44	うらがみだい シャローム浦上台	しん 身			52	よこすかし 横須賀市
45	みうら 三浦しらとり園		ち 知		88	よこすかし 横須賀市
46	きほうそう 貴峯荘	しん 身			40	ひらつかし 平塚市
47	しんわ 進和やましろホーム		ち 知		60	ひらつかし 平塚市
48	しんわ 進和あさひホーム		ち 知		60	ひらつかし 平塚市
49	しんわ はばたき進和		ち 知		40	ひらつかし 平塚市
50	ひらつか ソーレ平塚	しん 身			50	ひらつかし 平塚市
51	きほうそうしょうなん 貴峯荘湘南の丘	しん 身			52	ひらつかし 平塚市
52	かまくらせいわえん 鎌倉清和園		ち 知		50	かまくらし 鎌倉市
53	しょうなんきぼう 湘南希望の郷	しん 身			56	ふじさわし 藤沢市
54	しょうなん 湘南セシリア		ち 知		40	ふじさわし 藤沢市
55	しょうなん 湘南あおぞら		ち 知		40	ふじさわし 藤沢市
56	ほうあんふじみのさと		ち 知		30	おだわらし 小田原市
57	えいこうえん 永耕園		ち 知		75	おだわらし 小田原市
58	たけ 竹の子学園		ち 知		56	おだわらし 小田原市
59	ぬましろう よるべ沼代	しん 身	ち 知	せい 精	40	おだわらし 小田原市
60	すいへいせん 水平線	しん 身			50	ちがさきし 茅ヶ崎市

NO	しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設	しゅたいしやうしや 主たる対象者			ていいん 定員	じぎやうしよしよざいち 事業所所在地
		しんたい 身体	ちてき 知的	せいしん 精神		
61	にゆうどうぐも 入道雲		ち 知		50	ちがさきし 茅ヶ崎市
62	やまばとがくえん 学園		ち 知		60	はだのし 秦野市
63	はがくえん くず葉学園		ち 知		60	はだのし 秦野市
64	はだのせいかえん 秦野精華園		ち 知		60	はだのし 秦野市
65	ライフステージ・悠トピア		ち 知		60	はだのし 秦野市
66	まつしたえん 松下園		ち 知		40	はだのし 秦野市
67	たんざわ 丹沢レジデンシャルホーム	しん 身			56	はだのし 秦野市
68	きぼう おか 希望の丘はだの		ち 知		40	はだのし 秦野市
69	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人かながわ共同会		ち 知		100	あつぎし 厚木市
70	ななさわじりつしえん 七沢自立支援ホーム	しん 身			50	あつぎし 厚木市
71	かいあいいくりやう すぎな会愛育寮		ち 知		60	あつぎし 厚木市
72	さと すぎなの郷		ち 知		80	あつぎし 厚木市
73	あつぎせいかえん 厚木精華園		ち 知		110	あつぎし 厚木市
74	の ゆ り えん 野百合園		ち 知		50	あつぎし 厚木市
75	こうばいがくえん 紅梅学園		ち 知		80	あつぎし 厚木市
76	ななさわがくえん 七沢学園		ち 知		30	あつぎし 厚木市
77	あい もりがくえん 愛の森学園		ち 知		40	あつぎし 厚木市
78	ふくだ さと 福田の里		ち 知		50	やまとし 大和市
79	えん みどり園		ち 知		65	いせはらし 伊勢原市
80	いつばんかん アガベ壺番館	しん 身			60	ざまし 座間市
81	ほしやがくえん 星谷学園		ち 知		40	えびなし 海老名市
82	あしがらりやうごえん 足柄療護園	しん 身			60	みなみあしがらし 南足柄市
83	の さがみ野ホーム		ち 知		50	あやせし 綾瀬市
84	あやせ 綾瀬ホーム		ち 知		60	あやせし 綾瀬市
85	たかしえん カビーナ貴志園		ち 知		30	あやせし 綾瀬市
86	そしんがくいん 素心学院		ち 知		75	なかぐんおおいそまち 中郡大磯町
87	かながわけんりつなかい 神奈川県立中井やまゆり園		ち 知		122	あしがらかみぐんなかいまち 足柄上郡中井町
88	きよかわ 清川ホーム		ち 知		50	あいこうぐんきよかわむら 愛甲郡清川村
けい 計					4809	

NO	ふくしがたしょうがいじにゆうしょしせつ 福祉型障害児入所施設	しゅしょうがいしゅべつ 主たる障害種別	ていいん 定員	じぎょうしよしよざいち 事業所所在地
1	よこはまくんもういん 横浜訓盲院	もう 盲	50	よこはましなかく 横浜市中区
2	すみれえん すみれ園	ちてき 知的	30	よこはましほどがやく 横浜市保土ヶ谷区
3	ぶどうのみ ぶどうの実	ちてき 知的	30	よこはましあさひく 横浜市旭区
4	くるみがくえん くるみ学園	ちてき 知的	20	よこはましあさひく 横浜市旭区
5	ぼらいと・えき	ちてき 知的	50	よこはましいずみく 横浜市泉区
6	かわさきしちゅうおうりょういく 川崎市中央療育センター	ちてき 知的	50	かわさきしなかほらく 川崎市中原区
7	さがみはやぶさがくえん 相模はやぶさ学園	ちてき 知的	40	さがみはらしみなみく 相模原市南区
8	みうらえん 三浦しらとり園	ちてき 知的	36	よこすかし 横須賀市
9	かながわけんりつこじりつせいかつしえん 神奈川県立子ども自立生活支援センター	ちてき 知的	36	ひらつかし 平塚市
10	せいようがくえん 精陽学園	したい 肢体	50	ひらつかし 平塚市
11	わらべのもり わらべの杜	ちてき 知的	40	おだわらし 小田原市
12	こうみがくえん 光海学園	ちてき 知的	30	おだわらし 小田原市
13	こうさいがくえん 弘済学園	ちてき 知的	80	はだのし 秦野市
14	こうさいがくえんだいにじどうりょう 弘済学園第二児童寮	ちてき 知的	30	はだのし 秦野市
15	ななざわがくえん 七沢学園	ちてき 知的	30	あつぎし 厚木市
けい 計			602	

NO	いりょうがたしょうがいじにゆうしょしせつおよしていはったつしえんいりょうきかん 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関	ていいん 定員	じぎょうしよしよざいち 事業所所在地
1	こどもいりょうじゅうしんしんしょうがいじせつ こども医療センター重症心身障害児施設	40	よこはましみなみく 横浜市南区
2	こどもいりょうしたいふじゆうじしせつ こども医療センター肢体不自由児施設	50	よこはましみなみく 横浜市南区
3	よこはまりょういくいりょう 横浜療育医療センター	95	よこはましあさひく 横浜市旭区
4	よこはまいりょうふくしこうなん 横浜医療福祉センター港南	160	よこはましこうなんく 横浜市港南区
5	じゅうしんしんしょうがいじしやしせつ 重症心身障害児(者)施設サルビア	40	よこはましつるみく 横浜市鶴見区
6	じゅうしゅうじしやふくしいりょうしせつかわさき 重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	100	かわさきしあそうく 川崎市麻生区
7	さがみはらりょういくえん 相模原療育園	60	さがみはらしみなみく 相模原市南区
8	りょういくびょういんながたけ ワゲン療育病院長竹	40	さがみはらしみどりく 相模原市緑区
9	ライフゆう	55	よこすかし 横須賀市
10	かまくらりょういくいりょうちいはなその 鎌倉療育医療センター小さき花の園	72	かまくらし 鎌倉市
11	はこねびょういん 箱根病院	114	おだわらし 小田原市
12	たいようもんじゅうしゅうしんしんしょうがいじしやしせつ 太陽の門重症心身障害児(者)施設	50	おだわらし 小田原市
13	かながわびょういん 神奈川県病院	96	はだのし 秦野市
14	ななざわりょういくえん 七沢療育園	40	あつぎし 厚木市
けい 計		1,012	

6. 計画策定の主な経過

【県民意見等の反映】

▶ 条例及び条例に基づく基本計画策定に向けた意見交換

◎ 障害者団体等へのヒアリング（第1弾）

2023年2月21日～4月27日

▶ 条例に基づく基本計画素案に関する意見の募集

◎ 県民意見募集（パブリック・コメント）

2023年10月19日～11月24日

◎ 障害者団体等へのヒアリング（第2弾）※パブリック・コメントの意見として聴取

2023年11月20日～11月24日

意見の内訳	件数
総論に関するもの	37
大柱Ⅰ すべての人のいのちを大切にする取組みに関するもの	54
大柱Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組みに関するもの	61
大柱Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組みに関するもの	52
大柱Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組みに関するもの	50
資料（各数値）に関するもの	7
その他	32
計	293

意見の反映状況	件数
計画案に反映したもの （意見の趣旨を既に計画案に記載していた場合を含む）	72
計画案には反映していないが、意見のあった施策等は既に取り組んでいるもの	6
意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	178
計画に反映できないもの	0
その他（感想・質問等）	37
計	293

【神奈川県障害者施策審議会による計画策定の審議】

▶ 神奈川県障害者施策審議会

県では、障害者計画や障害福祉計画等の策定や改定、計画の進行管理、障害者施策の監視等について調査・審議するため、障害者基本法第36条に基づき都道府県及び指定都市が設置する執行機関の附属機関『神奈川県障害者施策審議会』を設置しています。



神奈川県障害者施策審議会の様子

開催日	開催回	計画策定に係る審議内容
2022年11月28日	第35回	条例に基づく基本計画の策定について
2023年3月14日	第36回	条例に基づく基本計画の骨子案について
2023年6月2日	第37回	条例に基づく基本計画の骨子案について
2023年9月5日	第38回	条例に基づく基本計画の素案について
2023年11月28日	第39回	条例に基づく基本計画の素案について
2024年2月13日	第40回	条例に基づく基本計画案について

▶ 神奈川県障害者施策審議会障害当事者部会

県では、当事者目線の障害福祉の実現に向け、障害当事者らが主体的に参画するとともに、障害者に係る施策等について、広く意見を聴取するため、神奈川県障害者施策審議会の部会として、『障害当事者部会』を設置しています。



神奈川県障害者施策審議会障害当事者部会の様子

開催日	開催回	計画策定に係る審議内容
2024年1月25日	第1回	条例に基づく基本計画の指標等について

かながわけんぎかい こうせいじょうにんいんかいおよ きょうせいしゃかいすいしんとくべついいんかい ほうこく
【神奈川県議会(厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会)への報告】

かいき 会期	ないよう 内容
ねんだい かいいていれいかい 2023年第2回定例会	こうせいじょうにんいんかいおよ きょうせいしゃかいすいしんとくべついいんかい じょうれい 厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に条例 もと きほんけいかくこっしあん ほうこく に基づく基本計画骨子案を報告
ねんだい かいいていれいかい ぜんはん 2023年第3回定例会(前半)	こうせいじょうにんいんかいおよ きょうせいしゃかいすいしんとくべついいんかい じょうれい 厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に条例 もと きほんけいかくそあん ほうこく に基づく基本計画素案を報告
ねんだい かいいていれいかい こうはん 2023年第3回定例会(後半)	こうせいじょうにんいんかいおよ きょうせいしゃかいすいしんとくべついいんかい じょうれい 厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に条例 もと きほんけいかくそあん ほうこく に基づく基本計画素案を報告
ねんだい かいいていれいかい 2024年第1回定例会	こうせいじょうにんいんかいおよ きょうせいしゃかいすいしんとくべついいんかい じょうれい 厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に条例 もと きほんけいかくあん ほうこく に基づく基本計画案を報告

しちょうそん れんけい
【市町村との連携】

じっしび 実施日	ないよう 内容
ねん がつ にち 2023年4月26日	しょうがいふくしけいかくどう さくてい かか しちょうそんたんどうしゃかいぎ きほん 障害福祉計画等の策定に係る市町村担当者会議において基本 ししんどう がいよう じょうれい もと きほんけいかく せつめい 指針等の概要や条例に基づく基本計画について説明
ねん がつ にち 2023年10月19日	けんないしちょうそんしょうがいふくししゅかんかちょう じょうれい もと きほんけいかくそあん 県内市町村障害福祉主管課長あて条例に基づく基本計画素案に いけんしょうかい ついて意見照会
ねん がつ にち 2023年12月25日	しょうがいふくしけいかくどう さくてい かか けんいきちようせいはいぎ せいれいし 障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議(政令市)において せい かもくひよう かつどうしひよう みこみりよう ちようせいどう じっし 成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
ねん がつ にち 2023年12月26日	しょうがいふくしけいかくどう さくてい かか けんいきちようせいはいぎ よこす かみうらけんいき 障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議(横須賀三浦圏域) せい かもくひよう かつどうしひよう みこみりよう ちようせいどう じっし において成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
ねん がつ にち 2023年12月27日	しょうがいふくしけいかくどう さくてい かか けんいきちようせいはいぎ けんおうけんいき 障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議(県央圏域)におい せい かもくひよう かつどうしひよう みこみりよう ちようせいどう じっし て成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
ねん がつ にち 2023年12月27日	しょうがいふくしけいかくどう さくてい かか けんいきちようせいはいぎ けんせいけんいき 障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議(県西圏域)におい せい かもくひよう かつどうしひよう みこみりよう ちようせいどう じっし て成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
ねん がつ にち 2024年1月9日	しょうがいふくしけいかくどう さくてい かか けんいきちようせいはいぎ しょうなんせいぶけんいき 障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議(湘南西部圏域)に せい かもくひよう かつどうしひよう みこみりよう ちようせいどう じっし おいて成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
ねん がつ にち 2024年1月10日	しょうがいふくしけいかくどう さくてい かか けんいきちようせいはいぎ しょうなんとうぶけんいき 障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議(湘南東部圏域)に せい かもくひよう かつどうしひよう みこみりよう ちようせいどう じっし おいて成果目標、活動指標、サービス見込量の調整等を実施
ねん がつ にち 2024年2月15日	しちょうそんしょう ぶくししゅかんかちょうかいぎ じょうれい もと きほん 市町村障がい福祉主管課長会議において条例に基づく基本 けいかくあん ほうこく 計画案を報告

【その他、県が主催する協議会等】

実施日	内容
2023年8月25日	第34回神奈川県自立支援協議会において条例に基づく基本計画骨子案を報告
2023年11月10日	令和5年度第1回神奈川県社会福祉審議会において条例に基づく基本計画素案を報告
2023年12月22日	第35回神奈川県自立支援協議会において条例に基づく基本計画素案を報告
2024年3月8日	令和5年度障がい者施策説明会（書面開催）において条例に基づく基本計画案を報告
2024年3月19日	第36回神奈川県自立支援協議会において条例に基づく基本計画案を報告
2024年3月22日	令和5年度第1回神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会において条例に基づく基本計画案を報告
2024年3月27日	令和5年度第2回神奈川県社会福祉審議会において条例に基づく基本計画案を報告

【庁内における会議等】

実施日	内容
2023年6月9日	令和5年度第1回神奈川県共生推進本部において条例に基づく基本計画骨子案を報告
2023年9月6日	令和5年度第2回神奈川県共生推進本部において条例に基づく基本計画素案を報告
2024年2月1日	令和5年度第5回神奈川県共生推進本部において条例に基づく基本計画案を報告

7. 障害福祉に係る法整備等の歴史

《障害福祉施策に関する主な法律等》

▶ 1970(昭和45)年:「心身障害者対策基本法」の施行

国の各省庁が所管する障害者関連の個別法律を指導する障害者施策に関する基本的な法律。のちに、1993(平成5)年には「障害者基本法」に改正されている。

▶ 2005(平成17)年:「発達障害者支援法」の施行

発達障害の定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて、一体的な支援を行う体制の整備など。

▶ 2006(平成18)年:「障害者自立支援法」の施行

身体障害、知的障害、精神障害の一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編など。

▶ 2006(平成18)年:「バリアフリー法」の施行

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障害者等が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など。

▶ 2006(平成18)年:「教育基本法」の全部改正

「教育の機会均等」に関する規定に、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など。

▶ 2007(平成19)年:「障害者権利条約」(障害者の権利に関する条約)に署名

障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置など。(2014(平成26)年1月批准)

▶ 2011(平成23)年:「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。社会モデルに基づく障害者の概念や、合理的配慮の理念、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者保護の追加など。

▶ 2012(平成24)年:「障害者虐待防止法」の施行

障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。

▶ 2012(平成24)年:「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行

従来の障害種別で分かれていた体系(給付)について、通所・入所の利用形態の別による一元化や、障害児相談支援の創設など。

▶ 2013(平成25)年:「障害者自立支援法」の一部改正、障害者総合支援法の施行

(※「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」に改正)

障害者の範囲に「難病患者等」を追加。この他、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。なお、一部、2014(平成26)年4月に施行。

▶ 2013(平成25)年:「障害者優先調達推進法」の施行

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることなど。

▶ 2014(平成26)年:「障害者権利条約」(障害者の権利に関する条約)を批准

障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置など。

▶ 2015(平成27)年:「精神保健福祉法の一部を改正する法律」の施行

(※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会に関する見直しなど。

▶ 2015(平成27)年:「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行

難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置など。

▶ 2016(平成28)年:「障害者差別解消法」の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進することなど。

▶ 2016(平成28)年:「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行

障害児のサービスに係る提供体制の計画的な推進(障害児福祉計画)の追加など。

▶ 2016(平成28)年:「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行

雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障となる事情を改善するために事業主が講ずべき合理的配慮など。

▶ 2018(平成30)年:「障害者文化芸術推進法」の施行

(※障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)

障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化すること、障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することなど。

▶ 2018(平成30)年:「バリアフリー法の一部を改正する法律」の施行

「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」の明確化、「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援の明記の追加など。

▶ 2019(令和元)年:「読書バリアフリー法」の施行

アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること、視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされることなど。

▶ 2020(令和2)年:「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の施行

電話リレーサービスの提供の業務を行う者の指定に関する制度及び当該指定を受けた者の当該業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する措置など。

▶ 2020(令和2)年:「バリアフリー法の一部を改正する法律」の施行

国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加、市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加など。

▶ 2021(令和3)年:「医療的ケア児支援法」の施行

(※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)

医療的ケア児等に関する相談支援や情報提供のほか、支援に関わる人材養成の必要性の規定など。

▶ 2022(令和4)年:「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行

障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、障害者でない者と同じ内容の情報を同一時点において取得できるようにすることの規定など。

▶ 2023(令和5)年:「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行

事業主の責務として障害者の職業能力の開発等が含まれることの明確化や、週所定労働時間が短時間の重度障害者や精神障害者の実雇用率への算定による、障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進等の追加など。

▶ 2024(令和6)年:「障害者総合支援法の一部を改正する法律」の施行

障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備など。

▶ 2024(令和6)年:「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行

児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化、障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体の明確化、22歳までの入所継続を可能とすることなど。

▶ 2024(令和6)年:「精神保健福祉法の一部を改正する法律」の施行

医療機関における虐待防止の措置の義務化、虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化、自治体の相談支援の対象の見直しなど。

▶ 2024(令和6)年:「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の施行

国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化など。

《^{けん}県における^{しょうがいふくし}障害福祉^{かん}施策に関する^{じょうれいとう}条例等》

▶ 2009(平成^{へいせい}21)年:「^{ねん}神奈川県^{かながわけん}みんなの^{まち}バリアフリー^{じょうれい}街づくり^{しこう}条例」施行

^{しょうがいしゃとう}障害者等が^{みづか}自らの^{いし}意思で^{じゆう}自由に^{いどう}移動し、^{しゃかいさんか}社会参加することができる^{バリアフリー}の^{まちづくり}まちづくりに^む向け、^{しょうがいしゃとう}障害者等に^{たい}対する^{けん}県、^{じぎょうしゃ}事業者、^{けんみん}県民の^{せきむ}責務、^{しょうがいしゃとう}障害者等の^{いけん}意見の^{はんえい}反映、^{しょうがいしゃとう}障害者等の^{りよう}利用に^{はいりよ}配慮した^{せいびきじゆん}整備基準の^{きてい}規定など。

▶ 2015(平成^{へいせい}27)年:「^{ねん}神奈川県^{かながわけん}手話^{しゅわ}言語^{ふきゅうとう}条例」施行

^{しや}ろう者と^{しやいがい}ろう者以外の^{もの}者が、^{たが}互いの^{じんけん}人権を^{そんちよう}尊重して^い意思疎通^{しそつう}を行^{おこな}いながら^{きょうせい}共生する^{ちいきしゃかい}ことのできる^{じつげん}地域社会を実現するため、^{しゅわ}手話の^{ふきゅうとう}普及等に関する^{かん}基本理念、^{きほんりねん}県の^{けん}責務や^{けんみん}県民、^{じぎょうしゃ}事業者の^{やくわり}役割、^{しゅわとう}手話等の^{ふきゅう}普及に関する^{かん}施策の^{しさく}総合的かつ^{そうごうてき}計画的な^{けいかくてき}推進など。

▶ 2016(平成^{へいせい}28)年:「^{ねん}ともに^い生きる^{しゃかい}社会^{けんしやう}かながわ^{さくてい}憲章」策定

^{けんりつしょうがいしゃしえんしせつ}県立障害者支援施設である「^{つく}津久井^{えん}やまゆり^{はっせい}園」で^{じけん}発生した^う事件を受け、このような^{じけん}事件が^{にど}二度と^く繰り返され^いないよう、^{しゃかい}ともに^{じつげん}生きる^{めざ}社会の実現を目指し^{さくてい}策定。

▶ 2021(令和^{れいわ}3)年:「^{ねん}当事者^{とうじしゃ}目線^{めせん}の^{しょうがいふくし}障害福祉^{せんげん}実現^{せんせい}宣言」宣誓

^{あら}新たな「^{つく}津久井^{えん}やまゆり^{えん}園」と「^{しせつ}芹が谷^{かいしよ}やまゆり^{あた}園」の^{あたら}2つの^{しせつ}施設の^{かいしよ}開所を^{あた}新しい^{しょうがいふくし}障害福祉の^いスタートと^{いちづ}位置付け、^{ちじ}知事から^{はっしん}発信した^{せんげん}宣言。
「^{しょうがいたうじしゃ}あなた(障害当事者)の^{こころ}心の^{こえ}声に^{かたむ}耳を^{たが}傾け、^{しょうがいたうじしゃ}お互い(障害当事者)とともに^{あゆ}歩む^{ひとびと}人々の^{こころ}心が^{かがや}輝くことを^{めざ}目指します」といった^{おも}思いが^こ込められている。

▶ 2023(令和^{れいわ}5)年:「^{ねん}神奈川県^{かながわけん}当事者^{とうじしゃ}目線^{めせん}の^{しょうがいふくし}障害福祉^{すいしんじょうれい}推進条例

～^いともに^{しゃかい}生きる^{めざ}社会^{しこう}を目指して～」施行

^{しょうがいたうじしゃ}障害当事者や^{しえんしゃ}支援者をはじめとした^{けんみん}県民と、^{ぎやうせい}行政(県や^{けん}市町村)、^{かんけいだんたいとう}関係団体等が^{いったい}一体となり、^{かながわけんせんたい}神奈川県全体で、^{とうじしゃめせん}「当事者目線の^{しょうがいふくし}障害福祉」に^{とく}取り組むために^{さくてい}策定された^{じょうれい}条例。

▶ 2023(令和^{れいわ}5)年:「^{ねん}神奈川県^{かながわけん}手話^{しゅわ}言語^{ふきゅうとう}条例」改正

2015(平成^{へいせい}27)年に^{しこう}施行となった^{どうじょうれい}同条例を^{かいせい}改正。「^{しゅわ}手話を使用する者」に関する^{せいり}整理や、^{しゅわ}手話の^{しゅとくとう}取得等について^{ついき}追記された。
また、「^{かながわけんとうじしゃめせん}神奈川県^{しょうがいふくし}当事者目線の^い障害福祉^{しゃかい}推進条例 ～^{めざ}ともに^{めざ}生きる^{めざ}社会を目指して～」の^{しゅし}趣旨の^{はんえい}反映、^{めいかくか}明確化が^{はか}図られた。

8. ともに生きる社会かながわ憲章

この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

神奈川県「ともに生きる社会かながわ憲章ポータルサイト」(県HP)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f535463/index.html>



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる

翔子



とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん 9. 当事者目線の障がい福祉実現宣言

こころ こえ みみ かたむ たが こころ かがや め ざ
～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～

わたし つかい えんじけん ひさん じけん に ど お
私たちは、津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさないために、これま
での障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換するこ
とを誓います。それは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障が
い福祉」です。

わたし ぎゃくたい ぜったい みと きょうど こうどうしょう かた たい まわ ひと
私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、周りの人や
自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、長時間、部屋に閉じ込めてお
く、車いすに縛り付けておく、安全安心のためにはやむをえないということで、これまではそん
な支援が当たり前のように行なわれていました。

しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わりました。「虐待」の
定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じような支援、すなわち「虐待」が続いて
いたのです。

それは県立施設においても例外ではありませんでした。県として、障がい者のみなさんに
対して、心からお詫びいたします。そんな支援を続けていた事業者は、みんな反省し、支援の
あり方を変えなければならないと私たちは思います。

「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であるまえに、人間です。
人間だからこそ、一人の人間として尊重されるのは当然の権利です。

私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考えます。なぜ、あな
たは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまうのでしょうか。もしかしたら、あなたは
自分の気持ちをうまく表せないだけかもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えて
いるに違いないと考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。

私たちはそんなあなたの心の声に一生懸命、耳を傾けます。あなたの思いを受け止め、
工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなたは安心してくれるに違いない。それが
私たちにとっても大きな喜びにつながるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉
です。

施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒に考え、み

んなで^{ささ}え、^{じゅんび}準備をする^ば場です。一生^{いっしょう}そこで^す過^ばごしていただく^ば場ではありません。あなたは
自分^{じぶん}の^す住む^{ばしょ}場所を^{じぶん}自分で^き決めることができます。

かつて、^{まわ}周りの^{ひと}人を^{きず}傷つけるからという^{りゆう}理由で、^へずっと^や部屋に^と閉じ込められていた^{ひと}人が、
「^{とうじしゃめせん}当事者^{しえん}目線^うの^い支援^い」を受けることになったことで、^い生き^い生きと^{はたら}働けるようになっていました。

^{しえん}支援^{かた}のあり方^かによって、^かこんなに^{きぼう}変わるんだ。それは^{ひかり}希望^{しえん}の^{ひろ}光^{しえん}でした。こういう^{ひろ}支援^{ひろ}が^{ひろ}拡が
って^{かなら}いけば、^{かなら}必ず^{とうじしゃめせん}や、「^{しえん}当事者^う目線^{しょう}の^{ふくし}障がい^{じつげん}福祉^{ちが}」は^{ちが}実現^{わたし}できるに^{わたし}違いないと、^{わたし}私^{わたし}たちは
^{かくしん}確信^{かくしん}しました。

どんな^{しょう}障がい^{ささ}があっても、^{あい}支え^{おも}あい、^{おも}愛^{かがや}と思^{かがや}いやり^{かがや}にあ^{かがや}ふれ、^{かがや}みんな^{かがや}の^{かがや}いの^{かがや}ちが^{かがや}輝^{かがや}く、「^{かがや}とも
に^い生きる^{しゃかい}社会^{じつげん}」を^{じつげん}実現^{ぜんりよく}するべく^つ全力^{しょう}を^{しょう}尽く^{しょう}すことを^{しょう}障がい^{とうじしゃ}当事者^{ふくしかんけいしゃ}、^{ふくしかんけいしゃ}福祉関係者^{ふくしかんけいしゃ}、^{ふくしかんけいしゃ}そして^{ふくしかんけいしゃ}すべて
の^{けんみん}県民^{みなさま}の^{ちか}皆^{ちか}様に^{ちか}誓^{ちか}います。

れいわ ねん がつ にち かながわけん ち じ くらいわゆうじ
令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治

かながわけん とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん けん
神奈川県 「当事者目線の障がい福祉実現宣言」 (県HP)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/tijisengen.html>



10. 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～（全文）

平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成28年10月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

県は、津久井やまゆり園の再生を進める過程において、利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまでは利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われてきたが、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付いた。

そして、障害者との対話を重ね、その思いに寄り添うために全力を注いだ。その結果、障害者一人一人の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心がかがやき、ともに生きる社会かながわ憲章の理念の下、全ての障害者が自立と社会参加をすることができるよう環境の整備が進められてきた。また、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備が行われ、平成26年には、障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備は、いまだ道半ばである。

そこで、令和3年11月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓った。

顧みると、我が国においては、昭和56年の国際障害者年を転機として、ノーマライゼーションの理念の下、全ての障害者が自立と社会参加をすることができるよう環境の整備が進められてきた。また、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備が行われ、平成26年には、障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備は、いまだ道半ばである。

私たちは、この現状に真摯に向き合い、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組を進めるべく、普遍的な仕組みを構築していかなければならない。

このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、その基本となる理念や原則を明らかにした、当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範として、ここに、この条例を制定する。

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、
県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するため
の基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって
障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らし
を実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生
社会の実現に資することを目的とする。

ていぎ
(定義)

- 第2条 この条例において「障害」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1
号に規定する障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。
- 2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者
一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要
な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される
障害者の福祉をいう。
- 3 この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること(以下「自己
決定」という。)が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及
び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。
- 4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合
支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11
項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第18項に規定する一般
相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第26項に規定する移動支援事業
を行う者、同条第27項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び
同条第28項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに児童福祉法(昭和
22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、
同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項に規定する
障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。

きほんりねん
(基本理念)

第3条 当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
い。

- (1) 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求する
ことができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること。

(4) 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること。

(5) 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること。

(6) 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものとする。

3 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

(障害福祉サービス提供事業者の責務)

第7条 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(基本計画に定める施策)

第9条 基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
- (3) 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
- (4) 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
- (5) 障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
- (6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策
- (7) 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- (8) 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
- (9) 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- (10) 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- (11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- (12) 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

(意思決定支援の推進)

第10条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

- 2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。
- 3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

しょうがいしゃ けんりようご
(障害者の権利擁護)

だい じょう しょうがいふくし ていきょうじぎょうしゃ しょうがいしゃ かぞく た かんけいしゃ じこう
第11条 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者(次項においてこれ
ら「関係者」という。)は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際して
しょうがいしゃ い し はんえい はいりよ
は、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。

2 かんけいしゃ しょうがいしゃ い し けていし えん う きぼう ばあい きぼう じゅうぶん
関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に
そんちよう えんかつ い し けていし えん う つと
尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたいどう きんし
(障害を理由とする差別、虐待等の禁止)

だい じょう なんにん しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたい た こじん そんげん
第12条 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を
がい こうい
害する行為をしてはならない。

しょうがい りゆう さべつ かん そうだん じょうげんどう
(障害を理由とする差別に関する相談、助言等)

だい じょう けん しょうがい りゆう さべつ かん ふんそう ぼうしまた かいけつ はか
第13条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができると
そうだんたいせい た ひつよう たいせい せいび
う、相談体制その他必要な体制を整備するものとする。

2 けん しょうがい りゆう さべつ かん そうだん う ひつよう おう つぎ かか そち
県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置
こう
を講ずるものとする。

- (1) そうだんしゃ たい じょうげん じょうほう ていきょうどう おこな
相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。
- (2) かんけいしゃ ひつよう じょうほう きょうゆうまた おこな
関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。
- (3) ほか ち ほうこうきょうだんたい つうち た れんらくちょうせい おこな
他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。

しゃかいてきしょうへき じょうきよ
(社会的障壁の除去)

だい じょう けん じむまた じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき しょうがい
第14条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(障害があ
る者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、
せいど かんこう かんねん た いっさい い か おな じょうきよ ひつよう むね い し
制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。)の除去を必要としている旨の意思
ひょうめい ばあい い し すいち しゃかいてきしょうへき
の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の
じょうきよ じっし ともの ふたん かじゅう ごうりてき はいりよ おこな つと
除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努める
ものとする。

2 じぎょうしゃ じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じょうきよ ひつよう
事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としてい
る旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、
しゃかいてきしょうへき じょうきよ じっし ともの ふたん かじゅう ごうりてき はいりよ
社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を
おこな つと
行うよう努めるものとする。

ぎゃくたいどう ぼうし
(虐待等の防止)

だい じょう けん しょうそん た かんけい かん れんけい しょうがいしゃ たい ぎゃくたいどう ぼうし かん
第15条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待等の防止に関し、
しょうがいふくし ていきょうじぎょうしゃ けいはつおよ けんしゅう おこな
障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

2 しょうがいふくし ていきょうじぎょうしゃ じゅうぎょうしゃ たい しょうがいしゃ たい ぎゃくたいどう ぼうし
障害福祉サービス提供事業者は、その従業者に対し、障害者に対する虐待等の防止に
かん けんしゅうおよ けいはつ おこな つと
関する研修及び啓発を行うよう努めなければならない。

ぎゃくたい そう きはっけんとう
(虐待の早期発見等)

第16条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見のため、
障害者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見及び早期
対応のための体制を整備するものとする。

しょうがいしゃ かぞくとう たい しえん
(障害者の家族等に対する支援)

第17条 県は、障害者の家族その他の関係者(以下この条において「障害者の家族等」と
いう。)の日常生活における不安の軽減を図るため、障害者の家族等に対し、情報の提供、
相談の実施、助言その他の必要な支援を行うものとする。

しょうがいふくし かか せいさくりつあんかてい しょうがいしゃ さんか すいしん
(障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進)

第18条 県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者
の参加を推進するものとする。

しょうがいしゃしゅたい かつどう そくしん
(障害者主体の活動の促進)

第19条 県は、障害者の自立及び社会参加の促進のために障害者が主体となって企画し、
及び実施する活動(以下この条において「障害者主体の活動」という。)に関する県民等
の理解を深め、その活性化を図るため、障害者主体の活動に関する普及啓発その他の
必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県内において障害者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要
な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努めるものとする。

3 県は、障害者主体の活動の促進に資するよう、国内外の障害者主体の活動に関する情報
の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

しょうがい しょうがいしゃ しえんたいせい せいび
(生涯にわたる障害者への支援体制の整備)

第20条 県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の
整備に努めるものとする。

こうれいしゃしきとく うれんけい
(高齢者施策等との連携)

第21条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子ど
もの福祉に関する施策との連携を図るものとする。

しえんしゅほう かん ちょうさけんきゅう
(支援手法に関する調査研究)

第22条 県は、障害の特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に
関する情報の収集その他の調査研究に努めるものとする。

ちゅうかくてき やくわり にな きよてん せいび
(中核的な役割を担う拠点の整備)

第23条 県は、当事者目線の障害福祉の推進に資するよう、障害者の地域生活の支援及
び社会参加の促進に関して中核的な役割を担う拠点の整備に努めるものとする。

(地域間の均衡)

第24条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、障害者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めるものとする。

(自立支援協議会の活動の推進等)

第25条 県は、障害者への支援体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域(保健及び医療と福祉との連携を図る観点から県内を区分した区域のことをいう。)ごとに協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。次項において同じ。)を置くとともに、その活動を推進するものとする。

2 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。

(人材の確保、育成等)

第26条 県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材(次項において「従事者」という。)の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

3 県は、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

II. 障害者等の支援マーク

障害の中には、難聴や中途失聴、ろう等の聴覚障害や身体内部の機能障害など、外見からはわかりにくい障害があります。

このような障害のある方や難病患者のなかには、見た目には障害が分からないことで、周囲から誤解をされたり、不利益を被ったり、危険にさらされたりするなど、社会生活を送る上で多くの不便がある場合があります。

また、会話による意思の疎通が難しかったり、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある方もおり、電車やバスといった公共交通機関等では「優先席」を利用したり、特別な配慮が必要となる場合があります。

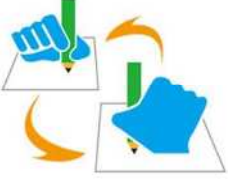
神奈川県が目指す「地域共生社会」「ともに生きる社会」は、障害の程度や状態に関わらず、あらゆる人が、ともに暮らしやすい社会を目指すことで実現します。まずは、私たち一人ひとりが障害のことを知り、「障害のある方が、どんな環境で、どんな支援を必要としているのか」や「障害のある方が感じる不便や悩みに気付く」ことが重要です。

障害のある方が支援を必要としていることや、障害に配慮された施設・設備があること等を分かりやすく伝えるため、国際的に定められたものや、自治体や障害者団体等が独自に提唱しているものなど、様々なマークや標示が作られていますので、これらのマークをご理解いただき、必要に応じて配慮へのご協力をお願いいたします。

マークの名称	概要等
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見掛けた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見掛けるマークです。 このマークを見掛けた場合には、視覚障害者の利用への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

ほじょ犬^{けん}マーク 	<u>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</u> 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。 「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声掛けをお願いします。
耳^{みみ}マーク 	<u>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。</u>また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。
ヒアリングループマーク 	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。
オストメイトマーク 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を増設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 「オストメイトマーク」はオストメイトの為の設備（オストメイト対応トイレ）があること及びオストメイトであることを表すマークです。 このマークを見つけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。

ハート・プラスマーク 	<u>「身体内部に障害のある人」を表すマークです。</u> 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害者の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見掛けた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク 	<u>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示しており、視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</u> 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることを聞くなど、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけるなど、サポートをお願いします。
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、<u>外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができきるマークです（JIS規格）。</u> ヘルプマークを身に着けた方を見掛けた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声を掛ける等、思いやりのある行動をお願いします。
手話マーク 	<u>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときや、役所・公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができることを表すマークです。</u> また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

筆談マーク 	耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所・公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができることを表すマークです。 また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。
障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。
サポートマーク 	『困っている人を助けたい!』その気持ちを表すマークです。 このマークを身につけることで、周囲で配慮を必要としている方々が誰に声をかけてよいのか伝わり、寄り添うことが可能な社会になることを目的としています。

12. 用語の説明

本計画に記載されている専門用語とその解説を、50音順に掲載しています。

なお、障害福祉サービス等の内容については、234ページの「3. サービス見込量」に、また、障害福祉に係る様々な法律の内容については、260ページの「7. 障害福祉に係る法整備の歴史」に、それぞれ記載していますので、あわせてご確認ください。

(50音順)

ようご 用語	せつめい 説明
ITS (高度道路交通システム)	最先端の情報通信技術等により、人と道路と車両とを一体として構築することで、交通管理の最適化を図り、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通し環境保全に寄与する道路システムのこと。 高速道路等では、このシステムが設置された通信アンテナ「ITSスポット」とETC2.0対応車載器、カーナビが双方向通信することで、料金収受だけでなく道路交通情報の提供などのドライバー支援が行われる。
いっばんしゅうろう 一般就労	障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。 一方で、就労継続支援事業所などで就労することを「福祉的就労」という。
いりょうてき 医療的ケア	家族等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
いりょうてき 医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。
インクルーシブ教育 (inclusive education)	支援教育の理念の下、共生社会の実現に向け、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと。 また、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること。
ウェブアクセシビリティ	誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

おんじゅん
(50音順)

ようご 用語	せつめい 説明
NPO (Non Profit Organization)	ひ え い り だ ん たい とく て い ひ え い り か つ ど う そ く し ん ほ う ほうじんかく 非営利団体や特定非営利活動促進法により法人格を え だ ん たい とく て い ひ え い り か つ ど う ほう じん 得た団体(特定非営利活動法人)のこと。 ひ え い り し ゃ か い こ う け ん か つ ど う じ ぜ ん か つ ど う お こ な し み ん また、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民 だ ん たい さ 団体を指すこともある。
オーラルフレイル	さ さい な こ う け ん の う て い か は じ し ん し ん き の う て い か ささいな口腔機能の低下から始まる、心身機能の低下に つ な が る こ う け ん の う き ょ じ ゃ く じ ゃ う たい つながる口腔機能の虚弱な状態のこと。 「わ ず か な む せ 」、 「 食 べ こ ぼ し 」、 「 発 音 が は っ き り し な い 」、 「 嚙 め な い も の の 増 加 」 な ど が 一 例 。
き か ん そ う だ ん し え ん 基幹相談支援センター	し ち ょ う そ ん せ っ ち ち い き そ う だ ん し え ん ち ゅ う か く て き 市町村が設置する、地域における相談支援の中核的な や く わ り に な き か ん そ う だ ん せ ん も ん そ う だ ん け ん り 擁 護 ・ 虐 待 役割を担う機関。総合相談・専門相談、権利擁護・虐待 ぼ う し ち い き い こ う て い ち ゃ く ち い き そ う だ ん し え ん たい せ い き ゃ う か 防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の と り く み や く わ り も と 取組といった役割が求められている。
き ょ う ど こ う ど う し ゃ う が い 強度行動障害	た が い か づ し じ ゃ う こ う い つ う じ ゃ う 他害(噛みつき、頭つきなど)や自傷行為などが、通常 か ん が ひ ん ど か た ち し ゅ づ げ ん じ ゃ う たい 考えられない頻度と形で出現している状態のこと。
き ん て ん ぎ し ゅ 筋電義手	き ん に く し ゅ う し ゅ く と き は っ せ い び じ ゃ く で ん り ゅ う 筋肉を収縮する時に発生する微弱な電流をスイッチ し ん こ う し ゅ り ゃ う て せ き ぎ け ん り け ん かい へ い 信号として利用して、電動ハンド(手先具)を開閉するこ と が で き る 義 手 の こ と 。
ケアラー	こ う れ い し ん たい じ ゃ う ま た せ い し ん じ ゃ う し ゃ う が い し っ ぺ い ど う え ん じ ゃ 高齢、身体上又は精神上の障害や疾病等により援助を ひ つ よ う し ん ぞ く ゆ う じ ん た み ち か ひ と たい む し ゃ う 必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償 で 介 護 、 看 護 、 日 常 生 活 上 の 世 話 そ の 他 の 援 助 を 提 供 か い ご か ん ご に ち じ ゃ う せ い か つ じ ゃ う せ わ た え ん じ ゃ う て い き ゃ う する者のこと。 も の
こ う じ の う き の う し ゃ う が い 高次脳機能障害	こ う づ う じ こ び ゃ う き の う そ ん し ゃ う も と こ う い し ゃ う 交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症 に よ り 、 記 憶 、 注 意 、 遂 行 機 能 、 社 会 行 動 な ど の 認 知 機 能 き お く ち ゅ う い す い こ う き の う し ゃ か い こ う ど う に ん ち き の う (高次脳機能)に障害が起きた状態のこと。 こ う じ の う き の う し ゃ う が い お じ ゃ う たい
こ う せ い そ う だ ん じ ゃ 更生相談所	さい じ ゃ う し ゃ う が い し ゃ ふ ぐ し そ う だ ん い が く て き 18歳以上の障害者の福祉について、相談や医学的、 し ん り が く て き お よ し ゃ く の う て き は へ て い お こ な ひ つ よ う 心理学的、及び職能的判定を行うとともに、必要な じ ゃ げ ん え ん じ ゃ お こ な き か ん 助言、援助を行う機関。 し ん たい し ゃ う が い し ゃ こ う せ い そ う だ ん じ ゃ ち て き し ゃ う が い し ゃ こ う せ い そ う だ ん じ ゃ 「身体障害者更生相談所」と「知的障害者更生相談所」 が ある 。
こ う ち ん 工賃	し ゅ う ち ゅ う け い ぞ く し え ん が た じ ぎ ゃ う し ゃ ゅ う り ゃ う し ゃ せ い ざ ん か つ ど う 就労継続支援B型事業所等が利用者に、生産活動に か か じ ぎ ゃ う し ゅ う に ゅ う せ い ざ ん か つ ど う か か じ ぎ ゃ う ひ つ よ う 係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な け い ひ こ う じ ゃ が く そ う ち ゅ う き ん が く し ほ ら 経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。
ご う り て き は い り ゃ 合理的配慮	し ゃ う が い ひ と に ち じ ゃ う せ い か つ し ゃ か い せ い か つ お く う え さ ま た 障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げと な る し ゃ か い て き し ゃ う へ き と の ぞ じ ゃ う ち ゃ う お う お こ な なる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われ る 配 慮 の こ と 。

(5 0 音 順)

ようご 用語	せつめい 説明
こころ 心のバリアフリー	さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。
こころ 心のバリアフリー推進員	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、企業等において、障害者への理解促進や受入れの取り組みを支援するなど、障害者の社会参加を推進する取り組みの中心的な役割を担う人のこと。
としょかん サピエ図書館	正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。視覚障害者等に対して、全国の点字図書館が作成した点字図書やデイジー図書のデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
かん りせきにんしゃ サービス管理責任者	障害者総合支援法において、サービスの質の向上を図る観点から、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、他のサービス提供者に対する指導的役割を持つ指定障害福祉サービス事業所等への配置が義務付けられている者。
さべつかいしょうしえんちいききょうぎかい 差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第17条の規定に基づき、医療、介護、教育等の関係機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報共有するとともに、障害者差別を解消するための取り組みを行うためのネットワークとして組織する協議会。
しかくしょうがいしゃようふ か そうち 視覚障害者用付加装置 (音響式信号機)	交通信号機において歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーより誘導音を鳴動させる装置のこと。
じどうはったつしえん 児童発達支援センター	障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設のこと。
じゅうしょうしんしんしょうがいじ 重症心身障害児	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

おんじゅん
(50音順)

ようご 用語	せつめい 説明
じゅうたくかくくほようはいりよしや 住宅確保要配慮者	しょうがいしや こうれいしや ていしよとくしや がいこくじん じゅうたく かくくほ 障害者、高齢者、低所得者、外国人など住宅を確保する ことが困難な人及びその世帯を指す。 はいりよしや はんい じゅうたくかくくほようはいりよしや たい ちんたいじゅうたく 配慮者の範囲は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅 きょうきゅう そくしん かん ほうりつ しょうれい さだ の供給の促進に関する法律、省令に定められている。
しょうがいじつうしよしえんじぎょう 障害児通所支援事業	じどうふくしほう もと ていきょう 児童福祉法に基づき提供されるサービス。 しょうがいじ つうしよ にちじょうせいかつ きほんてき どうさ 障害児に通所させ、日常生活における基本的な動作の しどう ちしきのう ふよ しゅうだん せいかつ てきやうくんれんどう 指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等の サービスを提供する事業をいう。児童発達支援、医療型 ていきょう じぎょう じどうはったつしえん いりやうがた 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等 じどうはったつしえん きょたくほうもんかたじどうはったつしえん ほうかごとう デイサービス、保育所等訪問支援がある。 ほいくしよとうほうもんしえん
しょうがいしゃげいじゆつぶん かつどうしえん 障害者芸術文化活動支援センター	くに しょうがいしゃげいじゆつぶん かつどうふきやうしえんじぎょう もと せつち 国の障害者芸術文化活動普及支援事業に基づき設置 し、地域における障害者の芸術文化活動を支援する ちいき しょうがいしゃ げいじゆつぶん かつどう しえん 拠点のこと。 しょうがいしや じぎょうしよ たい そうだんしえん しえんじんざい いくせい 障害者や事業所に対する相談支援、支援人材の育成、 けんり ほご すいしん しえんしや こうちく おこな 権利保護の推進、支援者のネットワーク構築などを行っ ている。
しょうがいしゃけんりじょうやく 障害者権利条約	しょうがいしや じんけんおよ きほんてきじゆう きょうゆう かくくほ しょうがいしや 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者 の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害 こゆう そんげん そんちやう そくしん もくてき しょうがい 者の権利の実現のための措置等について定める条約。 しゃ けんり じつげん そちとう さだ じょうやく 平成18年12月13日に国連総会において採択され、 へいせい ねん がつ にち こくれんそうかい さいたく 平成20年5月3日に発効した。 へいせい ねん がつ にち ほうこう 日本は平成19年9月28日に署名し、その後、障害者 にほん へいせい ねん がつ にち しょめい 基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消 きほんほう かいせい しょうがいしやそうごうしえんほう しょうがいしやさべつかいしやう 法の成立など様々な法制度等の整備が行われた。 ほう せいりつ さまざま ほうせいどう せいび おこな また、平成26年1月20日には批准書を寄託。同年2月 また へいせい ねん がつ にち ひじゅんしよ きたく どうねん がつ 19日に同条約は日本について、効力を発生した。 にち どうじょうやく にほん こうりよく ほうせい
しょうがいしゃけんりじょうご 障害者権利擁護センター	しょうがいしやぎやくたい かん つうほうおよ そうだんまどぐち ほんけん 障害者虐待に関する通報及び相談窓口のこと。本県で は、「神奈川県障害者権利擁護センター」という名称で、 かながわけんしょうがいしゃけんりじょうご めいしやう 事業委託により運営されている。 じぎょういたく うんえい
しょうがいしやこようりつ 障害者雇用率	しょうがいしや こよう そくしんどう かん ほうりつ じぎょうぬし 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に ぎ おづ ろうどうしや そうすう し しょうがいしやこよう 義務付けられている労働者の総数に占める障害者雇用 わりあい の割合を指す。

ようご 用語	せつめい 説明
しょうがいしゃ し か しんりょうじょ 障害者歯科診療所	たしゅたよう ぜんしんしつかん ゆう いっぱん し か しんりょうじょ 多種多様な全身疾患を有するなど、一般の歯科診療所 では対応が困難な障害者(寝たきりの高齢者を含む)に 歯科治療を行う診療所。障害者の全身管理や行動 管理、全身麻酔での歯科治療など専門的な知識・技術 を持った歯科医療従事者が対応している。また、一般の 歯科診療所よりも広いスペースを有し、移動ベッドのまま 治療を行うことができるなど、様々な配慮がなされて いる。
しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつし えん 障害者就業・生活支援センター (※通称:ナカボツ)	しゅうぎょく しゅうげ ていちゃく こんなん しょうがいしゃ たいしゅう ふくし 就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、福祉、 保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として 連絡調整などを積極的にしながら、就業及びこれに 伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う 施設。県内には10か所設置されている。
しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい 障害者自立支援協議会	しょうがいしゃしゅうぎょうしえんほうだい じょう きてい もと しょうがいしゃ 障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、障害者 や障害者の福祉、医療、教育又は雇用に係る関係者が 相互の連携を図ることにより、地域における障害者等へ の支援体制に関する課題について情報共有し、地域の 実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的として 設置する協議会のこと。
しょうひせいかつ 消費生活センター	けん しちようそん せつち しょうひせいかつ かん そうだん くじょう 県や市町村が設置する消費生活に関する相談や苦情 処理などを行う施設のこと。消費者安全法により消費 生活相談員の配置や週4日以上(4日)の相談実施などが 要件となっている。
しよくぎょうのうりよくかい ほう 職業能力開発センター	しよくぎょうのうりよくかい ほう せつち ざいしよくしゃ 職業能力開発促進法に基づき設置される、在職者を 対象に行う技能向上訓練(技能講習)、民間教育訓練 機関等に委託して行う委託訓練等の職業訓練を実施 する施設のこと。
じりつしえん いりよう 自立支援医療	しょうがいしゃしゅうぎょうしえんほう せつち いりようきゅうふ 障害者総合支援法に基づく医療給付のこと。 原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し、 10%を自己負担する。
じりつ せいかつえんじょ 自立生活援助	しょうがいふくし 障害福祉サービスのひとつ。 自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める 障害者を支援する。

(50音順)

ようご 用語	せつめい 説明
しんせいじちようかくけんさ 新生児聴覚検査	せいご にちめころ にういんちゆう しんせいじ たいしやう おと き 生後1、2日目頃の入院中の新生児を対象に、音が聞こ えたときに出る脳波の一種を検査する方法のこと。検査 は自動聴性脳幹反応(自動ABR)で行う。 「聞こえ」の障害を早期に発見し、適切な指導を受ける ことで、新生児の能力を十分に発揮させ、言語の発達を 促すことができる。
しんたいしやうがいしやてちやう 身体障害者手帳	しんたいしやうがいじ しゃ たい いっかん そうだん しえん おこな 身体障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うと もに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害 のある者に対し申請に基づく障害程度を判定し、身体 障害者であることの証票として都道府県知事(又は 政令市長、中核市長)が交付する手帳のこと。各種福祉 サービスを利用する際に活用できる。 また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けて いることがその対象の要件となっている場合がある。
しんたいしやうがいしやほじょけん 身体障害者補助犬	め みみ てあし ふじゆう かた をサポートする盲導犬や 聴導犬、介助犬のこと。 法律に基づき認定され、特別な訓練を受けている。 ハーネスや胴衣などに補助犬を示す表示を付け、電車や バスなどの交通機関、スーパーや飲食店、ホテルなどに 同伴する。
ようそうぐ ストーマ用装具	じんこうぼうこう じんこうこうもん ぞうせつ さい ふくぶ つく 人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたスト ーマから排泄される「尿」若しくは「便」を貯留するた めの装具のこと。 原則としてビニールで作られ、用途別に人工膀胱用と 人工肛門用に分けられる。
せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう 精神障害者保健福祉手帳	せいしんしやうがいしや しゃかいふっきおよ じりつ しゃかいさん か そくしん 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を 図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神 障害のために長期に渡り日常生活又は社会生活への 制約がある者を対象として交付する手帳。各種福祉サー ビスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度 についても手帳の交付を受けていることがその対象の 要件となっている場合がある。
せいしんほけんふくし 精神保健福祉センター	けんみん 県民のメンタルヘルスの保持及び向上、並びに精神 障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設のこと。 メンタルヘルスに関する相談、啓発普及事業等を行う。

(50音順)

ようご 用語	せつめい 説明
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	財産の管理や契約の締結などの法律行為等を行う際に、障害等により自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産管理や福祉サービスの契約などを行い、本人の権利を守り生活を支援する制度。 なお、弁護士や司法書士等の資格は持たないが、各市町村等が実施する市民後見人養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識や技術、社会規範、倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人を「市民後見人」という。
そうごうりょういくそうだん 総合療育相談センター	子どもたちや障害のある方が、地域や家庭でいきいきと暮らせるように、医療と福祉の一体的な相談、判定を行うとともに、他職種間の専門的なチームアプローチによる質の高い療育・医療の提供を行う施設。
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談を受けたり、必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの。 基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援がある。
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行うものとして厚生労働大臣が定めるもの。
ちいきせいかつしえんきょてんと 地域生活支援拠点等	障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備する障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（面的な体制を含む。）。
ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業	障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟な形態で実施する事業のこと。 日常生活用具給付等事業や、外出のための移動支援事業などがある。

ようご 用語	せつめい 説明
ち い き ほう かつ 地域包括ケアシステム	じゅうど よう かい ぎ じょう たい 重度な要介護状態となってもすみ慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、す 住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。 ち い き ほう かつ 地域包括ケアシステムは、かい ぎ ほけん ほけん しゃ 介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にもと基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。
せい しん しょう がい たい おう ち い き ほう かつ 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム つう しょう ほう かつ (※通称:にも包括)	じょう だん ち い き ほう かつ かん が かつ き ほん 上段の「地域包括ケアシステム」の考え方が基本であるが、現在の法律や制度では、精神保健や精神医療のし ざく かな ら ち い き ほう けん ほう しゃ かい ふく し ほう いりょう ほう 施策が必ずしも地域保健法や社会福祉法、医療法などに規定される各種施策と一体となっていないという現状がある。 この状況を改善し、地域の各種施策で精神障害等を抱えた方を特別扱いすることなく、精神障害「にも」対応していくことが重要であるというかん が へ 生まれたしくみのこと。
つう き ゆう し どう 通級指導	は っ た つ し ょ う がい せい と じ ゅ う ぎ ょ う つう じ ょ う が つ き ゆう 発達障害がある生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、学習・生活上の困難を改善・克服するために受ける特別な指導(県立高校の場合)のこと。
TSPS しん ご う じ ょ う ほう かつ よう う ん て ん し え ん (信号情報活用運転支援システム)	い っ ぱ ん ど う ろう じ ょ う こ う ど か ひ か り じ ょ う ほう も ち 一般道路上にある高度化光ビーコンからの情報を用いて、信号交差点での減速や発進など、円滑に通行するための運転を支援するシステムのこと。
DSSS あん ぜん う ん て ん し え ん (安全運転支援システム)	し に ん こん なん い ち じ どう し ゃ かん ち き ドライバーが視認困難な位置にある自動車を、感知機がけん し ゆつ じ ょ う ほう し ゃ さい そ う ち と お ち ゅ う い 検出し、その情報を車載装置などを通して提供し、注意を促すシステムのこと。
デイジー (DAISY) 図書 と し ょ としょ	Digital Accessible Information System の略で、し かく し ょ う がい は っ た つ し ょ う がい し た い ふ じ ゆ う た し ょ う がい 視覚障害や発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方のために制作されるデジタル図書の国際標準規格で製作された電子書籍の総称。 読みたい章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができ、おん せい せい せい 音声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジー等がある。
テレワーク	じ ょ う ほう つ う し ん ぎ じ ゅ つ かつ よう 情報通信技術を活用した、ば し ょ じ かん 場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

おんじゅん
(50音順)

ようご 用語	せつめい 説明
てんじとしょかん 点字図書館	しんたいししょうがいしゃふくしほうだい じょう さだ ししょうかくししょうがいしゃじょうほう 身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報 ていきょうし せつ 提供施設のひとつ。 てんじとしょ としよ せいさく かしだし としよ しょうかい 点字図書やデイジー図書の製作・貸出、図書の紹介、 てんやく ろくおん ようせい 点訳ボランティア・録音ボランティアの養成などを実施し ている。
でんわ 電話リレーサービス	ちやうかくししょうがいしゃ ちやうしゃ でんわ 聴覚障害者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる つうやく 通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って、 “手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で そくじそうほうこう 即時双方向につながるサービス。
とくべつしえんがっこう 特別支援学級	しょう ちゅうがっこう しょうがい じどうせいと ちてき 小・中学校において、障害のある児童生徒（知的 しょうがいしゃ したいふじゅうしゃ しんたいきよじやくしゃ じゃくししゃ なんちやうしや 障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、 げん ごしょうがいしゃ じへいしょう じやうちやうがいしゃ たい しょうがい 言語障害者、自閉症・情緒障害者）に対し、障害による がくしゅうじやうまた せいかつじやう こんなん こくふく きやういく おこな 学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う がっきゅう 学級のこと。
とくべつしえんがっこう 特別支援学校	しかくしょうがいしゃ ちやうかくししょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ したいふじゅうしゃ 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者 また びやうじやくしゃ しんたいきよじやくしゃ ふく たい ちやうちまん 又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、 しょうがっこう ちゅうがっこうまた こうどうがっこう じゅん きやういく ぼどこ 小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとと もに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し じりつ ほか ひつよう ちしきぎのう さず もくてき 自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的と がっこう した学校のこと。
なんびやう 難病	はつびやう きこう あき ちりやうほうほう かくりつ 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立して いない 希少な疾病であって、当該疾病にかかることによ ちやうき りやうよう ひつよう り長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。
Net119	おんせい ばんつうほう こんなん ちやうかくししょうがい かた 音声による119番通報が困難な聴覚障害のある方、 げん ごしょうがい かた どう けいたいじやうほうたんまつ 言語障害のある方が、スマートフォン等の携帯情報端末 から、円滑に消防への通報を行えるようにするシステム えんかつ しょうぼう つうほう おこな のこと。
ノーマライゼーション	しょうがいしゃ とくべつし だれ ひと く 障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮ら すことのできる社会の実現のため、条件が整えられ、とも に生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想。 い しゃかい しやかい しやかい しそう
はったつしょうがい 発達障害	じへいしょう しょうこうぐん た こうはんせい はったつしょうがい 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、 がくしゅうしょうがい ちゅういけっかんた どうせいしょうがい た 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他 これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢 るい のうきのう しょうがい しょうじやう まうじやうていねんれい において発現するもの。 はつげん

(50音順)
おんじゅん

ようご 用語	せつめい 説明
はったつしょうがいしゃちいきしえん 発達障害者地域支援マネージャー	しょうがいしゃそうごうしえんほうもとちいきせいかつしえんじぎょう 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に いちづかくちいきはったつしょうがいじしやしえん 位置付けられ、各地域における発達障害児者の支援 たいせいせいびかかしちようそんじぎょうしやうしえんじよげん 体制の整備に係る市町村や事業所等への支援・助言 いりようきかんれんけいとうはかやくわりもの や、医療機関との連携等を図る役割を持つ者のこと。
バリアフリー	しょうがいしゃこうれいしゃしやかいてきじゃくしやしやかいせいかつ 障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活 さんかうえせいかつししやうぶつりてきしょうがい に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、 せいしんてきしやうへきとのぞしさくもぐたいてき 精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に しょうがいとのぞじぶつおよじやうたいさようご 障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。
ピア ピアサポート ピアサポーター ピアカウンセリング	「ピア」とは「仲間」という意味。 「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」を指す。 「ピアサポーター」とは、自分の精神障害や精神疾患の たいけんいなかまかつどうささあかつどうかた 体験を生かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする方 たちのことを指す。 「ピアカウンセリング」とは、同じような立場や悩みを抱え ひとあつおななかまおこな た人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリング を指す。
ファックス110番	ちやうかくまたおんせいげんごきのうしやうがいしや 聴覚又は音声・言語機能障害者が、ファックスによって ばんつうほうおこな 110番通報が行えるように、ファックス受信機を警察 ほんぶつうしんしれいかせつちんじけんじこそうき 本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期 たいおうはか 対応を図るもの。 ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生 じかんひがいにじやうきやうはんになじやうほうつうほうしやじやうしよ 時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所、 しめいねんれいせいべつかこひつやう 氏名、年齢、性別」を書き込む必要がある。
ふくしてきしゅうろう 福祉的就労	しょうがいしゃしゅうろうけいたいしゅうろうけいぞくしえんじぎょうしよ 障害者の就労の形態で、就労継続支援事業所などで しゅうろう 就労すること。 いっぽうみんかんきぎやうこようかんけいもとはたら 一方で、民間企業などで雇用関係に基づき働くことを いっばんしゅうろう 「一般就労」という。
ふくしひなんじよ 福祉避難所	しょうがいしゃこうれいしゃいっばんひなんじよせいかつ 障害者や高齢者など、一般の避難所では生活すること がむづかやうはいりよしやいっついはいりよ 難しい要配慮者のために、一定の配慮がなされてい る避難所。
メール110番	ちやうかくまたおんせいげんごきのうしやうがいしやけいたいでんわでんし 聴覚又は音声・言語機能障害者が、携帯電話の電子 メールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急 つうほうおこな 通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信 しれいかせつちんじけんじこそうきたいおうはか 指令課に設置して、事件・事故の早期対応を図るもの。 メールには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生 じかんひがいにじやうきやうはんになじやうほうつうほうしやしめい 時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の氏名、 ねんれいこうもく 年齢」などの項目がある。

ようご 用語	せつめい 説明
もう しゃ 盲ろう者	し かくしやうがい ちやうかくしやうがい じゅうふく もの 視覚障害と聴覚障害が重複している者のこと。
ヤングケアラー	ケアラーのうち、18歳未満の者のこと。
ゆうせんちやうたつ 優先調達	しやうがいしやしゅうろし せつとう しゅうろし しやうがいしや じりつ そくしん 障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に 資するため、障害者優先調達推進法に基づき、県が行う ぶっぴんとう ちやうたつ ざ 物品等の調達を指す。
ユニバーサルツーリズム	ねんれい せいべつ ぶん か しんたい じょうきやう ひとびと も 年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな こせい ちがひ にかかわらず、すべての人が気兼ねなく さん か たの りよう 参加し楽しめる旅行のこと。
ユニバーサルデザイン	ねんれい せいべつ ぶん か しんたい じょうきやう ひとびと も 年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな こせい ちがひ にかかわらず、最初から誰もが利用しやす く、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しく み、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと。
ようやくひっき 要約筆記	ちやうかくしやうがいしや 聴覚障害者のためのコミュニケーションの1つで、話し手 の ないよう ひっき ちやうかくしやうがいしや でんたつ 内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもののこと。 いっばんてき 一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを 使用し、話し手の ばなし ないよう 話をTP（トランス・ペアレンシ ー）に書き、スクリーンにとうえい ほうほう おおもち 投影する方法が多く用いられる。 きんねん にゅうりよく がめん 近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェク ターでとうえい ほうほう もち 投影する方法も用いられてきている。
ようやくひっきしゃ 要約筆記者	しやてい こうしゅう う ちやうかくしや せいしんてき しやかいてき てきおのうりよくかいふく 所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な せんもんせい たか ちしき ぎじゅつ しゅうとく ちやうかく しやうがい 専門性の高い知識と技術を習得し、聴覚に障害のある かた かた しえん もの 方とない方とのコミュニケーションを支援する者のこと。
リハビリテーション	しやうがいしや しんたいてき せいしんてき しやかいてき てきおのうりよくかいふく 障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の ためのぎじゅつてき プログラムにとどまらず、しやうがいしや ステージのすべての段階において、主体性、自立性、 じゆう にんげんほんらい い かた かいふく かくとく め 自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す かんが かん 考え方。 しやうがいしや しさく じゅうよう りねん ひと うんどうしやうがい 障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の きのうかいふくくんれん せまい い みもち ばあい 機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合も ある。

(5 0 音 順)

ようご 用語	せつめい 説明
りょういくてちょう 療育手帳	じどうそうだんじょまたちてきしょうがいしゃこうせいそうだんじょちてき 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的 しょうがいしょうがいと判定された方に交付されるてちょう 障害があること。 しょうじしょうじものしょうがいしゃそうごうしえんぽうもと 所持する者については、障害者総合支援法に基づき しょうがいふくしかくじちたいみんかんじぎょうしゃていきょう 障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供 するサービスを受けることができる。 りょういくてちょうせいどかくじちたいはんていきじゅんどう 療育手帳制度は、各自治体において、判定基準等の うんようほうほうさだめ 運用方法が定められている。



かながわけん

神奈川県

ふくし こ きょく ふくし ぶしょうがい ふくしか
福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課

よこはまし なかくにほん おおどおり

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588

でんわ

電話 (045)-285-0528 (直通)

ちよくつう

FAX (045)-201-2051